

阿見町議会会議録

平成30年第2回定例会

(平成30年6月5日～6月19日)

阿見町議会

平成30年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	29
◎会期日程	30
◎第1号(6月5日)	33
○出席, 欠席議員	33
○出席説明員及び会議書記	33
○議事日程第1号	35
○開 会	36
・会議録署名議員の指名	41
・会期の決定	41
・諸般の報告	42
・議案第57号から議案第63号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	43
・議案第64号から議案第70号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	54
・議案第71号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	66
・議案第72号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	66
○散 会	67
◎第2号(6月6日)	69
○出席, 欠席議員	69
○出席説明員及び会議書記	69
○議事日程第2号	71
○一般質問通告事項一覧	72
○開 議	73
・一般質問	73
平岡 博	73
海野 隆	80
久保谷 充	96
野口 雅弘	114
石引 大介	116
永井 義一	132
○散 会	147

◎第3号（6月7日）	149
○出席，欠席議員	149
○出席説明員及び会議書記	149
○議事日程第3号	151
○一般質問通告事項一覧	152
○開 議	153
・一般質問	153
久保谷 実	153
川畑 秀慈	172
紙井 和美	198
難波 千香子	219
柴原 成一	244
栗原 宜行	249
・休会の件	265
○散 会	265
◎第4号（6月19日）	267
○出席，欠席議員	267
○出席説明員及び会議書記	267
○議事日程第4号	269
○開 議	270
・議案第57号から議案第63号（委員長報告，討論，採決）	270
・議案第64号から議案第70号（委員長報告，討論，採決）	276
・議案第71号（委員長報告，討論，採決）	300
・議案第72号（委員長報告，討論，採決）	301
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査	302
○閉 会	307

第 2 回 定例会

阿見町告示第115号

平成30年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月22日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 平成30年6月5日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成30年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	6月5日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	6月6日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第3日	6月7日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第4日	6月8日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	6月9日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	6月10日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	6月11日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	6月12日	(火)	休 会		・議案調査
第9日	6月13日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	6月14日	(木)	休 会		・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	6月15日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	6月16日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	6月17日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	6月18日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	6月19日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[6 月 5 日]

平成30年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月5日（第1日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	齋藤明君
交通防災課長	白石幸也君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
国保年金課長	小林俊英君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	柴山義一君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成30年6月5日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第57号 阿見町税条例等の一部改正について
議案第58号 阿見町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第59号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第60号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第61号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第62号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第63号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第64号 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第65号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第66号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第67号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第68号 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第69号 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第71号 竹来中学校校舎設備改修工事請負契約について
- 日程第7 議案第72号 財産の取得について（消防団第9分団消防ポンプ自動車購入）

午前10時00分開会

○議長（吉田憲市君） 定刻になりましたので、ただいまから平成30年第2回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 本日は、平成30年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

このたび、さきの町長選挙におきまして、町民の皆様から多くの御支援と御支持を賜りまして、町政のかじ取り役の重責を担わせていただくことになりました。第8代目の阿見町長として、町民の皆様の負託に応えるため、全力投球で誠心誠意努力してまいる所存であります。

それでは、定例会の開会に当たり、御提案いたしました議案等の説明に先立ちまして、今後の町政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

今、地方自治体は、地方分権改革の推進により、住民に最も身近な基礎自治体として、地域における包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に求められております。その一方で、社会保障費の増大、人口減少問題、公共施設の老朽化対策などの我が国が抱える社会問題にも最前線で向き合うことが求められており、困難な時代環境に直面しております。

しかしながら、阿見町には、こうした状況を乗り越えていく力があると確信をしております。私は、今回の選挙を通じて、町民の皆様をはじめとする多くの方々から、阿見町に対する気持ち、思いを直接お聞きし、また、町内をくまなく回りながら、豊かな自然環境や地理的条件、教育、医療、観光に関する優れた資源が存在することを、この阿見町が持つポテンシャルを実感いたしました。阿見町では町を超えた発展の可能性を有している、そう感じた次第でございます。

私は、まちづくりは将来世代も含めた見通しを持って取り組むことが重要であることを考え、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」という理念を町政運営の基本方針とし、町民の皆様との6つの約束と24の政策を掲げました。阿見町が抱えるさまざまな課題の解決に向け、自

主財源を確保する取り組みとあわせ、新たな政策手法にも挑戦しながら、今後4年間を通して、早急に実行ができる政策についてはすぐに、時間をかけて検討すべき政策についてはじっくりと、町民の皆様、議員の皆様、そして職員との対話を通じてつくり上げるオール阿見の体制をもって臨んでまいります。

これら、私の掲げた基本方針や政策は、今年度策定する阿見町第6次総合計画後期基本計画にもしっかりと位置付け、取り組んでまいります。

それでは、6つの約束と、約束ごとに掲げた4つの政策について、それぞれ基本的な方針を述べさせていただきます。

1つ目の約束である「教育」については、「未来へ投資を行うまちづくり」を目指して、4点ございます。

1点目は「あみ人材育成基金を創設し奨学金を支給」についてであります。学ぶ意欲を持ちながら、経済的な事情で望む教育を受けられない若い世代を支援し、教育の平等を推進します。大学等を卒業後には、阿見町への定住を促進し、地方創生にもつながる奨学金制度となるよう検討してまいります。

2点目は「スクールカウンセラーの配置拡充」についてであります。小学校の再編に伴い、学校環境や生活環境が大きく変化した子供たちとその保護者を支援するため、町独自にスクールカウンセラーを配置し、町内全ての小中学校できめ細やかな相談体制を構築してまいります。

3点目は「給食費無料化の拡大」についてであります。保護者の負担軽減を図るため、現在実施している第3子以降の児童の学校給食費無料化の対象を拡大し、さらなる保護者の皆様の負担軽減を図ってまいります。

4点目は「ランドセルの無料配布」についてであります。子育て世代への新たな支援として、小学校等に入学する児童を対象にランドセルの無料配布を検討してまいります。今年度については、制度設計、発注体制の構築のための準備期間となり、平成31年度に入学予定の新1年生に対しましては、ランドセルの配布にかえ、プレミアム付き商品券を祝い品として贈呈してまいります。

次に、2つ目の約束である「福祉」については、「お互いに支え合うまちづくり」を目指して、4点ございます。

1点目は「病児保育施設の整備」についてであります。子供の急な発熱など病気の発症時に、仕事などで御家庭での保育ができない場合に、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育等を行うことで、保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくり、ひいては若い世代の定住促進にもつながるよう、町内医療機関と連携しながら、病児保育施設について検討してまいります。

2点目は「18歳までの医療費無料化」についてであります。全ての子供たちが必要とする医療を安心して受けることができるよう、子供医療費無料化を、平成30年10月診療分から、対象年齢をこれまでの15歳から18歳までに拡大してまいります。

3点目は「障害者が自立できる授産施設の創設」についてであります。心身に障害があるなど一般就労をすることが難しい方に対して、就労や技能の修得のために必要な機会を確保し、自立を支援するための授産施設について検討してまいります。

4点目は「低所得者が入所できる介護施設の誘致」についてであります。所得が低く、特に生計が困難である方も安心して利用できる介護施設の誘致に取り組んでまいります。

次に、3つ目の約束である「産業」については、「地域資源を活かすまちづくり」を目指して、4点ございます。

1点目は「道の駅建設を凍結し再検討」についてであります。今年の3月、NEXCO東日本より、圏央道大栄ジャンクションまでの4車線化について、2022年から2024年までに順次供用開始することが発表されました。これにより、125号バイパス沿いに道の駅が完成する予定であった2020年からわずか2年後に、人の流れ、特に圏央道を利用する観光客の流れに大きな変化が生じることが十分に予想されます。また、建設費用の問題として、多額の財源を必要とするこの道の駅が、町民の皆様のための政策として、今、優先して取り組むべきなのか、ここで一度立ちどまって慎重に再検討することが、将来のまちづくりを見据え、必要であると判断いたしました。今年度より検証委員会を組織し、立地場所、整備時期、建設費用、運営体制の4つの観点について検証を行ってまいります。

2点目は「プレミアム付き商品券の復活」についてであります。町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化を図るため、本政策を復活いたします。プレミアム付き商品券は、町内の幅広い業種への経済波及効果が期待できるとともに、高齢者や子育て世代へ事前優先販売することで、生活支援にもつながる取り組みとして行ってまいります。

3点目は「グリーンツーリズムの推進」についてであります。グリーンツーリズムについては、これまでも農業体験や食農体験ツアー等を独自に取り組んでいる地域もありますが、担い手の育成や年間を通した受け入れ体制の構築が課題となっております。学校跡地の利活用なども含めて調査研究を行いながら、これら課題の解決に向け取り組んでまいります。

4点目は「観光資源の発掘と特産品の開発」についてであります。町には、霞ヶ浦に代表される自然や、予科練のまちとしての歴史、また、銘柄産地の認定を受けたレンコンを初め、魅力ある農産物等の資源がたくさんあります。それらに脚光を当てた観光資源としての価値づけの向上を図るとともに、生産・加工・販売にかかわるそれぞれの人材が強みを活かした中で、安定的に商品を販売するための体制構築に向け、商工会やJA、大学などと連携し、阿見町を

イメージできる特産品をつくり上げてまいります。

次に、4つ目の約束である「参加」については、「誰もが主役になれるまちづくり」を目指して、4点ございます。

1点目は「地域予算の創設による町民参加型予算の導入」についてであります。町民参加型予算は、自治体の財政が厳しさを増す状況の中で、予算編成プロセスへの市民参加を通して、自治意識の向上、積極的なまちづくりへの参加、地域課題の解決を支援する効果的な取り組みとして、近年、注目されており、その導入に向けた調査研究を行ってまいります。

2点目は「町民討議会の開催」についてであります。町民参加による町民を主役としたまちづくりを推進するため、いつでも町民の声に真摯に耳を傾け、小さな声も拾い上げられる体制の構築と町民のまちづくりへの参画を促すことを目的とした、町民討議会の開催を検討してまいります。

3点目は「NPO等の町民活動への支援」についてであります。町民参加による協働のまちづくりを進めるためには、地域予算や町民討議会のような町民が主役となれる環境の場を整備するほかに、町民自身が積極的かつ自発的に行う活動を広げていくことも重要であることから、こうした市民活動を積極的に支援してまいります。

4点目は「議会のケーブルテレビ中継とネット配信」についてであります。議会の定例会等の様子をケーブルテレビやインターネットによって外部に配信し、審議内容を、顔が見える形で町民の皆様にご覧いただき、町政への関心と理解を高めるための一助として、その導入を議会との調整を行い検討してまいります。

次に、5つ目の約束である「安心」については、危機管理ができるまちづくりを目指して、4点ございます。

1点目は「県外市町村との災害時相互支援協定の締結」についてであります。東日本大震災などの大規模災害時には、被災した自治体単独では被災者の救援、復旧活動が困難な状況が想定されます。このような状況下においては、県内の市町村も同時に被災している可能性が高いため、一定の距離にあり、かつ主要幹線道路の復旧で相互支援が可能となる県外自治体との災害時相互支援協定が有効な手段と考えられます。実績としましては、昨年11月に千葉県酒々井町と協定を締結しており、今後も県外他市町村との協定締結を加速してまいります。

2点目は「警察等からの出向職員の配置」についてであります。防犯力を高めるさまざまな活動に警察官のノウハウを取り入れ、犯罪のないまちづくりを推進するため、行政と警察のパイプ役となる警察等からの出向職員の配置を検討してまいります。

3点目は「自治体クラウド移行によるリスク回避」についてであります。大規模災害時においても必要な行政機能を維持・継続し、復旧活動や被災者支援を円滑に行えるよう、基幹業務

システムのデータを安全な外部データセンターで保有・管理する自治体クラウドへの移行に取り組んでまいります。

4点目は「救急体制の再構築」についてであります。さらなる救急医療体制の充実に向け、稲敷広域消防本部、東京医科大学茨城医療センターとの連携強化を図り、稲敷広域消防本部加入以降の町内の救急活動状況を関係機関とともに検証し、救急体制の再構築に取り組んでまいります。

最後に、6つ目の約束である「財政」については、「財政規律を守るまちづくり」を目指して、4点ございます。

1点目は「基金積立額の適正確保と町債の抑制」についてであります。災害時や経済事情の急激な変動、公共施設の老朽化対策にも対処できるよう、基金の中期的な目標額を設定し、積み立てのプロセスを確立します。町債については、将来世代に過度の負担を残すことのないよう、発行額の抑制を図り、財政の健全性を保ってまいります。

2点目は「公平・公正な入札と契約制度の見直し」についてであります。入札制度の公平性をより一層高めるため、電子入札システムの導入などに継続して取り組んでいくとともに、地域の特性を踏まえまして入札方式を計画的に見直し、町内業者を育成する観点から入札参加機会の拡大を図ってまいります。

3点目は「ふるさと納税への積極的な対応」についてであります。ふるさと納税制度を通し、全国の皆様に阿見町を応援していただくことで、町の特色をPRし、さまざまな政策を実現するための有効な手段となるよう、町内農業者の皆様、商工業者の皆様、町内工業団地の皆様の御協力を得ながら、町の地域資源を最大限活用した魅力的な制度構築に取り組んでまいります。

4点目は「公共施設の老朽化対策と大型事業の見直し」についてであります。町の公共施設の多くが改修や建て替えの時期を迎えつつあり、限られた財源の中で対策を進めていくためには、緊急度・優先度を明確にしながら、計画的に事業を実施することが不可欠であるとともに、後年度への影響が大きい大型事業については、適正規模への見直しを進め、財政負担の軽減と年度間負担の平準化を図ってまいります。

私が皆様との約束として掲げた政策は以上となりますが、このほかにも、選挙を通じ、また町長に就任してからの約2カ月という短い期間にも、多くの皆様から町政に対する御意見、お気持ちを拝しております。今後も町民の皆様からの声にしっかりと耳を傾けながら、町政を担う者としての使命と責任感のもと、町政運営に全力で取り組んでまいります。

以上、今後の町政運営に対する所信の一端を申し述べました。

これまでに述べましたように、まちづくりには町民の皆様、議員の皆様、そして職員との対話が欠かせないものと考えております。私もまた、議員時代からの現場第一主義を貫いて一生

懸命働く覚悟でございます。

「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」の実現に向け、皆様の力強い御支援、御指導、御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

御清聴まことにありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

14番 紙井和美君

15番 柴原成一君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る5月29日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長柴原成一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） 会期の決定について御報告申し上げます。

平成30年第2回定例会につきましては、去る5月29日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から6月19日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月6日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、6月7日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

4日目、6月8日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月11日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、6月19日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会としましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（吉田憲市君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月19日までの15日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありますので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 報告事項を申し上げます。

初めに、平成29年度繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

平成29年度事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため、予算の定めるところにより平成30年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成29年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

次に、平成29年度事故繰越について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告いたします。

平成29年度の事業施行に当たり、避けがたい事故により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため平成30年度に事故繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成29年度事故繰越し繰越計算書のとおりであります。

その内容としましては、都市排水路整備事業で、排水路工事に不測の日数を要したため年度内の完了が困難となったことから、また、公共下水道事業整備事業で、繰越明許費の金額設定に誤りがあったため、事故繰越として繰り越すものであります。

次に、平成29年度水道事業会計予算の繰り越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告をいたします。

平成29年度の水道事業執行に当たり、諸般の事情により、年度内での事業完成並びに支出が困難となったため、平成30年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成29年度水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第57号から議案第72号、以上16件であります。

次に、監査委員から平成30年3月分から平成30年4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、御報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりでございます。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成30年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、6月4日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成29年度阿見町土地開発公社決算書及び平成30年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので御報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第57号	阿見町税条例等の一部改正について
議案第58号	阿見町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第59号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第60号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第61号	阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第62号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第63号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、議案第57号、阿見町税条例等の一部改正について、議案第58号、阿見町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に

ついて、議案第59号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第60号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第61号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第62号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第63号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第57号から議案第63号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第57号の阿見町税条例等の一部改正について申し上げます。

本案は、平成30年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、町内の中小企業等が新たに導入する先端設備等に係る固定資産税の特例の新設等のために所要の改正を行うものであります。

議案第58号の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を一部改正する省令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業者が代替保育及び食事の提供を行う場合の取り扱いについて所要の改正を行うものであります。

議案第59号の阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国民健康保険制度改革により、本年4月から国民健康保険制度の財政運営主体が茨城県になったことに伴い、医療費支払い増大に備えて設置している阿見町国民健康保険支払準備基金の処分事由等について所要の改正を行うものであります。

議案第60号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国民健康保険制度改革により、茨城県に納付することとなった国民健康保険事業費納付金の財源として賦課徴収する国民健康保険税の税率等について、不足見込みの解消及び将来的な県内保険料統一に向けて所要の改正を行うものであります。

主な内容としましては、賦課方式を3方式とし、医療分について、所得割100分の6.20、均等割2万2,000円、平等割2万2,000円に、後期高齢者支援金分について、所得割100分の2.20、均等割7,000円、平等割7,000円に、介護分について、所得割100分の1.30、均等割1万円とするものであります。

議案第61号の阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、茨城県の補助事業で実施している医療福祉費支給制度が、平成30年10月診療分から小児の入院に関して対象年齢が18歳まで拡大されることに合わせ、町単独事業として外来を含めての医療費無料化を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第62号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、平成32年度において町内に特別養護老人ホームを開設・運営していただける事業者を選定するに当たり、公平かつ適正な選考を行うため、阿見町特別養護老人ホーム整備事業者選考委員会を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第63号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町特別養護老人ホーム整備事業者選考委員会委員につきましては、議案第62号と同様の理由により、附属機関の設置に伴い、その委員を非常勤特別職として追加するものであります。

スクールカウンセラー、準スクールカウンセラーにつきましては、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、新たに教育委員会に置くスクールカウンセラー等の報酬等を追加するものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本件7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 私のほうからは、まず議案第59号ですね、国民健康保険の支払い準備のやつですけれども、これについてちょっとお伺いしたいんですけれども、3点あるんですけど、よろしいですか。

○議長（吉田憲市君） はい、どうぞ。

○8番（永井義一君） まず1点目ですね。この中で15条の中での支払準備基金の基本的な考え方をちょっとお伺いしたいんですけれども。どうしてこういうことを聞くかというんですね、以前、私のほうで一般質問したときがあったもので、ちょっとそれを確認したいと思ってお伺いします。

以前聞いた中では、この支払準備基金に関しまして、インフルエンザ等、感染症が蔓延したときに支払いに充てるということを答弁で言っていたわけなんですけれども、今回のこの条例案ですと保険者が県になるということで、県への納付金の支払いの円滑化に充てる、そういっ

た改正だと思います。

今年の3月ですね、私の一般質問の中で、答弁の中でですね、繰越金や支払準備金を有効に活用し、被保険者の大幅な負担増にならないように配慮したい、このように答えています。また、昨年12月議会の中でもですね、具体的には繰越金を必要保険料額に充てていくとの対応策を検討しています。このように町のほうでは答弁をしているわけなんですけれども、その辺について、今回の中と私の一般質問の答えの整合性がどこにあるのか、ちょっとそれを1つお聞きします。

2つ目なんですけれども、この19条に関して、保険給付に要する費用の財源に不足が生じた場合とありますけれども、県からの給付という形に今回なると思うんですけれども、その県からの給付で不足が生じる場合というのはどのような場合が考えられるのか、それが2点目です。

あと、最後にですね、今の現在の国保の収納率、今の収納率とですね、県のほうにかわった後の収納率の予測、そういったのがあれば教えてください。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、1点目の第15条の関係でございます。従来の国民健康保険の支払準備基金は、前からお答えしておりましたように給付費等に支払いが不足が生じた場合、例えばの例でインフルエンザとか、予算をとっていますけれども、それを超える医療費の急激な増によって支払いが困難になった場合、これは基金のほうを取り崩してその支払いに充てるということでございました。

今度は平成30年度から、改正によりまして、そういう医療費につきましては県のほうが一括して納付すると、支払うということになりますので、その必要もなくなったということになります。今度はそのかわりに、国民健康保険の事業費の納付金、これを町のほうで県に納めるということになりますけれども、その財源に不足が生じた場合に、今度は基金を取り崩してですね、充てるという関係規定の整備を行うというものでございます。

整合性といいますと、従来はそういう医療費に充てる部分ですけど、今度はその医療費のかわりに、県のほうに事業費納付金を納めていくと。事業費納付金の財源としては、主に国、県の補助金を除いては保険料で賄うわけなんですけれども、で、保険料を算定するわけなんですけど、それでも不足が生じた場合については、基本的にはまずは繰越金があれば繰越金を活用して充てる。そして、それでもどうしても足りないというような場合には、現行条例のままですと医療費の不足が生じたとか、そういう場合でしか崩せませんけども、今回改正をいたしまして事業費納付金の財源不足に充てる場合に使えるというような改正を行うものでございます。

それから、済いません、今、介護納付金と申し上げましたけども、国民健康保険の事業費納付金でございます。大変失礼いたしました。

それから、2点目、19条の基金の処分でございますけども、保険給付に要する費用の財源に不足が生じた場合ということで、基本的には、要は、国民健康保険の事業費納付金が県のほうで支払う財源になりますので、要はそれに充てるという意味で解釈していただければと思います。

それから、3点目の収納率でございますけれども、収納率に関しては、収納の事務に関しては市町村で行うということでございますので、県のほうで算定しております収納率ですけども、人口規模によりまして、阿見町の規模ですと92%で県のほうでは想定しておりますけれども、現時点で阿見町の収納率は、今はそれを上回っております。92.7%ぐらいだったかな。93%ちょっと欠けるぐらいということで、それを上回っているという状況でございます。ですから、収納率に関しては、市町村のほうで引き続き収納について取り組んでいくということでございますので、県にかわったから、その収納関係が変わるということではございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

永井議員。

○8番（永井義一君） 最初の質問の15条の部分なんですけども、私が聞いたのはですね、ちょうど部長のほうで答弁されたことが、言ってしまえば、繰越金等をですね、必要保険料に充てていくというか、対策という形で答えていたわけなんですよ、去年の12月の議会、3月議会の中でですね。で、今回、保険料の改定があって、全協でもらった資料で、いろんな市町村の数字が入ってましたけども、あの中で約半分弱のところは30年度でも変わらない金額になっているわけですよ。要は、保険料率の改定はしていないわけなんです。ですから、そういった町で、市町村で努力をして改定してないところもあるわけなんですけども。

ですから、私は今回、阿見町がこの条例の中で保険料率が上がるということがあるわけなんですけども、それについて答弁との整合性はどうかということをも改めて質問したわけです。ですから、それを再度お願いします。

それとあと、2つ目の19条の部分に関してなんですけども、今の答弁の中で、事業納付金の話は出ましたけども、保険給付費の支払いの財源不足ということも書いてあるかと思うんですよ。ですから、これは県のほうから来る給付費の支払い不足の財源というふうなことだと思うんですけども、そういった県からの給付される財源が不足するということが、具体的にどういふことが考えられるのかなと、そういったところをちょっとお伺いしたんで、再度答弁をお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

まず1点目、上げないよと言ったところ、前回の一般質問の答弁でも、なるべく被保険者の負担増につながらないように、繰越金ですとか支払準備基金を活用して、極端な引き上げによって被保険者の皆さんの負担増にならないよということで答弁を差し上げております。それに対して、今回引き上がったので、その整合性がとれてないんじゃないかなという御質問でよろしいですかね。

はい。御承知のように、基本的には保険税は引き上げたくないというのが本心でございます。ただ、事業費納付金を支払うに当たっては、どうしてもそこから国、県の補助等を引いた分、これについては保険税で賄うということになります。それで、国の国民健康保険運営方針におきましても、安定的な財政運営に関する事項といたしまして、市町村における国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が1会計年度単位で行う短期保険であるということに鑑みまして、原則として必要な支出を保険料や国庫負担金で賄うことにより、国保特別会計において収支が均衡していることが重要であるというふうにされているところでございます。

仮に、今回繰越金が4億、約5,700万ぐらいを想定されますけれども、例えば繰越金を保険料必要額に全額に充てた場合、恐らく単年度では引き上げなくて済むということになりますけれども、恐らく数年で繰越金がなくなってしまいということになると思います。そうなりますと、その後、大幅な引き上げが想定されてしまいますので、一気にですね、大幅な引き上げによる被保険者の皆様の負担にならないように配慮したいというふうに考えてございます。

ですから、まずは県で示されます国民健康保険事業費納付金を納めるに当たって、標準の保険料率というのが示されますので、なるべくそれに近づけるよう、将来の県の保険料の統一も鑑みましてですね、今回、算定をさせていただいたところ、引き上げざるを得ないという状況になってございます。国の激変緩和措置等も年々補填される額が少なくなってくるということも鑑みますと、年度ごとに極端な引き上げのないように対応してまいりたいということでございます。

それから、2点目ですけども、保険給付費に要する費用の財源に不足が生じた場合というところの、細かいところですかね。済いません。

○議長（吉田憲市君） 国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） では、19条の件に関しまして、私のほうからお答えいたします。

保険給付の費用に財源が不足した場合と何を想定しているのかというのですけれども、県のほうから交付金として医療費の支払いについては全額ほぼ賄われるということは全協でも御説

明いたしましたが、今回、なぜこの文言を残してあるかという点、想定されない事態、ほとんどないとは思いますが、改正前の災害等がありますけれども、そのような事態があったときに、前回の全協の説明でもありましたキャッシュフローという形で、手持ちの、県から交付金の来るのを待ってから支払われるという場合がほとんどだと思うんですけども、それを時期的に前後してしまう場合があるかもしれない。先に町のほうから支出をしていた交付金を待つという場合も起こるかもしれないということを想定して、ちょっと条文のほうは残してあります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

永井議員。

○8番（永井義一君） とりあえず今のはわかりました。で、今、59号ですね、質問させていただいたんですけども、あと、第60号のほうの質問に移ります。

この中で、全協のほうで資料をいただいたところをいろいろ読んでいたんですけども、今回、この所得割の部分ですね、その部分で、将来の上昇に備えてできるだけ上昇幅を低くしたいということが、全協でいただいた資料に書かれております。

しかしですね、他市町村の、これも全協でもらった資料なんですけども、他市町村のやつを見ますと、阿見町の9.70というのはかなり低いほう、2番目に低いのかな、この資料の中では、ほかのところでは10.幾つ、11.幾つとか、そういった形であるかと思うんですけども、私、この間ずっとこれに関してはね、均等割の話をさせていただいていますけども、この部分です、所得割を抑えて、なおかつ均等割のほうを上げているというような状況がストレートにあるかと思うんですけども、そういったですね、その辺のバランスの問題なんですけども、どうして所得割をある程度抑えて均等割を上げたのか、この辺のバランスのことをちょっと伺いたいので、お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、保険税でございますけれども、医療費に充てる医療保険分、それから後期高齢者の支援金の支払いに充てる後期高齢者支援分、それと介護納付金の支払いに充てる介護納付金分、この3つから成り立っております。医療保険分と後期高齢者支援分、これにつきましては0歳から74歳までが対象でありまして、さらに40歳から64歳までの方は介護納付金分が加わるということになってございます。で、現状を申しますと、医療費分で集めたものを後期高齢者支援分に回していると。内訳ですけれども、そういうことになってございます。

で、まず保険料ですけれども、県に納付する事業費納付金、これを納めるために県が市町村

の標準保険料率、これを算定し示されたところでございます。県で算定した標準保険料率、これは所得割と均等割、この2方式で示されました。それで今回ですね、町のほうでは資産割をなくして3方式に変更ということで上程させていただいております。それにですね、県で示された2方式に平等割を加えました3方式に書きかえて再計算した結果、医療分と後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせた均等割の合計金額で申し上げますと、5万4,042円ということになりました。

議員御指摘のように、均等割が余りにも高額になりますと、子供も含めた世帯人数の多い世帯の被保険者の負担増につながるということになりますので、全協のほうでもお示しさせていただきましたが、平成29年度において、既に3方式を採用している18の自治体の均等割の平均割、平均値、これが4万494円でございます。これを参考に、これを上回らないように、3万9,000円と。その3つを合わせた合計ですね、3万9,000円としまして、それから標準保険料率とほぼ同額の平等割については2万9,000円の同額、据え置きとしまして、その残りの保険料を保険料に必要料を所得割で調整をさせていただいたということでございます。

このように、均等割につきましては極端に増額にならないように配慮しているところがございますので、御理解いただきたいということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

永井議員。

○8番（永井義一君） 今の説明の中では、均等割のほうが、この3方式で上げている市町村の平均よりも上回らないような金額にして、その計算の方式で所得割を9.7にしたというような答弁だと思うんですけども、この国保税率の検討事項というところにね、そういったことは書かれていなくて、所得割が将来の上昇に備えてできるだけ上昇幅を低くしたいということが書かれているんでね、それで私はちょっと質問をしたわけなんですよ。

ですから、その辺の今の部長の答弁……。要するに、この税率を決めるときに今の部長の答弁のほう为正しかったのか、このプリント、全協でもらったプリントが正しかったのか、ちょっとそれがわからないんですけども、それを再度お答えください。

それと、あとですね、ちょっとこれ、全協の中の資料でもらったところで、ちょっといろいろ調べたんですけども、この3方式がやられている土浦市から小美玉市までのずっと表があるかと思うんですけども、この中で平等割の部分でですね、介護を含んでいるところが1、2、3、4つあったんですけども、これは方式としては、各市町村でこの形は決められるようなものなんですか。

言ってること、わかりますか。要は、阿見町でいいますと、平等割については介護分はゼロ

ですよ。いいですか。それで、ほかの市町村の中で、水戸、常総、取手、利根、これが介護分の中の平等割というのが入っているわけなんですよ、5,000円とか5,500円とか。そういった中で、これに関しては市町村で独自に形として決められるものなのか、どうなのか。ちょっとこれを教えてください。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

まず1点目の保険料につきまして、全協の資料では所得割部分については将来の上昇に備えてできるだけ上昇幅を低くしたいということと、先ほどの私の答弁で、まず均等割についてはなるべく負担増にならないようにということで、それを抑えて残りを所得割のほうにということで答弁させていただきました。

全協の資料では、所得割部分についてのみ記載がございましたけども、基本的な考えといたしましては、先ほど私が申し上げましたように、余り均等割を極端に、県で示された標準保険料率を、それを3方式に転換した場合でそのまま適用しますとかなり高額になってしまいます。そうなりますと、お子さんの多い世帯等につきましては負担が大きくなってしまうということでございますので、極力その均等割については抑えるように配慮をさせていただきました。残りの部分につきまして、所得割のほうに反映をさせていただいたということで設定してございます。

ただ、基本的な考え方としては、全体的に健康保険税の引き上げはなるべく引き上げ幅を抑えていきたいというのが私どもの考えでございます。それに対応するように、万が一の場合に対応できるように支払準備基金につきましても取り崩しが今回できるように制度改正を行ったというところでございます。

それから、2点目の介護分保険料の内訳で、介護分について平等割をとってる市町村ととってない市町村があるということで、いろいろ調査をしていただいたところでございます。阿見町につきましては、平等割については医療分と後期高齢者の支援分、この2方式ということで採用を、従来から採用をさせていただいております。介護分につきましてはとっていないんですけども、介護分についても平等割を加えて3方式にするかどうか、これはそれぞれの市町村の判断によるところということでございます。

今回、うちとしましては、従来どおり2方式を、平等割については2方式を採用しておりますので、今回の改正につきましても同様に平等割については医療分と後期高齢者支援分、この2方式で割り振りをさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

永井議員。

○8番（永井義一君） 済いません。今のやつはわかりましたので、あとですね、61号のほうなんですけども、これに関してですね、マル福のほうの拡大、これは私もこの間、ずっと一般質問させていただいて、なかなかできなかつたんですけども、今回のね、新町長のもとで、こういった形で実現されるということで、これ、各県内の市町村でもね、ここまでやってるところは太子町と阿見ぐらいかなとは思ってますけども。

そういった状況があるんですけども、実は今回ですね、全協でもらった町長政策公約の取り組み状況についてという冊子、この中でですね、この福祉の部分で、18歳までの医療費無料化、954万3,000円という金額が書いてあるんですけども、これ、去年まで、民生教育常任委員会の中で、これも予算要望しようじゃないかということで、前回いろいろ委員会で検討する中で、高校卒業までの費用が2,881万5,963円、かなり具体的な数字が出てるんですけども、今回のこの954万3,000円との整合性をちょっとお伺いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

従来、説明をさせていただいた部分につきましては、現在のマル福について、高校生まで完全無料化、18歳までですね、無料化した場合、約2,900万ぐらいかかるだろうということでお話をさせていただきました。今回の予算で計上させていただいているのが954万3,000円ということで開きがあるわけでございますけども、簡単に言ってしまいますと、年間ベースなのか、それとも、今回は10月からということでございますので、その月割りによる差でございます。

まずは医療費の助成分、要は自己負担金を超えた保険3割相当分、これにつきまして、実施が県のほうの制度の改正で、県のほうも入院につきましては今まで中学3年生までだったんですけども、といっても、県のほうでは所得制限等もございますが、それを県のほうでは中学3年生までを高校3年生、18歳まで、10月から引き上げをするということになりました。

それにあわせて当町におきましては、今まで中学生まで、自己負担金分を含めて完全無料化で行っていたわけなんですけども、県の入院費だけということではなくて、中学生と同様に、自己負担金分も含めて完全無料化、これを行おうということで10月から実施をするということに伴う予算の計上でございます。

医療費の助成分につきましては、この954万3,000円のうち、内訳としまして750万円になりますけれども、これは自己負担を超えた保険料3割相当分についてなんですけれども、これは10月から始まりますので、10月診療分から2月診療分までの5カ月分が対象になります。月おくれで請求になりますので、今年度で支払う分は10月から2月までの5カ月分。それから、自己負担金の分、例えば外来ですと1日600円、これが月2回までですとか、入院は1日300円の月10日までというところなんですけど、これにつきましては10月と11月、この2カ月分が対象になります。といいますのは、これは一度お支払いをいただいて、その後、町のほうに請求をいただいて償還で払うということになりますので、12月診療以降の分については来年度の予算になるということをごさいます。

ですから、医療費の助成分については10月診療分から2月診療分までの5カ月が対象、それから自己負担金分の助成費につきましては10月と11月診療分の2カ月分が対象ということになりますので、その差ということになります。今まで御説明を差し上げていましたのは、丸々12カ月分を完全無料化した場合には約2,900万円程度かかるということをごさいますので、その差ということをごさいます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

永井議員。

○8番（永井義一君） 今の状況はわかりました。ちょっと年間ベースでいくと、やっぱり二千五、六百万ぐらいはかかるということで理解をいたしました。

で、この日程第4の中で、ちょっと最後なんですけれども、議案第63号ですね、をちょっと質問させていただきたいんですけども、このスクールカウンセラーの部分で、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正なんですけれども、これ費用弁償のところが空欄になっているんですけども、以前もらった主要事業の概要を見ていると、費用弁償のところが4万5,000円というふうに入っているんですよ。ですから、これはどうなのかなと思って。よろしいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

スクールカウンセラーの費用弁償ですが、確かに心配しております、こちらの議案63号の欄にはですね、確かに金額が入っておりませんが、予算的にはですね、今回補正予算としまして計上させていただいております。一月6,320円を一応想定してまして、計上させてもらってまいります。ちょっとこの欄が空欄になっていることにつきましては、ちょっと確認させていただきたいと思います。済いません。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号から議案第63号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会、民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いを申し上げます。

議案第64号	平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第65号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第66号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第67号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第68号	平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第69号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第70号	平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第65号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第66号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第67号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第68号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第69号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第70号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第64号から議案第70号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第64号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に6億20万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ160億9,820万7,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款国庫支出金では、朝日中学校校舎の増築に係る公立学校施設整備費負担金を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額。

第21款諸収入では、阿見吉原土地区画整理事業における公園緑地整備負担金を増額、助成決定を受けたコミュニティ事業助成金及びスポーツ振興くじ助成金を新規計上。

第22款町債では、消防施設整備事業債を新規計上、また朝日中学校校舎増築に伴い、学校施設整備事業債を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか、第2款総務費では、企画費で三世代同居・近居促進奨励金を新規計上。町民活動推進費で、行政区の公会堂備品整備に係るコミュニティ事業補助金を新規計上。

第3款民生費では、医療福祉費で医療給付事業を増額し18歳までの医療費を無料化、また児童福祉総務費で、保育士の流出防止及び確保対策として、保育士等処遇改善助成金を新規計上するものであります。

第6款商工費では、商工業振興費でプレミアム付き商品券事業補助金を新規計上。

第7款土木費では、地籍調査費で国土調査の重要資料を電子データ化するための委託料を新規計上。

第8款消防費では、消防施設費で消防団資機材収納庫を整備する倉庫建築工事を新規計上するものであります。

第9款教育費では、中学校学校管理費の学校施設整備事業で阿見中学校屋上防水及び竹来中学校の屋上防水・外壁修繕工事实施設計並びに朝日中学校の校舎増築工事を新規計上、また体育施設費でスポーツ振興くじ助成金の交付内定を受け、総合運動公園フットサルコート改修費を新規計上するものであります。

5ページの第2表、地方債補正については、消防設備整備事業債を追加するとともに、学校施設整備事業債等の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第65号から第69号までにつきましては、それぞれの特別会計において、主に人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、議案第65号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から579万4,000円を減額、歳入歳出それぞれ51億6,820万6,000円とし、その財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第66号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に691万円を

追加し、歳入歳出それぞれ16億6,091万円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、一般管理費で県の補助対象変更に伴い下水道接続工事費補助金を増額するもので、その財源については県補助金及び一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第67号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から39万4,000円を減額、歳入歳出それぞれ1億4,060万6,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与費を補正するほか、一般管理費で県の補助対象変更に伴い農業集落排水設備設置工事費補助金を増額するものであります。またその財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第68号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に216万円を追加し、歳入歳出それぞれ32億2,116万円とし、その財源につきましては一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第69号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に9万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億7,909万3,000円とし、その財源については一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第70号の水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入について24万8,000円を増額、同支出について334万5,000円を減額するものであります。

その内容としましては、職員給与費を補正するほか、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の増額に伴い消費税が還付となるため、収入の増額及び支出の減額をするものであります。

また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出については、1億6,654万円を増額するものであります。

その内容としましては、配水施設拡張費の委託料、工事請負費等を増額するものであります。

なお、増額により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億6,654万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたします。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 議案第64号についてお伺いいたします。8ページの議会活動費について伺います。これについては、福井県で開催される国体を視察に行くと聞いていますけども、今まで全協で議論もしてないで補正予算をここに載せてあるのは、ちょっと不自然ではないかと私は思います。本来であれば議長が議会の意見をまとめて、何を視察してくるかなど、まとめてから予算をとらないと、町民からは観光旅行ではないかと誤解を招くようなことがあるのではないかと思います。

それからですね、そのときに日程表のようなのが配られたんですけども、これには、今までは議員に配るものは大体議長名で配ったのがほとんどですけども、これは事務局長が配っています。で、事務局長が配って議長の名前が全然ないということは、議会で議論されなくても、全協で議論されなくても仕方がないのかという気はいたしますけども、もし事務局長が議長を通さないでこれを配ったとすれば、執行部からの依頼でこれを配ったのか。執行部といえば、国体推進室だと思いますけども、国体推進室で議員の皆さんに何を見てきてもらいたいとか頼まれたのか。そしてまた、そうであったなら、予算の計上の項目としては、議会活動費ではなくして、国体の費用となるべきだと思います。

それから、国体推進室であっても、議会に要請するのであれば、今回これで福井国体を視察に行くには18名の職員が行くということがここに書いてありますけども、来年、当町で国体を開くに当たっては、相当な人が阿見に来ると思います。その人をうまくさばいて、スムーズにその競技を行っていただくためには、やはり私は18人ぐらいでは足りない。もっと大勢の職員が福井国体を見て、来年のために準備をしたほうがいいのではないかと思います。その点についてお伺いをいたします。

それから、議員で……。それだけ、その3点をまずお尋ねをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） それでは、視察の日程等につきましては、議会事務局のほうからですね、依頼を受けて国体推進室のほうで作成いたしましたので、私のほうから説明をさせていただきます。

○17番（倉持松雄君） ちょっと待ってください。国体で行くんですか。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員、挙手の上、お願いします。

○町長公室長（篠崎慎一君） 補正予算の計上のためにですね、国体推進室のほうからですね、議会事務局と協議しまして、国体事務局のほうからですね、その辺の資料を作成したということでございます。

この日程でございますが、福井国体のセーリング競技につきましては、原子力発電所でお有名

であります高浜町ですね、こちらの若狭和田マリーナというような既存の施設がございまして、こちらを会場に、9月の30日から10月の3日までを競技期間としまして開催をされます。これに合わせまして、当町からは、町長、それから議員の皆様、一応予算では18名全員という形で計上しております。そういった皆様初め、総勢46名が視察を予定しております。

で、当初予算及び今回の補正予算ですね、計上しております、職員ではですね、国体推進室7名おりますが、全員が行きます。それと役場庁内で推進本部というものを立ち上げておりまして、この中には18班、いろいろな班がございまして、その班長全員、今、倉持議員がおっしゃいました18名ですね、18名と、それとあと議員の皆様方の随行としまして事務局の職員2名、合計総勢46名が参加する予定でございます。

日程につきましては、それぞれ違っております。2泊3日の方々もいれば、それからあとは国体推進室は期間の前後合わせまして1週間程度というような、そういったふうにそれぞれ違っております。

まず、議員の皆様方の日程につきましては、9月29日土曜日、お示ししましたように、ほとんどですね、初日はですね、移動の交通時間でかかってしまうんですが、ただ夕方に開催されます開始式というのがございます。これは国体全体は開会式ですけども、各競技ごとの開会式に当たるものですね。こちらが夕方に開催されますので、まず初日はそれを見ていただくということでございます。

2日目につきましては、競技の状況ですとか、それから議員さん方には特にですね、その都市のですね、開催都市の来町者に対しますおもてなしですとかPR、そういった取り組みについて見ていただきたいということで日程のほうを組んでございます。

2日目、3日目につきましては、高浜町に限らずですね、行程の中で合えば、近隣の市町村、ほかのレスリングですとかラグビーが近くで開催されているということでございますので、そういった開催市町村のですね、同じようなおもてなしとか、そういったPRについて、ぜひ視察をしていただきたいというような形で日程を組ませていただきました。

それが、そういったことで、そういったものをぜひ見ていただきまして、それで、我々執行部からの発信ではなく、議員さん方がですね、町民に向けて、ぜひ国体成功のために、茨城国体のためにですね、発信していただければというようなことでの日程をつくったということでございます。

2点目の、費用は国体で計上するべきではないかというような御質問でございますが、これは議員さんの活動ということで、議会費のほうに計上させていただいたということでございます。町長の出張につきましても秘書係のほうに計上しておりますので、そういった形で一応その各所管するところがありますので、そちらに旅費のほうは計上しているというようなことで

ございます。

3点目の、職員18名の視察じゃなくて、もっと多くの職員をとというような形で、大変ありがたいと思いますが、何せ限られた期間にですね、それだけの人数が視察に行きますと、今度、阿見町の業務に、逆に滞るといような、そういうこともございますので、そういった形で各班の班長18名がですね、これ、一度にではなくて、2班に分けて、交互にダブらないような形で視察といような形で行かせていただく予定になっております。大変ありがたいお言葉なんですけど、そういった形で18名ということで、こちらのほうの本部のほうとしましては、割り振りをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 議員が、阿見でやる国体のときにはどのような仕事をするのか、やるところがないと思うんですよね。これは職員がしてくれるんだと思いますよ。ですから、やっぱり実際にやる人が、骨折る人が現場を見たほうが、これはもう人に聞くよりもはるかにいいと、効果があると私は思います。

PRとかおもてなしというのは、今、部長から聞きましたけども、本当に議会事務に当たっては議員にも、こうなる前にとくにそういう説明が議会の中で議論もすべきではなかったかと思えますけども、そういうことはなかったと思えますよ。ですから、議員はやっぱりこれは職員とは違って、町の予算ではなくして、それは自費もありますから。職員は町のためにあるんですから、これは当然町の予算で行くべき。

それから、事務局長名でこのチラシを出したということは何か、議長を通さないでやったということはどういう意味があるのですか。事務局長で出るって、あんまりないですよ。

○議長（吉田憲市君） 倉持議員に申し上げます。質問の趣旨を簡潔にお願いいたします。

○17番（倉持松雄君） はい。この予算をとる前に、議会で行くんであれば、これは議長が議会の意見を、何を視察してくれよということをまとめて、町民からは観光旅行といような誤解を招かないようにすべき。それが1つ。

それから、この事務局長名でこのチラシを配ったということは、これから見れば、これは直接事務局長が執行部から頼まれたというんであれば、そのときに推進室から議員に何を見てきてほしいと頼まれたのか。これが1つ。

それから、議会に要請する場合には、もっと職員を多く行かせたほうがいいんじゃないかと。その3つです。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

まず、議会にですね、この国体につきまして何らかの説明とかそういったものがあってわかりではないかというような、そういった御質問でございますが、こちらにつきましてはですね、阿見町実行委員会というのを組織しております、今年の5月にさわやかセンターで、第3回、3年目の総会を開催いたしました。そちらには議員の方々全員がですね、議長は副委員長でございます、あと、そのほかの議員の皆様方は顧問というような形で全員が入っております。それで総会にも大勢の議員さんが過去、今回3回目ですので、出席していただきまして、そういった中で、国体とはどういった内容で、どのように県民、町民が盛り上げていくべきかというような、そういったことをですね、長々とではございますが、説明をさせていただいております。

で、職員だけではですね、これだけの規模の事業は到底できません。おもてなしからお弁当から、いろんな本当にそういった形が、とてもじゃないですけども300名前後の職員ではできるものではありませんので、これは民間の方々も当然そうですし、学校それから各行政区、みんな本当に4万8,000の総力で、これは成功しようというような形でやっております。そういった中で、いろんな方たちが実行委員会に参加していただいております、それを皆様、御理解いただいた中で、既にですね、花いっぱい運動ですとか、そういった形で取り組んでいただいております。

ですので、これは職員だけがやるというものではありませんので、町民が一体となってやっていただく。その中で議員さんも町民の代表という形で率先してですね、旗振り役といいますか、そういったものをですね、執行部の我々の立場ではなくて、議員さんの立場でどンドンどンドン発信していただければというような形で、ぜひ視察をしていただきたいというふうなことで、議長のほうにですね、ぜひそういった形でっていう形でお話をさせていただいたというようなことでございます。

2点目の、議会事務局長名でこういったものを出したかというような、それにつきましては、立場上、私が答えるものではございませんので、その辺は御了解いただきたいと思います。

それから、職員をもっと多く出張に行かせるべきだ。これは大変ありがたいことでございますが、先ほど答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

倉持議員。

○17番（倉持松雄君） 何回か国体総会とか、役員を全部集めたことありますよね。そのときにも、やはりあの封筒の中には、役員も交代しても結構だから、交代をしてというものも入っ

てたんだよね。ですから、そこら辺の人がそんなに重要な立場にあるのかなど。いつ交代してもいいような。入ってましたよね、あれは、交代用紙。ですから、私は、議員よりも職員をもっと増やして行かせたほうがいいのではないかということを行いました。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 5月22日に行われました第3回の阿見町の実行委員会では、例えばですね、各団体がございます。毎年毎年その団体の役員さんが充て職として、この実行委員会の組織に加わっていただいていますので、そういった中で、団体の異動があった場合には、そういった形で変更のほうをお願いしたいというような、その旨の書類を同封させていただいて説明させていただいたということでございます。その組織の、こちらの委員会としての参加というのは、それは変わっておりません。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

高野議員。

○4番（高野好央君） 議案64号、一般会計補正予算なんですけど、24ページ、プレミアム付き商品券事業なんですけど、これ、阿見町周辺の市町村で実施しているところはあるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

まず、阿見町は29年度は一応プレミアム商品券はやってございませんけれども、周辺では、土浦市、それから龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村が、それぞれ実施をしていたというふうなことでございます、29年度。今年度については把握はしてございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

高野議員。

○4番（高野好央君） 昨年の2月の全協の中で、ごく一部の消費者、ごく一部の商工会員に有利な状況、偏りがあると。で、全体的に経済効果が薄いということで、創業支援事業に移行したと思うんですが、それを1年でまた復活させるという、その理由を教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 今ちょっと訂正をさせていただきます。稲敷市は平成28年から未実施になっておりまして、美浦村も同じく28から未実施になっていると。近隣では、今現在、土浦、龍ヶ崎、牛久で実施をしているということで訂正をさせていただきたいというふうに思います。

今、高野議員から、29年度にやめた理由が町内の商工業者の偏りがあるとかというふうな中で、どうして始めるのかというようなことをございますけれども、まず1つには、政策的経費だということは御理解をいただきたいというふうに思っております。その中で、先ほど町長の所信表明の中で、町内の消費拡大を図り、商業の振興と活性化を図るためにプレミアム商品券を実施すると。また、高齢者、子育て世帯への事前優先販売することで生活支援にもつながる取り組みをしていきたいというふうなことをございます。

今回、平成27年に実施しました地方創生交付金の中で、2億円の規模で実施をしたわけですが、プレミアム2割の部分で。そのときの効果として、新たな消費に1億3,600万円ほど結びついたというふうな1つの結果も出てございます。そんな中で、28年度の5,000万円では、なかなか新たな消費が生まれるのは難しいだろうというふうな観点の中で、今回、1億プラスプレミアム10%であるならば、ある程度の効果が生まれるだろうというふうなことございます。

それとあわせてですね、やはり新しく町長がなられた公約の1つでございますので、そういった、何と申しますか、そうですね、町民の支持があったということの中で、また新たに復活するという1つの考え方も出てくるんだろうというふうに思っております。

それから、高齢者、子育て世帯の優先販売、これは従来からやってましたけれども、その辺についても商工会と十分に話をさせていただきましてですね、優先販売の期間を延ばすとか、そういった中で取り組んでいくことも1つなんじゃないかなというふうなことございます。今回、プレミアム商品券の事業を補正予算で計上させていただくということにさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

野口議員。

○7番（野口雅弘君） やっぱり64号なんですけど、13ページの、やっぱり私が一般質問したコミュニティ事業、これがやっとなら予算が、これ、限度額が前に聞いたときも250万が限度額というふうな形で宝くじのほうから出てるっていう話だったんですけど、今回250万びったし全額使ったっていうのが初めてみたいなんですけど、これは1件で250万なんですか。何件かあるんなら、その辺、教えていただきたい。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

コミュニティ助成事業なんですけれども、これは財団法人の自治総合センターがですね、宝くじの収益を原資としてですね、助成するというような事業でございます。今回ですね、その250万の助成なんですけれども、一応行政区としては3地区ほどございます。1つ目が霞台

地区、それから廻戸地区、富士団地地区ということで、3行政区に対して助成金のほうを今回支給するというような形になります。

で、250万、これについては、コミュニティー活動の活性化、自治意識の向上の活動に直接要する経費、こういったもので助成していくということで、総事業費は264万5,948円というふうになってまして、そのうち10万未満は切り捨てという形になるので、その計算しますと、250万というような形でございます。それですので、霞台の部分が事業費が85万5,220円で、これが助成額が80万という形になります。それから、廻戸地区については事業費が70万488円ということで、うち助成額が70万円。富士団地は事業費が109万240円で助成額が100万ということで、合わせて250万というような形になっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 大変申しわけありません。先ほど永井議員からですね、御質問がありました議案63号のスクールカウンセラーの費用弁償の件について、ちょっとここで御説明させていただきたいと思えます。

63号の資料として新旧対照表があるかと思えます。新旧対照表のですね、欄に、費用弁償の欄がありまして、金額が載ってる欄と、その右側に相当する職というのが載ってる欄がございます。で、このスクールカウンセラーにつきましては一般職6級ということで、町の一般職員の通勤手当と準じて算出するというので、こちらが表記されております。今回の予算については、通勤距離が30キロを見込んで、その分を予算として計上させていただいております。

スクールカウンセラーがどちらから通勤されるかがまだ未定なものですから、最大30キロぐらいの通勤でこちらに来られるだろうということを想定しまして、今回予算を計上させていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 私語は慎んでください。朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 済いません、ちょっと説明が不足があったようで、もう一度説明させていただきます。

この上にあります特別養護老人ホームについては日額の報酬で700円となっております。で、このスクールカウンセラーについては時間額で、1日当たりの費用弁償を出すことになっております。職員は通勤距離に応じまして、毎日通勤するというので月額幾らという通勤手当が支給されまして、このスクールカウンセラーは週のうち2日程度、毎日でなくて。職員は5日のうち5日通勤するんですけれども、スクールカウンセラーは週のうち2日程度ということで、

その職員の通勤手当30キロ相当分が、町の規則では1万5,800円が町の通勤手当になってますが、その5分の2を算出しますと6,320円ということで、月額6,320円を予算の単価として計上させてもらっています。

で、この一般職6級という部分について、非常勤特別職のですね、何日勤務するか、あと、どこら辺までの通勤距離を見るかによって金額が変わるということで、こちらには具体的な金額は入れられないということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 教育次長朝日良一君に申し上げます。これ63号の補正の説明ですよ。補正ですよ。

○教育次長（朝日良一君） はい、済いません、そのように。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 先ほどの私の質問の答弁だと思って、先ほどね、柴山さんがうろろしてたんで、その話かと思って、先に答えていただきましたんで。その63号のところ……。

○議長（吉田憲市君） 永井議員、63号は。

○8番（永井義一君） 終わりましたか。

○議長（吉田憲市君） 終わってます。

○8番（永井義一君） いやいや、別な質問もあるんで。前段です、今のは、済いません。今の話はわかりましたので。金額として改めてここに書けないというわけですよ。はい、わかりました。ちょっと64号の中でも、予算としてね、28ページに入ったんで、それもちょっとついでに聞こうと思ったんですけど、今、次長のほうの話でわかりましたので。

あと1つですね、21ページなんですけども、この中の保健衛生費の中の保健衛生事務費、1111、この補助金の公的病院等運営費補助金、これが417万あるんですけども、ちょっとこれ、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

これは主要事業の概要のほうにも説明が入れさせていただいてございますので。事業の目的としましては、町内にある公的病院、これは東京医科大学茨城医療センターになりますけども。失礼しました、公的病院に準ずる医療機関の運営経費を助成することにより、医療体制を強化し、町民の健康増進を図るということで、対象の病院が東京医科大学茨城医療センターということになります。

これにつきましては、東京医大茨城医療センターは、茨城県の2次医療病院として指定を受けておりまして、休日、夜間の救急患者の受け入れ病院になっておりまして、中核病院として

地域医療を担う必要な存在ということになります。基本的に救急医療など不採算な医療につきましては、公的病院等を対象としました特別交付税を活用して町民の救急医療体制の確保、それからその整備のために運営費の補助を行うというものでございます。

要は、特別交付金がこれに関しましては出ますので、それを活用してですね、救急医療体制、町内にある東京医科大学茨城医療センターの救急医療体制の安定な運営ということで助成をさせていただいて、今年で3年目ということになります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

永井議員。

○8番（永井義一君） ごめんなさいね、ちょっとここ見落としてたみたいで質問させていただきましても、ちょっと再度ですね、この中で、この救急医療など不採算な医療について公的病院等を対象とした特別交付税を活用してというような形で、今回417万ですか、これが交付税として入ってくると思うんですけども、これは来年以降も続くような形になるんですか。それだけちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 要綱をつくりましたのが3年前ということで、基本的に要綱をつくった時点では、特別交付税の状況等とか、ほかの市町村の状況等もまだ不明ということで、一応3年限りの要綱ということで、最終年度が今年度ということになりますけども、来年度以降につきましては、引き続きどうするかということで検討は進めていきたいと思っております。

なおかつ、特別交付税もいろいろ途中で制度が変わっておりまして、全額ではなくてですね、実際に入ってくるのが4割程度ということに制度が改正になっているという状況がございまして、

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号から議案第70号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第71号 竹来中学校校舎設備改修工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第71号、竹来中学校校舎設備改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第71号の竹来中学校校舎設備改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、竹来中学校空調設備及びトイレの老朽化に伴う改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成31年3月29日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

議案第72号 財産の取得について（消防団第9分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議案第72号、財産の取得について（消防団第9分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第72号の財産の取得（消防団第9分団消防ポンプ自動車購入）について、提案理由を申し上げます。

本案は、消防団第9分団の消防ポンプ自動車が20年を経過しており、老朽化に伴い更新するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成31年1月31日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 0時07分散会

第 2 号

[6 月 6 日]

平成30年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月6日（第2日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
国体推進室長	建石智久君
道の駅整備推進室長	湯原一博君
管財課長	飯村弘一君
町民課長兼 うずら出張所長	飯山裕見子君
交通防災課長	白石幸也君
環境政策課長	石神和喜君
社会福祉課長	煙川栄君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
国保年金課長	小林俊英君
都市計画課長	菊池彰君
道路公園課長	林田克己君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
学校教育課長	柴山義一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	武井浩君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成30年6月6日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成30年第2回定例会

一般質問1日目（平成30年6月6日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 平岡 博	1. 国体まで約1年，霞ヶ浦湖畔のセーリング会場周辺の交通環境整備について	町 長
2. 海野 隆	1. 道の駅見直しの手順及びスケジュール 2. 地域全体での障がい者雇用の促進について 3. 世界湖沼会議と連携して行う町民レベルの活動への支援について 4. 公文書の作成及び管理について改善が必要ではないか 5. 病児保育施設の整備について	町 長 町 長 町 長 町 長 町 長
3. 久保谷 充	1. ランドセル無償配布について 2. 入札について 3. マイナンバーカードの利活用計画について	教 育 長 町 長 町 長
4. 野口 雅弘	1. 各小学校におけるおやじの会について	教 育 長
5. 石引 大介	1. 阿見町消防団の現状と今後について	町 長
6. 永井 義一	1. 子どもの貧困対策について 2. 国民健康保険税について	教 育 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、10番平岡博君の一般質問を行います。

平岡博君、質問席のほうへお願いします。

よろしいですか。平岡博君の質問を許します。登壇願います。

〔10番平岡博君登壇〕

○10番（平岡博君） それでは、おはようございます。通告どおりの質問をさせていただきます。

まず、新町長にエールがてらですね、未来志向の質問をしていきたいと思います。

いきいき茨城ゆめ国体というそうです。茨城県が開催地となる第74回国民体育大会が迫りました。会期は平成31年9月28日から10月8日までですから、もう来年の話です。

阿見町においては、大室の霞ヶ浦湖畔特設会場でセーリング競技が開催されることになっており、本年10月末にはリハーサル大会が催されるスケジュールになっております。関係者各位におかれましてはいよいよ準備が本格化し、大変な時期を迎えていると思われまふ。これに先立つ形で、大室地区には霞ヶ浦高校のサッカーグラウンドが開設され、同校のみならず、対戦相手の高校の生徒諸君らが頻りに訪れるようになって、人の流れが如実に変化しているという印象を持っています。

このセーリング会場の工事が本格化し、リハーサル大会、国体という流れの中で、周辺の交

通環境にさらなる変化が訪れるのは必至であり、町としても対応が必要になってくると思われます。そこで、私、5点ほど質問いたしたいと思います。5点というところとちょっと長いですが、一気にやっちゃいますので、よろしくお願いします。

まず1つ目には、霞ヶ浦高等学校大室グラウンドの開設以降の人の流れの変化をどう捉えているか。大室グラウンドは、霞ヶ浦湖畔に7万4,000平方メートルの広さで造成された人工芝2面のサッカー場で、昨年7月22日にこけら落としをしています。高校からは1キロほど離れています。これまで高校生らは、主に土浦行き方面の往来はありましたが、開設を機に湖畔を南下する動きが生じています。また、遠征チームのマイクロバスがやってきたりもします。これらの動態の変化や交通量について調査するなど、現状を把握しておられるのか、この点を確認したいと思います。

2番目に、国体開催時の人の流れをどう予測しているのか。開催中はもとより、準備期間には工事に伴う通行止めもありましようから、そうした変動要因を踏まえた変化予測をどのように安全対策など、以下の質問とも絡んでくるのか、ここで踏まえておきたいと存じます。

3番目に、霞ヶ浦高校関係者の自転車利用に備えた安全対策は。大室グラウンドまで高校生らは自転車でやってくると申しました。国道125号とはいえ、歩車道区分は白線だけで、大型車の通行量が多い区間だけにひやひやすることもあります。ここに工事車両が入ったり、交通規制が入ったりした場合、さらに危険度が増すのではないのでしょうか。何がしか安全対策を講じるべきだと思いますが、お考えがあれば伺いたいです。

4番目に、つくば霞ヶ浦りんりんロードの利便性の確保は十分か。つくば霞ヶ浦りんりんロードは茨城県の肝いりで全長180キロメートルの自転車道路として一体化され、週末ごとに日増しに利用者が拡大しています。今年3月下旬には、JR土浦駅にターミナルとなるりんりんスクエア土浦が設けられ、盛り上がってきています。阿見町はその一端を担っていますが、自衛隊があるため湖岸道を走れない区間があるなど、残念さを覚えるところもあります。今回、セーリング特設会場の工事でさらに湖岸コースから迂回を強いられることとなり、こちらも安全対策、利便性確保が求められることになろうかと思っています。国体開催など、一過性のものだからとやり過ごすのではなく、いい機会だから、自転車、セーリング、さらにはウォーキングなどと結びつけた健康スポーツ空間づくりを推進すべきと考えますが、いかがでしょう。

それで5点目、ここが問題なんです。大室地区一帯の道路交通体系の見直しを、私は都市計画道路3.4.25西郷・大室線の促進、方策を求め、本会議でも何度か議論させていただきましたが、これまではなかなか色よい返事がいただけませんでした。しかし、霞ヶ浦高校関係者、国体関係者、サイクリングロード利用者らが次々と地域内に流入していますので、通過交通をさばけるだけの国道125号線に依存するのは明らかに不相当だと思います。1本の都市計画道路

に拘泥するものではありませんが、地域住民にとっても移動や利活用のしやすい道路の交通体系の見直しを推進していただきたいと思います。

以上、私の質問、新町長を迎えた執行部へのエールを送るものです。未来志向で前向きな御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいま、17番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

国体まで約1年、霞ヶ浦湖畔のセーリング会場周辺の交通環境整備についての御質問にお答えをいたします。

1点目の、霞ヶ浦高等学校大室グラウンド開設以降の人の流れの変化をどう捉えているかについてであります。

霞ヶ浦高等学校大室グラウンドに接する主な道路は、国道125号となっております。この道路の交通量につきましては、国土交通省の定期的な調査により、交通量の変化等が把握されております。しかし、この調査は直近でも平成27年度の調査である上、自転車、歩行者は調査対象となっております。また、町において独自の交通量調査も実施していないことから、霞ヶ浦高等学校大室グラウンド開設以降の人の流れの変化は実数で把握できておりませんが、サイクリングロードとして指定されていることもあり、自転車の交通量が増えていることは認識しております。

2点目の、国体開催時の人の流れをどう予測しているかについてであります。

平成31年に開催される、いきいき茨城ゆめ国体のセーリング競技会では、選手、監督が約700名、役員等が約300名、応援が一般来場者が約1,000名で、1日に約2,000名の来場者を見込んでおります。

来場の方法についてですが、会場内には一般駐車場がございませんので、指定車両以外はJR土浦駅の臨時駐車場からのシャトルバスとなります。交通に係る安全対策については、現在行われている会場整備工事やプレハブ棟設置等の会場設営時、及び大会前後のヨット等の搬入搬出時にはトラック等の大型車両が、また、大会期間中には指定車両及びシャトルバスや計画バス等、並びに多くの歩行者や自転車の往来があることから、必要箇所に交通整理員を配置して、万全な体制で対応いたします。

具体的には、現在策定を進めている交通輸送計画において、交通輸送体制や警備体制などを

整えてまいりますので、これまでどおり、国体準備の進捗状況として議会に報告させていただきます。

3点目の、霞ヶ浦高等学校関係者の自転車利用に備えた安全対策が十分かについてであります。

霞ヶ浦高等学校は、グラウンドの新設計画において、候補地は生徒の移動の安全性が十分に確保できる場所として選定していることから、安全性の検討と生徒への指導は十分に行われていると理解しております。また、特別に工事車両の進入や交通規制が必要となった場合には、道路管理者が所轄警察署と協議の上、十分な安全の確保が図られます。

4点目の、霞ヶ浦りんりんロードの利便性確保は十分かについてであります。

県では平成25年度から、県及び水郷筑波周辺の14市町村を構成員とする水郷筑波サイクリング環境整備事業推進検討会を設置し、案内標識の交通デザインや路面表示など、国のガイドラインに基づきサイクリング環境整備に係る検討を進めてまいりました。

町では平成28年度に自転車の通行区間を示す矢羽の路面表示を設置するとともに、交通量の多い箇所や危険な箇所には注意喚起を促すサインや看板を設置しております。今年度からは、予科練平和記念館を拠点に県の広域レンタサイクル事業に参加し、自転車の利用促進を進めているところであります。また、国体開催地周辺は、平成23年から進めていますかわまちづくり事業で、緩傾斜堤防や桜堤、島津小公園を整備し、サイクリングやウォーキングにも適した親水性の高いエリアとなっております。

今後も国や県との連携を図り、さらなる利便性の向上と安全快適なサイクリングの環境の構築に努めてまいります。

5点目の、大室地区一帯の道路交通体系に見直しの必要性はないかについてであります。

都市計画道路西郷・大室線の未整備区間についてですが、平成26年、27年度に、阿見町都市計画道路再検討委員会において都市計画決定後、未着手となっている都市計画道路について、現在の社会経済情勢を踏まえた都市の将来像に照らし合わせ、計画の必要性、事業の支障となる要因等を検証したところ、本路線を含む3路線が路線の一部区間廃止と評価されたところがございます。あわせて、変更や廃止を想定した再編道路網において将来の交通量の推計を行なったところ、周辺道路に大きな混雑が発生することがなく、地域に影響を及ぼす交通処理上の問題は起こらないことが確認されております。

また、西郷・大室線の未整備区間が廃止となった場合、接続する立ノ越・大室線の未整備区間が影響範囲として密接に関係し、整備方針を検証する必要があることから、関係機関である県と変更についての協議、調整を行なっているところであり、今後、地元への説明を含め、都市計画変更の手続を進めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 10番平岡博君。

○10番（平岡博君） 町長，丁寧な御説明ありがとうございました。御答弁。それですね，再質をちょっとさせていただきたいと思います。

1点目の，霞ヶ浦の大室グラウンドの開設以降の人の流れなんですけど，これは27年度に調査したというふうになってますけれども，その後は全然やってないわけですよ。でも，これは何か答弁書を読むと，やりませんということみたいですよ。私，ざっと読ませてもらいましたけど，1点目，2点目，3点目，4点目については，何か，努めてまいりますとかさ，やらないんじゃないかというふうに私は読み取りしちゃったんですけど。まあ，4点目まではいろいろ考えてくださいよ。お願いしますよ。

ただ，5点目については，5点目についての，ちょっと飛び過ぎかな。

○議長（吉田憲市君） いや，大丈夫ですよ。

○10番（平岡博君） 大丈夫ですか。

○議長（吉田憲市君） はい。

○10番（平岡博君） 5点目についての道路。これは26年，27年度に，阿見都市再検討委員会でだめだと，これは要らないというふうなあれを，一部区間廃止というふうなことで，関係機関も問題は起こらないと確認されていますって，誰が確認したんですか，これは。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） お答えいたします。

まず，1点目から4点目の部分については，よく継続して考えていただきたいということですが，1点目の交通量調査について，ここは国道125号バイパスであるというふうなこと，もちろん町が独自に交通量調査をしないというふうな理由ではないんですけど，ここは5年に一遍やっているということで，27年に県のほうで交通量調査をしているというふうなことです。その必要性があれば，町独自にでも交通量調査は随時やることはできるんじゃないかなというふうに思っておりますので，その必要性があるかどうかを十分考えた中で検討せざるを得ないというふうなことです。御理解いただきたいというふうに思います。

それから，5点目の町長答弁の中で，周辺道路に大きな混雑が発生することなく，地域に影響を及ぼす交通処理上の問題は起こらないということが確認されたというところは，これは26，27年度に阿見町都市計画道路再検討委員会においてそういう報告書が提出されているということですので，御理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 10番平岡博君。

○10番（平岡博君） 5点目のこの再質問なんですけれども，26年，27年度に調査したと

ということになっていますけど、その後に霞ヶ浦高校のサッカー場ができたわけですよ。だから、5年目にやるということは、来年か再来年にもう一回調査しますよってことなんですよ、これは。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 交通量調査について、県は国道125号線の部分については5年に1回やっているということですので、27年ですから、27年以降5年後に、31か32年ごろにやるのではないかなど。それを確認しているわけではないんですけども、5年に1回やられているということですので、そういうふうな認識であります。

○議長（吉田憲市君） 10番平岡博君。

○10番（平岡博君） そういうふうなこの流れについてはやっぱり確認してもらって。この26年、27年度の人の流れと今の流れは全然違うと思いますよ。知ってるよ、町ではやらないで県でお願いして、そのデータをもらうというふうな感じでしょうけれども。

○議長（吉田憲市君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 確認はさせていただきたいと思います。ただ、県でやっている交通量調査は、町長が答弁したとおり、自転車だとか歩行者だとかというふうな交通量調査をやっているわけではありませんので、その辺のところをどうするかということは残ってしまうかなというふうには思います。

○議長（吉田憲市君） 10番平岡博君。

○10番（平岡博君） その辺のこのこれは出てくるとは思いますけれども、県のところから見る目と、やっぱり地元で見るとの角度が違うと思うんですよ。だから、その角度の違った地元、この阿見町にというふうな感覚の目線で見ると把握してもらいたいと思うんです。その辺のところはどういうふうにお考えか、ちょっと一言。

○議長（吉田憲市君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 交通量調査については、県のほうで5年後に1回は当該地の部分についてやられるのではないかなというふうに思います。ただ、サイクリング車とか、あるいは歩行者、まあ、サイクリングがメインになってくると思うんですけども、霞ヶ浦高校の生徒たちがグラウンドに通う人と、あるいはそのサイクリングを休日に楽しんでいる方たちの交通量調査に対して、将来的にどういうふうな視点で交通量調査をするかというようなところも検討しなければならないというふうに思います。

西郷・大室線とサイクリング車との関係をどういうふうに導き出すかということも考えなければならぬと思いますし、今の段階で26、27年度に行われた検討委員会での評価については、28年3月に平岡議員の質問にもお答えしたとおり、今後の社会経済情勢の中で、阿見町には都

市計画道路が28路線、それと71キロメートルが決定されているというふうなことなんですけれども、必ずしもその西郷・大室線の部分については、これからの社会経済情勢の中では125号線バイパスの中である一定の交通量を賄えることができるだろう、将来的に人口減少とかそういう要因の中で、西郷・大室線の部分については、今後、大室までの125号線までのルートまでは大きな影響はないんだというふうな評価が出ているというふうなことになります。

それと、国体の開催とどういふふうに関連づけるかというふうなところになってくると思うんですけれども、現状の中では、国体はある程度一過性的な部分がありますので、それはそのときにはある程度交通量は多少は増えるというふうには認識しますけれども、その後の部分についての交通動態については、さほど影響ないんじゃないかなということで町のほうは考えているところであります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 10番平岡博君。

○10番（平岡博君） 町のほうではそういうふうを考えているんでしょうけども、やっぱりこの阿見町全体を見た大室地区、霞ヶ浦を見下ろして、今から阿見町として観光の人を呼ぶのには、やっぱりそういうふうな感覚から入っていかないと、道路がないと行きづらいな、迷っちゃったなというふうな感じになっちゃうと思うんですよ。

町としての考えはそうなんですけど、もう少しグローバルに見ていただいて、阿見町をどういふふうにして活かしていくかと。前町長さんには、あそこには何とかがどう、出口のところには土地の何とかかんとかがあって、それはだめですよ、できませんよって言われましたけど、そういうふうなところをいろいろ踏まえても、要するに、みんな人がつくったところ、規格ですよ、規格というか規約ですよ。ですから、そういうのを取り払って、阿見町がいかによくなるかというふうなことをお願いしたいと思うんですよ。

○議長（吉田憲市君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 町としましても、都市計画道路、道路網の整備については町全体を俯瞰した中で、それがその地域住民にとっても非常に利便性の高い交通体系になれるようなところで配慮していかなければならないというような視点の中で取り組んでいるということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

それともう一つ、先ほど町長答弁の中で、西郷・大室線の部分については、大室の部分が、実はこれ、都市計画決定が昭和40年、もう既に50年もたっているわけなんです。で、その後に大室の旧125号のバイパスのほうができているというふうなことで、非常にその取りつけの部分についても密接に絡んでる部分もあるし、今の都市計画決定された線形では、非常に安全面ですとか、効率面ですとか、いろんな課題もございます。それとあわせて、125号線はいま

だ県のほうで立ノ越・大室線の都市計画決定されている路線もございませう。そういったもろもろの県の考え方もよく十分に調整しなければならないというふうなことで、今、県とも調整しているというふうなところでございませう。

ただ、考え方としては、町としては町全体の都市計画道路網、これについては、やはり町民の利便性を向上させるというふうなことの観点の中で整備を推進していくというふうなことですし、それが不必要に、かなり財源的な部分も含めて考えていくと、厳しいところもあるだろうし、あるいはそれが今の現状の交通体系の中で、特に過度に混雑するような現象は今後見られないだろうというふうな1つの判断基準があるということですので、その辺は十分に御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 10番平岡博君。

○10番（平岡博君） なかなか、「やりませぬ」というところをひっくり返して、「やっってください」と言うんだから、なかなか大変でしょうけれども、その辺のところを「やりませぬ」じゃなくて、やっぱりもう少し考えてほしいんですよ。

私はこの5点で質問を終わりますけど、最後にですね、先ほども申しましたように、阿見町がいかによくなるかというふうなことの視点から、もっと検討していただいて、ひとつよろしくをお願いします。答弁はいいです。

今後ともその流れの中で、私はまた質問をいろいろしていきたいと思うんです。今日はこの辺で私は終わります。答弁どうもありがとうございました。今後ともよろしくをお願いします。

○議長（吉田憲市君） これで、10番平岡博君の質問を終わります。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 海野隆でございます。それでは、引き続いて一般質問を行います。

まず千葉繁町長、このたびは厳しい選挙戦を勝ち抜いて阿見町第8代の町長に就任されたこと、本当におめでとうございませう。3月20日に就任して以降ですね、意欲的に町政に取り組まれていると思います。その様子は町長自らですね、フェイスブック等によって情報発信しております。私もフェイスブックからですね、町長の活躍といいますか、活動をつぶさに見ることができますので、今後ともね、そういう情報発信をお願いしたいと思ひます。

今議会は千葉町政がスタートして以降の本格的な議会でございます。さらには千葉町長の政策判断を下した議案も上程されておりますので、議会としてもしっかりと審議していきたいと思ひます。

がらっと話は変わりますけれども、先日、世界的なピアノ奏者マルタ・アルゲリッチを迎え

た水戸室内管弦楽団の公演を聞く機会がありました。指揮者の合図とともに見事なハーモニーを奏でる演奏に感動してまいりました。町長職はよくオーケストラの指揮者に例えられます。まず、役場職員の能力と意欲を最大限に引き出し、さらには町民の力が最大に発揮できるような体制、オール阿見をつくり出すことを大いに期待したいと思います。

私も3月議会以降ですね、町内のあちこちを歩いてですね、さまざまな御意見、御要望をいただいております。その中から、町政にとって重要と思われる5つの項目について質問いたします。

まず第1項目の、道の駅見直しの手順及びスケジュールでございます。

町長選挙の大きな争点になった道の駅見直しについては、計画推進賛成者だった方々、見直しをするべきだと考えた方々も含めて、多くの町民が今後の見直しの手順及びスケジュールについて強い関心を持っております。場所、規模、運営体制など、道の駅の何を見直すのかを町民に丁寧に説明するべきだと考えております。町長就任以前のね、候補者として考えてきたこと、それから、3月20日に町長に就任してからですね、道の駅を改めてですね、説明も聞いたと思いますし、それを受け止めてどうするのかということ町民に丁寧に説明していただきたいと思います。

前町長からの引き継ぎ事項も含めて、以下6点の項目について質問します。

まず1、道の駅計画のどのような点が問題と考えたのか。

2番、前町長からはどのような引き継ぎ事項があったのか。

3番、町長就任以降の道の駅計画に関する町長御自身、役場の動向について。

4番、今後の見直しの手順及びスケジュールについて。

5番、再検討に町民の関与を考えているかどうか。

6番、町民への説明の機会はどのような場面で考えているか。

以上、6点についてお伺いしたいと思います。残余の質問は質問席から行いたいと思います。
○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野隆議員の質問にお答えいたします。

道の駅整備事業につきましては、これまで町は国道125号バイパスと県道竜ヶ崎阿見線バイパスの交差点、追原地区に平成32年7月の開業を目指し、事業を進めてまいりました。しかし、これまで町が進めてきた道の駅整備事業に関しては、多くの方々から疑問の声が寄せられ、私自身もやはりいま一度、冷静に立ち止まり、凍結、再検討すべきと強く感じた次第でございます。

1点目の、道の駅計画のどのような点が問題点と考えたのかについてであります。

問題としては大きく分け、4つの視点から再検討する必要があると考えております。

まずは立地場所の問題です。道の駅が本当に追原地区でいいのか、ほかに適切な候補地があるのではないかとということ。

次に、整備する時期の問題です。限られた財源において、今整備する時期なのか、ほかに優先する政策があるのではないかとということ。また、現時点において町は特産品が乏しく、農産物の集まり具合についても懸念され、農業の振興や産業の振興を図った上、特産品を生み出しから道の駅に取り組んだほうが望ましいのではないかとということ。

さらに、このような疑問、心配の声がある中で、建設費に20億円以上の税金が投入されることです。規模やグレードなども十分な検証が行われたのかということ。

最後に、運営体制の問題として、JAや商工会、地元生産者が主体となった運営方法もあるのではないかと、以上の4つのことを大きな問題と捉えております。

2点目の、前町長からの引継ぎ事項があったのかについてであります。

前町長からは、道の駅整備事業について特に引継ぎはありませんでしたが、町政に対する一般的な引き継ぎはあり、全面的に応援しますということをおっしゃいました。また、職員より説明を受けておりますので、これまでの経緯、現状については理解しております。

3点目の、町長就任以降の道の駅計画に関する動向についてであります。

就任後、私自身、4月17日に指定管理予定者である株式会社ファーマーズ・フォレストへ足を運び、道の駅整備事業の凍結・再検討を伝え、謝罪し、理解を得ております。なお、覚書に基づき、実費経費については町側が支払う方向で調整しているところでございます。現在、その内容について整理をしている状況であります。そのほか、地権者や国、県など関係機関につきましては、通知や職員が協議、説明に伺い、理解を得ており、おおむね完了しております。

4点目の、今後の見直しの手順及びスケジュール、並びに5点目の、再検討に町民の関与を考えているのかにつきましては、9月の第3回定例議会において検証委員会の内容を説明し、予算計上を目標に進めているところであります。

現時点の構想では、町民からの公募を行った後、速やかに委員会を立ち上げ、アンケート調査なども実施し、先ほど述べた4つの視点を中心に、今年度から2カ年程度をかけ再検討を行っていきたいと考えております。

6点目の、町民への説明の機会はどのような場面で考えているのかについてであります。

既に地権者を含め、地元行政区には通知及び回覧にて、凍結・再検討についてお知らせしております。私自身も3月25日の追原行政区の総会に出席し、説明と謝罪をさせていただいております。また、町ホームページにおいてもその旨を掲載して周知を図っており、先日の所信に

においても凍結・再検討の考えを述べさせていただき、町民の皆様へ私の思いを示しております。

今後予定している検証委員会の中間報告など、委員会の進捗を踏まえて説明の機会を設けたいと考えております。また、町民の皆様からより身近にお話を伺うため、町長と語る会を新たに始めますので、道の駅を含め、町政全般においても積極的に説明してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。前町長がね、道の駅については特に引き継ぎというか、なかったただけでも、町政全般について協力すると言ってくれたことはね、町長選挙を率直に受け止めて、前町長もオール阿見というかな、この町の発展のために努力するという態度の表明で、非常にさばさばとしてね、気持ちのいい話でした。ありがとうございました。

それで、答弁を今お聞きしていると、4つの視点、それから2カ年程度、こういう課題、それからスケジュール感で進めていくと、こういうふうに理解いたしました。それで、道の駅計画のですね、整備予定地、これが伐開工事がこの前行われましたので、町民の中にはね、道の駅計画がそのまま進行するのではないかと、こういうことをおっしゃっている方もいらっしゃいました。そうではないということを説明してきたんですけれども。それで私自身、道の駅については、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、地域特産品を開発することによって地場産業を振興させる、地域資源を発信する、そういう効果があるというふうに一貫して考えております。

特に圏央道ですね、久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクション、92キロ、この4車線がですね、22年、今から4年後ですか、22年から24年、92キロについては4車線で順次供用が開始すると。最低でもね、これに対応して場所を決めていくと、こういう視点・観点、議論が必要なんじゃないかなというふうに思っております。

検証、再検討委員会、この議論は丁寧にやっていただきたいというふうに思っておりますけれども、そうした圏央道の関係について、誰が答弁するのかな、圏央道の関係について、全線開通するような、そういうスケジュール感をにらみながら議論を進めていくと。2カ年で検証委員会やるっていうんだから、当然その前に大体決めていくんでしょうけれども、そういうことをにらみながらやっていくってことで理解していいですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） お答えさせていただきます。

検証委員会は現在の場所、それから事業費とかが、今、町長が答弁されました4点の視点がございまして、それにつきましているような角度でですね、検証していくのと同時にですね、本

当に今、議員おっしゃいました道の駅が必要なのかという、それにつきましても議論をしていくというようなことを考えております。

中で、確かにそういったですね、阿見町としてのポテンシャル、4車線の圏央道が2024年には4車線化で開通し、インターのところアウトレットという年間350万人が訪れる、そういった大変高い資源がございますので、それとどのように結びつけていくのがこれからの発展に寄与できるかという、その辺までも含んだ中で当然検討されると思いますので、それは委員さんのといたしますか、いろんな方々の意見をですね、いただきながら、方向性といいますか、その見直しとかそういったものに限らずですね、もしそういった御意見があればですね、さらに新たな飛躍をした中で、そういった未来思考で考えていければと思っております。

○議長（吉田憲市君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そういうことをにらみながらですね、ぜひね、町民にしっかりとわかるようにですね、検討していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

2番目はですね、いいですか、2番目。2番目は、地域全体での障害者雇用の促進についてお伺いします。

今年度から障害者雇用促進法の法定雇用率及び対象企業の規模について、順次改正されているんですけども、改正されました。障害者雇用促進法の目的は、障害者の雇用の促進する措置や障害者が働きやすい職場環境の改善、あるいは職業リハビリテーションなどの職業生活の自立を促す処置を講ずることにより、障害者の職業の安定を図ることにあると法律に書かれております。社会全体で障害者雇用を進める環境をつくっていくということは行政の責任でありますし、地方自治体、1つの事業体としてはもちろんですね、地域全体の障害者雇用の促進を図っていくという非常に重要な役割を担っていると思います。

そこで、さきの町長選挙のときの公約にも関連しますので、以下の点について質問をいたします。

- 1、阿見町役場の法定雇用率の現況及び改正された雇用率への対応について。
- 2番、町内企業の障害者雇用の状況について。
- 3番、障害者の雇用促進の場をつくる制度の活用について。
- 4番、愛知県豊明市の誘致した民間事業社の障害者雇用について。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 地域全体での障害者雇用の促進についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町役場の法定雇用率の状況及び改正された雇用率への対応についてであります。

す。

町の障害者雇用率は、平成30年4月1日現在で2.9%となっております。地方公共団体に適用される法定雇用率は、平成29年度の2.3%から、平成30年度には2.5%に改正されましたが、町ではこの基準を満たしております。平成33年4月までには法定雇用率がさらに0.1%引き上げられ、2.6%となる予定でありますので、今後も適切な障害者雇用に努めてまいります。

2点目の、町内企業の障害者雇用の状況についてであります。

残念ながら、町内企業の障害者雇用状況を取りまとめた統計情報はございません。町が把握している統計情報としては、茨城労働局が平成29年6月現在の県の状況を公表しているもので、これによると、県内の障害者雇用義務のある民間企業の実雇用率は1.97%であり、全国平均と同率となっております。これは前年比0.07ポイント上昇し、過去最高を更新しています。また、雇用障害者数は5,426人で、前年比5.8%、298人の増加となっております。

3点目の、障害者の雇用促進の場をつくる制度活用についてであります。

障害者雇用の場としては、企業等が直接雇用する場合のほか、障害者雇用促進法第44条に基づく特例子会社制度があり、この制度では特例として、事業者が障害者のために特別に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受ければ、その子会社の障害者雇用数を親会社等の雇用分としてみなして合算し、雇用率を算出することが認められております。

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、特別の雇用管理等が必要となるなど、障害のない人の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うこともあり、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を守っている企業とそうでない企業とでは、経済的負担のアンバランスが生じます。

障害者雇用促進法では、障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため、事業主の共同拠出による障害者雇用納付金制度が設けられています。

そのほか、障害者総合支援法に基づく就労の場としての就労移行支援事業所や就労継続支援事業所A型事業所及びB型事業所があります。

また、就労後の支援としては、職場適応援助者支援事業や就労定着支援等があります。職場適応援助者支援事業は、職場にジョブコーチが出向いて、障害特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行い、障害者の職場適応、定着を図ることを目的としています。就労定着支援は本年4月からの新制度で、既存の就労系サービスを利用した後に一般就労した障害者に対して、遅刻や欠勤をしないよう生活面のサポートをするものでございます。

4点目の、愛知県豊明市の誘致した民間事業者の障害者雇用についてであります。

これは、全国で初めて豊明市が農業を活用した障害者雇用のコンサルティング事業者を誘致

したもので、市役所内にプロジェクトチームを結成し、約1年の期間をかけて実現しました。

内容としましては、事業者は運営する農園を区分して企業に貸し出しをいたします。企業は障害者の就労の場として、借り受けた農園に雇用することで法定雇用率を達成し、障害者は農園就労という雇用の受け皿を得て、経済的自立が可能となる仕組みでございます。

このような新しい取り組みについても参考にしながら、障害を持った人が住みなれた地域で安心して、自立した生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） この問題についてもですね、私も3月以降、町内あちこち歩いてですね、結構ね、千葉町長に対するね、公約に入っていましたね、授産施設の整備ということで。そのために投票したみたいなことを言われた方もいらっしゃいますし、複数の方々がね、切実でもあり、大きく期待をしているということは改めて町長に伝えたいと思いますけれども、答弁の中でね、残念ながら阿見町の中の統計はないということですが、県内の民間企業の実雇用率1.97%と、以前と比べると非常に改善している、数も多くなっていると、こういう現実があるようではありますが、残念ながらね、これは本当の平均ですが、法定雇用率民間企業は2.2%という目標がありますので、それには残念ながら幾分か届いていないということもあり、また、心ならずもね、納付金制度でクリアしているというのかな、そういう形で、一種の罰金ですよ、納付金制度で対応している企業も多いというふうに聞いています。

それで最後にね、答弁をいただいた愛知県の例、自治体の例ですね。これは私は非常に注目に値するものじゃないかなというふうに思っております、昨年11月かな、12月だったかな、千葉県船橋市にあるですね、農場、船橋ファームっていうんですけども、ここを視察させていただきました。お聞きしますとね、県内からも取手の議員であるとか、利根町の議員であるとか、たくさん来てますということで、詳細な説明を聞いたんですけども、生活ができる雇用ということ、それから非常に退職率が少ないということで、検討してもいいんじゃないかなと思ったものですから、今回、町長の公約については二次の採用になるんですよ、多分ね、福祉についてはね。ですから、そのことについてぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っているんですけども、これ担当部長はお話しするかもしれませんが、ぜひね、このエスプールプラス、愛知県で行われているこのシステムについてですね、取り組む意欲があるかどうか、改めて聞きたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答えさせていただきます。

議員から御紹介にあったエスプールプラスという企業でございますけれども、基本的に障害

者の雇用を法的に義務づけられているけれども、適した職場を提供できない企業、それと障害者の就労ニーズを農園の就労ということを通じて、うまくマッチングされているというすばらしい取り組みだというふうに思っております。

あとは農場の中で、障害者の方ができないことではなくてできること、これに注目をして、農場という場です、活動の場を提供していると。これは本当に非常にすばらしいことだなというふうに考えております。

そして、これは事業主、企業側にとっても、それから障害者にとっても、相互にメリットがあるというふうに考えております。事業主にとっては、先ほどの法定雇用率が達成できるということ。それから、障害者の特性に配慮した仕事の確保ができるという点。それから、職場環境の整備がなかなか容易でないというところで、それを活用することによって設備投資を節約できるという面もあろうと思います。それから、障害者にとっては雇用機会の拡大、雇用機会が得られるということ。それと、障害者に配慮された職場環境の中で、それぞれの能力を発揮する機会が得られるということ。あとは安定した収入が得られるということでございます。

これにつきましては、共生社会の実現ということにとってもつながるということで、非常にいい取り組みだというふうに感じておりますので、今後ですね、調査・研究を進めてまいりたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、会議を再開いたします。

海野隆君。

○9番（海野隆君） それではですね、御答弁ありがとうございました。エスプールの農場についてちょっと一言申し上げますと、どうも精神障害者の方々が結構多いという、それと、障害者3人で、そこに1人指導者というのかな、大体定年退職した地域の人を雇用すると、こういうシステムのようなのです。そうすると、障害者の雇用の拡大にもつながるし、地域の雇用拡大にもつながると。非常になかなか工夫されたいいシステムだなと思っております。ぜひね、進めていただきたいと思っております。

もう一つね、御紹介しておきたいんですけども、先ほど特例子会社という言葉が出ておりました。私もこの前、ウエルシアの前を通ったらですね、同じような制服を着て草取りをしていましたね。あれは何だろうなと思って、本来、歩道上の植え込みですから、町が本当は管理

するべきところを、一生懸命店舗の前をやっておりました。非常に皆さん若いような感じがあったので、新入社員の研修でもやってるのかなと思ったら、特例子会社で雇用されている方ということで、ウエルシアもやっぱり社会的な貢献をそういう形でしているんじゃないかなというふうに思いまして、関心いたしました。これはただ紹介だけにしたいと思います。

ぜひね、先ほど言った自治体で具体的にですね、検討していただきたいということ申し上げて、この2項目の質問については終わりにしたいと思います。

3項目、続いていきますけれども、3項目はですね、世界湖沼会議と連携して行う町民レベルの活動への支援についてということについて質問をいたします。

第17回世界湖沼会議は、茨城県及び公益財団法人国際湖沼環境委員会が主催をして、つくば国際会議場をメイン会場に、10月15日から19日までの日程で茨城県で開催されます。ちょうど同じ時期にね、国体のリハーサル大会が開催されるということで、町としては準備に追われておりますので、残念ながら町として世界湖沼会議に取り組むというふうにはなりませんでした。

茨城県では23年前、第6回世界湖沼会議が開催されまして、霞ヶ浦沿岸のみならず、茨城県内全体で大きな盛り上がりを見せて、環境を見直すきっかけになったと言われております。阿見町は「霞ヶ浦湖畔のまち」というふうに表示があつてですね、国道から入ってくると「霞ヶ浦湖畔のまち」というふうになっているわけですね。霞ヶ浦南岸に位置しておりまして、霞ヶ浦の豊かな恵みを受けて長い歴史を刻んでおります。

霞ヶ浦に流入する谷地とか谷津ですか、谷地谷津ね、里山などは、調査によると、165種の鳥類、1,150種の植物などが阿見町の豊かな自然を育てていると言われております。

この世界湖沼会議ですけれども、これと連携して、民間レベル、町民レベルで、行政は取り組まなかったんですけども、スタディツアーを実施しようとする団体があるとは聞いています。行政として何らかの支援を行って、水や自然環境に関心を高めることが必要だと思いますけれども、そういう観点から、3点について質問します。

1、世界湖沼会議に環境政策部署として何らかの企画を行う予定は、改めてありますか。

それから2番目、世界湖沼会議に連携して、大学や町民レベルで実施する企画はありますか。

3番、民間レベル、町民レベルで実施する活動への支援を考慮すべきではありませんか。

以上、3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 世界湖沼会議と連携して行う町民レベルの活動への支援についての質問にお答えいたします。

1点目の、世界湖沼会議に環境政策部署として何らかの企画を行う予定はあるかについてであります。

第17回世界湖沼会議が県において、本年10月15日から19日までの日程で開催されます。メイン会場であるつくば国際会議場においては、大井川知事も参加される政策フォーラムや湖沼セッション等が行われる予定です。また、霞ヶ浦、潤沼、千波湖に近接する5市町村では、シンポジウムや事例発表会とあわせ、環境フェア等の環境関連事業の開催が予定されております。

町では世界湖沼会議に向けて催事を行う予定はありませんが、町広報紙やホームページ等で世界湖沼会議やそれに関連するイベントの周知を行っております。今後も町民に対して、県や関係自治体及び関連団体等と連携しながら、情報を随時発信していく予定であります。

2点目の、世界湖沼会議に連携して、大学や町民レベルで実施する企画はあるかについてであります。

現在、町民ボランティア活動の団体が茨城大学との連携により、世界湖沼会議に絡めた霞ヶ浦のスタディツアーを企画しております。現時点での内容は、廻戸の予科練平和記念館付近の霞ヶ浦湖畔や、若栗にある町ふれあいの森等を巡る予定になっております。また、茨城大学との学生や留学生も参加することにより、町と霞ヶ浦周辺の自然環境や歴史を学ぶとともに、国際交流活動の推進も図れる企画となっております。

3点目の、民間レベル、町民レベルで実施する活動への支援を考慮するべきではないかについてであります。

スタディツアーの活動に関しましては、環境政策課職員の参加協力、及び行政バスや公用車の手配等の支援を行う予定であります。また、今後、民間レベル、町民レベルで新たな活動を企画する団体があつた場合には、町としても可能な範囲での協力を積極的に行うことにより、世界湖沼会議成功への気運醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 答弁ありがとうございました。民間団体、これは正式名称が決まったようで、阿見・霞ヶ浦湖畔スタディツアーアクション実行委員会というのだそうでございます。メンバーはね、元環境基本計画をつくった茨城大学名誉教授の中島紀一先生とか、それから、大室の団地、レイクサイドで蛍などをやっている団体、それから、小池城址のところでは里山を整備している団体、こういう方々とか環境基本計画にかかわって自然調査をされた方々、それと茨城大学生ですね、この方々が入っているようでございます。先ほどね、町民の森という答弁がありましたけれども、町民の森はなくなったそうで、霞ヶ浦湖畔と、それから美浦村の陸平の縄文遺跡と、この2つをスタディツアーすると。特に縄文時代からの霞ヶ浦の成り立ちとか、そういうことについて勉強といいますかね、湖沼会議に参加する方々に披露したいと、こういう話のようです。

それで、日程だけを申し上げておきますと、8月26日に町民を対象として事前にツアーをやる。本番は10月14日に世界湖沼会議の参加者に対して行くと、こういうことでございますので、バスを運用していただいたり、それから職員がですね、参加していただいて、下支えしていただいておりますので、ぜひとも、もし別な企画もありましたらですね、御支援をお願いしたいと思います。この問題についてはこれで終わりにしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。いいですか。

○議長（吉田憲市君） はい。

○9番（海野隆君） 次はですね、公文書の作成及び管理について改善が必要ではないかというところで質問をさせていただきます。

最近のですね、国政における森友学園、加計学園等におけるですね、決裁文書等の改ざん、あるいは記録文書の破棄など、これは国ですけれども、公文書作成や管理保存等に大きな疑問、疑義が生じております。

一方、阿見町でもですね、本来作成されなければならない記録、文書や交渉記録等が作成されていない、あるいは存在していないという状況があると思います。それはですね、この何年か議会を通じて我々は公文書、役場の文書をいただきますけれども、それとは別に情報公開を使ってですね、相当多数の文書をですね、見せていただきました。そういう中からですね、6点ほど質問をしたいと思います。

本来、職務上で作成する文書、これはメモ等も含めて原則的に公文書でございます。一定期間保存され、管理されなければならないと思われま。阿見町における公文書の作成について、6点質問をしたいと思います。

1、公文書の定義について。ちょっとかたくなっちゃいます、公文書の定義について、公文書とはどんなものか。

2番、情報公開制度において対象となる文書とはどういうものか。

3番、行政として保存すべき文書とはどのようなものか。

4番、文書管理規程、特に保存期限の見直しについて。

5番、復命書、出張復命書の書式について。

6番、公文書作成の改善点について。

以上、6点についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 公文書の作成及び管理について改善が必要ではないかについての質問にお答えいたします。

1点目の、公文書の定義についてであります。公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、

または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものを言います。文書を作成する観点では、官公庁または公務員がその職務上作成した文書を言い、文書を取り扱う観点では、官公庁において、その職務上取り扱う全ての文書を指し、職務執行上作成するもののほか、私人から提出された申請書、願い、陳情書等、事務処理上取り扱う文書も全て公文書となります。

2点目の、情報公開制度において対象となる文書とはどのようなものかについてであります。

情報公開制度において対象となる文書については、阿見町情報公開条例第2条第2号に規定されているとおり、ただいま申し上げました公文書の定義に該当するものとなります。具体的には、決裁文書、供覧文書、取得した文書、法令・条例・規則等により作成が義務づけられている台帳、帳票類、条例等に基づき設置する審議会等の会議に関する資料等になります。

3点目の、行政として保存すべき文書とはどのようなものかについてであります。

行政が保有する文書は多種多様にわたり、その文書の持つ意義等により保存のあり方も違ってまいりますが、行政機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から、重要であるもの、その他意思決定過程、事務事業検証のために必要なもの等を保存すべきであると認識しております。

4点目に、文書管理規程、特に保存期限の見直しについてであります。

文書事務の管理については、事務処理の適正かつ能率的な運営を図るため、阿見町文書管理規則を定めて運用しております。文書の保存年限等については、法令に定めがあるものを除き、永年、10年、5年、3年、1年または継続の保存区分に分け、関係文書の重要度に応じて、保存、保管をしているところであります。また、保存期間が満了した文書は廃棄することになりますが、廃棄する前に再度内容等を確認し、保存すべき重要度の高い文書は保存年限を延長し、貴重な財産が失われることのないよう努めております。

5点目の、復命書の書式についてであります。

出張復命書については、阿見町職員服務規程に基づき、勤休管理システムまたは出張復命書により、その結果を報告することとなっております。軽易なものについては口頭での報告を可としておりますが、大半は勤休管理システムへの入力による報告がされており、組織共用が必要なものについては、別途、出張復命書により報告しているところであります。

6点目の、公文書作成の改善点についてであります。

地方公共団体の事務は、住民の権利義務に重大な影響を与えるものであり、意思表示が後日の証拠として保存される必要があります。また、公文書等の管理に関する法律において、行政機関の職員は、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付けし、また検証することができるよう、処理に係る事案が

軽微なものである場合を除き、法令の制定、改廃及びその経緯、会議の決定及びその経緯等、そのほかの文書を作成しなければならないとされており、町におきましてもこの法律の趣旨に則り、適切な公文書の作成を行うよう努めているところであります。

事務処理の能率化、合理化の上から考えると、全て文書によることは適当でない場合もありますが、事案の内容によつて的確に判断して事務処理を進めることが大切であります。地方公共団体の活動は「文書に始まり文書に終わる」と言われているように、町民との共有財産である公文書の重要性を再認識し、文書事務の管理責任者である課長等の指導力を高め、職員に対する研修・指導等を行い、公文書の適正な作成と管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。先ほどもですね、情報公開制度を使ってですね、相当多数の役場の職員が作成したですね、公文書に触れてまいりましたけれども、大半はね、しっかりと記録をされていて、必要にして十分な情報が網羅されているというふうに思います。

しかし、中にはですね、先ほども若干申し上げましたけれども、不十分と思われる文書も散見しました。特にね、チェック項目が抜けてしまっていたり、特に出張復命書ですね、この内容について、報告のあり方、書式については改善点があるように思われます。出張報告書ということですので、出張目的に照らしてね、十分な内容をそこに書き込んでいくということ、もしそこに書き込むことができなければ別途でつけると、そういうことが必要ではないかというふうに思います。

答弁にもしっかりとありましたけれども、町民との共有財産なんだと、それから、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、検証ができるよう、つまり後からしっかりと検証できるように、そういう観点でね、作成をされているということですので、答弁にも書いてありましたけれども、特に管理職の方々、この方々がですね、しっかりと文書についてですね、チェックをして、不十分であればそれは書き直させると、こういうことをやっていると思いますけれども、改めてね、そういうことを徹底していただきたいというふうに念押しをして、この質問は終わりにしたいと思います。

じゃあ、最後の質問に入ります。

病児保育施設の整備についてお伺いします。

茨城県ではですね、本年度、医師確保対策の一環で、急病の子供を一時的に預かる病児保育支援体制を県内全域に拡大し、病院内の病児保育施設の整備費用を補助することになっております。その目的は、子育て中の医師や女性医師の働きやすい環境を整備することで医師確保につなげたいと、このような目的でつくられるようでございます。

しかし、こうした事情は医師のみならず、仕事を持つ一般の子育て世代に共通した問題であり、この病児保育施設、これは不可欠な施設であると考えます。特にですね、阿見町は若い世代の定住を図ろうとしておりますので、喫緊に早急に整備すべき施設ではないかと思います。

私は、かねてからこの病児保育施設を整備するよう要望をしておりましたけれども、県のこうした医師対策とはいえですね、病児保育支援体制をつくろうというようなことがありましたものですから、改めて2点ほどお聞きしたいと思います。

1、取り組みの現状と課題、今後の見通しについて。

2番、病院内病児保育施設の整備費について町が上乗せして補助する考えはないかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 病児保育施設の整備についての御質問にお答えいたします。

1点目の、取り組みの状況と課題、今後の見通しについてであります。

町ではこれまで、町内医療機関に対し、病児保育実施の打診を行っておりますが、病院内託児施設では従業員のための受け入れ枠の確保も十分でない上、看護師の確保にも苦慮していることから、病児保育の実施は難しいとの回答でありました。また、託児室のある、ほかの医療機関にも打診しましたが、同様に実施はできないとの回答でありました。

保育施設においては、病児保育は専用スペースの設置や看護師、保育士の確保など、実施するには通常保育とは別に場所や職員が必要となることや、日常において指導・助言を行う医師を選定するなど医療機関との連携が必要であるため、ハードルが高いと感じているようであります。

今後につきましては、引き続き医療機関に働きかけるとともに、医療機関以外の医師や看護師等の常駐する施設での実施の可能性も含めて、さまざまな方策を検討してまいります。

2点目の、病院内病児保育施設の整備費について町が上乗せして補助する考えはないかについてであります。

まず、県の病児保育施設の整備費用補助についてですが、県に確認したところ、医師を対象とした施設に限定しているため、地域の子どもの受け入れ予定はないとのことでした。県ではこれから医師に対しニーズ調査を行い、どこに何人の希望者がいるのかを把握するとのことあります。

町の上乗せ補助については、地域の子どもの受け入れを条件に検討したいと考えております。

病児保育施設の整備は、私のスローガンである「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」の公約のひとつであります。病児保育事業は、働きやすい子育て環境の整備、ひいては若い世代の定住促進策として重要だと認識しておりますので、今後、実施に向けて調査・研究を進め

てまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。実はですね、私も娘が近くにおりましてですね、先日も、末娘ですけれども、子どもの病児保育を1日しました。つくばにも子どもがいるんですけど、孫の病児保育もたまにやります。

風邪なんですよ。だけど、7度5分以上あると保育園に連れていけないんですよ。何てことはないんですよ。一緒にこうやって見守って、ちょこちょこっと遊んで。でも、目が離せないですけどね。そこでなかなかね、本来はね、休むという選択ができればね、一番いいんですけども、なかなかそうもいかないということで、午後の3時まで見ててとかね、午前中見ててとか、こういう要望もあって、すっかり病児保育をやるようになってしまったんですけども、たまたま親兄弟、支援してくれる人たちが近隣にいればね、そういう形でサポートを受け、働き続けるということができるとはいいんですけども、たびたびとなると、本来はそこを直したほうがいいかもしれないけれども、そうもいかないということがあって、この問題についてもやっぱり町内を歩くとですね、やってほしいと、つくってほしいと。安心感につながるんですね、多分ね、いざというときにね。

基本的にはね、県のという話をしましたけれども、町内にそういう施設をつくっていただく。さまざまな努力をね、担当部課長といいますか、担当の方もされてきたというのはわかりますけれども、ただね、平成29年4月3日にですね、各都道府県知事宛てにですね、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局長から通知というか通達が出ています。内容はざっくり、病児保育事業の実施についてと。これ何回か改正があって出ているんですけども、直近では平成29年4月3日だと思うんですね、一部改正ということで。そこを改めて私も今回質問をしたいと思ってですね、近隣の市町村、県内の市町村で病児保育をやっているかというところも見ましたけれども、目的とかね、実施主体とか事業の内容とかっていろいろ書いてありましたけれども、事業の目的はね、さっき言ったのでそのとおりなんですけれども、2番目に実施主体というのが入ってるんですよ。実施主体は市町村とすると。なお、市町村が認めたものへ委託等を行うことができる。つまり、あくまでも市町村が病児保育事業というのはやらなければいけない。で、自分たちがやるかわりに、委託等ができればそれでもいいよと、こういうことだと思うんですよ。

それで、これを改めて見ているとね、これは県知事宛てに行っているの、そこについては管内市町村に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたいと言っているの、県から市町村にね、この趣旨については流れているはずなんですよ。です

から、このことについて当然知っていると思いますので、何回もやりとりしないので全部言っちゃいますけれども、阿見町としてね、なかなか民間のところに委託するというところがないということになれば、公立の保育所であるとか、その他病児保育施設をですね、整備をして、施設の整備を実現していくと、こういう決断をですね、しなければいけないのかなというようにも感ずるんですね。きついですけど、そういう決断をするという時期、決断する考えがあるかどうか、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

議員御質問のように、核家族が進みまして、議員のように見てくれる方がいらっしゃればいいんですけども、なかなか頼れる身内の方が近隣にいる、いない、共働きの家庭の方がね、増えているという社会状況下におきましては、子供がですね、急な発熱等のときに、病気になったときに安心して預けられる環境を整えば、潜在的なニーズというのも当然表面化してくるのではないかなというふうに考えてございます。

御質問の、まず公立保育所等での実施につきましては、現時点で、御承知のように待機児童を抱えているという現状の中では、それが解消されるまではなかなか難しいのではないかなというふうに考えておりますが、しかし、病児保育施設が町内に整備されることによりまして、保護者が働きながら安心して子育てができる、そういった環境づくり、これを整えることによりまして、答弁にもありましたけれども、若い世代にとっても非常に魅力でありまして、町外からの若い世帯の流入、ひいては定住促進にもつながるということですから、御提案の内容も含めまして、できるだけ早期の整備ができるようにですね、いろんな方法を今後引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） これは公約にもなっているもので、町長にも一言。ぜひね、その実現に向けてさまざまな支援を活用してやっていくんだという決意をね、すぐにやれとはなかなか難しいのでね、お願いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 私の公約の中でですね、一番難しいと私は思ってるんです。しかし、一番必要ではないか、こういうふうにも思っています。

2年前にNPOの視察ということですね、フローレンスというNPO法人に行ってきました。そこは民間でやっているところなんですけれども、大変需要が多くて、しかし、お金がかなりかかるというようなことがございます。

基本的に、今、私が思っているのは、やはり医療機関でやるのが一番いいのではないかと
いうふうに思っています。また、さまざまないろんところをですね、探ってですね、やって
いきたいというふうに思っています。若い世代の人たちに移り住んでいただけるということで、
核となるような事業だと思えますから、推進していきたいというふうに思っています。

以上です。

○9番（海野隆君） 終わります。

○議長（吉田憲市君） これで9番海野隆君の質問は終わります。

次に、11番久保谷充君の一般質問を行います。質問者席に移動してください。

11番久保谷充の質問を許します。登壇願います。

〔11番久保谷充君登壇〕

○11番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。それでは、引き続き一般質問をいたします。

今回は3月20日に千葉町長が誕生し、初めての本格的な議会ということもあり、町民の期待
も極めて大きいものがあります。改めてお祝いを申し上げます。今後4年間の任期の中で、約
束した公約を実行するとともに、変化する状況の中で常に先進的な地方自治を確立していただ
けるよう期待しております。

議会としても、私自身も、建設的な議論や提言を通じて、町民のため、阿見町の発展のため
に全力を尽くしたいと思えます。町長も町政の主役である多くの町民の意見や要望を丁寧に関
き、議会の意見や議論も取り入れながら町政を進めていただきたいと思います。

それでは通告により、ランドセル無償配布について伺います。

平成29年3月第1回定例会一般質問で私は、ランドセル無償配布は阿見町という自治体の魅
力を高めるためにも必要な政策だと提言いたしました。町長は今回の選挙を通じて、単独での
施政、施行を目指していくという宣言をしてきました。

第6次総合計画で目標とした人口5万人を達成し、阿見町が飛躍し続けるためには、若い世
代を町に呼び込み、選ばれる町にならなければなりません。そのためにも子育て環境の充実と
いう観点でランドセル無償配布についての質問をいたしましたが、答弁では、子どもの貧困に
関しては認識していますが、ランドセル無償配布については厳しい財政状況から現状では難し
いとの答弁がありました。改めて以下の3項目について質問をいたします。

1、県内市町村のランドセル無償配布状況について。

2、無償配布の時期と考え方について。

3、無償配布の予算について。

以上について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願

います。

[教育長菅谷道生君登壇]

○教育長（菅谷道生君） 答弁に入る前に、議員に御了解をいただきたいと思います。御質問のランドセル無償配布についてですが、町長公約においてランドセルの無料配布となっておりますので、「無償」を「無料」と読み替えさせていただくことを御了解願います。

それでは、ランドセル無料配布についてお答えします。

1点目の、県内市町村のランドセル無料配布状況についてですが、現在、日立市や土浦市など10市町が新1年生にランドセルを送っています。

2点目の、無料配布の予算についてですが、現在、各種ランドセルのカタログ等を取り寄せ、入学祝いにふさわしく、新1年生が6年間安心して使えるものを選定しています。現在の教科書や配布物のサイズに対応する大きさで、使いやすく軽量で、色も4色程度から選べるタイプですと、1個当たりの定価が4万円前後するようです。今後、ランドセル取り扱い可能な業者から新入生分400個を購入した場合の見積もりをいただき、来年度予算に計上してまいりたいと思います。

3点目の、無料配布の時期と考え方についてですが、ランドセルの無料配布が公約として掲げられた今回の2月に行われた町長選挙の結果を踏まえ、平成31年4月の新1年生からの無料配布について、調査・検討等を重ねてきましたが、ランドセル商戦は4月から始まっており、既に予約や購入した方がおり、時期的に対象者への周知が図れなかったことやランドセル取り扱い業者の選定及びメーカーや工場での大量発注の受け付けが難しい状況にありました。そのようなことから、今後は無料配布の準備を整え、平成32年4月の新1年生からランドセルの無料配布を実施したいと考えています。

○議長（吉田憲市君） 久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、再質問をいたしたいと思いますが、改めてね、千葉町長の公約であるランドセル無償配布を来年度の新1年生からできなかった一番の理由についてちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

来年の新1年生にですね、配布できなかった理由についてですが、これは町長を交えました町内部の会議で何回か話し合いをして方針を出したものです。その会議では、まず1つとして、先ほども教育長の答弁にもございましたが、翌年のランドセル商戦がその前年のですね、来年については今年の4月からもう始まっている状況で、6月に補正予算を計上した場合は、既にですね、4月の段階、5月の段階で、来年の予約や購入をした方を含めた対象者への周知が間

に合わない。それが原因で混乱を来すと、そういったことがまず一つ考えられました。

それと、ランドセルにつきまして今回いろいろ業者にあたったところですね、大体、受注生産されているという話を聞きまして、6月に補正した場合には、受注生産しているものですから、年度内の納期に間に合わないだろうと、そういったお話も業者のほうから意見をいただきました。そういったことも会議の中では話がされました。

それと3点目として、このランドセルを町が購入するに当たりましては、町としましては指名競争入札という方式で契約をしたいと考えております。その際に、現在、阿見町にですね、ランドセルを主に扱っている専門的な業者さんが、調べたところ、入札参加資格登録業者にはそういう登録がされていなかったという状況がわかりました。それで、これからですね、そういった業者さんがいない中で入札をした場合ですね、実際にランドセルは納期まで間に合うのか、また、契約が成立するのかと、そういった課題があったものですから、そういったことを総合的に踏まえて来年は見送ると。それで、再来年の実施に向けて進めたいということで考えました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷充君。

○11番（久保谷充君） これは答弁でね、調査・検討を重ねてということがありましたが、今のようなことの検討ちゅうことですか。そうしますとね、時期的に対象者への周知が図れなかった、あと、予約や購入した方がおりということなんですけど、この予約とか購入に対して町のほうでは一応聞き取りとか、そういうこととかをしたんですかね。それについて伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

こちらからですね、新1年生の保護者に対して聞き取りはしておりませんが、逆にですね、対象になっている方から町のほうにかなり問い合わせがございました。その中で、今言ったようなこういう商戦が始まっていて、6月からの予算を計上してからでは間に合わない。そのため、来年度はランドセルではなくて、プレミアム付き商品券をお配りしたいという話を問い合わせについてはお答えさせていただいております。そういったことで、多分、関係者の方も保護者の方も理解していただいていると思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今ね、プレミアム商品券の話がありましたかね、ランドセルの無償配布の代替事業として1万1,000円のプレミアム商品券を入学祝い品として送るということですが、代替品のプレミアム商品券に至った経緯と、なぜ1万1,000円分なのかについてちょっ

と伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

至った経緯につきましては、先ほども、まず来年の4月にランドセルを配布することにつきまして、町長も含めて内部の会議を行いました。その中で、来年は無理なので、来年についてはプレミアム付き商品券をですね、町で新たに町長選挙公約としてやるというお話もあった中で、それを代替のものにしよう。で、そのプレミアム付き商品券の価格がですね、今、町で進めているのが1万円で1万1,000円相当の買い物ができるというものだったものですから、それをそのままお祝い品としてお渡ししようと思ったことからです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あとですね、町内にランドセルを取り扱う業者がいなかったということですか。それとも、扱っている業者がいなかったちゅうことで入札をできなかったということですかね。その辺をちょっともう一度。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

先ほども説明しましたが、入札を行うのには、入札参加資格登録されている業者さんをお願いすることになりまして、その登録された業者さんの中から、文房具を扱っている業者さんとか、学校での教材を扱っている業者さん、それを一応抽出しまして、その全社に町のほうで問い合わせをしました。そうしたところ、取り扱いが困難だと、この時期では急に言われても難しいというお返事をいただいたものですから、そういう判断をしました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 32年からは新1年生にランドセルを配布するという事なので、一応、今までの経緯等を再確認ちゅう意味でもね、質問させていただいたんですが、その辺のところを考慮しながらね、いいものをね。で、答弁にも書いてありましたが、6年間使っても、やはりみんなが途中でだめになるとかね、そういうふうなものじゃなくてね、あと色とかもいろんな形で選べてね、利根町なんかでは展示会等々を開きながらね、決めたり何だかんだしてるらしいんで、その辺のところも十分考慮しながらね、進めていただきたいというふうに思います。

これでランドセルの無償配布についての質問は終わります。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時とい

たします。

午前 11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 通告により第2問目の入札の、入札についての質問をいたします。

平成30年度より、建設工事及び測量コンサルタント業務について電子入札を導入し、茨城電子入札システム等共同利用運営協議会に加入し、茨城県及び加入市町村との共同利用を実施します。

電子入札システムは、システムの導入メリットとしては、1つ、事務の効率化。各種書類が電子化されることにより、入力の手間や入力ミスがなくなることにより、入力の手間がなくなります。入札の事務の迅速化につながっていきます。3つ目に、2つ目か、競争、透明性が向上し、入札の過程や結果が公表され、透明性が向上します。3つ目に、応札者の費用低減。インターネットを介して参加申請や入札が行われるために、受注機会への行くことが不要になり、移動時間や待ち時間、移動経費が減少します。4つ目に、入札参加機会の拡大ということで、電子入札はインターネットを介して行われるために、時間的な制約が解消され、入札参加機会が拡大します。

電子入札のデメリットとしては、使用しているパソコンやブラウザの確認や設定などを自分でスムーズにできる人にとっては電子入札を活用するメリットが大きいですが、それが苦手という人にとっては、電子入札を使いこなすのは難しいのではないかと思います。確認や設定にてこずるようでは、結果的に手間がかかって十分にメリットを活かせない可能性が高いと考えられます。電子入札導入に当たっては、十分に講習会等を重ね、各業者のスキルアップに努めていただきたいと思います。

それでは、以下の5項目について質問をいたします。

1つ、土木・建築・舗装工事等のランク分けについて。

2つ目、予定価格の公表、非公表について。

土木・舗装工事等に対する分割、追加発注の考え方について。

4つ目、入札の随意契約について。

5つ目、入札参加資格申請の状況と追加受付について。

以上について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願いま

す。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 久保谷充議員の入札についての質問にお答えいたします。

1点目の土木・建築・舗装工事等のランク分けについてであります。

阿見町建設工事等入札参加資格選定規程に基づき、土木一式、建築一式、舗装の3工種に関して格付等級を設定しております。

格付等級は、国や県が発行する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値で、土木一式については、750点以上がAランク、650点以上750点未満がBランク、650点未満がCランクとなっております。

2点目の予定価格の公表・非公表についてであります。

予定価格の公表及び非公表については、入札の透明性、公正性及び不正行為等を抑制するため、阿見町公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び阿見町契約規則第8条第4項の規定に基づき取り扱っているところでございます。

予定価格の公表には、阿見町一般競争入札実施要綱第2条に定める一般競争入札の対象工事及び指名競争入札で予定価格が50万円以上の設計業務等を事後公表、指名競争入札で予定価格が130万円以上の建築工事を事前公表としております。

なお、事後公表については、適切な積算を行わずに入札を行った企業が受注するなど建設企業の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じていることなどから、国の公共工事及び契約の適正化推進指針に基づき、平成25年度に一般競争入札対策案件を事前公表から事後公表に、平成27年度には、設計業務等対象案件を非公表から事後公表といたしました。

3点目の土木・舗装工事等に対する分割、追加発注の考え方についてであります。

土木・舗装工事については、町内で対応できる業者が複数あることから、受注機会の確保を推進するため、1点目でお答えした格付等級に基づき、地場産業の活性化を図るため、分割発注等に取り組んでおります。

また、追加発注は、本体工事に附帯として必要工事がある場合、追加工事として発注することになります。

4点目の入札と随意契約についてであります。

一般競争入札については、阿見町一般競争入札実施要綱の規定に基づき、予定価格が2,000万円以上の建設工事を対象に実施しております。

指名競争入札については、阿見町契約規則に基づき、1件の発注標準金額が130万円以上の工事または製造の請負及び50万円以上の備品購入、設計、各種調査または維持管理業務の委託業務を対象に実施しております。

随意契約については、指名競争入札で規定する発注標準金額未満の場合でも、原則3者以上による見積もり札を提出していただく見積もり合わせを実施しております。また、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定により、特定の者と契約を締結しなければならない場合は1者特命の随意契約となります。なお、1者特命の場合も、原則、入札手続と同様に見積もり合わせを実施しております。

5点目の入札参加資格申請の状況と追加受付についてであります。

この申請・受付は、建設工事部門、設計業務等部門については、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程に基づき、また、物品・役務の提供等部門、設計業務等部門については、阿見町物品調達入札参加資格選定規程に基づき実施しております。

現在の登録状況でございますが、平成30年4月現在で、建設工事部門が663社、うち町内業者が52社、設計業務等部門が408社、うち町内業者が16社、物品・役務の提供等部門が948社、うち町内業者が75社となっております。

一般競争・指名競争入札参加申請の受付は、有効期間を2年とする新規受付と、その中間で、有効期間を1年とする追加受付を実施しているところであります。いずれの場合も、受け付けした翌年度の4月から有効となります。

直近の平成30年の追加受付の状況は、建設工事部門が22社、うち町内業者が1社、設計業務等部門が11社、物品・役務の提供等部門が57社、うち町内業者が1社となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） えーとですね、ちょっとランクの件なんですけど、土木・下水道かな、Cランクは650点未満、それで、金額的には1,500万未満、Bランクは650点から750点、で、金額で130万から6,000万まで、Aランクは750点以上、金額で1,500万円以上、また、予定価格の事前公表は130万から2,000万まで、2,000万以上は事後公表ということですね。一応確認のためにちょっと答弁お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 最初にですね、議員のほうから質問のほうで、電子入札についてありましたけども、電子入札導入に当たりましては、議員の御指摘のような点について注意しまして、業者への説明、指導を行いながら、スムーズに導入が進むように対応してまいりたいと考えております。

で、今議員のほうで言われましたランキングの点数、それから発注標準金額等については、議員がおっしゃられたとおりでございます。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） なぜね、このランクと金額を今ちょっとね、改めて伺ったかといいますと、やはりBC、まあ、BA、ABかな、あと、事前公表で、予定価格のね、その部分で、ちょっと見直しをしたほうがいいんじゃないかということでちょっと質問をさせていただきたいんですが、何ですか、Cランクの場合は1,500万ってことなんですが、Bランクの場合が130万から6,000万まで、この部分と、ね、何ですか、Aランクは1,500万以上の部分で、について、これ、ちょっとね、重複の部分の金額っていうか、それをもうちょっと改めたほうがいいのかなというふうには私は考えてるんですが、その辺のところは近隣の自治体などではどのような状況で今進んでるのかについて伺います。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） まず、そのランク付けの考え方がどうなっていますか、各自治体でも、それぞれの自治体でそれぞれ業者の数なんかも違ってきますので、やはりそれはそれぞれの自治体の考え方、実情によって決めているようです。

で、阿見町と同じような形で、AB、BC等ランクをダブらせてやっているといいますと、近隣ではつくば市、竜ヶ崎市、守谷市などがあります。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） いや、それはわかっているんですが、範囲をもうちょっといろいろな部分で考えたほうがいいんじゃないですかということなんです。はい。

○議長（吉田憲市君） はい、総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 失礼いたしました。格付等級等の目的につきましては、やはり中小の建設業者を保護して、健全な競争が行われる、建設業界全体を成長発展させるものであるという趣旨でランクされています。

で、例えばランクをランクごとに区別して入札等を行いますと、例えば阿見町の場合は、土木一式ですと、Aランクが4社、それからBランクが6社、それからCランクが10社、こういった構成になっておりますので、やはり町としてその競争性をやはりとりたいということ、あとはまた、そういったものでランクごと地元業者の育成が阻害されないような形で、やはりこの部分については慎重に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

ですので、現行制度、議員のほうもいろいろ問題点等御指摘いただいているようですが、やはり現行制度と実態の分析、それから検証、それを、その辺の問題点を整理した上で、来年度1月から31年、32年度の新規の登録受付もごさいます。そういった中で、やはり業者の数、それから業者の総合点数等も変わってきますので、その中で改善すべき点があれば改善していくという、そういった方向で考えていきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あのね、一番は、私は思ってますが、Bランクのところはね、130万から6,000万までの範囲ってのが、やはり私は、やはり一番、何だ、有利っていうか、それみたいな形で、やはりCランクの人にもいろいろ影響を及ぼしたり、また、6,000万の工事ってのはやっぱりね、阿見町の中で今土木工事の部分でも、私が議員になってからそんなにね、大きな工事っちゃうのはほとんど出てこないような状況の中で、やはりこれもね、やっぱり、ね、6,000万じゃなくて、もうちょっと下げてって、例えば3,000万とかね、何かそういうところに下げるような方向とか、いろんな方向をやはり町のほうでは考えてったほうがいいんじゃないかってことで私は質問したわけなんですけど、その辺のところも、じゃあ、済いません、もう一度お願いします。

○議長（吉田憲市君） はい、総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

今、Bランクの業者、Bランクにされる業者が有利に働くのではないかという御指摘で、確かに受注件数等でいきますと、Bランクの件数、受注件数は確かに多いのが実態でございます。で、逆にCランクあたりが少ないのかなというふうに見てます。

そういった実情も含めまして、先ほどの繰り返しになりますけども、実態、上に上げるのか、下げるのか、下げることによってどういうような影響が出てくるのか、上げることによってどういう影響が出てくるのか、そういったものをシミュレーションしながら、最終的に改善すべきは改善するというような方向で考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あとですね、この予定価格の事前公表の部分なんですけど、2,000万までは事前公表ということなんですけど、やはり業者さんのね、いろいろなスキルアップっていうか、積算能力も含めね、あれするのには、やはり1,000万ぐらいまでに、以上はね事後公表にするとかっていうようにしないと、やはりいろいろな、私も工業新聞等とってますが、そういう中で見るとね、予定価格に合わせて何かみんなとってるような部分についても見受けられるので、その辺のところも、やはりこれからそういうところもね、全体的に業者さんをもうちょっと引き上げるためにもね、そういうところも含め、よそへ行っても積算できないとは言いませんが、そういうところもね、もうちょっと、ね、レベルアップできるような方向でね、町もやってたほうがいいのかなと私は考えてんですが、その辺についてはどういうふうに思いますか。

○議長（吉田憲市君） はい、総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 今議員御指摘のありました積算能力に問題が出てきてしまうんで

はないかというのは、確かに事前公表のデメリットの1つでございます。

その中で、県内自治体の動向としましては、事前公表については35団体、それから事後公表については3団体、そして併用、こちらは阿見町も併用ですが、こちらは併用が2と、で、あとは不明が4ということなんです。県内の状況で見ますと、主流は事前公表ということなんです。ただ、やはり国の見解としましては、今議員が御指摘されましたような事前公表のデメリットですね、弊害、談合が容易に行われる可能性がある、落札額の高止まり、それから業者の見積もり努力を損なわせる、そういった弊害もあるということから、国のほうでは事後公表を求めているというような状況もあります。

そういった中で、当町においても、入札の実態、それから国、それから県内の動向等を注視しながら、この公表の時期ですね、については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それはね、いろいろと一番いい方法をね、これからこの2点については調査研究しながら、そして透明性ね、公平性を高めながらね、やっていただきたいというふうに思います。

それではですね、1年ぐらい前からね、取りおり方式ってのが、何ていうか、導入されてるみたいなんです。その取りおり方式についてはどのような考えなのかちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、それではお答えいたします。

取りおりにつきましては、平成25年の3月から実施してございます。こちらにつきましては、地元業者の受注機会の確保というような観点から取りおり方式というものを実施しております。

最近のですね、動向ですと、なるべく地元の業者に受注機会を増やすという意味で、こちらのほうはなるべく分割発注ということで取り組んでいるところであります。

今のところ、要綱ということなんですけれども、試行要綱ということになってございまして、試行的に取り組んでいるというような実情でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 試行要綱っていうことなんで、これからまたそういうこともね、含め検討していただきたいというふうに思います。

それと、追加発注の考え方についての質問をしたんですが、何か本体工事に附帯として必要工事がある場合は追加工事として発注すると答弁がありました。私はね、これはこれに該当するんだかちょっとよくわかりませんがね、ちょっとね、事例じゃないけど、としてちょっ

と挙げたい部分があるんですが、その件についてちょっとね、聞きたい部分があつてね、というのはね、去年もね、何ですか、やきとりくらしさんの前の下水、あと、水道工事の部分で、いろいろ、ね、工事の不備じゃないかとかいろいろ問題があつたところの部分も、あと、その延長のやつも、これ、去年の暮かそこら出た部分ですが、その下水道のやつに追加工事で水道工事が出ている。ね。

そういう中で、ね、今言ったくらしさんの前はちょっと金額的にちょっと私もよくわかりませんが、あと、こちらの反対側の、ね、今、年度内に終わったところのやつなんかは、下水道工事が3千数百万つったのかな。で、追加工事で1,000万弱かな、というふうなことをやっぱりね、ちょっと聞いたんですが、そういう中で、最初からね、それで決まって、もう最初からね、前提にね、下水道も水道もやるのであればね、最初から一体としてこれ入札やれば私はいいのかなというふうに思うんですが、なぜ追加にしたか、ちょっとね、その辺の疑問があるんです。その疑問についてちょっと答弁をお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

まずですね、工事につきまして、追加工事で取り扱う場合ですね、今おっしゃられたように、例えば下水道工事が出ていますと、続いて水道工事を発注しますという場合に、随意契約で発注します。これは、こういったケースっていいものは、国交省の決まりですとか、県の基準でこういった発注の仕方は許されているところです。

といいますのは、歩掛かり等々でその取り扱いというのが決まっております、そういった発注の仕方もあるというようなことでございます。多分それに基づいて発注されているのではないかと。

ただ、今おっしゃられたようなケースが果たしてこれに該当するのかどうかというのは、ちょっと今ここでお答えするのが難しいかと思っておりますので、個々の物件につきましてはちょっと調べさせていただいて、今後の検討課題としたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、今、下水道工事と上水道工事を一緒に発注することができるじゃないかっていうふうな、分けて発注するようにしたほうがいい。先ほど飯村課長のほうから説明があつたとおりなんです、下水道工事と水道工事の発注形態、積算方法が異なるというふうなところがあつて、その合算工事による発注形態をとるとというのが非常に困難であるというふうなところも1つの大きな要因であるというふうになっております。

ただ、これまで、下水道工事をやった後に附帯工事としてじゃあ上水道をやりますといったことで追加発注というふうな形になってるわけなんですけれども、今年度はまだその形態はと

ってはいないんですけども、その辺の考え方についてはちょっと考える必要性があるんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 要はね、何ですか、追加工事を出せば、何ですか、経費が安くなるっていうか、そういうふうな話も聞くんですがね、やはり安くなる安くならないとかは関係なくね、やはりこれ、受注機会の話とかいろいろあるんであればね、やはりそれは追加工事じゃなくて、きちっと、1,000万近くの工事があるんであればね、それは別に随契で出すんじゃないかってね、入札でやるというふうな方向のほうが私はいいいというふうに思うんですね。

だから、その辺のところもね、最初っから下水道、下水の図面には水道の上のやつまで図面まで入ってるってというような話もね、聞いたりなんかしますが、やはりその辺のところもね、今後は、そういういろんな調査をしてもらってね、先ほどの一緒にできんのかできないかも含め、そういうこともやっぱりこれからはやっぱり検討してもらいたいなと私は思ってますが、その辺についてちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 特に下水道、上下水道工事について、ほかの工事についてどういふものがあるか、まだ今ちょっとわからないですけども、上下水道工事については、先ほど私が答弁をしたとおり、その発注形態、方式、やり方について、積算方式も含めてですね、ちょっと検討していきたいなというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、一般競争、指名競争入札の参加申請の受け付けの件なんですけど、有効期間を2年とする新規受け付けと、その中間で有効期間を1年とする追加受け付けを実施していると答弁がありましたけど、そういうことじゃなくてね、私は、2年に1回、2年じゃない、年に2回実施したほうがいいんじゃないかということで、これは考えてたんですけど、それはなぜかという、先ほどね、ランドセルの件でもね、やはり、これ、急にとかそういう部分で、やはりいろいろ取り扱う業者が町内にいなくてどうのこうのっていう話もあったんでね、その辺のところも含めね、年にね、2回受け付けるような方向でいろいろな調査しながら研究していただいたほうがいいのかというふうには思ってますが、その辺について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

当町では、今議員おっしゃられましたように、答弁でもありましたが、2年間の登録期間中に中間で1回登録受け付けをしている状況ですが、やはり参加資格申請受け付けについては、

全ての業者に対して公平なものではなければならないと、これはもう大前提の話です。

で、町がやることによって不公平が生じるようなことは絶対避けなければならないということで、現在の登録は、平成29、30の登録期間の中で実施しております。そういう中で、今回追加受け付けをやるということになると、登録期間6カ月を残しての突然のルール変更ということになってしまいます。そういう中で、やはりルール変更を行うのであれば、それなりのアナウンス、公平なアナウンスをして周知期間を設けるべきだというふうに私どもは考えております。

そういう中で、やはり今回いろいろ調べてみましたが、近隣自治体でも追加受け付けを複数回実施している例もございます。そういう中で、やはり来年1月から平成31、32の新規の受付・登録が始まりますので、その中で追加受け付けの機会拡大ということで実施する方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あのね、そういうことも考えて、これからね、透明性、公平性ね、また、町内の業者さんがね、やっぱりいい方向にいけるように、いろんな形で調査研究していただきたいというふうに思います。この件については終わります。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それでは、通告により、第3問目、マイナンバーカードの利活用計画について質問をいたします。

平成28年6月第2回定例会一般質問で、マイナンバーカード対応についての答弁では、「導入一時経費、例年経費、市町村負担金、コンビニ利用委託料等の予算措置が必要となりますが、なるべく早い時期に実施できるように努めてまいります」と答弁しております。

また、平成29年3月の第1回定例会一般質問で、マイナンバーカードの利活用計画についての答弁では、「現在の町の財政状況、差し迫った問題等を整理した上で、費用対効果を勘案し実施時期を検討したいと考えている」と答弁しております。

初期導入経費としては、システム経費約390万円、ランニングコストとしては、システム管理料約230万円、地方公共団体情報システム構築への運営負担金70万円とも答弁をしております。

費用対効果を勘案しと答弁がありましたが、土日・祭日を含むコンビニで朝6時半から夜11時まで、住民票、印鑑証明書等が交付できることも勘案した場合に、利便性が私は高いのではないかと思います。

平成28年第2回定例会から今定例会でちょうど2年になりますので、改めてマイナンバーカ

ードの利活用計画について、再々々度、以下の5項目について質問をいたします。

- 1, 現在のマイナンバーカードの発行状況について。
- 2, 県内市町村のコンビニ交付状況について。
- 3, 各種証明書の発行状況について。
- 4, コンビニ交付導入市町村の各種証明書の手数料料金について。
- 5, コンビニ交付導入の考えと時期について。

以上について伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） それでは、マイナンバーカードの利活用計画についての質問にお答えいたします。

1点目の現在のマイナンバーカードの発行状況についてであります。

4月末日現在で、申請件数6,161件、人口に占める申請割合は13.0%、交付件数は5,254件で、交付割合は11.1%となっております。

2点目の県内市町村のコンビニ交付導入状況についてであります。

本年5月1日現在で、県内44市町村中29市町が導入しており、65.9%の導入率となっております。

3点目の各種証明書の発行状況についてであります。町民課窓口で発行している証明書のうちコンビニ交付対象の証明書につきましては、平成29年度実績で、住民票謄抄本2万3,340枚、印鑑登録証明書1万5,114枚となっております。

4点目のコンビニ交付導入市町村の各種証明書の手数料料金についてであります。

窓口での交付手数料は、市町村によって若干の違いがありますが、近隣の例で見ますと、つくば市の窓口では1通当たり200円、コンビニ交付では150円、土浦市の窓口では300円、コンビニ交付では200円となっており、コンビニ交付の手数料を50円から100円ほど減額しております。なお、稲敷市では、窓口、コンビニ交付ともに200円となっております。また、県内全体で見ますと、50円から100円減額しているところが14市町、同額が15市町となっております。

町においては、窓口で300円となっているところですが、近隣の例も参考にしながら、コンビニ交付では窓口での額より低い額で設定できるよう検討してまいります。

5点目のコンビニ交付導入の考えと時期についてであります。

コンビニ交付は、町民にとって利便性の高い制度であると考えております。また、初期導入経費及び導入後のランニングコストにつきましては、平成31年度までに当該制度を開始した市町村に対し、初年度を含め3年間、その2分の1が特別交付税の算定時に算入されることになっており、その期限も迫っております。このような状況も踏まえて、現在の町の財政状況や諸

課題等を整理した上で実施時期を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい，久保谷充君。

○11番（久保谷充君） マイナンバーカードの発行状況の中で，現在，申請件数が6,161件，人口から占める割合は13%，交付件数は5,254件，交付割合は11.1%ということなんですが，これ，ちょっと私，勉強不足なんですが，この申請件数と交付件数の，これ，違いと，あと，この，何ですか，県内の中で，この交付割合等については多いのか少ないのか，また，県内の状況についてはどのようになってるのかについて伺います。

○議長（吉田憲市君） はい，ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい，お答えいたします。

まず，マイナンバーカードの申請と交付状況の違いでございますけれども，まず，マイナンバーカードの申請につきましては，J-LIS——地方公共団体情報システム機構というのがありますので，そこに個人がですね，申請していただくような形になります。で，そこに申請していただいて，申請した結果ですね，今度は交付という形になるんですが，交付のはがきがですね，そのJ-LISのほうから市町村，阿見町ですと町民課のほうに送られてきます。その送られてきたはがきに基づいて，今度はその申請された方に連絡をとって窓口へ来ていただくということで，そこでまた申請者の手続とかが必要になってくるんですけれども，手続をしていただいて交付するようになりますので，そこで申請の数と交付の数が違ってきてるというような状況でございます。

それから，県内の状況でございますけれども，県内では，申請，交付，両方ですかね。申請の状況と交付の状況，交付でいいですか。交付ですと，県内44市町村で11番目，先ほど言われましたけど，11.1%の交付割合となっておりますけれども，11番目，11位ということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい，久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あと，先ほどの答弁の中でね，各種証明書なんですが，住民票謄抄本かな，2万3,344枚，印鑑登録証明書が1万5,114枚ということなんですが，これ，コンビニ交付等ができるようになった場合には，これはどのくらい町の来ていただいた方っていうか，そういう人はどのくらい減る——減るっていうか，コンビニで交付するような人がどのくらいになるのか，ちょっとわかればお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい，お答えいたします。

なかなかそれだけの人数を把握するのはちょっと難しんですけども、一応今回の必要経費ということで算出した中で、あくまでも見込みで算出しているんですけども、まず、初期導入費用ということで324万円ほどかかります。それから、システム管理委託料といたしまして、これが、もし来年度ですね、スタートするという形になると、31年度4月からってというのはなかなか難しく、それまでにいろいろ試験とかテスト、それから手続、システムの改修とかありますので、早くて10月ぐらいからになるんですけども、それで計算した場合のシステム管理料がですね、99万円、それから市町村負担金ということで、先ほど申し上げましたJ-LISのほうに負担金として出すのがですね、70万円、それから、コンビニのほうの委託料ということで、これが1件、1通当たり115円という形になってまして、このコンビニ委託料の中でどのくらいの枚数がコンビニのほうで交付、そういった手続をされるかということで、大体守谷市のほうがですね、コンビニ交付をしております、その辺の実績を見ますと、大体4.7%ということなので、阿見町に置きかえた場合、大体4%と見た場合、1,538枚、そういったぐらい、そのぐらいの枚数ということで出しております、それで計算すると8万8,435円、証明書試験発行手数料が2,000円ということで、初期導入費用合わせまして合計で467万463円というようなことで一応見込みとしては出してあります。ですので、そういった中で、一応4%、そういった形で見ているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 初期導入費用ってのは幾らつつったんだっけ。で、ちょっと待ってね。さっき答弁ではね、平成31年度までに当該制度を開始した市町村に対して、初年度を含め3年間のその2分の1が特別交付税で算定時に算入されることになっておりますって、これ、補助金だよ。ということは、幾ら導入費がかかって、幾ら、何ですか、町の負担金は幾らになんのかちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君） 町民課長飯山裕見子君。

○町民課長兼うずら出張所長（飯山裕見子君） はい、濟いません、補足説明させていただきます。

前回ですね、導入経費とかいろいろ算出して申し上げたのは、対象の証明書として、住民票の謄抄本、印鑑登録証明書のほかに税務証明も加えてありました。で、前税務課長はそちらの証明書も一緒をお願いしますということで言われてましたので一緒に試算したんですが、今年度、課長がかわりまして、いろいろと検討した結果、ないということで、それで金額が変わっているんです。税務証明書分が少なくなってます。はい。

で、先ほど議員がおっしゃった、どのぐらいの枚数が出ることを見込んでいるかということ

に関しては、守谷市の29年度の実績を考えると、4%ほど、それでも高いとは思いますが、そのぐらいを一応見込んでますということで。はい、申しわけございません。

金額が違うことですね、前回言ったのと。違う。あ、違うんですか。ごめんなさい。交付税措置の話ですね。はい。交付税措置のほうは、初期導入費、ランニングコスト合わせまして、最初の年度、両方入りますので、467万463円のところを、半分の233万5,231円見込んでます。その後の2年度分は、システム管理料と市町村負担金、コンビニ委託料ということで、そちらの半額を見込んでおります。大丈夫ですか。はい。失礼しました。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） わかりました。私がね、ちょっと調べたところ、さっきの証明書等はね、大体約1割ぐらい、何ですか、コンビニで取得してるところがあるそうです、大体。その辺のところをすれば、ね、もうちょっと増えてくるのかなというふうに思います。

あと1つはですね、平成28年6月の答弁ではね、なるべく早い時期に実施できるように考えていると答弁してます。そして、29年の3月では、財政状況、費用対効果を勘案し実施時期を検討するという事なんですが、今回も同じような答弁なんですが、一体これは導入時期はいつっていうことを考えて、これ、何ですか、答弁してるんですか。そのことについて伺います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりですね、28年の6月、それから29年の3月の議会ですと、一般質問で2回ほどそういったことで質問を受けております。

そういった中で、今回の答弁でもですね、こういった答弁になっておりますけども、担当部局といたしましては、来年度、31年度の早くて10月ぐらいをスタートということで考えているところがございますけども、ここに書いておりですね、財政状況や、それから、そのほかの町事業の部分でいろいろ課題もありますから、そういった中で整理した中でですね、進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） いろいろすぐって言えば財政状況の話が出てきますがね、やはり28年からすればね、もうとっくにね導入されるんですよ、これ。ね。それが、ね、次は今度は、ね、財政状況の話が出てきて、今回もそうですけど、やはりね、28年の6月のときに、なるべく早い時期にっていう話をしてるわけですから、やはりいろいろなことをね、調査しながら、で、早期にやるっていうことなんです、本当は。それをだんだんだんだん、そんで財政状況がどうのこうの。これ、2百数十万円の話でしょうよ。それ、そんなに大きな財政負担なんだか

なんか私にはわかりませんが、そういうことじゃないと私は思うんだよね。

やはり、これ、ね、最初にも言いましたけど、やっぱり町民の方がね、マイナンバーカードを利用するのにも、そういうことをしなければ、マイナンバーカードの活用が何もないでしょう、だって。それからすればね、やはり、これ、早期に、また、20年度から今度は、ね、保険証のかわりにもなると、マイナンバーカードがね。そういうことを考えた場合に、早くやる話なんですよ、本当は。だから私は3回もこれ質問してるんですから。何回も質問すんのかなっていう方もいるかもわかりません。

それと、やはりね、じゃあ、ちょっと質問をね、答弁をお願いします。

○議長（吉田憲市君） はい、町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい。同じ質問をですね、3回目ということでしたけれども、マイナンバーカードのコンビニ交付ということに当たっては、同時にですね、マイナンバーカードの普及も当然進めていかなくてはいけないので、先ほど申しあげました5,254枚、全体で11.1%っていうのはまだまだ少ない数字ですから、それもあわせてですね、普及させるためにいろいろ町民課のほうでも考えてるところでございますけども、例えばですね、来ていただいた方にですね、町民課のほうでタブレット端末がございます。タブレット端末で写真を撮ることができますので、職員のほうでですね、していただいて、そのタブレット端末で無料で写真を撮ってですね、やはり申請するには写真が必要なんです。ちょっと写真とか撮るのが個人で撮るとなかなかめんどくさいとかいろいろありまして、そういった部分のちょっと煩わしさをですね、ちょっと町民課のほうでそういった無料で行って、かわりに申請というか、代理で行うというようなことも考えておりますので、そういった部分でマイナンバーカードの普及をもうちょっと増やしていきたいというふうに考えておりますので、あわせてですね、コンビニ交付のほうも進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、久保谷充君。

○11番（久保谷充君） はい、最後にですね、これね、本当に3回目だという話しました。まあ、ランドセルの件も2回目ですけど、やはり一般質問等でね、執行部もね、それなりの答弁の部分についてはやはり責任を持ってね、私はやはりそれに向かって、ね、いろんな形でね、進んでいくんならいいですけど、後退したり、結果がわからなかったり、ね、私は、またね、別のやつもあるんですよ。やるつつってやってないのが。後で言いますけど。それはやはり、ね、みんな本来はね、議員に、何ですか、その進行過程っちゃうか、それをやはり今現在こんななってますよとかさ、そういうことに対してはやはり少しね、担当課も議員にはもうちょっとね、きめ細かく、細かくね、いろんな部分で報告っていうか、そういうことを含めながら

ね、お互い協力し合っていたほうが私はいいのかなというふうに思ってこういうことを言っ
てんです。

やはり、ね、こういうことつつたら、やっぱりそれに向かってやっぱり担当課は進んでい
って、私は思うんだよね。それ、逆に後退してくような話も、これおかしいんだよね、本来は。
ね。やるつつってやってないのもあるし。だから、そういうことじゃなくて、よく精査しなが
らね、今後は、やっぱり議会と執行部とやっぱり状況をあれしながら、みんなね、あれしなが
らね、やってければ一番いいのかなというふうに私は思いますので、その辺のところを含め、
今後はよろしくお願いを申し上げます。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、11番久保谷充君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時5分とします。

午後 1時54分休憩

午後 2時05分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番野口雅弘君の一般質問を行います。

はい、7番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔7番野口雅弘君登壇〕

○7番（野口雅弘君） 皆さん、こんにちは。今日、こんばんはになるのかは思ったら、思っ
たより早く始まりました。

今日は、通告どおり、おやじの会について一般質問させていただきます。

現在あるおやじの会は、3つの小学校ですが、その中でも活動が盛んなのは第一小学校と第
二小学校です。

第一小では、5月に、おさかなをつかもう会として、プールに深さ20センチ程度の水を張り、
フナ、ドジョウ、金魚を投入し、それをつかみ取りするそうです。7月には、おたのしみ会と
して、プール、飯盒炊飯、カレーづくり、校内探検、かき氷などをするそうです。1月には、
親子餅つき会として子供たちに餅つき体験をしてもらい、つきたての餅を振る舞うそうです。

第二小では、4月には、緑のカーテンとして、エアコン設置が不可能なため、緑のカーテン
をつくり暑さを和らげているそうです。8月には、防災キャンプとして、災害に備える能力を
身につけるため、炊き出し体験やバケツリレーによる消火、体育館で段ボールで寝床の作成な
どを行い宿泊するそうです。そのほかにも、運動会の準備やバザーなどたくさんの活動をして
います。

今年で閉校になった実穀小学校にもおやじの会がありました。今度、本郷小学校に移りましたが、活動してくれることを期待しています。ただし、現状は、資金がなく、備品や資材の調達に苦しんでいるそうです。少しでも補助金がつけられるようにしてください。その補助が出るのがわかれば、ほかの小学校でもおやじの会ができ、学校と親と子のきずなも深まるのではないのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 各小学校におけるおやじの会についてお答えします。

現在、おやじの会は、阿見小学校のおやじの力、阿見第一小学校のおやじクラブ、阿見第二小学校のおやじの会の3つがあります。

おやじの会は、母親中心になりがちな家庭教育の分野に父親が積極的に参加し、親子の触れ合いの場や父親の家庭教育参加に係るさまざまな事業を行っていただいております。この場をおかりして心より感謝申し上げます。

野口議員の御質問の中で、おやじの会の活動資金が少なく、備品や資材の調達に苦しんでいる現状がございました。その対応策として、3つのおやじの会の実態を把握した上で、おやじの会の育成支援を積極的に進めてまいります。

今後も、父親参加による家庭教育の充実と子供の生きる力の育成を推進してまいりますので、御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） はい、野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） 確かに私の子供のころも、おやじの会っていうのはなかったと思います。PTAというとお母さんが来てくれる、それしか私の時代にはありませんでした。それが、今、男親がいろんな行事を手伝うということはすばらしいことだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけど、3つのおやじの会の実態を把握するというのはいつごろやってもらえるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

まず、早急にですね、今おっしゃいました阿見小学校、阿見第一小学校、阿見第二小学校のほうに、担当課であります生涯学習課のほうでその関係者の方とお話をさせていただいて、どのような支援が望まれているかの聞き取りを行いたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） それで、もう一つだけ質問なんですけど、これがほかの小学校、また、前に実穀小学校でやっていたのが本郷小学校になって、やりたいという話になった場合、これは応援していただけるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） はい、教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい。実穀小学校も含めまして、現在おやじの会がない学校につきましては、当然ですね、その設立、あと、活動に当たりまして、担当課であります生涯学習課に相談をしていただいて、その中で御支援をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） ということで、いいお答えが出ましたので、私、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、7番野口雅弘君の質問を終わります。

次に、2番石引大介君の一般質問を行います。

はい、2番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔2番石引大介君登壇〕

○2番（石引大介君） 皆さん、改めましてお疲れさまでございます。本日5番目に質問させていただきます石引大介です。今回は、千葉町長が就任されまして初めての一般質問でございます。今回も一生懸命、そして元気いっぱい頑張りますのでよろしく願いいたします。お腹も満たされまして、睡魔に襲われる時間帯となってまいりましたが、皆様もあわせてよろしく願いできればと思います。

それでは、早速通告に従い質問に移らせていただきます。

集まれ。経験された方には聞きなれた号令かと思います。今回は、阿見町消防団の現状と今後について質問させていただきます。

消防団は、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、地域防災力の中核として地域の安心安全を守るとともに、日ごろから地域コミュニティーの維持及び活性化にも大きな役割を果たしています。

また、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を活かしながら、発隊時には消火活動、警戒活動、救助活動などを行うとともに、平時においても消防団は火災予防啓発活動などを行っております。

近年、地震、台風、集中豪雨などの多様な災害の多発、大規模地震、津波の甚大な被害に、それらに伴う避難の長期化、台風や局地的な大雨による風水害災害の激化など、災害が多様化、

そして大規模化しています。こうした大規模災害に遭われた地域の消防団は、従来の消火活動、救助活動に加え、避難誘導や安否確認など多様な役割を果たされているそうです。

平成25年12月には、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、本法の趣旨を踏まえ、消防団の充実強化に向けたさまざまな取り組みが行われております。

しかし、消防団員数は年々減少しているのが事実でございます。少子化の影響により、若い世代を中心に、適齢期の年代人口が減少していることもあり、いたし方ないことなのかもしれません。しかし、先ほども述べたように、災害が多様化、大規模化し、今後も大規模地震などの発生も危惧される中、消防団員の減少に歯止めをかけるとともに、消防団員確保に向けた取り組みが必要不可欠であると考えます。

そこで、次の3点をお伺いいたします。

阿見町消防団員数の推移と団員年齢の推移はどうなっているか。

2つ、阿見町は消防団員確保に向けて具体的にどのような取り組みを検討しているか。

3つ、消防団の装備品の把握はしているか、また、今後の装備充実化をどう考えているか。

以上3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 石引大介議員の阿見町消防団の現状と今後についての質問にお答えをいたします。

1点目の阿見町消防団員数の推移と団員年齢の推移はどうなっているかについてであります。

消防団員は、災害から地域住民の生命、財産を守るため日夜活動しております。しかしながら、全国的な傾向ですが、消防団への入団者が年々減少傾向にあります。全国の消防団員数の状況ですが、平成元年4月時点では100万人余り在籍していた団員数が、直近の平成29年4月時点では約85万人と、29年間で15万人余りの団員数が減少している状況であります。

町消防団の団員数の推移についてですが、稲敷広域消防本部への広域合併した平成27年4月1日時点で339名おりましたが、平成30年4月1日時点では、325名と、この3年間の比較でも14名の減となっております。

減少の要因としては、団員が高年齢化しての退団者の増に加え、新入団員の確保が困難な状況での減少と捉えております。

消防団員の年齢推移としては、平成27年4月のデータで、全国平均が40.2歳となっており、これに対し町消防団は38.9歳となっております。また、直近の平成29年4月のデータでは、全

国平均が40.8歳に対し、町消防団は39.9歳の推移状況となっております。全国的に言えることですが、毎年少しずつ高年齢化の傾向にあります。

2点目の阿見町消防団員確保に向けて、具体的にどのような取り組みを検討しているかについてであります。

昨年度の団員確保に向けての取り組み実績であります。4月に女性消防団員による県立医療大学への入学生に対しての入団勧誘説明、また、役場新入職員への入団勧誘説明、さらに、8月のまい・あみ・まつり会場内での入団勧誘パンフレットの配布、10月の霞ヶ浦高等学校避難訓練の際に入団勧誘等の活動を行いました。その他、広報あみ5月号通常版に団員募集記事掲載と連動して団員募集チラシの各戸配布を行い、それ以外にも、広報あみにて数回にわたり団員募集の記事を掲載しました。

今後も、団員確保に向けて積極的に新たな手法を取り入れてまいりたいと考えております。

3点目の消防団の装備品の把握はしているか、また、今後の装備充実化をどう考えているかについてであります。

備品等各分団で使用する装備品については、消防団長のほか、幹部役員及び交通防災課職員において、年1回、各分団車庫を一斉に巡回する置き場点検を行っております。この点検は、各分団に配備されている備品の状況、状態や数量を確認することを目的として行っており、その他にポンプ車、小型ポンプの動作テストを行い、災害等現場活動で良好に使用できるかの確認を行っております。

今年度は、さらに点検簿による管理状況を改善し、数量等の確認作業を増やす計画であります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） 御答弁どうもありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、阿見町消防団の入団条件についてちょっとお伺いしたいんですが、地域によっては、入団する年齢は何歳から、あと、逆に定年するのは何歳ということで定年制を設けている自治体もあるというふうに聞いているんですが、阿見町の消防団というのはどのような規定になっているのかお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

入団の条件でございますけれども、阿見町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例第3条に明記してございますが、1つとして、該当消防団の区域内に居住し、または勤務する

者、それから、2つ目としては、年齢18歳以上の者、3つ目としては、志操堅固で、かつ身体強健な者として定めております。こういった条件を満たせばですね、誰でも入団できるというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） 阿見町の消防団というのは、定年制というのはとっていらっしゃるの。

○議長（吉田憲市君） はい、町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 失礼しました。定年制はとってございません。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。

では、基本団員数、先ほど御答弁の中に325名というふうにお伺いしましたが、そのうちの女性消防団員数、こちらを教えていただきたいのと、あと、女性消防隊というんですかね、が発足してからの団員数の推移を教えていただければと思います。

○議長（吉田憲市君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

女性団員につきましては、平成16年10月1日に発足しまして、当時、22名在籍してございました。本年、平成30年4月1日現在でですね、現在11名在籍をしております。当時と比較しますと11名の減というふうになってございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） 22名女性消防隊員がいらっしゃった平成16年から、今年、30年では11人減少したということなんですが、その要因というのは何が理由だったのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

女性部員につきましては、答弁のとおり、発足当初は22名おりましたが、現状では11名ということになっております。

その減少した要因として考えられるのは、発足当初は、学生さんが8人と多く入団されておりました。東京医科大学の看護学生の方が当初入団していただいたんですけども、やはり卒業して、と同時に消防団をやめられてしまって、年度の途中、数年前にですね、県立医療大学生、こちらも過去に4人ほど入団していただいた経緯もあるんですけども、やはりその県立医療大

学生も卒業と同時に町の消防団は退団されてしまったという経緯がございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） 女性消防隊なんですけれども、この取り扱いっていうんですかね、これは基本団員として登録していただいているという認識で間違いないでしょうか。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

女性消防団員の活動内容と申しますか、各地区の分団には所属はしておりません。男性団員のようにですね、現場に出向いでの災害活動は行わないで、防火・防災教室の啓発活動や団員勧誘等の活動を主に行っているというところで、団員として扱っているということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 石引大介君。

○2番（石引大介君） なぜ今の質問をしたかっていいますと、阿見町のですね、消防団の組織概要、ホームページのほうにアップされてるかと思うんですが、こちらを確認させていただいたところ、基本団員数何人という数字は出てたんですが、機能別消防団員数、この部分がゼロとなっていたんですけれども、阿見町は機能別消防団員の確保への取り組みというのは特に今までは行ってないでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

機能別消防団員とはですね、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員のことでございます。時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されるということでございますが、当町においてはですね、組織の位置づけとして、今現在、機能別消防団の位置づけはされてございませんので、そういう取り組みはしていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい。ありがとうございます。

今、部長からの御答弁いただいたとおりですね、基本団員というのは、災害現場での消火活動ですとか、あと、救助活動、避難誘導などで活躍をする。で、一方ですね、機能別団員というのは、やはりその能力などに応じて特定の活動だけに出動する団員ということで位置づけ

られております。

近年では、音楽隊ですとか、あと、広報専門の団員を機能別団員として位置づけて消防団員として数えている市町村も増えているというふうにお伺いしております。

御答弁の中にですね、団員確保に向けて各イベントなどにおいて、何ていうんですか、勧誘ですね、とか取り組まれてるっていうことはお聞かせいただいたんですが、例えばなんですけれども、町内で音楽活動されている方々に御協力をいただいて、阿見町消防団音楽隊ですとか、あとは、いろんな目線からPR活動っていうものを行っていただくためにも、イベントなどでの勧誘活動を行う広報専門の、例えば女性団員ですとか、あと、先ほどちらっとお話が出たんですが、学生団員などを確保していくという取り組みも今後必要になるかなと思うんですけれども、そのような点でお考えなどあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい。今申し上げたとおりですけれども、全国の例を見ますとですね、機能別消防団が種々あります。今御指摘の音楽隊とか、勧誘活動をメインとするような団員など、具体的な例を今挙げていただきましたけれども、阿見町消防団にはどのような機能別消防団を編制するのがよいかということでございます。

今後ですね、それにつきましては、団の幹部とですね、調整して検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。

これ、ちょっとほかの市町村の取り組みなんですけど、岐阜県の山県市、こちらのほうですね、機能別消防団員制度の導入をされて、大幅に団員数が上昇しているという例があるんですが、平日の昼間の時間帯に消防団員を確保し火災に出動する支援隊という限定した目的でこの機能別消防団員というものを募集したところ、何と1年間ですと、100人以上の御登録をいただいているという事例も確認されておりますので、ぜひ、基本団員の確保はもちろん必要かとは思いますが、こういった、先ほどもですね、お話ししたんですけれども、手が足りないというときに限定で手伝ってもらえる機能的消防団員という確保も非常に重要になってくると思いますので、ぜひ前向きに御検討をお願いできればと思います。

続きましてですね、先ほど御答弁の中に、阿見町として団員確保に向けた取り組みということをお伺いしたんですけれども、実際に、昨年になるんですか、29年度の入団者数というのはどうなっているか教えていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えいたします。

啓発・勧誘活動や広報紙の取り組みもありまして、ありましたが、平成29年度入団者数でございますが、4月入団は6名、途中入団者が7名で、合計13名の団員が入団しているという状況でございます。多くはない状況です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい。13人ということですね、この13人、少ないと思われるかもしれないんですけども、先ほどから言ってるように、阿見町って基本団員を消防団員として入ってもらっていると思うんですよ。で、これはほかの自治体から考えると、この13人って、私はですよ、私は決して少なくないと思うんですよ。今聞かせていただいて、やはりいろんなイベントにおける勧誘活動とか、やはり女性消防隊とか、いろんな方に御協力をいただいて勧誘活動を行っていただいていると思うんで、私はですね、非常に取り組みとしてはしっかりやっけていただいていると思いますし、今後もっと御尽力賜ればというお願いをさせていただきたいと思います。

で、次にですね、今新入団員についていろいろお話をお伺いしてきたんですけども、現役の消防団員についてちょっと何点か御質問をさせていただきたいと思います。

先ほどもお話しさせていただいた郷土愛護の精神に基づき活動する、昼夜問わずに地域の安心安全を守るために活動する、本当に消防団員の方々には御苦勞も多いことかと思えます。近隣の自治体におきましては、消防団員サポート事業を導入しているところもございます。これは、団員またはその家族などが、市町村ですね、そちらのまちの中で店舗を利用したときに割引サービスなどを受けれるというようなサポート事業でございます。阿見町として、このような事業の取り組みは検討されていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

県内ですとね、そういう団員サポート事業を導入している市町村を確認しましたところですね、近隣ではつくば市と龍ヶ崎市が導入をしております。

つくば市のほうはですね、今年度から運用開始いたしまして、51の店舗で賛同し取り組んでおられるということでございます。一方、龍ヶ崎市のほうでございますが、昨年、平成28年4月より運用してございまして、30店舗が取り組みを行っているということでございます。

また、両市ともですね、運用の実績がまだ浅いと、導入のための、そのためですね、導入のための効果がまだあらわれにくいという部分があるということでその担当者のほうはおっしゃ

ってございます。

この施策につきましても、団員確保の一助になると思われまので、今後、町のほうでもですね、そういった部分について調査検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。

このですね、消防団員サポート事業、こちらはですね、やはり新入団員の確保、団員確保という部分も非常に関係してくるかとは思いますが、やはり先ほど述べたように、現役消防団員、本当に一生懸命取り組んでると思うので、そこら辺のサポートとして、やっぱり町としてもぜひ前向きに検討していただきたいと思いますし、逆に、消防団員にそういったサポートができれば、町内での消費なども増えることも考えられると思いますので、ぜひ前向きに検討していただければとお願いをいたします。

次にですね、やはり同じちょっとサポート的な部分なんですけれども、こちらは新聞でも取り上げられましたので、御存じの方も多いかと思いますが、道路交通法の改正によりまして、平成29年3月12日から、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車が新たに準中型自動車として新設されまして、これに対する免許として準中型免許が新設されております。これによりまして、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっております。

つまり、現在配備されている各分団の消防車は、車両総重量5トン未満、つまりこの改正により、将来的にですが、消防車を運転できる人の確保が課題となってくるはずで、そこで、阿見町としてこの課題を解消するためにどのような取り組みをされるかお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

議員御指摘のとおりですね、平成29年3月12日以降、普通免許を新たに取得した方はですね、準中型免許を取得しないと、3.5トン以上の消防車両を運転できないということでございます。

国はですね、運転免許に係る負担額の地方交付税措置をですね、講じる方針を打ち出しているところでございます。

県内ではですね、高萩市、それから八千代町が準中型免許取得の一部を補助する制度を実施しているところでございます。ちなみに高萩市は上限10万円、それから八千代町が3分の2ということで、上限なしというふうに聞いております。

阿見町としてもですね、今後、国の補助制度をどのように活用していくか、そういった部分について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。

もう1点、同じような内容なんですけど、昔運転免許証を取得する際、私もそうなんですけど、マニュアル車での取得が主流だったかと思います。現在ですね、マニュアル車が減少しまして、オートマチック車が主流となっているこの時代に、団員の中でもオートマチック車限定免許の取得者が多く、私の分団にもですね、マニュアルの消防車を運転できない団員が存在しているということが事実なんです。

なので、ここら、このあたりもですね、やはり町として、例えば限定解除をする際の助成などを検討していただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 阿見町の消防団の車両ですけども、現在、15分団で15車両ございますけども、既に4台がですね、オートマチック車のほうに導入しております。平成25年からの車両ですから、25、26、27、28は購入してないので、29と、それまでが一応4台オートマチック車という形になっています。

今年度、平成30年度に1台新たにオートマチック車を購入するというので、5台になるわけでございますけども、その限定にはついてですね、限定解除の助成ということでございますけども、それにつきましては、まずオートマチック車をですね、今後増やしていくということを町のほうとしては考えております。ですので、マニュアルの免許解除についての助成ですか、そういった部分については特に考えてはございません。まずオートマ車を、毎年ですけど、増やしていくという考えで進めていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい。新しくですね、与えられる消防車、今、オートマチックっていうことで私もお伺いしているんですが、残り10台って考えると、残り10年間かかってくると思いますので、やはり先ほども言っていた消防団員の平均年齢が上昇してるっていう部分で、このあたりの問題というのは余り表に出てくることは少ないんじゃないかなとは思いますが、やはりその時代にですね、応じて、もし必要であると判断される場合には、やはり早急に取り組んでいただかないと、やはり消火活動ですとか、あと、救助活動というのはもちろん待ったなしの現場ですので、ぜひ現役のですね、消防団員、しっかりと消防団活動ができるように充実強化のほうをお願いできればと思います。

次にですね、消防団の装備品についてちょっと何点かお伺いをしたいんですけども、私もですね、現役の消防団員として、御答弁の中にもありました置き場点検に何度も参加をさせてい

ただいております。配備品のチェックですとか、あと、動作確認などですね、消防団長を初め幹部の方々に御指導いただけてまいりました。

先日も——先日というか、前回なんですけども、私の所属する分団においても、ポンプ車の真空がかからないというちょっと故障がございました。で、そのときにはですね、担当していただいている交通防災課の方々にですね、即時対応していただいて、修理を行っていただいた経緯がございます。

やはり経年劣化による不具合っていうのはどうしても起きてしまうと思うんです。なので、私は所属している自分の分団しかちょっとわからないんですけども、阿見町には消防団って15個あるかと思うんですが、町全体を通して見たときのそういった装備品というのは、今どのような状況かちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい。基本的にはですね、各分団が所有する車両及び各種備品の管理はですね、実際に使用するその分団でですね、管理を行っていただくということになってございます。

ただしですね、車両の故障発生とか、各備品の修繕、紛失、そういったときには、その都度事務局のほうにですね、申し出ていただいて対応をしているというところでございます。

しかし、予算のほうも限られておりますので、すぐに対応できないといった現状もございませう。とはいえですね、緊急性とか必要性、そういったものを十分考慮していかなければならない消防団活動でもございますので、最低限の整備については町のほうも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。

取り扱い方などによってもいろいろ違いは出ると思います。私たちもですね、指導は受けていても、常に状態をチェックするということは、やはりサラリーマンが多くなったこの時代、本当に簡単なことではないと思うんです。

ここです、先ほども御提案した機能別消防団員という話に戻るんですが、例えばなんですけども、消防職、こちらをですね、引退されたOBの方々に、こういった消防団の機械点検ですとか、あと、整備などを例えば御指導していただいたり、あと、地域限定で消火活動のバックアップをしてもらおうということができないのではないかなと私考えるんですけども、こちらどう思われますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳

夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい。御指摘のですね、消防活動のバックアップをするという意味でですね、消防職のOBの方の機能別消防団員としての御指導いただくということは、団のほうに対しても非常によいことではないかというふうに思います。

さきに申し上げました機能別消防団との調整の中でですね、このことについても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。やはり知識ですとか、あと、経験はですね、何よりも力になると思うんです。なので、それらをですね、若い世代に継承していくということも非常に大切だと思いますので、ぜひ御検討を賜ればと思います。

次にですね、消防団の活動服についてなんですけれども、何年か前にですね、消防団で私たち団員の服、団服、活動服が変わったと思います。こちらのもですね、こちらの活動服なんですけど、全団員への支給ではなくて、新入団員ですとか、あとは、訓練ですとか火事場に行ったときにですね、破損などしてしまったときの入れ替えの団員へ支給というふうになっているかと思うんです。

ここでですね、ちょっと議長、この間お話ししたものをちょっと皆様にごらんいただきたいと思うんですが、まず、これちょっと着させていただきます。こちらの団服ですね、消防団に入られてた方はなじみあるかもしれないんですが、これは、私、13年前に消防団に入団したときに支給された消防団の活動服です。全体的にですね、紺色ということで、非常に鮮烈なイメージがあるかと思います。

私ですね、この間ちょっと訓練のときに、一生懸命やったら、ちょっと股のところ破けてしましまして、申し出たところ、新しい活動服に変更していただきました。で、こちらがですね、今支給されている新しいモデルの消防団の活動服でございます。見ていただいてもわかるようにですね、オレンジが非常に配色されていて、ものすごく視認性がいいと思います。またですね、ここの背中の阿見町消防団、これもですね、反射板、光るようになってまして、本当に夜とか、団員の位置の確認とかに非常に役立っていると思います。

このですね、活動服なんですけども、やはり火災現場というのは昼間だけではないと思うんですね。なので、私もですね、夜通し消火活動に出動した経験もございますし、今現在、今度開かれる消防操法大会、こちらの練習も、夜、公民館のちょっと暗いところでやってるんですが、この活動服を着ている団員と以前からの活動服を着ている団員だと、全く視認性が違うんです。なので、やはり団員の安全確保という面からもですね、全団員へ視認性にもすぐれるこ

の新しいものへ入れ替えるべきと思うんですけども、ここは町としてどうお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 新しい消防団の活動服ですか、見せていただきました。規律を重んじる消防団という組織の中ではですね、現状は全体に新基準の活動服が支給されればよろしいんですけども、まだそこまでは行き渡っていない状況です。全団員の4分の1ほどが新しい活動服ということで、325名今団員がいますけども、約80名ですか、が新しい活動服ということで、4分の3はまだ既存の活動服ということでございます。

稲敷広域管内のですね、構成市町村でも、新基準のその活動服に更新されていない消防団は、当町、阿見町のほかにですね、美浦村だけというふうになっております。今後、全団員の活動服の更新に向けてですね、関係部署と協議をしながらですね、調整をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） もちろんですね、予算等ですね、あるというのも私も十分認識しております。ただ、消防団員はですね、本職を持ちながら昼夜問わずに地域の安心安全のために活動しております。やはり団員のですね、生命を守るためにも、そして団員のですね、消防団活動のモチベーションを上げるためにも、やはりこういったものは早急に取り組むべきだと私は思います。

千葉町長もですね、昔は指導員ということで長年消防団活動に御尽力いただいていたかと思えます。先ほどですね、答弁にもありましたが、規律を重んじる消防団っていうのが私は消防団の基本だと思っております。この規律を重視する消防団において、例えば出初式ですとか、今度行われます操法大会のときに、新旧の活動服を着た団員が並んだときに、やはりちょっとどうなのかなって私は考えてしまうんですが、この現状をですね、今ちょっと聞いていただいて、町長としてどうお考えになるかちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい、それではお答えいたします。

先ほど来、いろんな現場でのですね、声を聞かせていただきまして、ずっと私聞いてたわけですけども、私の団員のころはですね、先ほどの一番最初着たその前の型の団服でありました。ですから、今最初に着たやつも私は知らないんですけども、団によって、年度によって大分変わってしまっているという現状は余りいいことではないと思います。規律も重視しますし、それから現場でのやっぱり仲間同士の識別も含めてですね、大事なことであると思います。

まず少し今確認をしましたらですね、今、4分の3、250名が団服が違う団服を着ているということで、新しいものに変えるとする、1着2万2,000円ということで、550万円かかるということでもあります。しかし、今までも団の装備については、優先順位ということでは、高いほうで今そろえてきたということでございますので、今回は消防団の倉庫ということで予算を計上しましたけれども、そういったことも含めて、団のバックアップということは町としてもこれはしてかなくちゃいけないというふうに思います。今のところ、確かなお答えはできませんけれども、31年度の予算に向けてですね、3カ年計画の中で入れていきたいというふうに思っています。そんなことで、団のバックアップもこれからはしていきたいと。

せっかく3月に「まとい」というすばらしい賞をいただいたものですから、阿見町として、稲敷広域の中でも美浦村と阿見町だけそろってないという現状は何としても乗り越えなくちゃいけないというふうに思っていますので、そういった意味でお待ちいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。本当にいい御答弁が引き出せたと思いますので、ここで以上で終わりにしたいと言いたいところなんですが、もう少しお時間おつき合いただければと思います。本当に活動服に関しましては、ぜひよろしく願いいたします。

次にですね、阿見町で行っております消防操法大会についてちょっと何点かお伺いしたいんですけども、現在阿見町では、県南大会の前に町独自で消防操法大会を実施していると思います。今年は7月の8日に予定されておまして、私も何と今回指揮者として出場をさせていただきます。で、高野議員は機械操作を行います。4番員として出場いたしまして、私も高野議員も優勝目指して頑張ってますので、応援をお願いしたいと思います。

現在ですね、私、週に3回、月水金、この夜にですね、大会に向けて訓練に励んでおります。で、ほかの分団の出場選手も同じことかと思っております。そのようにですね、消防団員が一生懸命に訓練をしまして大会に挑んでいるわけでございますが、この阿見町消防操法大会を町民の方々はどれくらい知っているのかなとちょっと思っていて、この大会のPRなど、町としてどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

県南南部地区大会前に市町村独自でですね、操法大会を実施している消防団がですね、龍ヶ崎消防団、それから取手市消防団、河内町消防団、そして当町の阿見町消防団がそういう操法大会を実施しているということでございます。

町の操法大会は、団員の規律正しい消防技術を習得し、災害現場等ですね、消防ポンプの操

作を徹底することにより火災防御上の適切な対応をすることを目的として行っております。

町民への操法大会への周知につきましては、大会前にですね、町ホームページ等で掲載するとともにですね、その大会の終わった後もですね、その結果、状況等についてホームページや広報紙等で周知を図っていききたいと、そういう予定で考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい。今現在ですね、大会、ここ何年か、阿見消防署のほうで実施されていると思います。会場にはですね、テントが張られまして、来賓の方々がお座りになって各競技をごらんいただいているかと思えます。

しかしですね、その場で、私も毎年行ってるんですが、町民の方の姿って見受けられないんですよ。で、どこで見てるのかなとかちょっと周りきょろきょろしてみると、外の歩道っていうんですか、植込みのところからちょっと何人か大会をごらんになってる方とか、あと、栗原議員とか、そこにまじってごらんいただいているっていうこともあったんですけども、やはりですね、町民の方とか、あとは、団員の家族、あとは子供ですよ。こういった人たちにそうやって一生懸命競技している姿を見せることが大事じゃないかなと思いますんで、ぜひその大会の会場に見学できるスペースを用意すべきであると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

町操法大会はですね、実際の火災を想定しての水出し操法を行っておりまして、消火栓を完備されている現在の阿見消防署で大会を行っているところでございますけども、その阿見消防署においてはですね、会場スペースがやっぱり限られておりまして、参加団体の団員用の駐車場も、近隣の土地をお借りしたりして、あるいは中央公民館の臨時駐車場を借用しているというような状況でございます。そういった部分で、駐車スペースの確保も難しいということでございます。

さらにですね、今年度、そこに消防団の倉庫も建てていくということでございますから、そういった中でですね、会場内の安全確保の観点から、一般住民の方に応援をいただけるスペースというのはちょっととれないのかなというふうに考えております。

議員御指摘のようにですね、今般、一般の方々が応援いただけるスペースを設けられるようにですね、設けられる大会が行えるように、場所等、適当な開催場所があるかどうか、そういった部分について調査研究をしていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） はい、ありがとうございます。やはり場所的にも限られた場所っていうのもあると思うんで、私もですね、ちょっと御無理な発言になっちゃうのかなと思いつつも、やはりこういったですね、消防団員がこれだけ頑張ってるんだよっていうのを町民の方々に知ってもらっていることは、僕は非常に大切だと思いますし、重要だと思うんです。

やはりですね、先ほど、私、家族ですとか、子供っていう言葉を出させていただいたんですが、やはり子供たちにですね、日ごろからそういった消防団の活動、そういった一生懸命競技に対してやっている姿を見せることによって、これから10年後ですとか、20年後、その子供たちが大きくなったときに、ああ、そういえば、子供のころに見た消防団って格好よかったな、俺も同じように消防団活動に、消防団活動をしたいなって思ってもらえるような環境を今のうちから取り組んでいくということが非常に重要だと思っておりますので、ぜひ前向きにこれもあわせて御検討賜ればと思います。

話がいろいろ長くなったんですが、やはり町がですね、一丸となって消防団活動をサポートしまして、その期待に応えるべく、消防団員は日々の訓練に精進をし郷土を守っていく、その関係構築が大切だと思っております。

最後にですね、阿見町消防団、いろいろ全国大会に行って優秀な成績などおさめていると思います。この阿見町消防団がどれだけ活躍しているのかのPRですとか、そのほかですね、いろいろな活動などを総括して、ここは今まで部長に御答弁いただいてたんですが、担当の課でございます交通防災課の白石課長にお願いできればと思います。

○議長（吉田憲市君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、阿見町消防団につきましては、一昨年、消防操法の全国大会において、男子の部が6位入賞、また、昨年は、同じように女性の部が全国大会で5位入賞、このような2年続けて全国大会においても好成績をおさめているところでございます。

で、このような活動が認められまして、先ほど町長の答弁の中にも話触れましたとおり、今年の3月にですね、日本消防協会のほうから、全国で10個の団体しか受章できない特別表彰のまとい、この受章をいただきました。で、これにつきましても、長年の団業務に携わっていただいた関係者の方々の努力のたまものであるというふうにひしひしと感じているところでございます。

このように全国からも注目を浴びている阿見町消防団でございますが、議員の御質問にもありましたとおり、団員数の減少、また、団員の確保、それから団員の処遇等の件に関して、団の活動を充実させていくためには、今後検討していかなければならない問題が多岐にわたって

いることは事実でございます。

今後ですね、団員が活動しやすい環境づくりに努めまして、この特別表彰まとい、これを受章したその名に恥じないように、事務局としても団の活動を後押ししていきたいというふうに考えております。

また、先ほど、石引議員御自身からもお話がありましたとおり、議員におかれましては、今年度7月に開催されます町の操法大会におきまして、地元の選手ということで出場されると伺っております。ぜひですね、大会におきましては最高のパフォーマンスを発揮して、高野議員ともども優勝を目指して頑張ってくださいと思います。

最後にですね、東日本の大震災、このときの甚大な被害を受けた東北の太平洋側の市町村の地元の消防団の状況にちょっと触れさせていただきたいと思います。

そのときの状況はですね、皆様も御存じのとおり、地元の消防団員も、自らが被災者であるにもかかわらず、地震の発生直後から、津波が押し寄せてくる中、地域の住民の安全を守るために、自分の身を安全を顧みずにさまざまな活動を長時間にわたって活動してきた事実がございます。例えば、水門を閉めに行き、行っている最中とか、避難者を避難誘導している最中に津波に襲われてしまって、約250人の尊い命が犠牲になったと、こういう事実もあります。

このように、全国の消防団員の中には、自分の身の安全を顧みずに勇気ある行動をとって活動した団員が存在するというのも皆様には知っていただきたいのと同時に、阿見町の消防団員も間違いなく有事の際には町民の安全を守るために必死になって活動してくれるはずで。どうか消防団の活動に対しまして、皆様方の温かい御理解と御協力を賜りますよう、事務局としても切にお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、石引大介君。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。改めまして、東日本大震災におきまして犠牲になられた消防団員初め皆様にですね、心からお悔やみ申し上げますとともに、御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

またですね、操法大会においては、私初め、高野議員にまでエールをいただいたことを重く受けとめまして、しっかりと訓練のほうに励みまして、いい成績を残せるように取り組んでまいりたいと思います。

今回ですね、消防団について一般質問させていただきましたが、やはり消防団員の確保というのは全国的なですね、自治体の課題となっております。基本団員の確保が難しくなっている状況下におきまして、団員数を伸ばしている自治体の取り組みのほとんどが、先ほどから申し上げております機能別消防団員の確保でございます。阿見町としても、ぜひこの取り組みをお

願いするとともに、現役の消防団員のモチベーション向上に向けた取り組みにも一層の御尽力をお願いできればと思います。

最後になりますが、今年3月31日をもちまして、長年阿見町消防団の団長という大役をお務めいただきました米川団長が退任されました。この場をおかりしまして米川団長に衷心より感謝を申し上げたいと思います。また、新しく団長に就任されました中川団長のもと、阿見町消防団のますますの活躍、発展を祈念いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

別れ。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、2番石引大介君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時15分といたします。

午後 3時02分休憩

午後 3時15分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。6番目ですから、こんばんはになるかなと思っただけですけども、案外早い時間で助かりました。ね。別室でいる人たちもね、労働超過にならないような形でやりますので。

それでは、通告に従いまして、子供の貧困対策についてお伺いします。

親の貧困が子供の貧困につながる貧困の連鎖が後を絶ちません。貧困率とは、低所得者の割合を示す指標で、厚生労働省が2014年7月にまとめた国民生活基礎調査によると、貧困ライン、これは2012年では122万円、それに満たない世帯の割合を示す相対的貧困率は16.1%です。これらの世帯で暮らす18歳未満の子供を対象とした子供の貧困率も16.3%となり、ともに過去最高を更新しました。これは、日本人の約6人に1人が相対的な貧困層に分類されることを意味し、また、この調査で生活意識で苦しいと回答した世帯は59.9%で、貧困率が過去最高を更新した要因は、長引くデフレ経済下で子育て世代の所得が減少したことや、母子世帯が増加する中で、働く母親の多くが給与水準の低い非正規雇用であることも影響したと考えられます。

そのような中で、今回、ランドセルの無料配布について、32年度以降に行われる予定だと聞いて安堵しました。小学校入学時に一番お金のかかるのがこのランドセルではないでしょうか。また、同時期に費用がかかることも確実です。今回もその件について質問をいたします。

まず、準要保護世帯の入学準備金の制度ですが、現在実施の7月支給を入学前支給の実施に

変更することを求めます。3月議会でも同様の質問をいたしました。回答の中で、新町長の政策判断を踏まえながらという回答がありました。今回、新町長が就任されて初めての一般質問なので、改めてお聞きいたします。

次に、就学援助制度の認定基準の問題です。

今年の10月に、安倍政権は生活保護費の中の光熱費や食費などを賄う生活扶助基準を最大5%引き下げようとしています。この生活保護基準ですが、生活保護を受けていなくても、所得が少なくなった場合に利用できる制度はたくさんあり、その多くの受給要件がこの生活保護基準をもとに決められています。この生活保護基準が下げられれば、就学援助が受けられる所得水準も引き下げられ、これまで受けていた就学援助を受けられなくなる世帯が出てくるわけです。

これだけではなく、国保税の減免措置や住民税の非課税基準などさまざまな制度にも影響を及ぼします。現行の基準率が同じでも、金額が下がってしまいます。そのようなことがならないためにも、認定基準の引き下げを求めます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 子供の貧困対策についてお答えします。

就学援助制度は、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を一部援助する制度です。

現在、阿見町では、新入学児童生徒学用品費は他の就学援助費と一緒に7月に支給しております。支給額は、新小学1年生4万600円、新中学1年生は4万7,400円となっております。

御質問の準要保護世帯の入学準備金の制度ですが、来年4月に入学予定の児童の保護者に向け、今年度より入学前に前倒し支給できるよう準備を進めており、費用は9月補正予算に計上し、来年2月に入学準備金を支給できるように準備してまいります。

次に、生活保護費の減額が行われた場合の基準率の引き上げについてですが、現在、阿見町は保護基準額の1.3倍以下を認定基準としています。今後は、生活保護費がどの程度の減額が行われるかを国の動向を注視しながら、認定基準率の見直しを検討してまいります。

○議長（吉田憲市君） はい、8番永井義一君。

○8番（永井義一君） はい。まず、準要保護世帯の入学準備金の制度ですけれども、これも、先ほども申し上げたとおり、3月議会でも質問いたしました。その中で、検討を進めてまいりますという回答だったわけなんですけれども、今回ですね、このような来年度からの実施予定と

いうことで、非常にこれはありがとうございます。

やはり今生活がかなり困窮している世帯等々あるかと思うんですけども、やはりそのランドセル支給とともにですね、やはり学用品等々、制服も含めてかかる部分、タイミングは非常にこのタイミングが多いかと思しますので、これは非常に助かるかと思います。

それですね、それはそれでいいんですけども、その中でちょっと何点か質問いたしたいんですけども、まず、昨年じゃない、ごめんなさい、3月議会の中で聞いたときに、検討を進めてまいりますということだったんですけども、その段階で、県内市町村で多分7割から8割ぐらいが31年度までに実施するという回答を、これは県のほうの調査なんですけども、得ていたかと思うんですけども、阿見町がですね、そこまで踏み切れなかった要因っていうんですかね、そういうのは何だったのかちょっとお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

就学援助制度はですね、永井議員も御存じだと思うんですけども、通常入学後に申請をしていただいてお金を支給する、交付するという制度になっております。

で、今回の入学準備金の前倒しは、まだ入学する前にお金を支給するってことなんで、それについてやっぱり事務手続をですね、どのようにしていったらいいのかということが今回問題になってまして、で、保護者のやっぱりそういった申請事務の負担の軽減を図りながらどうせなら実施したいという思いがありました。そこで、ほかの市町村等でどのようにこれを進めているのかっていうのを調査したいということがあったもんですから、前向きに、3月のときでも前向きには考えていたんですが、保護者の負担を軽減しながらやるにはどうするのがいいのかってことで、ほかのやっている市町村の状況を確認しながら進めたいと思ってたもんですから時間がかかってしまいました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） なかなか保護者の事務的な負担っていうんですか、そういう点があるってな話は、これ3月議会でもお伺いしたところなんですけども、今回、9月補正に計上して、来年2月に入学準備金を支給できるように準備するという回答をいただいておりますけども、ちょっと具体的には、来年2月の実施ということで、その辺のちょっとこれからのスケジュールなんかわかれば教えてください。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まずですね、これから9月議会の補正でその所要額を計上させていただきます。というのは、

あくまでもその来年の入学準備金であってもですね、今年度予算化して今年度中に支給するというものですから、今現在その分の予算がありませんから、それを9月議会で補正させていただくということになっております。

その後ですね、小学校の入学生、新1年生につきましては、10月ごろに就学児健康診断というのがあります。その際に、そのときに来年入学されるお子さん全員来ますから、その保護者のほうに、こういうことでこういう制度が始まりますっていう御案内をさせていただきます。で、その中で、その保護者の方で、自分の世帯がですね対象になるという方につきましては、12月ごろにですね、申請を町のほうにさせていただいて、それで、2月ごろ、その申請したのものについて、町のほうでは一応認定行為がありますので、その認定行為をした後に、2月中にはですね、各保護者に対してお金のほうを振り込みさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） はい、わかりました。

ちょっと確認なんですけども、これは、もちろん新中学生、中学校入学の生徒も同じパターンになるわけですよ。それちょっと確認したいんですけども。

○議長（吉田憲市君） はい、朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

今、新小学校、新1年生へ申請の方法だけしか説明しませんでした。中学生につきましては、多分恐らく小学校の段階でこの準要保護制度の対象になっているということで、その方には別にですね、御連絡通知差し上げて、やはり同じように中学校に入学する前にですね、申請をしていただくという手続を考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっと今改めてこれを見たときに、来年4月入学予定の児童って書いてあったもので、ちょっと中学校どうなのかなって一瞬ちょっと心配になったものでお聞きしました。

このね、ところは、一昨年、守谷市から始まって、県内ずっといろんな形で、これは県外でもそうですね、やっております。で、かなり喜ばれるということで私もいろんなところで聞いておりますので、阿見町でも今回ですね、やっていただいて、非常に保護者のほうは助かると思いますので、ぜひともよろしくお願ひします。

で、あとですね、この認定基準のほうなんですけども、これについてちょっとお伺ひしたんですけども、ちょっと私、以前に、これも一般質問したとき、大分前だとは思いますが、

認定基準に関して、たしか私のところで一応把握してたのが、これ、1.2というのをちょっと把握してたと思うんですよ。それで、これが今、回答の中で、認定基準が1.3というふうになったんですけども、これ、いつごろ1.3に変わったんですか、ちょっとお願いします。

○議長（吉田憲市君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

以前からですね、永井議員からも、阿見町の認定基準が低くて、該当になる方がですね、少ないだろうという、そういう御意見をいただいております。そういう中で、阿見町のほうでも、ほかの市町村の認定基準の状況を調べまして、1.3が結構多いということがわかりました。そういったことを受けまして、一昨年から1.3という形に基準を見直させてもらっています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） ごめんなさいね、ちょっと私もその辺確認してこなかったもので。一昨年から1.3ということで、ちょっと私も持ってる資料が古いんでね、県内の中で、1.3のところもあれば、1.2、1.4、いろいろね、数字があるわけなんですけども、これに関しては、今回、先ほども質問しましたけども、生活保護の引き下げが10月に行われてしまうような状況の中であるんですけども、この基準の認定を変えるタイミングっていうのはどうなんですかね。何年たったら変えるっていう関係にあるのか、または、周りの市町村を見て変えるっていうのがあるのか、そういった基準を変えるタイミングっていうのはどういうふうに考えてるんですかね。

○議長（吉田憲市君） はい、教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

まずですね、今回の場合、国のほうの生活保護費が減額されるということで、そちらのまず状況を見たいと思っております。その後、当然この制度は阿見町だけの制度でございませんから、県内、近隣の市町村の状況を見ながら、そこら辺と情報交換をしながらですね、阿見町だけ出おくれることがないようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） 今ちょっとこれからのこととお話しされたかと思うんですけども、別に町としてはその基準を変えるタイミングってのは決まっていらないわけですかね。何年たったら変えるとかいう。

○議長（吉田憲市君） はい、教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、町の中で特にそういった規則等で定めてはいるんですけども、その規則を改正すればいいわけであって、それはそういうタイミングがあれば、当然必要

なときにやるべきだと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） はい、わかりました。今回ね、1.3ということで、多分これは、どうなんだろう、県内で平均ぐらいの数字かなとは思うんですけども、ちょっと私の持つてるデータで、ちょっと古いデータなんですけども、2016年のデータで、このとき見たときに、平均値が1.3なんですよね。このときが、阿見町がまだ1.2だったんで、ちょっとこういったデータ見ながらお話ししてんですけども、ですから、この段階で1.3が平均値ぐらいになってるので、もしかしたら若干平均を下回ってるかもしれませんが、これはわかりませんが、うん、とにかく1.3に変わったということでね、やはりその分でどうにかなるんじゃないかと思うんですね。

で、今回ね、この1.3ということなんですけども、この生活保護費が引き下げられるっていうことがね、これはみんな今暮らしてる中で、必死に暮らしてる中でね、そういったのが金額的に下がってしまうってことは非常にまずいことだと思うんですよ。

これから、10月に向けてその生活保護費がね、どのぐらいの限度の減額になるかわかりませんが、回答の中で見ますとね、「国の動向を注視しながら認定基準の見直し検討してまいります」と回答書かれていますので、ぜひともですね、国のほうの方が一引き下げられた場合でもですね、やっぱりそこで生活していく世帯の中でね、その国の生活保護が下げられたから、今までもらっていた人たちがもらえなくなっちゃったとか、そういったことにならないようにね、ぜひともお願いしたいと思ひまして、これで1つ目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） それでは、2点目の国民健康保険税について質問いたします。

この国保の問題なんですけども、これももうこの間ずっとやっていて、今回がね5回目ぐらいになるのかな、そういう形なんですけども、質問させていただきます。

この国保の都道府県化がこの4月から始まり、どの市町村でも税率の変更が議論され、昨日もお話ししましたが、上がるどころ、下がるどころ、現状維持のところなど、県内市町村がさまざまな対応をとっております。

今議会の議案にもなっている税率の問題ですが、先日行われた町の国保運営協議会の議決では、税率が上がっています。そのことにより、ますます支払ができない世帯が増えることになります。また、その結果、短期保険証や資格証明書の世帯も増えていくことになります。そこで、次の2点についてお伺いします。

まず1点目ですが、今回の税率の改変で、4方式から3方式に移行することで均等割が上が

ることが予想されます。昨日の本会議での答弁で、3方式をとっている18市町村の平均を下回っているともありましたが、以前にもお話ししましたけれども、均等割は子供が多いほど額が大きくなり、その負担はますます増えますので、この均等割の減免をまず求めます。

2点目ですが、短期保険証や資格証明書の問題です。特にこの資格証明書は、一旦窓口で医療費の支払いをするため、医者にかからない、またはかかれない人が出てきて重篤化しかねません。資格証明書ではなく短期保険証に切り替えるなど、制度の変更を求めています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 永井義一議員の国民健康保険税についての質問にお答えをいたします。

1点目の子供の均等割の減免についてであります。

第1回定例会一般質問でもお答えをしておりますが、均等割は、子供を含め、加入する世帯員が多くなるほど負担する国保税が多くなる仕組みとなっております。

均等割、平等割については、国の制度として、所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度が設けられております。軽減判定所得の算定では、加入者1人当たり、5割軽減で27万5,000円、2割軽減では50万円の控除を受けることができます。この制度による国保税の軽減分は、国、県から財源が補填されております。本定例会に上程しました国民健康保険税条例改正案でも、均等割につきまして増額としていますが、負担額は緩和されるものと考えています。

また、子供の均等割について減免を行うことは、財源を手当てするためにその分がほかの被保険者の負担増につながります。子育て世代の支援という意味では、国民健康保険税の減免等は現状では検討しておりません。

2点目の短期保険証や資格証明書についてですが、資格証明書とは、国保の被保険者である証明で、特別な事情がないにもかかわらず長期間滞納を続けている等に発行されているもので、医療費を全額自己負担し、後日申請により保険給付分を還付するものです。町では、特に悪質な滞納者に対してのみ発行しています。平成30年4月現在、資格証明書の発行世帯は59世帯です。

資格証明書の交付を受けている世帯でも、18歳以下の子供の保険証については、資格証明書ではなく6カ月の短期保険証を発行し、必要な医療を受けられないということのないように配慮しております。また、納付することができなくても、納税相談といった定期的に状況説明を行っている間は、資格証明書へ切り替えることはありません。

短期保険証につきましては、納付状況により有効期限が6カ月、3カ月、1カ月となる保険

証で、国保税の未納のある方との面談を増やす機会の確保を図ることを主たる目的に実施しています。短期保険証発行世帯数は、6カ月が56世帯、3カ月が299世帯、1カ月が22世帯となっています。

今後も、保険給付と負担が公平に行われるよう、国保税の未納のある方との面談を増やすため、短期保険証や資格証明書を活用しながら、国保税の納税意識と納付の促進を図ってまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井議員。

○8番（永井義一君） この国保の問題も今回お話ししたいんですけども、まず、1点目のですね、子供の均等割の減免、これに関してちょっと質問いたしますけども、昨日の議案の中でもね、出てきていますとおり、4方式から3方式に変更になるということで、その資産割の部分がほかのところに割り振られるという言い方になるのかな、そういった形になるかと思うんですけども、今回ですね、均等割の部分で、約——約じゃないな、4,000円アップですね。3万5,000円から3万9,000円にアップされてるわけなんですけども、これ、もし、計算方式の部分になるんですけども、この均等割をですね、3万5,000円においといたら、現状を据え置いた場合、平等割は同じように2万9,000円になりますので、その所得割のパーセンテージが変わるかと思うんですよ。で、町のほうでそういった計算をされているかどうかちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

税率を検討する段階で均等割の金額を決めるのが先に決める計算になってますけども、その段階でさまざまな金額を検討したことはありますけど、今手持ちの資料で算出の資料が全く持ってませんので、御提案した値上げ、4,000円値上げということで資料を全部作成しておりますので。全く検討しなかったというわけではございませんので。はい。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） どうしてこういった質問をするかというのは、昨日の議案でのやりとりがありまして、その中で、この3方式をとっている市町村の中で、やはりこの9.7ですか、今回の話の中で、9.7というのが低いほうの数字だということで、ほかのところは十点幾つ、平均しても10.73%をとっているというわけなんですけども、ですから、私のほうの考えとしては、この9.7%を上げることによって均等割の部分を抑えられんではないかなと思ってこういった質問をしたわけなんですよ。

ですから、今、課長の話の中では、逆に均等割がこうだから、それでそっから計算して

9.7%っていうふうにしたかと思うんですけれども、その辺、計算、今資料がないと、ね、おっしゃったんですけれども、この間、私のほうで一般質問してて、こういった質問が来るんじゃないかなって想定されてたとは思うんですよ。ちょっとヒアリングがなかったもので、あえてちょっとお伺いするんですけれども、もしそういったデータがあったらですね、今ではないにしても、後日教えていただきたいんですけれどもどうですか。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

税率の検討の段階で、先ほども申しましたけれども、さまざまな金額で検討したことは事実であります。で、その中で、やはり均等割をそのまま抑えることも考えたんですけれども、そうすると、全く上げるところが所得割のみになってしまいますので、そうすると、所得がある方に全部その分が上乘せされてしまうということで、所得、税率を1%上げるとほぼ1億円ぐらいですかね、こちらが減収、増収という形になりますけれども、それよりは、均等割もある程度負担をいただきながら、先ほど御説明しましたように、均等割の上がった分については軽減措置が、所得の低い方については軽減がかかってきますので、それは10割満額保険税を納めた効果と全く同じ効果が、国の補助金が出ますので、で、ある程度、今回4,000円増額、均等割増額を提案させていただいておりますけれども、実際保険税を納める方が納めるのは、4,000円ではなくて、それぞれの軽減が受けた金額に落ちるので、で、緩和されるものと答弁したところでございます。

で、その段階でやはりちょっとの均等割の負担をいただきながら、ある程度所得割のほうも抑えないと、所得のある方ばかりにちょっと負担がかかってしまいますので、現状、今、納付金のほうを納めるために税率を上げてるわけなんですけれども、これは、30年の納付金を納めるための計算なので、これから以降につきましては、31年、32年と、また医療費の見込み、県の見込みがどうなるかわかりませんが、そうすると、その都度上がってって、あと、激変緩和もなくなってきますので、当然町の負担、税として集めなきゃいけない金額が毎年上がってきます。その辺も、数年、毎年税率を上げるわけにはいかないんで、その点を考慮して、数年は税率改正は必要にならないようなところで、ちょっとある程度均等割の負担もいただきながら、所得割のほうも抑えて、上昇の負担、長期的な上昇を抑えたいと考えたところです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） はい、あの、ね、考え方の部分かなとは思うんですけれども、私なんか思うには、国保はかなり低所得者の世帯が多いとは思うんですけれども、ですから、今、7割、

5割、2割の軽減措置、これももちろん私も知っておりますし、そういった部分があると思うんですけども、その軽減措置から外れる所得がある世帯の部分で、やっぱり子供が多い世帯があるかと思うんですけども、やはり私は、ある程度は税金というのは、所得がある程度多ければ、それなりのパーセンテージってこともひとつ考えられるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、今、ね、当たり前になってしまっていますけど、消費税にしても、やはりそういう消費税は所得が同じでもかかるあれが、所得が高い低いに関係なくパーセンテージはね、8%かかっているということがありますのでね、やはりある程度、累進課税じゃないですけども、所得がある部分に関して少し課税を上げるっていう方法も私は必要なんじゃないかと思えます。ですから、その辺は考え方の違いって言えばそれはそうなるんですけども、ぜひともですね、そういった方向でも検討していただきたいと思えます。

で、その中で、今均等割のほうが4,000円アップということで今回議案として出されておりますけども、あと、お伺いしたいのはですね、平等割はこれは変わらない、2万9,000円だったかな、で変わらないと思うんですけども、この平等割を据え置いたってのは何か理由があるんですか。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えをさせていただきます。

県の国保の示された標準保険料率、これが2方式でございますので、これを3方式に切り替えて計算をした場合に、その標準保険料率がおおむね2万9,000円ということで変わりありませんでしたので、これは現状のまま据え置いたというところでございます。

それからですね、先ほどの平等割と均等割の考え方なんですけども、例えば、議員おっしゃるように、子供の数が多ければその分増えるのでということになりますけれども、ただ、その増えた分については、低所得者の方に限りましては軽減措置が図られると。で、その軽減をした分については、保険基盤安定繰入金ということで、国県から4分の3、あとは町のほうで4分の1、これは法定の繰り入れ分ということで国保の会計のほうに繰り入れることができます。

で、例えば均等割を全然かなり低く抑えていった場合に、今度それを全部所得割に転換するとしますと、当然お子さんがいる世帯では、国保に加入している所得のある方、親御さんがいらっしゃると思いますので、そうしますと、当然子供がたくさんいても、均等割が上がらなくても、所得割が上がれば当然その世帯の負担計が増えてしまうわけだと思うんですね。なので、均等割については、そういうことで、なるべく所得割のほうも下げたいという考えがあります。なので、均等割については、今申し上げましたように減免の措置というのがあるので、かなりその部分では緩和されるのではないかと。

ということで、そこら辺の微妙なバランスがあるので、極端に所得割に偏ってしまうと、かえって子供たちが多いですね、世帯に対してもちょっと負担が出てきちゃうのかなというような変な現象も起きてしまうのかなということもありまして、そこら辺も踏まえまして、なるべく均等割については今回は抑えたつもりで調定をさせていただいているというのが現状でございます。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） まあね、平等割については、この県の2方式を参考にして、同じぐらいの金額だったって今話が部長のほうからありまして、それはわかったんですけども、やはり、私としては、前回の一般質問、その前からそうですけれども、やっぱりその保険料を上げないっていう、というのが1つの大きな目的としてあって、それをどうにか町のほうとしてうまくできないかというこの間ずっと一般質問をしてきたわけなんで、今回ね、議案としてこんな数字が載ってるんでね、この6月議会でこれは決まってしまうと思うんですけども、とにかくこの保険料、繰越金も含めて、または準備金も含めた形でね、ぜひともそんな、激変緩和措置も含めて、大きくね、変わらないような形でぜひともお願いしたいと思います。

それで、あと、この回答をずっと読んでいく中でですね、資格証明書と短期保険証のところが出てくるわけなんですけども、この中で、資格証明書に関して、町では特に悪質な滞納者についてのみ発行していますと回答で書かれているんですけども、具体的にこの悪質な滞納者ってのはどのような方——方って言ったらおかしいな、どのような現象の方なんですか。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 基本的には、納付期限から1年以上国保税を滞納されている方、そして納税相談等にもなかなか応じていただけない方、そういう方を対象に資格証明書の交付をしているということでございます。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） 悪意があってやってる人じゃないと私は思いたいわけなんですけども、町のほうでどうなんですか。今のその1年以上、納付期限から1年以上経過して、納税相談にも来ないというような回答がありましたけども、具体的に、今59件、59世帯ですか、その資格証明書があるということなんですけども、やはりその59世帯がほとんど同じような感じで1年以上来ない、相談にも来ないっていうような状況なんですか。それをちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

59世帯が、30年の4月現在、スタートの時点での資格証明書の発行件数になりますが、その前に、3月の時点で納税相談の通知を出しています。それに全く反応がない方ですね。何らか、それ以前にも、だから1年以上の納付がないという方に対して納税相談の通知を出してありますが、それに対しても何の連絡もなく、何の返答もなしということで、その後、また今度は、何で、その理由等をお聞きしたかったので、弁明の機会ということをして、期間を設けて、何か御意見とか、期間を設けて通知を出してはありますが、それにもまた反応がない。何も、役場の通知に対して一切無視という形をとってる方ですかね、そちらに関して、保険証を持っている方については返還命令を出したり、確かな手続をとった上で資格証明書を発行している形になります。

そういう方々なので、あくまでそういう方で、何らかの時点で納税相談とか、収納サイドが中心になりますけども、そちらのほうに連絡とかとっている方については、いきなり資格証明書に切り替えることは全くなくて、短期保険証になりますけども、それで医療機関にはかかれるよという形をとることにしていますので、その分でいくと、納税がなくて、全く役場に対して何も反応しない、こういった方を、悪質とはちょっと意味合いが違うかもしれないんですけども、何らかのアクションを起こしてほしいという、納税相談の機会を設けたいという通知を、意味を込めまして、ちょっと悪質ということの分類をさせていただいています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） はい。ね、実際役場からいろいろはがき、通知出しているかと思うんですけど、それに全然リアクションがない、これも困った部分なんですけども、そういった世帯がね、59世帯いるということなんですけども、それで、ちょっと回答の中でね、この資格証明書の交付を受けている世帯でも、18歳以下の子供の保険証については、資格証明書ではなく6カ月の短期保険証を発行して書いてあるんですね。

ちょっと、私、このことはちょっと知らなかったんですけども、今のお話、この回答の中でそういったことが書かれているんですけども、今の課長の話の中では、資格証明書の人はほとんど反応がないっていうわけなんですけども、実際この18歳以下の子供の保険証、6カ月のね、短期保険証を発行してるということなんですけども、これに関しては、資格証明書の世帯でも、その子供に関しては保険証を使って病院なんか行かれているのか、その辺の実態っていうのはどうなんですか。もしわかれば。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

実際に資格証の世帯の中で、子供に対して保険証、短期保険証を発行している人数は5人に

なりますけども、はい、で、資格証の中で子供がいる世帯は4世帯で、5人の子供に対して保険証を、短期保険証を発行しています。

で、実際にその保険証が使われているかどうかのレセプトの確認まではちょっとまだやっておりませんので。実際なぜ6カ月の保険証を出しているのかっていうと、国のほうの指針で、子供に対しては保護する意味で必ず6カ月の短期保険証を発行するよという指導がありますので、それに従っているところです。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっと、その辺でちょっと私が危惧したのは、先ほども、短期保険証じゃない、ごめんなさい、資格証明書の世帯がほとんどリアクションがない、何もないってことで、国はそういうふうに決まってるからってことで6カ月の短期保険証を発行してるけども、そういう世帯の親はちゃんと子供が病気のときに医者連れてっているのかなっていうのが非常にちょっと不安を今覚えたんですよ。ええ。

それで、ちょっと、これ、どういう方法かはわかりませんが、その4世帯で5人いると思うんで、ちょっとね、その辺はもし町のほうで調べられるんでしたら調べておいたほうがいいと思うんですけども、これは具体的にちょっと調べることが可能かどうかも含めて、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） はい。保険証が実際に使われたかどうかのレセプトの確認はできますので、それはある程度機会を見て調べたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） たまたまその資格証明書の世帯に生まれてしまった子供さん、子供には何の罪もないわけなんでね、ですから、その辺ちょっと町のほうで調べられることがあったら調べていただいて、極端に言えばね、ネグレクトとか、そういったいろんな問題がまたここに出てくる可能性もなきにしもあらずかなと思いますので、その辺ちょっとね、町のほうでもしっかり見ていただきたいと思います。

で、あとですね、その短期保険証のところなんですけども、1カ月、3カ月、6カ月、3つの種類があるわけなんですけども、で、ほかの行政区、市町村なんかを見ると、1カ月っていうのは余り少ないんじゃないかなって気はするんですよ。で、1カ月が22世帯ですか、あるわけなんですけども、結局この1カ月っていうのは、極端に言えば毎月相談に来なければ保険証が受けられないっていう形だと思うんですけども、現状で1カ月の世帯、22世帯ですか、毎

月来られているような状況になっているんですか。どうですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） お答えいたします。

實際上、1カ月ですので、保険証を使うとすると毎月来ることになるかと思いますが、現実問題、資格証から寸前の方とか、うちに来られる方は、医療機関にかかる直前にいらっしゃる方が相談に来ますので、で、それで、資格証明書であれば、幾らか納付、納税相談を受けた上で、じゃあ1カ月を発行しましょうという形とかの運用になってますので、実際1カ月の方が毎月、年12回役場に来て必ず更新してくださいというわけではないですので、資格証と短期証をそれぞれ切り替えながら運用してるのが、で、1カ月の短期証があるということになるかと思いますが。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） となると、あれですね、資格証明書の人がそれこそ来週医者に行くために、役場に来て、で、どうにか短期保険証にして医者に行くってような関係だと思っただけなんですけれども、そうすると、やっぱり先ほど冒頭に質問したとおり、その病気がね、重くなってしまっという心配があると思うんですけども、この1カ月っていうのを、もうちょっと期間を長くする、1カ月っていう制度をなくして、6カ月、3カ月とか、そういったふうに切り替えるっていうことは町のほうとしては考えてますかね。

○議長（吉田憲市君） はい、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

町長のほうの答弁のほうにもお答えしましたけども、やはり納税相談の機会を必ず確保したいというのが前提にありまして、余り長期の短期証を出すと、まあ、逃げてしまうとか、しばらく姿を見せなくなってしまうということになりますので、できるだけ資格証に近い方というのは、できるだけ頻繁に状況を確認する意味でも、納税相談の機会は設けたいというのが本音でありますので、余り普段納税の納付の相談を受けた段階で、その承認とか全部、返済計画とか、そちらのほうが決まれば、6カ月とか、3カ月とかどんどん移行していいかと思っただけですので、それまでは、ある程度のめどがつくまでは、そういう感じですね。ある程度の納税相談の機会という確保、まずそれを優先したい、面談しないことには話が全く見えませんので、それだけは確保したいというのが現状です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） 実際、1カ月が3カ月になれば、極端に言えば来なくなるっていう可能性が高いとは思ってますよね。町の現状をこの間私がずっと言ってるのは、なかなか払いた

くても払えない。納税相談というと、ちょっと私自身そういった相談したことがないのでちょっとわからないんですけども、仮に滞納している人が、極端に言えば、来週医者に行きたいからっていうんで納税相談に伺います。その中で、具体的に町としてはどういった指導をされるんですかね。それをちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） お答えいたします。

実際の納税相談の事務は収納課のほうでやることになりますので、どういう感じで債務承認とか、全部納税返済計画みたいなのを組んでるのが、その辺はちょっと細かいことまではお答えできないんですけども、ある程度本人に税が残っていることを認識させた上で、どれだけの期間、どれだけの金額を少しずつなら返済できるのか、それをわからせる意味でも、ある程度の納税期間の相談も設けながら、ある程度それが決まってくれば、3カ月とか保険証を長期化しても構わないと思うんですけども、ですから、ある程度の、まずは本人が残って納税させる意思を植えつけないことには、まるで国保税が毎年たまっていく一方だと思えますので、ある程度その債務をどう返済するかを本人の意思で決めていただくような相談になるかと思うんですけども。

以上です。

○議長（吉田憲市君） はい、永井義一君。

○8番（永井義一君） わかりました。現状の中で、なかなか、もちろん払いたくても払えないっていう方が圧倒的に多いんじゃないかとは思うんですけども、納税相談にしてもね、行くと、いついつまでにこれこれこう払ってくれとか言われるっていうんで、なかなか足が遠のいてしまう部分があると思うんですよ。で、今回、この税率の変更によってね、滞納者が増えるっていうことが非常に私は心配をしてるんですよ。

ですから、町のほうとしてもですね、率が上がってしまうのは結果的にはそういうふうに決まればしょうがないと思うんですけども、どうしてもその対応をですね、しっかり優しく丁寧に——優しくっていうんですか、丁寧にっていうんですかね、やっていただいてですね、税金をね、やっぱり払いたくても払えない人がいる、その中でどうにか町としては納めてほしいっていう中で、そのせめぎ合いになるかと思うんですけども、丁寧にやっていただきたいと思えます。

今回の質問に関して、私としては、この国保税に関してはね、基本的にもっと下げましょうということで何回もお話ししています。ですから、今回税率の変更と保険者がね、市町村から県にかわるということでいろいろ質問させてもらいましたけども、またこれ引き続きですね、この問題に関しては私は質問していきたいと思えますので。

今日のところは以上で終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後 4時06分散会

第 3 号

[6 月 7 日]

平成30年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月7日（第3日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
道の駅整備推進室長	湯原一博君
交通防災課長	白石幸也君
環境政策課長	石神和喜君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	中村政人君
社会福祉課長	煙川栄君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
学校教育課長	柴山義一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	武井浩君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成30年6月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成30年第2回定例会

一般質問2日目（平成30年6月7日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 久保谷 実	1. 阿見町の緊急体制はどうなっていますか 2. グラウンドゴルフの正式競技場は創設可能ですか	町 長 教 育 長
2. 川畑 秀慈	1. 町長選挙とマニフェストについて 2. 保育士の処遇改善について	町長・教育長 町 長
3. 紙井 和美	1. 障がい者の自立支援と家族への支援について 2. 子育て環境の充実について 3. 幼児・児童・生徒の人間教育について	町 長 町長・教育長 町長・教育長
4. 難波千香子	1. 保育士などの処遇改善について 2. 旧実穀小, 旧吉原小学校跡地の再利用について 3. 人と動物の共生社会について 4. 人材育成基金の創設について	町 長 町 長 町 長 教育長・町長
5. 柴原 成一	1. 道の駅について 2. 阿見町の財政調整基金の推移について	町 長 町 長
6. 栗原 宜行	1. 「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」のスローガンは実現出来るか	町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立をいたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、16番久保谷実君の一般質問を行います。

16番久保谷実君の質問を許します。登壇願います。

〔16番久保谷実君登壇〕

○16番（久保谷実君） どうも皆さん、おはようございます。

まずは千葉町長、就任おめでとうございます。また、一昨日は非常に心のこもった所信表明、町政への決意が感じられ、大変感激をいたしました。慌てることなく、少し長いスパンで町政のかじをとられることを期待しております。

それでは、通告してあります阿見町の緊急体制はどうなっていますかについて質問をいたします。

阿見町が稲敷広域消防組織に編入したのが27年4月で、3年が過ぎました。当初から町民の間では消防力低下の不安の声があり、その声は今でも根強く聞かれます。そのような町民の声に答えるべく、次の質問をいたします。

この問題は、第2回の予算委員会でも質問をしておりますが、もう少し掘り下げて質問をいたします。また、これは阿見町だけがよくなればよいという思いで質問をするわけではありません。3年前、編入するときに、消防力は低下しませんとありましたので、その検証のため、次の7点を質問いたします。

1点目、単独の消防本部のときと現在の体制になってからの、緊急通報した時点から現場到着までの所要時間の比較。

2つ目、今現在阿見町消防署にある救急車の台数。

3点目、交通事故と急病の出動件数の割合。

4点目、阿見消防署から町外への出動件数と割合。

5点目、4とは逆に、町外から町内への出動件数と割合。

6点目、町内で出動件数の多い地域。

7番目、今現在阿見消防署に配置されている人数と単独時との比較。

以上7点、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願ひます。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。久保谷実議員の阿見町の救急体制はどうなっていますかについての質問にお答えをいたします。

1点目の、単独の消防本部のときと現在の体制になってからの、緊急通報した時点から現場到着までの所要時間の比較についてであります。

阿見町消防本部が稲敷広域消防本部に編入する直前の平成26年の数値と、編入後の直近の平成28年、平成29年の数値で申し上げますと、入電があつてから現場到着までの時間として、平成26年が平均で9.1分、平成28年が10.05分、平成29年が11.4分となっております。

2点目の、現在阿見町消防署にある救急車の台数についてであります。

現在、阿見町消防署にある救急車の台数は、常時出動用として配備している救急車が2台あります。その他に、非常用救急車として1台、計3台を保有しております。

3点目の、交通事故と急病の出動件数の割合についてであります。

編入前の平成26年の交通事故による出動件数は235件で全体の12.2%であり、以下順次編入後の数値として平成27年が238件で全体の11.7%、平成28年が215件で全体の10.5%、平成29年が231件で全体の10.9%であります。一方、急病による出動件数については、平成26年が1,218件で全体の63.3%であり、平成27年が1,274件で全体の62.8%、平成28年が1,356件で全体の65.9%、平成29年が28年と同じ数値で1,356件で、全体の63.9%となっております。

4点目の、阿見消防署から町外への出動件数と割合についてであります。

稲敷広域消防本部側で、平成27年は年の途中4月から編入のため、1年間通しての数値は把握してないということなので、平成28年からの数値であらわしますので、議員には御理解をい

ただきたいと思います。平成28年は77件で、全体出動件数2,057件のうちの3.7%となり、その内訳は牛久市が58件、稲敷市が4件、美浦村が12件、県外が3件となります。平成29年は90件で、全体出動件数2,121件のうちの4.2%となり、内訳は牛久市が72件、稲敷市が8件、美浦村が10件となっております。

5点目の、町外から町内への出動件数と割合についてであります。

平成28年は、127件で全体出動件数の2,057件のうちの6.2%となり、その内訳は牛久東部出張所が75件、牛久署が42件、いなほ——江戸崎でありますけども、これが9件、龍ヶ崎署が1件となります。平成29年は164件で、全体出動件数2,121件のうちの7.7%となり、その内訳は牛久東部出張所が72件、牛久署が71件、いなほ署が19件、龍ヶ崎署が1件、龍ヶ崎西部出張所が1件となります。

6点目の、町内で出動件数の多い地域についてであります。

直近の平成29年の数値で申し上げますと、出動の多い順位上位の5地域としては、阿見地区が313件、中央地区が236件、うずら野地区が216件、荒川本郷地区が168件、若栗地区が124件となっております。

7点目の、配置されている人数の単独時との比較についてであります。

編入直前の平成26年は阿見町消防本部に64名の職員が在籍し、その内訳は消防本部職員が15名、消防署職員が49名であります。編入後の阿見消防署の人数は、平成27年が51名、平成28年も51名、平成29年が50名であります。

以上であります。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） まず基本的なことを質問します。前に聞いたときに、消防本部当時の決算額と現在の負担額の差では、1,290万現在のほうが安くついているという答えがあったんですが、それは今も同じですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

以前にですね、予算特別委員会のとときに久保谷議員から御指摘がありまして、そのときに御答弁申し上げたときの数字ですけれども、ちょっとそのとき、何といいますか、ざっくりと数千万単位でちょっと申し上げてしまったんですけど、今回細かな数字で表示してありますので、決算額としては変更はございません。

平成26年の決算ベースで申し上げますと、阿見町消防本部が編入する直前の決算額で申し上げますと、阿見町の消防本部の常備消防費としての決算額が5億8,300万となっております。

○16番（久保谷実君） 5億8,300万。

○交通防災課長（白石幸也君） はい。編入後の1年目、平成27年度の阿見町が分賦金として支払っている決算額で申しますと、5億7,757万5,000円。同じく平成28年度の決算ベースで申し上げますと、5億8,055万円となっております。はい。で、平成27年度の5億7,700万の数字というのは、稲敷広域7市町村で構成しております。7市町村の合計の金額の、そのうちの割合としましたら15.2%、全体のうちの15.2%となっております。で、平成28年度の決算額の数字は、全体で申し上げますと15.3%となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） そうすると、単独時が5億8,300万で、28年が5億8,055万円ということは、ほとんど変わらないと考えていいわけですね。町の持ち出しっていうか、町が消防にかかっているお金は、単独でも稲敷に入ってもほとんど同じだと。300万、250万ですか、正式には。250万ぐらいが安くついていると。そういう考えでいいんですね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答え申し上げます。

数字で比較しますと、議員おっしゃるような差額の数字になります。で、今後を見据えますと、当然職員数ですとか車両の保有台数とかが変わってくるので、また稲敷広域消防本部の指令室の改修ですとか、他署の建物の改修工事とか大がかりなところが入る話は聞いておりますけども、まだ具体的に何年度にどういったところをやるのか、まだ直接伺ってはおりません。ただ、そういうことが今後入る見込みがありますので、町からの分賦金としては増えていく方向なのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 本部を直すとかさ、それは今の時点では何とも言えないわけだから、俺が聞いているのは3年たってどうですかってこと質問してるわけですから。阿見の単独でやってたって直すしかないし、車を買うしかないし。これは稲敷になっても同じだと思うんだよね。今3年たってどうですかということを聞いているんで、今の、だから250万安くついていますよという、それでいいですよ。そこんところだけお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

平成26年が単独ということで、その時点で5億8,300万。平成28年度の決算ベースで5億8,055万ということで、状況としてはそういった状況であるということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 続きまして、もう1点基本的なことを質問します。

この阿見町消防本部のときと現在の阿見町消防署から行く出動範囲というのは同じだと思っていいんですか。以前は阿見町町内を全部見てましたよね、阿見町消防署が。それは現在も同じ仕組みなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

広域になりましたですね、その出動範囲ということですが、行政区で言いますと下小池・福田・下吉原地区がございしますが、その出動範囲は牛久東部出張所。下小池と……、私、下小池なんですけれども下小池と、それから下吉原地区と福田地区、はい、これは圏央道の南部地域という形になりますけど、そちらが牛久東部出張所が管轄ということになっております。

それから、大形地区。大形地区につきましては、先ほどありましたけど江戸崎のほう、いなほ出張所が管轄の範囲ということで、それ以外は阿見消防署が管轄しているということがございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それでは、答弁をいただいたことについての再質問をいたします。

これ当時から阿見の消防力は落ちないのかという声は、町民の間であったことは確かです。それが今でもいろいろ声が聞くもんで、こういう質問をさせていただきますけども、平成26年が平均で9.1分、それで29年が11.4分となっておりますよね。これは2分以上、2分半、今のほうが救急車を呼んでから現場へ到着するのが遅いという、2分余計かかっているということだと思うんですね。

それで、今言った出動範囲の話なんですけど、出動範囲は前よりは狭くなっているわけですよ。前より出動範囲が狭くなって時間がかかっていると。これはやっぱり最初に言った消防力は低下しないと、編入するときに。低下すれば当然阿見は入らなかったわけですから。低下しますという話があれば。前提条件は低下しませんよということで入ったと思うんだよね。議会もそれで賛成したと思うんですよ。今、数字でこういうことが出てきて、それはどう考えていますか。この数字を見て。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

まず救急車の現場到着時間に影響を及ぼす要素ということでは、まず道路の幅員とか道路の混雑度、それから住宅の密集度合い、それから救急事案の発生件数による救急車の混雑等が挙

げられると思います。で、阿見町の救急件数ですけれども、先ほど平成26年では1,917件ございました。で、昨年度、平成29年……。度ではないですね、年次でございます、済みません。平成29年は2,121件ということで、比較しますと10.6%増加しているということでございます。そういうことで、ここ数年ですね、救急出動件数が増加しております、それに伴いましてですね、ほかの消防署からの阿見町への出動が増加して、平均到着時間が延伸したのではないかとということで推測されるものでございます。

やはり人命ですから、命にかかわることなので1分1秒でも到着時間を早くするっていうことが、これは大前提だと思いますので、それについてですね、平均時間が伸びているということで、それについてどのような対策を講ずればですね、現場到着時間の平均値が縮まるかっていうことを稲敷広域消防本部のほうへですね、進言してですね、検証を図っていただくという考えであります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 今、件数が増えていると、阿見の救急の。それで2点目の救急車の台数の件になるんですけども、これ阿見の単独のときは3台ありましたよね。今は2台と非常用として1台あると。この非常用が出る場合はどういう場合なんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。答弁大丈夫ですか。

○16番（久保谷実君） 違うんだ、はい。

○議長（吉田憲市君） じゃあ、久保谷実君。

○16番（久保谷実君） じゃあ違う角度から。この非常用の救急車は何件出てますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

非常用につきましては、今年ですね、平成30年1月22日にですね、大雪警報発令に伴いまして職員を非常招集し、体制をとった経緯がございます。そこで1件交通事故がありまして出場しているという状況です。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 部長、先ほど救急車の出動回数が増えているから、時間がかかる要因でもあるんじゃないかってこと言ったよね。でも、これ現実に考えれば、3台あったのが、1回でしょう、これ30年の1月に出たっきり。実際は阿見は2台で動いてるんだね。そしたら、当然時間が延びるのは当たり前だよ。これは。素人考えでも、俺もそう思いますよ。だって、3台で動いていたのが2台になったんだもん。そんで、その非常用があるつつつても、現実には

2年間で1回しか出てないわけでしょう、これ。30年1月22日に。そうだとしたら当然時間はかかるよね。だから、それは町民から見れば、救急車の出動要請が増えたから時間が伸びたという解釈にはならないと思うんだけど、どうですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、確におっしゃるとおりでございますけれども、旧阿見町消防本部時代の経緯をですね、説明させていただきますと、まずその時代はですね、消防本部職員が15名、それから消防職員が49名で、計64名で業務を行っていたということでございます。3台目の救急に関してはですね、月曜から金曜日の8時30分から17時15分までの本部警防課救急係及び資格を取得している本部職員がですね、夜間及び土日祭日はまた警防課救急係員及び本部職員等非番員の招集で対応をしてきたという状況になっております。

本来であれば、救急隊3隊分ですね、職員を配置しなければならないわけでございますけれども、3隊分の救急隊員数は27名から28名必要でございます、9名から10名現在不足しているということでございます。稲敷広域との合併後はですね、署職員しかいないためですね、非番員を招集することよりも、他の署からですね、署所から人をかけたほうが到着が早いという判断で、そういう方法をとっているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） いろいろ理由はあるんでしょうけど、単純に考えて、3台が2台になったと。1台動かない理由というのは今部長に聞きましたけども、3台から2台になったら、当然前より手薄になっているということ。これはきちんと認めたほうがいいですよ。2台になっている事実があつて、時間が延びているという事実がはっきり出てるわけだから。どうですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

確におっしゃるとおりの部分もありますので、これは実際に運営しているのは稲敷広域消防になりますので、そういった部分、非常にちょっと不合理っていうか、いうようなところもあるということで、稲敷広域消防本部のほうにもそういった部分での申し入れはしているところでもありますので、今まだはっきりした、何ですかね、対策ということは、まだ聞いていませんけども、それは稲敷広域消防のほうでも認識している部分でもありますので、そういった部分についてできる限りですね、改善できるように町のほうとしても働きかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それはよろしく願いをいたします。

それで、交通事故と急病の出動件数の割合なんですけども、これは病気が圧倒的に多いと。病気のほうが1分1秒を争うことが強いと思うんだよね。事故よりは病気のほうが。そういう意味でも、今部長が言った消防力が落ちないという最初の編入するときの条件が、私は幾らか崩れているのではないかなと思っています。

それから、他消防署から阿見へ入ってくる。これを見ると、牛久消防署が地理的にも近いということもあって、牛久とのつながりが非常に強いんだなと。牛久消防署との。牛久署っていうのか、牛久署とのつながりが非常に強いんだなということがわかりました。

それから、町内で出動件数の多い地域、これ阿見とか中央とかうずら野、荒川本郷、若栗と、こうなってるんですけども、この阿見といたり、あるいは中央というのはどこを指してるんですか、これ。お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

稲敷広域消防本部のほうでですね、データとして捉えているのは町名、大字名で捉えてまして、いわゆる阿見というのは大字阿見というような地域でございます。大字阿見の中には、行政区としては数行政区あると思うんですけど、その行政区の範囲までは捉えてない。あくまでも大字阿見の住所、大字阿見何番地、そういった形で捉えているということなので、行政区単位までのデータっていうのは出てないという状況です。

中央も阿見町中央何丁目って、一丁目から八丁目までありますけど、その範囲ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） ちょっと何かこっちは理解しづらい。

それでもう1点。それでは阿見町阿見、あるいは阿見町中央と戸数わかりますか、これ。阿見が何戸、中央が何戸、うずら野、若栗。戸数がわかったら。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

世帯数でよろしいですかね。はい。役所のほうで世帯数で捉えているので。大字阿見地区の世帯数。世帯数につきましては30年5月末日の数字ということで御理解ください。大字阿見につきましては、世帯数2,934世帯、中央地区2,479世帯、それから、うずら野地区2,727世帯、大字荒川本郷地区1,437世帯、大字若栗地区1,081世帯。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） これは、ここで……。ちょっと質問からずれちゃうんですけども、龍ヶ崎へ指令があるんで、阿見から電話すると龍ヶ崎へ入ると。龍ヶ崎でこういう分け方しかないと思うんだよ。大字までわからないとね。そしたら、これ救急のことを考えても町界町名というのも大変大きな問題になると思うんですよ。阿見町阿見の4,666の幾つなんつったって、これ、なかなか行けない。阿見の人でも行けないんだから、まして町外の人には行けないと思うんだよね。

で、これ町界町名のあれをやらないと、こういうことまで影響してくるわけだよ。救急車が早く行けないと。さっき部長言ったように、1分1秒を争うことですから。これは要望にします。ここではちょっと問題が違うんで答えられないでしょうから。要望にします。

そうすると、うずら野、荒川本郷地域だけでも384回出てるわけだよ、これね。件数も多いっていえば多いんですけども、非常にあちら方面が出勤回数が多いということだと思います。

それから、配置されている人数と単独時の比較なんですけども、これはほぼ同じだという解釈でいいと思う。ただ、この中で現在何人ですか、50名阿見の消防署にいるわけだよ。この中で阿見町、出身っていうのかな、住所が阿見にある人っていうのか、もっとわかりやすく言うと阿見の地理をよく知ってる人つつう……。まあ俺はそう解釈してるんだけども、そういう人は何名ぐらいいるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

阿見署職員50人のうちですね、4人が阿見町出身というか、でございます。あとプラス阿見在住という方が5名いるそうです。

○16番（久保谷実君） 4プラス5。

○町民生活部長（大塚芳夫君） そうですね、はい。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） もちろん町界町名の問題もある。ただ時間がかかるというのは、この辺もいろいろ影響してるんじゃないかなと思います。これ、龍ヶ崎の消防署に入ったら、ナビで来るわけでしょう、阿見へ。今の時代だから。そしたら、ナビが必ずしも最短距離を来るとは限らないよね。みんなナビ使っててわかるかと思うんですけども。これ組織が大きくなって人事異動とかいろいろあるから、阿見の人は阿見へみんな置いてくれつつも、これは無理な話だと思うけども。

1つこれは参考なんですけども、何年だっけな、これ。山形県の置賜地方消防組合っていう

とこへ昔総務委員会で視察に行ったことがあんですよ。そのとき、ああ、ここまでやんなくちゃ早く来ることはできないんだなど。米沢市と、それから南陽市つつたかな、うん、米沢市と南陽市と、そういう2市2町が統合された消防署だ。そこは、こんなことって思ったのは、朝来るときに署員が来ながら道路工事をやっているとか、今日はあそこが道路工事やってるから救急車は通れないよとか、そういうことをみんな情報を持ってくるそうですよ、朝通勤しながら。それを本部へ上げると。本部ではそれぞれの、例えば阿見の中央のところは道路工事やってるっていったら、それを本部で阿見の消防署に流すと。すると消防車はそこを通らないと。通行止めで通れないよと。

やはり早く行くためには、この辺まで努力をしないと早く行けないと思うんだよね。救急車が行って、例えば道路工事やってUターンするようでは、これは話になりませんから。さっき部長が言ったように1分1秒を争うわけですからね。ここであんまり部長に言っても、部長は当事者じゃないんで、これ組織が大きくなった弊害かなと思っています。直接答えてもらえないというのは。でも、願いをするだけですけども、こういう事例があったということは向こうへ伝えといてください。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それから、先ほど言ったように牛久とのつながりが非常に強いと。それで、阿見は本郷地域が住宅がどんどん増えていると。すると、牛久ではひたち野うしくがどんどん増えていると。そうなれば、これ編入するときもそうだったんですけど、本郷地区が消防力のあれが薄いということで、荒川沖が近くにあるんだから、あそこの荒川沖のどこから来てもらえないかという話があったんですよ。その土浦の消防署ですか、そこの、その話はどうなってますか。あんときはあんまり来てもらえない話だったんですけど。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

荒川沖の消防署が阿見町内の救急要請に出動できない理由っていうことでいいんですかね。

○16番（久保谷実君） できないっていうか、何か協定はあるらしいんですけど、なかなか来てもらえない現実だっという話は聞いている。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい。荒川沖消防署については、消防組織法の第6条に基づきまして土浦市が土浦市民のために整備した消防署ということで、土浦市内が活動範囲ということになっております。また、逆に阿見消防署がですね、右靱とか烏山、土浦市のほうに出動しないっていうのも同じことでございます。

平時の救急要請はできませんけれども、そういったことで。多重疾病発生時とか救急多発等は相互応援協定というのが、今言われたとおりにあると思うんですけども、それによって稲敷広

域管内の全救急車が使用中になった場合などは出動要請を行うことができるというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 今部長言ったけど、稲敷の救急車がみんな出払ったときでしょう。それはめったにない話だね。そうだったら町にあるもう1台予備にあるのをすぐ出したほうが、よっぽど早いわけだ。それは現実的には荒川沖に来てもらうのは、大きな災害でもない限り、阿見で、不可能と考えていいんだよね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

そう理解してよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） そうだとしたらば、前々から荒川のあたりは住宅がいっぱいあるのに、なかなか救急体制が追いつかないということがあって、今言ったように、うずら野、荒川本郷、そこに本郷も入りますよね。ここにはないけど、若栗の何番目だかわかんないけど本郷地区も入ると。そして牛久にはひたち野うしくのあんだけの団地があると、住宅地が。そうなれば、稲敷広域としてあそこへ出張所をつけても、そういうことを考えてもいいんじゃないかと思うんですけども、そういう話はされたことありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 私は当選をしてすぐ、就任した中で御挨拶に回るわけですよ。そのときに稲敷広域に一番最初行ったときに、やはり今の救急体制がこれでいいのかどうかということで問いかけをしました。最初の御挨拶なんで、余り細かいことということは言いにくかったんですけども、早くしなくちゃいけないということでですね、そのときの事務局長さんにお話をしました。そのときに、今までずっと議論の中でありました救急体制の中では、消防の広域になったときに消防力が絶対低下しませんというような約束で入ったというふうに私は聞いていますので、3台が2台になった時点で消防力が低下をしているというふうに私は思っていました。

その中で、まず3台を動かすことということで、それをお願いしました。ところがやっぱり予備車になっていて動かない。さっき答弁にもありましたように、今まで50人、49人、50人、51人というような形で実際は人数は変わってないんです。ところが、なぜ行けないかという、消防職という消防本部の職員、それから消防署員と。署員は出動していきますので、消防本部

というのは違う仕事してます。その人たちが何かお手伝いをしながら動かしていたという事実がある。だから、そんなに変わってはないというような話なんですけれども、実際は3台動いたわけですから、それを維持していただきたいという話をしました。

その中で、最初の首長さんの、広域の首長さんの会議の中で、私、新入りだったものですから最初挨拶をさせていただいて、一番最後のその他の案件で、やっぱり皆さんの同じ情報を持ってなくちゃいけないというふうに思ったので、皆さんはずっと7市町村の6人の首長さんはずっとそれでやってきましたから、私は初めて行って阿見町は3年目を迎えているので、そろそろ検証してもらいたいと。やっぱり救急車が遅いというような話も出ているし、そういった話の中でなぜ動かないんだということで、ある首長さんが話してくれところ、人員が足りない。じゃあ人員が足りなかったら人員増やせばいいんじゃないかというようなことで、そんな後押しもさせていただいて、今御検討いただいているところなんです。

私もそういった後押しがありましたので、もう1つ追加をしてということで、今先ほど言われていた本郷地区の体制ですね、ざっと見た中で本郷地域が今どんどん人も増えているし、そういった中でも先ほどの救急の搬送も多いというのはやっぱり明確になっていますので、その辺に、まずは土浦署との連携ということで、荒川沖分署ですかね、あそこと連携をして、あの辺のところの網羅できないかというような話もしてあります。

それから、今言われた出張所の件ですね。私、牛久は牛久の文化センター、市民会館知っていますか。市民会館の入り口のところに牛久署があるんですね。そうすると牛久署でも、今度できた牛久東っていうのは久野にありますので、どうしても荒川方面っていうか、ひたち野うしくのところの手薄になっている。であるならば、牛久にもいいし、阿見にもいいので、間ぐらいに出張所を建ててもらえれば、その辺が網羅できるのではないかとということで、そのお話もしました。

ということで、今、回答待ちになっています。ですから、議会のほうも共通の認識でいるならば、今議会からも広域のほうで議会議員ということで行っている人が3人いますので、その辺のところの町の現状をそういった議会のときにも伝えてほしいって私は思っています。ですから、今の何件かの話の中では、方向としては進んでいただけるのではないかとというふうな、私は回答待ちをしてるので、こういった機運をやっぱり盛り上げていただいて、皆さんもその辺のところを御理解いただきたいというふうに思います。

それから、今私ちょっと初めて知った話なんですけれども、編入する前が5億8,000万で今も5億8,000万ということになると、何のためやったのかなって思いがあります。今までは単独だったら6分以内で行けると、どんな遠いところも行けるってすばらしい消防体制だったのに、どうしてっていう思いがあります。けども、大規模災害のときの応援だとか、それから

きっと消防本部の更新だとか無線の更新だとか、そういったことを全部鑑みますと広域のがい
いんではないかという決断だろうというふうに思いますけれども、もう少し時期をずらして、
しっかり阿見町としての意見を言って、それで、それからでも遅くなかったんじゃないかなど
いう思いはあります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 今、町長のほうから稲敷の広域に行ってる3人の議員、あと町長だ
よね。4人しか阿見から行ってないわけですから。ひとつ頑張ってもらって、町民の間にこう
いう声があるということをきちんと伝えてほしいなど。

それからもう1点、部長にしても課長にしても、自分が当事者じゃないんで、なかなか答え
づらいということがあると思うんだよね。それで、1年に1回ぐらい全協でも何でもいいです
から、ちゃんと消防から来てもらって、こっちの質問に答えてもらおうと。たくさん疑問ある
わけですから、とにかくもう救急車が来るのが遅くなった。どんな理由があるにしてもだよ。
町民は遅くなったと。それは合併したからだろうって捉えているわけですから、その理由づけ
をきちんとするとか、あるいは議員がそれぞれの皆さんのいろんな消防に対する不平不満だよ
ね、なぜこうなんだとか、もっとできないのかと。そういうことを直接話す機会がないと、
ここで幾ら話しても、これは私は当事者じゃないですって。それはよくわかります。運営者じ
ゃないですから。だから、運営の人に来てもらって、そういう場をつくってほしいと。これは
町長にもお願いしときます。

でないと、どんどんどんどんずれちゃって、とにかく消防力の低下はないつつう条件でやっ
て、お金も250万しか変わらない。それで救急車が来るの遅くなってる。これは町民としては
納得できない数字だと思うんですよ。で、阿見町民はこう思ってんだよっていうことを直接向
こうにぶつけて、さっき言ったようになぜだろうと。救急車の問題もあるだろうし、いろい
ろな問題があるでしょうけども、それを1つずつクリアしていくと。そういう方法しかないと思
うんですけども、町長どうですか、今来てもらおうつつたの。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） まさしくそのとおりだと思います。こちらの担当課でも、今ちょっと事
務局が離れていますので、いろんなことも答えにくいという部分もある。それから届かないと
いうこともある。今言った議員の皆さんもそう、私もそうですけれども、議会の皆さんに、議
会それぞれ住民の代表でありますから、そういった場所で地域の声を聞いてもらうなんていう
ことは大事なことだと思いますので、要望したいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番(久保谷実君) そういうふうに要望をしてくれるということなので、それが実現すること期待をしまして、1点目の質問を終わります。

○議長(吉田憲市君) 久保谷実君。

○16番(久保谷実君) 続きまして、2問目の質問をします。

グラウンドゴルフの正式競技場は創設可能ですか、との質問であります。

当町でのグラウンドゴルフの競技人口は年々増加しているように感じられます。高齢者の健康づくりや生きがいがいづくりに大変有意義やスポーツであると考えています。競技者の要望の中に、地域での練習する場所は狭いながらもどうにか確保できているが、正式な競技場がないため町全体の大会であるとか、他市町村との競技時に不便に感じているとの指摘を受けます。

これから、ますます高齢化社会になっていくであろう阿見町にとって、技術の向上はもちろんのこと、一番大切な地域のつながり、あるいは競技者との親睦、そのようなことを思いグラウンドゴルフの正式競技場は可能ですかに質問をいたします。

1つ目、阿見町における競技人口と団体数。

2つ目、現在阿見町で大会を実施している場所。

3つ目、他市町村での正式な競技場の実態。

よろしく申し上げます。

○議長(吉田憲市君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○16番(久保谷実君) 悪い悪い、もう1点。

○議長(吉田憲市君) 久保谷実君。

○16番(久保谷実君) 競技場建設のための予算ですね。肝心かなめの予算を。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長(吉田憲市君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

[教育長菅谷道生君登壇]

○教育長(菅谷道生君) グラウンドゴルフの正式競技場は創設可能ですか、についてお答えします。

まず1点目の、阿見町における競技人口と団体数についてお答えします。

主な活動団体としましては、町シルバークラブ連合会と町体育協会グラウンドゴルフ部に登録している阿見町グラウンドゴルフクラブを含め7団体があり、活動場所としては総合運動公園陸上競技場を中心に都市公園を使用しております。これらの団体のグラウンドゴルフ登録者数は約700名です。さらに、ふれあい地区館事業では3地区の高齢者部会がグラウンドゴルフの活動をしており、合計124回、延べ約4,500人が参加しています。また、総合運動公園に隣接

するふれあいの森芝生広場を利用している方も多数あり、高齢者を中心にグラウンドゴルフを行う方々は増加傾向にあります。

2点目の、現在町で大会を実施している場所についてお答えします。

町外の参加者を募るほどの大きな大会は行っていませんが、町シルバークラブ連合会主催で町民グラウンドゴルフ大会を7月ごろに実施し、また、阿見町グラウンドゴルフクラブ主催で町長杯グラウンドゴルフ大会を10月ごろに実施しており、いずれも総合運動公園陸上競技場や多目的広場などを会場としています。

3点目の、他市町村での正式競技場の実態についてお答えします。

現在、茨城県内で公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会の認定を受けたコースは7カ所あり、うち6カ所については民間施設で、市町村が管理するのは那珂市が管理する静峰ふるさと公園グラウンドゴルフ場の1カ所のみとなっています。多くの市町村では、多目的広場などを活用してグラウンドゴルフ競技を行っております。ちなみに茨城国体のグラウンドゴルフ会場となる神栖市では、神栖中央公園にて競技を実施する予定となっています。

4点目の、競技場建設のための予算についてお答えします。

総合運動公園内に新たにグラウンドゴルフ場を整備するとなると、総合体育館建設予定地に暫定的に整備することが予想されますが、伐採・伐根に芝地整備を含めた概算工事費は約4,400万円を要するものとなることから、既存施設を活用しながら総合運動公園のほか、ふれあいの森の芝生広場をグラウンドゴルフの大会が開催できるように進めてまいります。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 非常に高齢者の皆さん700名というのは、かなり大きな数字ではないかなと、そんなふうに思いました。それと、総合運動公園や多目的広場などを会場、なってるんですけども、そのほかにやっている場所どっかあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

それ以外にはですね、本郷近隣公園とか霞ヶ浦平和記念公園などでもグラウンドゴルフを行っていることを聞いております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） ここに、ふれあいの森芝生広場を利用している方も多数ありとあるんですけども、これは何名ぐらいかわかりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。どうですか、答弁。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。

実数はちょっとつかんでないんですけども、私もふれあいの森の芝生にちょっと行ったときに、ちょうどそこでグラウンドゴルフされてる方がいまして、かなりそのときでも二、三十人の方がそこでやっていました。皆さん大変喜んでおられて、こういうところがあつてうれしいってことで話は伺っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） ふれあいの森につきましては、農業振興課が管理をしているというふうなことです。私のほうから。

実数的なものは把握をしているわけではないんですが、今次長が言われたように30名から40名程度、毎日使っているというふうな話を聞いております。その中で、大体4団体が使っているというふうなことです。単位老人会が3団体、それと体協の有志の方が1団体使っているということで、それは大体30名から40名ということなので、年間で換算すると大体延べ人数で5,000人ぐらいは使ってるんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 次に認定を受けたコースとありますけども、この認定を受けるためには何か条件はあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

この認定というのは、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会が認定してるものですが、まず認定料は5万円ほどかかるそうです。1回5万円。それが5年後にさらに更新料がかかって、それも同じく5万円ということです。ただ、こういうコースの認定がありますけれども、現実的にはですね、このグラウンドゴルフというのは8ホールで標準コースということになってまして、大会を開催するには、この認定を受けなくてもできることは確認しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） じゃあ認定を受けなくてもいいと。すると認定を受けなくても大会をやるための広さというのがありますよね。幾ら8ホールあればいいつつも、そう狭いところで8ホールとれないでしょうけども、ここにこれ、総合運動公園のところで大会やるときのあれがあんですよね。そうすると、トラックの中、2ホールとるんです。で、外周で1ホールとってる。そんで24ホールっていうことで、これ大会やってるらしいんですけども、この半分、

いわゆる400メートルトラックの半分で1ホールをとるということは、これだけの広さがあれば、やる人が満足できるって言い方もおかしいけども、大筋で大会をやるには、その広さつつうのがあると思うんですけど、面積はどれくらいなんですか。

○議長（吉田憲市君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

大体ですね、グラウンドゴルフをやるには、面積的には5,000平米程度あればいいということと聞いております。ですから、今言った陸上競技場の中もですね、大体9,500平米ぐらいありますので、何とか2コースはとれるということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それから、今度陸上競技場の中を人工芝にするために使えなくなりますよね。養生を。使えなくなるんでしょう。

○議長（吉田憲市君） 質問ですか。

○16番（久保谷実君） はい。

○議長（吉田憲市君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

今度町の総合運動公園で工事をやるのがですね、フットサルコート的人工芝を張り替える工事を今度行う予定ですが、陸上競技場の中はこれまでどおり芝のコートです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） これ予算とも関係して、後で予算のこと聞きますけども、やる人にとってはゴルフですから、いわゆるラフが余りなくてはゴルフ打てないと同じで、短いほうがいいわけなんですね。いいという話なんですよ。ゴルフの中的一种ですから。そうすると、例えば陸上競技場にしてもどこにしても、その芝が長過ぎるという。そういうことがあるんで、専用グラウンドはできないですかって今聞いているわけなんですけども。

例えば、何かをやる時に野球場の外野でやる場合もあるそうなんですよ。ところが野球場の外野は非常に芝が長いと。そういうことで余り評判がよくないと。そういうことがあって、お金のことに絡むんですけども、これ4,400万という数字が出てきましたよね。この4,400万つつうのは、どこを言ってるんですか、これ。お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、総合運動公園内に計画の中で体育館をつくるという計画が今あります。はい。その予定

地は町でも先行して土地は買ってあります。で、現在あそこに山林として樹木が植わってしまっていて、そこが計画上ですね、まだ体育館になっていないので、暫定的にそこをまず伐採・伐根して芝生を植えれば、そこにグラウンドゴルフ場が設定できるんじゃないかということを考えました。そこを、そういったグラウンドゴルフ場にするためのお金が、こちらで大体概算ではじいたところ4,400万程度かかってしまうということでございます。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） これ、既存施設を活用しながら、ふれあいの森の芝生をグラウンドゴルフとも書いてあるよね。これ仮に、このふれあいの森をグラウンドゴルフ用にするってつたら4,400万よりは安くできるんじゃないですか。今実際にやっているわけだもん。ねえ、グラウンドゴルフやってるわけだから。このふれあいの森を、例えばこの競技場にするという場合には幾らぐらいかかるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

ふれあいの森をですね、その競技場にするって費用について、ちょっと今算出はしておりませんけれども、先ほども話がありましたが、ふれあいの森については農業振興課のほうで現在管理している場所で、そこを今度有効利用ということで、私どもの生涯学習課のほうと協議・調整させていただいて、ふれあいの森と総合運動公園の、まず通路などを整備してですね、なるべくそちらでも同一の大会を同じ会場で使えるようにしたいと考えております。

そういうところで、それに必要な費用についてはこれから検討したいと思っておりますけれども、今久保谷議員がおっしゃるとおりですね、既にふれあいの森にはグラウンドゴルフ場がありますから、私も現場見て、まさしくグラウンドゴルフ場ができてるんですね。そういった場所があるから、多分費用はさほどかからないで、いろいろな整備というか、その状況はつくれると思います。そういったことで前向きに考えながらですね、今後は総合運動公園とふれあいの森を併用しながら阿見町で大会開いていただくように、関係者の方に周知、案内をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） これ農業振興課と生涯学習課の間ですから、同じ役所の中にいるわけだから、俺らが言うよりもはるかに早く話をつくと思うんで、よろしくお願いします。

それから、これ要望っていうか、あれなんですけれども、やる人にとってはやっぱりグラウンドっていうのは大事なものなんだよね。ここがあいてるからここでやってくれ、こっちがあいてるからこっちでやってくれでは、なかなかうまくいかないと。全面的に専用とは言わなく

ても、ほぼ専用に近いような形で、いつ行ってもそこでやれるというみたいな、そういう場所ができなければ、なかなか高齢者のための施設って難しいと。

それともう1点、必ず問題になるのが道具を入れる小屋っていうんですか、簡単な建物がないと、やっぱりいろんなことを立てたりなんかするので。それはお金が幾らもかからないでしょうから、ぜひそういうのをつくって、完璧にグラウンドゴルフの専用グラウンドじゃなくていいですけども、ほぼ使えるというような状況をひとつね、どうですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

ふれあいの森の芝生広場については、あそこは専用球場になっていないですし、どなたが使ってもいい場所になってまして、今の状況からいえば朝早く行って場所としてグラウンドゴルフの方が使っていると。そうすると、ほかの方が来たときは使えないという状況は久保谷議員がおっしゃるとおりあると思います。

そういったことで、今のふれあいの森のグラウンドゴルフ場のそばにですね、芝生広場のそばにバーベキュー場もあるんですけども、その管理運用は総合運動公園のクラブハウスの事務所でその事務手続を行っていますので、今回の芝生広場についても、その貸し借りについての事務手続をですね、まあこれから農業振興課さんとのほうと生涯学習課さんのほうで協議をしながら、その事務手続をスムーズに行うことによって予約ということもできるでしょうし、そうするとそういうトラブルもないでしょうから。そういったふうに考えたいと思います。

それと道具の倉庫というか、小屋っていうものはですね、これから利用者の方によく意見を聞いてですね、それから考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） もう1点、聞き忘れちゃった。平和記念館のところでやってるグループがありますよね。あそこの芝の管理というのは、どんなになってるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 都市公園の近隣公園という位置づけになってると思いますので、担当課のほうで、担当課っていうのは当然公園を管理している道路公園課のほうで管理されていると思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 先ほどふれあいの森という話が出て、そんなにお金もかからないと。

ここよりはね。そうだとしたら、早急にそういうところをつくって、ほぼ専用で使えるような状況をつくって。700名もいるわけですから。これから高齢社会になってどんどん増えてくるってことを考えられるわけですよ。そういう意味で、1日も早くグラウンドゴルフの競技場が、正式じゃなくてもいいですから、ほぼ正式に近いグラウンドで十分楽しめると、そんな状況をつくってくれることをお願いをしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、16番久保谷実君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は午前11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

12番川畑秀慈君の一般質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従い質問をいたします。

千葉町長は、初日の所信表明で自治体が直面している問題を上げて、困難な時代環境に直面していること、しかし、その中、阿見町のポテンシャル、可能性を感じたとあります。そして、まちづくりは将来世代も含めた見通しを持って取り組むことが重要であると。「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」と銘打ち、6つの約束・4つの政策について基本的な方針を述べられました。

京都大学大学院の教授である諸富徹氏によると、日本の都市は今大きな岐路に立っています。戦後数十年、都市はずっと経済成長、人口増加、地価上昇という3条件のそろった右肩上がりの状況で成長してきました。しかし、今後はこれが反転し、低成長・人口減少・地価下落という新たな3条件のもとで私たちは生きていかねばなりません。

ところが、日本のどの自治体もまだ右肩下がりの条件のもとで都市を運営する経験を有していない。当然ながら阿見町においても同じであります。昨年3月に作成された阿見町公共施設等総合管理計画、そしてまた平成27年10月に作成された人口ビジョン、これらの資料を見ても、とても厳しい未来が待っています。

このような厳しい課題を抱えている中、多くの公約を掲げ、今年2月に町長選が行われました。そこで第8代町長に選ばれた新町長に、この町長選挙とマニフェストについて伺います。

1つ目、選挙時のチラシには31項目ありましたが、広報あみで24項目になっている理由は。

2点目、約束1の「あみ人材育成基金を創設し奨学金を支給」とあるが、この内容は。

3点目、約束2の「障がい者が自立できる授産施設の創設」とあるが、どのような施設を考えているのか。

4点目、「低所得者が入所できる介護施設の誘致」とあるが、どのような施設を誘致するつもりなのか。

5点目、「道の駅建設の凍結し再検討」とあるが、再検討の理由と再検討の方法はどのようにするのか。また、ファーマーズ・フォレストとはどのような話し合いがあったのか。

6点目、「プレミアム商品券の復活」の理由は。

7点目、「観光資源の発掘と特産品の開発」はどのように進めるのか。

8点目、町長選挙のときに公開討論を行わなかった理由は。

以上、8点お尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑秀慈議員の町長選挙とマニフェストについての御質問にお答えいたします。

2点目のあみ人材育成基金の創設、奨学金の支給については、教育長から答弁させていただきます。

1点目の選挙時のチラシの31項目が広報あみで24項目になっている理由についてであります。

私のマニフェストにつきましては、「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を実現するため、町長選挙の際の選挙公約に掲げた6つの項目を柱とした、合計24項目の政策の推進の基本となり、この24項目が最も優先される町民の皆様との約束であります。広報あみ5月号の就任挨拶も同内容となっております。

議員御指摘のチラシの31項目については、千葉繁後援会が討議資料として作成した紙面において、24項目の政策に続き、私が実現したいと考えている政策のうちの7項目を追加したものを、政治活動を通して町民の皆様にお示しさせていただいたものでございます。したがって、町民の皆様とお約束をした点においては変わりはありません。

私は、まず選挙公報に掲げた24項目の政策の実現に向け、町民の皆様から負託された4年間の中で、全身全霊でなし遂げるという強い決意を持って町政運営に当たっております。この24項目の政策をなし遂げた後、改めて7項目の政策について取り組んでまいる所存でありますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

3点目の、障害者が自立できる授産施設の創設についてであります。

私が町内を歩いたときに、障害を持つ方の親御さんから自分たちも高齢になり子供の将来が心配だと、子供さんの行く末を案じるお話を聞くことができました。今後、障害者の重度化、高齢化や、親亡き後を見据えた地域全体で障害者などの生活を支える体制を早急に構築する必要があると考えております。

そのためには、地域で障害者等やその御家族が安心して生活することができるように、気軽に相談ができ緊急時には受け入れてくれる場所、就労ができて一定の収入が確保でき自立して生活することのできる場所の確保が必要でございます。

現在、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する方に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に関する相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性、救急時の受け入れ体制の確保など、移住支援機能と地域支援機能の一体的で多機能型の地域生活支援拠点等の整備を検討しているところですので、これと就労の場の確保がうまくマッチングできれば、地域において障害者等が自立して安心して暮らすことができるようになると思いますので、実現可能な具体策について今後検討を進めてまいります。

4点目の低所得者が入所できる介護施設の誘致についてであります。

今回誘致する施設は、高齢者を対象とした介護施設であります。高齢者を対象とした介護施設は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームと、状態が安定している人が在宅復帰を目指しリハビリテーションや介護が受けられる介護老人保健施設の2種類があります。

今回誘致を図るものは、5月23日の全員協議会でも御説明いたしました、特別養護老人ホームであります。寝たきり状態や認知症などにより在宅での生活が困難な高齢者が、最期まで生活する場所として特別養護老人ホームの必要性は高く、今回は低所得者の利用を考慮し、利用者負担が低い従来型の施設を誘致することといたしました。

また、介護保険制度の入所施設は本人及び世帯全員が住民税非課税であり、一定の条件額以下の場合に移住費や食費を軽減する特定入所者介護サービス費の給付が受けられるとともに、社会福祉法人等が行う利用者負担の4分の1を軽減する措置が受けられ、低所得者が利用しやすくする制度が設けられております。

5点目の、道の駅再検討の理由と再検討方法及びファーマーズ・フォレストとの話し合いについてであります。昨日の海野議員の質問でお答えしたとおりでございます。

6点目の、プレミアム付き商品券の復活の理由についてであります。

まず、プレミアム商品券は私の公約になっております。ぜひ実施してほしいという町民の声と、商工会からの要望もあり、約束どおり実施するものでございます。

次に、事業規模を新たに消費に結びつけるため、額面総額1億1,000万円と増額して実施するものであります。また、高齢者や子育て世代に事前優先販売することで、生活支援という経済効果以外の視点にも注目したということが主な理由でございます。来年10月には消費税増税も控えております。これを機に町内の消費を喚起し、商業の振興と活性化につなげてまいります。

7点目の、観光資源の発掘と特産品の開発についてであります。

観光資源の発掘についてですが、町には霞ヶ浦に代表される自然資源や予科練のまちとしての歴史、祭りや芸能などの伝統的な地域資源、また県内でも整備率が高い竹林や銘柄産地の認定を受けたレンコンを初め、銘柄推薦産地である大玉スイカ、さらには希少価値の高いメロンなどの特産品があります。それに脚光を当て平成28年度に策定した阿見町観光振興基本計画をもとに、観光資源としての価値づけの向上を行い、観光資源の発掘に取り組んでまいります。

町の特産品の開発については、商工会との連携により開発した「予科練の街クッキー」は多くの皆様に好評をいただいております。またJAや町内店舗と連携した「阿見産いちご」や「グリーンメロンのスイーツフェア」も継続的な取り組みにより、年々認知度を高めております。

一方、農業生産において町では畑作振興、耕作放棄地解消の取り組みとして、市場や事業者から需要の高いサトイモ、ジャガイモ、常陸秋そばの産地化に向け、農業者・関係機関が一体となり、面積拡大・品質向上に努めております。特に常陸秋そばについては、平成29年度には53ヘクタールまで面積が拡大されていることから、稲敷地域における一大産地の確立を目指すとともに、新たな銘柄推進産地の品目認定に向けても積極的に支援を図ってまいります。

また、町の農産物を活用した6次産業化による特産品開発については、各農業団体や連携協定を締結している茨城大学・東京農業大学からさまざまな提案がなされ、特産品としての商品化に取り組んでいるものの、各団体・個人による生産販売量には限界があることから、直売会・イベント等による限定的な販売体系にとどまっている状況にあります。

このような状況を踏まえ、町として6次産業化による特産品を確立するためには生産・加工・販売にかかわるそれぞれの人材が強みを活かした中で、安定的に商品を販売するための体制構築が極めて重要であります。今後、町としましてはこれらの課題解消に向けた検討を進め、商工会やJA・大学などと連携し、阿見町をイメージできる特産品をつくり上げてまいります。

8点目の、町長選のときに公開討論を行わなかった理由についてであります。

土浦青年会議所から公開討論会のお話を受け、3日程度の開催直前の候補日の中で調整を行いました。都合がつかなかったため、まことに残念ながら不参加とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 2点目の、人材育成基金を創設し奨学金をどのような内容で推進していくかについてお答えします。

奨学金の支給については、現在、人材育成基金設置の方法及び貸付型と補助金型のどちらが実用的かについて調査・検討しているところです。

貸付型は、能力があるにもかかわらず経済的な理由によって就学が困難な学生に対して、教育の機会均等を図るとともに、本町の発展に資する有為な人材に必要な資金を貸し付けるもので、返還期間内に一定年数を町内に居住した方について、奨学資金の返還総額の一部を免除するものです。メリットとしては、在学中の学生に対して奨学金を支給できる点があり、デメリットとしては、貸し付けの選考審査会の設置や滞納者への督促などの業務が複雑になることが考えられます。

補助金型は、学生時代に経済的な理由により就学が困難であり、貸付型奨学金を利用していた新規学卒者等で町内に居住を継続している方に、連続した期間補助金を交付するものです。メリットとしては、既に採用された奨学金返還の一助となるもので、貸付型と比較すると業務量も少なく済む点です。デメリットとしては、在学中の学生への支援ではないことが挙げられます。

検討中の奨学金制度は、いずれも対象者は大学・短大への通学者及び新卒者等を対象としており、本町への定住・移住を促進する地方創生を兼ねたものでございます。今後、できるだけ早い段階で奨学金制度の道筋を確定させられるよう取り組んでまいります。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

先ほど冒頭にお話をしました、財政状況が非常に各自治体とも日本全体で厳しくなっている。これが前提の中で、これから町政運営をしなくてはいけない。そうなりますと、将来の公共施設の維持管理、また人口動態見ていったときに、自治体によってはそれぞれに分割してシミュレーションしているところがあります。阿見町でも当然そこでやっております。ただし、これをセットにしてまだシミュレーションをやっているところはちょっと見当たりません。セットにしたときにどうなっていくか。

鎌倉においては、人口動態の中で現状のまま将来の施設の更新とかそういうものが大きくはね上がるっていうことを想定しないで、2014年の一定額を想定に税収と歳出、人口動態など、それがどう動くかっていうことをシミュレーションしております。実は、人口が増えていくの

は、都市部は当然増えるところではありますが、南関東はとりわけ増加傾向にしばらくはなるとは思います。

そういう中で、阿見町がこれから人口が増えるということは、どうもこの社人研のあれを見ても難しい。今現状見てる推移は平成27年につくったときの推移と余り変わらない。大体そのとおりに行ってるっていう、これが現実はであります。さまざまなポテンシャルを持ってるとはいつても、現実はこの人口減で、税収が減、いろんなものが経費がかかってくるという、この現実を見据えたときに、鎌倉においては、これ1つの例なんですけど、2020年を超して少し落ちますと収入と支出が逆転して税収のほうが少ないなってきます。あの鎌倉でそうであります。そうしますと、阿見町の将来の財政っていうのは非常に厳しい。町長は財政勉強されてきたっていうんで、その辺はよく御存じの上で、このマニフェストを書かれたんだと思いますんで、それで再質問に移ります。

まず、このスローガンがあります。「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」、これは誰が考えられたのか。町長自身が考えたのか、いろんな方がそれを、こういうのがいいんじゃないかっていうようなのを取り入れたのか、それをまずお聞きしたい。それと、この「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」、これの主語、主体者は誰になりますか。

この2点お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） まずは、お答えします。

スローガンにつきましてはですね、私の公約ですから私が決めました。

それから、主人公ということですか。これは町民だったと思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。町民ということによろしいですね。今聞いたのは、主体者、これは地方自治をずっと私も勉強してきまして、主体者は誰が町の将来を担って、また現在も行くかといいますと、この地方自治の本旨、またこの地方自治の主体者は誰かということに、これはなるかと思うんですが、これはやっぱり首長であり、議員であり、職員であり、住民であり。ある意味で全員が主体者になっていくかどうかだと思います。ですから、ただ単に、私はこれは住民がということになると、それは違うのではないかと、こう思います。特に選挙で選ばれ、またそういう負託を受けた首長、町長初め議員に大いにこれは責任がかかってくると思います。

2点目にちょっと行きます。どういうことをもとにマニフェストを作成されましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 前回、私は8年前に町長選挙に出馬させていただきまして、惜しくも落

選をしました。その後、いろいろなところで皆さんとの意見交換をしました。叱咤激励、いろんな意見ございまして、その中で集約したものがこの公約になっております。ですから、政治活動の中でいろいろ皆さんから求められたこと、それから自分で感じたこと、そういったことでマニフェストに使わせていただきました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、わかりました。そうしますと、阿見町で平成27年に出した、この阿見町の人口ビジョン、また公共施設等の将来の更新の費用はどう推移していくかっていったデータはもとにしてないってことで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 細かいデータにつきましては、じっくり見たわけではありません。しかしながら、今の状況をここ年々見てみますと、これから先行きのこと、これまでの歴史というものも考えながらつくったものであります。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 町の将来の更新費用に、ちょっとこれ見てみますと、将来的に40年間で300億の、これは財源不足が起きるといふ、これは資料があります。私もこう思います。で、ピークになるのが2044年。これは大体どこの自治体も同じでして、1985年前後、その辺から一気に公共施設が膨れ上がって、そこから60年後にピークになると。大体こういう資料内容であります。

その後は、どこがピークになるかというのと大体2000年前後に投資的経費が一気に膨らんでまいります。これはなぜかっていうと、1990年、これは日米構造協議があつてアメリカと日本の協議の中で海部さんが総理大臣、小沢さんが幹事長のときに、アメリカに日本の貿易輸出、非常に大きいんで、これは内需拡大をしてくれと言われてまして630兆円の内需拡大を決定しました。そこから2000年をピークに投資的経費が非常に膨らんでいきました。そこでいろんな箱物を各自治体でつくっていった。必要なものか必要なものじゃないかは考えずにつくっていきました。

で、つくった原因は何かっていうと、将来の維持管理費を考えないでみんなつくっていきました。その維持管理費を含めて、これは近い将来、財源不足で大変なことになっていく。そういうストーリーになります。そうしますと、この2000年ピークにやってきたものが、またこの15年後あたりにピークになって、いろんな形で公共施設どうするかって課題になってまいります。そうすると、人口減で現役世代が少ない中、非常に厳しい将来が見られる。

それに対して科学的な資料・データをもとにして、私は財政勉強してこられたっていうんで、

その辺のところはちゃんと把握をしてマニフェストを書かれてこられたのかと思うと、その辺のところは余り詳しいことはわからない中でつくられたということは、ちょっと私としては残念であります。2040年には阿見町の人口はどうなるかっていうと、大体4万人を切ります。現役世代も当然少なくなってまいります。全国平均、また茨城平均と比べてそんなに大きな差のトレンドは示さない。

さて、その中でちょっと教育長のほうへ。先ほどの奨学金の問題、再度ちょっとお聞きしたいんですが、これは町長のマニフェストでもあるんで、教育長に聞くのも何なんですが、これは先ほどの説明の中でありましたけども、実際にはどうでしょうか。国でも公明党が主体となって奨学金制度、返さなくていいものが始まっております。また、銀行等、またいろんなところで学校に行くときには今ほとんど借りれないってことがない中で進めています。果たして、これ町で精査をしてやっていくといっても、ニーズ等は調べられましたでしょうか。この奨学金を必要とする、そういうニーズはありますでしょうか。町でやるべき。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい、お答えします。

議員御指摘の奨学金ですが、教育費の負担軽減ということはすごく必要なことであると思います。我が国の大学教育への公財政支出は、国の経済力に対する観点から極めて低い水準にあると私自身も捉えております。公財政支出の少なさと、最近の大学の授業料の値上げとか物価の値上げと、そういうものが大学に学ぶ子供を持っている親御さんに対する経済的圧迫を与えていることは十分に社会現象としてであると捉えております。

国でも教育費の負担軽減に向けて各大学が実施している授業料減免への支援とか、日本学生支援機構の奨学金事業とか、あるいは最近大学を卒業してマスターのほうで学ぶ学生が多いという現状もありますので、そういう大学院生を対象としたティーチング・アシスタント、あるいはリサーチ・アシスタント、それで大学のほうに手当を支給しているという現状もありますが、全てカバーはできていないという状況です。

阿見町でも、阿見のライオンズクラブの事業として、まあライオンズクラブは青少年の健全育成に重点を置いて活動していただいておりますが、一時とまったようなんですが、平成28年度から復活していただきまして、町内の中学卒業生の高校進学者への奨学金支給を開始していただきました。すごく助かっております。対象者は、全ての要件を満たすことで、優良な生徒であって経済的理由によって就学が困難な者、あるいは阿見町に居住する者、それから健康で人物・学業ともすぐれている者、こういうものを全てクリアしたお子さんということで、推薦人数は1から2ということなんですが、2年間で4人、1年でお二人。

要望はあるんですが、実際はこれを中学校に知らせて返ってくるのが三、四人ですかね。そ

の中で選定させていただくと。ただ、選定は規約で私とライオンズの役員さんなんですが、苦しいです。ほとんど差はありません。ですから、2人という限定されて1人落とす、残りを落とす、これは余りやりたくない仕事だと私はしながら感じております。

今年もライオンズのほうから1名というふうにあったんですが、お二人希望があって、お願いをしまして、やっと2人認めましょうということで寛大な処置をしていただいたんですが、数的にはどのぐらいってこと申し上げられませんが、そういう必要としている家庭がある。教育機会均等、それを側面から何らかの形で援助する必要はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。そうしますと、この奨学金のもの、大学だけではなくて、そういう義務教育の期間の人たちの支援のこともやっぱりこれは現実に今直面してる、そういう課題にやはり見直しをかけて、また現実的な政策として練っていただいたほうが、私は価値的なのかなと、そう感じました。

また、この次に障害者。この件に関してちょっとお尋ねしたいと思います。

障害者施設の問題、そしてまた雇用の場の問題。自分も入ったばかりのころから、自費でいろんなところに行って、実際に見たり勉強したりも、これはしました。してきた中で、やはり就労そしてまた自立をする。そこでみんなと一緒に、障害のある人もない人も一生生活をするということの難しさ、誰がそれを自立するために支援し支え合っていくのかといったところの現実には、非常に厳しいものがある。

で、1つは経済的な自立がなかなかできない。そういう中で、施設にしても、その施設を利用しながらきちんとした収入を得られるように、こういうふうに町長の答弁のほうにも、そういう施設がきちんとできればいいと思うんですが、実際には地域住民から職員の皆さん、そして議員も含めて、障害者に対する、そういう人権に対する認識というものが深くなされないと、なかなかこれは発展的にはいかない。雇用の場も当然これは広がっていきません。言葉だけ先行して、きれいな言葉ならべてやりましょうというけども、現実にはなかなかそうではない。

昨年、石川県七尾のほうへ行ってまいりましたが、そこに。一昨年ですね。やっぱりそのこのゆうの丘、行ってみましても本当に大変な中、周りの理解が得られない。そしてまた行政の理解も得られない中で施設運営をずっとやってこられた。私財を投げ打って、本当にやってこられたところを見てたりしますと、やはりこれは基本的にまず深く学ぶっていうことが私は必要なんじゃないと思うんですね。

町長も、これ公約に掲げて障害者問題もいろいろと取り組んでこられたんで、御存じかと思うんですが、日本の障害者の歴史、そしてまた2006年に国連総会において採択された、日本で

もこの条約を2007年9月28日に外務大臣が署名してきました障害者のこの権利条約。これは認識され理解されておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 申しわけありませんけれども、そういったことは存じておりません。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。なかなか手にして目にして読もう、またそういうものを学ぼうという機会も少ない中で、ちょっとお尋ねして、意地悪だなと思われたかもしれませんが、実はこういうこともきちんと知った上で、日本の障害者が何で欧米と違ってそういう差別的な形になったのか、途中から変わりました。

アメリカあたりは、かなりその辺のところは先進的に障害者問題も取り組む。ヨーロッパも取り組む。日本においては、なかなかそれが進んでこない。そういうところもきちんと学ぶといたところ、これは大事になってくると思いますので、ぜひこの障害者のいろんな施設をつくるに当たっても、職員の皆さんも、議員も、また町民もみんな、ぜひ学ぶ機会をつくっていただきたい、こう思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

議員おっしゃられたとおり、そういったニーズを踏まえてやっていくということは非常に重要だと思っております。「Nothing About Us Without Us」ということで、私たち抜きにいろんなこと決めないでほしいよというのが、先ほどの国のですね、何でしたっけ、ちょっと忘れちゃいましたけど、基本的にはそういう考えだと思うんです。

そういったことを一人ひとりが理解をして、実際に地域のニーズを踏まえて、何が阿見町にとって、阿見町の人たちが障害のある人もない人もいても、本当に安心して将来にわたって生活していくためにどういったところが必要なのかということ、一人ひとりが真剣に学んでいくということは非常に重要だと思っておりますので、そういった機会についても設けていきたいなというふうには考えております。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。私も議員になるまで障害者の問題なんてのは顧みたくも、はっきり言ってありませんでした。なって学んで初めてわかったことがたくさんあります。人権とは何かということも含めて。ぜひ学び合いの中から、学ぶ中からまた新しいものも生まれてきますし、地域社会が少しでも前進するためには学び合うってことは、どうしてもこれは必要になってくると思います。それで、ちょっと質問させていただきました。

さて、ちょっと飛びまして、プレミアム商品券についてちょっとお伺いしたいと思います。

町民や商工会の方から要望があって、公約に上げられたと言われております。ただ、近隣の市町村を見ても、今年からやらないところも増えてまいりました。今年、阿見町は町長の公約でやるという表明をしておりますが、今年取り組む近隣の自治体はどこがありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

昨日の高野議員にもちょっとお話をさせていただきました。29年度の実績としては一応土浦市、龍ヶ崎、それと牛久市がこの近辺ではやられてたというふうなことでございます。で、今年度の状況について把握してなかったですけれども、それ以降確認をさせていただきました。土浦市については予算計上はないんですけれども、要望があれば考えていくということ。それから龍ヶ崎市については、今ところやる予定はないというふうなこと。それから牛久市については、これまでどおり実施して予算を計上しているというふうなことでございます。

その他、茨城県内の状況もちょっと予算計上されているところ調べましたところ、大子町、河内町、利根町が行うというふうな状況になっているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。土浦市に関しても、私も調べてみましたら、財政的に厳しい中で今年は上げなかったような話はしておりました。ある意味で、景気が低迷してデフレでどうしても景気浮揚でやんなきゃいけない。国でかなりの額を補助金として出して進めたときがありますが、あれがあれで1つの効果はあったと思うんですが、その後はこの市町村も大体やめてきているっていうのが、これは現実であります。

さて、昨年阿見町は、昨年はやりませんでした。やらなかったときに議会に対しても説明がありましたね。客観的なデータ資料、数字となってあらわれるか、あらわれないか。その辺のところは微妙なところもあるんですが、そのときの総括的な阿見町の、そのときの執行部の説明の内容をちょっと再度お願いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。当時の説明では、27年度に実施した額面2億4,000万ですか、2割のプレミアム分で。それで実施したときに新たな消費を喚起した額が1億3,600万余り出たということで、ある程度消費喚起にはつながったんじゃないかというふうな1つの成果がございました。ただ、やはりそのときは地方創生関連で全て国からお金が入ってきたというふうなことがございます。

で、28年度については、まだそういう評価結果があらわれてなかったもので、当初予算の中で

従来どおり5,000万に返して額面5,500万ですか、に返して実施をしてはいるんですけども、やはりどうしても新たな消費には5,000万程度では結びつかないだろうというふうなことで、一応とりあえず今回その部分については取りやめを行いまして、それ以外に創業支援事業ですとか、あるいは、何というか、新たな商工会の新規事業に対しての補助分として、地域の商工業の活性化に結びつけるような事業を進めていったほうがいいだろうというふうな判断の中で、29年度は取りやめたというふうな経過でございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 私もその説明を聞いたときに、非常にそれは賢明な1つの認識だと思いますか、理由づけだったと思っております。何ていうんでしょう、今プレミアム商品券を発行して、2割だとやはりそれなりに消費者は、また景気喚起になるでしょうし、額が大きければ大きいほど、やはりそれはそれなりに効果はあると思います。これ、1割になるということ、じゃあ果たしてそれが幅広く多くの人たちに行き渡り、また支持されるかという、これもまたちょっと私は疑問に思います。

税金の使い方であるとするならば、やはり地元の商工業の発展のためにそれをどう使ったらより価値的なのかっていったところの議論が、私はあつて商工会にもこれはいいんじゃないかと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 29年度に商品券を取りやめて、創業支援事業と新たな新規事業に対して振り分けるという内容については、商工会とも十分にそういう内容を調整させていただきまして、そういった事業を進めていきたいと思いますというふうなことになったわけです。ただ、それ以外にもですね、商工業に関する懇談会ですとか、そういった事業の中で商工会とはいろいろな話し合いをさせていただいております。

で、先ほどの町長の答弁の中にも、あるいは所信表明の中にも、これは商工会からも要望書が提出されているという事実はあったわけなんです。ただ、町の政策的な判断の中で29年度はこういう状況……。今先ほど私が説明した中で、そういった創業支援事業、補助事業に切り替えましょうというふうなところで廃止をしたというふうな経緯でございますので、商工会と何も話さないで町が主導してやっているということではないということだけは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、わかりました。町長の答弁の中で、高齢者や子育て世帯に事前優先販売、これを行うことで生活支援という経済効果以外の視点にも注目したということで理由づけとして挙げられております。これ、実際どうなんですか。高齢者、子育て世代、

この人たちを優先販売する。この生活支援という経済効果以外の視点とありますが、実際にどういう方が買われるか。こういう方たちに優先販売してどのくらい売れるのか、これは執行部のほうとしては、どう見ておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。商工観光課長岡野栄君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） はい、お答えします。

高齢者65歳以上の方と18歳未満の方を優先して販売を開始するというところで、経済対策以外のプレミアム商品券の効果というものを判断してるわけですが、この経済効果以外の視点というものは、このプレミアム商品券事業全体を経済効果だけで判断するのではなくて、そういう生活支援の視点も十分に判断して、事業全体を制度設計したほうがいいでしょうということで、町長答弁の中に盛り込んだわけなんですけど、これプレミアム商品券事業について、いろいろな検証を重ねた文献等にも載っております、経済効果だけではないんだと、そういうところを判断したものなんですけど、今年は少しでも期間を長くして、この消費者支援というところを充実できればと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。急に振ったりして、なかなかどうなのか難しいかと思うんですが。実は生活支援というこういう形になってきますと、高齢者、子育て世代、非常に今、貧困格差が広がってきております。昨日も永井議員のほうから総体的貧困率の話もありました。この生活支援が必要な人たちが、プレミアム商品券を優先的に販売されて買えるかどうかということを考えますと、ちょっとこれ難しい問題であると思うんですね。そうすると、やはりそうではない形で考えて、これはいかれたほうがいいのかと私は思います。

そういうところから見てみましても、実際にこのプレミアム商品券に関して、税金を投与するという点に関していったときには、公約だからやるという町長の固い意志はあるかと思うんですが、やっぱり政策的に、また戦略的に将来の阿見町の商工業をどうするかといったところに、きちんとこれはもっと明確な目的・目標を持った上で、私はされるべきだと思います。

「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」になりますと、このプレミアム商品券をずっとやるのが商工会にとって魅力あるまちづくり、魅力ある商工会を維持、持続することができると考えておられるのかどうなのか。それもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい。この政策がですね、継続的にずっと続くかどうかは、これはわかりません。しかし私、公約ですから、これはやらさせていただきたいと思います。今現時点で

の商工会の皆さんや、それから住民の皆さんが欲しているものですから、やらせていただきたいということで御提案させていただいております。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。

じゃ次に、観光資源のほう、ちょっと行きたいと思います。観光資源の発掘は、これに関しては、誰がどのようにして行うのか。ちょっとこれをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

町の観光資源の発掘は誰がするのかというふうなことですけれども、一昨年ですか、町で観光振興基本計画を策定をいたしました。その中で、さまざま阿見町の魅力ある資源ってどういうものがあるかっていうのを、それは振興計画策定委員会の中でも十分に認識をした中で、いろいろ掘り起こしている部分がございます。ただ、それをどういうふうな活用の中で図って、交流人口を図っていくのかっていうふうなところが大きな課題になってくるんじゃないかなというふうに思います。

また、観光振興を図る上では、観光資源の充実は確かに不可欠というふうになるんですけれども、阿見町には霞ヶ浦に代表する自然環境、予科練のまちとしての歴史、古くからの伝承、地域資源、さまざまな観光資源があるわけです。そんな中で、阿見町としてその価値づけといいますか、その観光資源をどうか価値づけしていくかというふうなところが大きな課題であるというふうに思います。

阿見町としなくても、茨城県と連携しているテーマ、かわまちづくりで霞ヶ浦の資源をいろいろ発信していくというふうなところも1つだろうし、サイクリングロードが整備されたということで、そういった面で阿見町の観光をどう結びつけていくかということも1つであろうというふうに思っています。

それから、そういった意味で今年の3月からスタンプラリーというのを開催をしまして、阿見町にある資源を阿見町目線ではなくて、そのスタンプラリーに参加していただいた方、これは阿見町の住民ばかりではなくて、参加していただいた方に阿見町の資源ていうのはどういうものがあるかというふうなところも発掘してもらおうということの取り組みも、やっぱり今現在やっているというふうなことでございますので、トータルしていろんな方の意見を聞きながらですね、観光資源を発掘していく必要があるんだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。わかりましたというかよくわからないんですが。な

かなかこれは難しいですよ。誰がどういうふうにして具体的に走らしていこうかということになると。確かにそうだと思うんです。これに関しては町内・町外問わずいろんなやり方はあるかと思うんですが、1つは昨年に阿智村に行きました。

阿智村でちょっといろいろ見てみますと、地域資源、この魅力を村民の人たちが発信してつくり上げてく、職員と一緒にあってつくり上げていくというようなこともやっていました。で、日本一星空のきれいな村といったところでも、当然そういう人たちがかわり合ってやってきてる。要は自治の意識、そしてレベルの高いところで町民参加であり、そういうことが発信できるのかなといったところで、ちょっと深く感銘を受けましたが、やはりこれに関しては、阿見のこの広さ、大きさになると、なかなか町民主体で何かやるとなっても難しいところがあるかもしれませんし、行政と町民で何か考えてやるっていうのもなかなか難しい。

やはり、どこかのそういう専門のプロに頼むってことも当然選択肢の中で出てくるかもしれませんが。これに関しては、これからさまざまな課題がある中でやっていっていただきたいと思います。

あと6次産業の特産品開発に関して、限定的にとどまっている、このようにあります。この状況があると。その原因は何だと考えておられますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。6次産業化については、新たな農業の振興というふうな視点の中で、25年、26年度あたりから阿見町でもそういった考え方を取り入れていかなければならないんだろうというふうなことで、東京農大・茨城大学ともいろいろ話し合いをしながら、知恵をいただきながら進んでまいりました。

で、いろんな試作品ですとか商品について、町の農産物を活用したものでいろいろ制作、試行でつくってきた部分もありますし、それがお店屋さんで今でも売られているというものもあるんですけども、まず農家の方の生産・加工・販売、この一連の流れがなかなか難しいじゃないかというふうなところがございます。そういった中で、やはり農家さんがその意識、どういふふうな意識を持って進めていくかというふうなところが、やっぱり重要になってくるというふうなことでございます。

で、そのために3年前からですか、東京農大等含めてですね、関係者、認定農業者ですとか、農協さんですとか、商工会さんですとかに集まっていたきまして、人材育成の講座を開催しております。そういった中で阿見町でも農産加工研究会という団体が生まれておりますし、その中で6次産業化に取り組むことも、ていうか一歩進んだ取り組みも生まれてきたというふうなことも事実です。ただ、なかなかさっき言ったように、生産・加工・販売を一連の流れで1つの農業者がやるというのは難しいだろうというふうなことはわかっております。

ですので、考え方としては、生産・加工はいいんですけども、生産と販売・加工、阿見町の特産品を活用して、新たな町の特産となるようなものを、やっぱりつくり上げていくというふうなことにシフトしなければなかなか難しいのかなというふうには思っております。そういうことでございます。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は1時といたします。

午後 0時04分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ただいま、18番佐藤幸明君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 観光資源に対して再度質問したいと思います。

安定的に商品を販売するための体制構築が極めて重要であると、このように町長言われましたが、私もこれは確かにそう思います。これ、どういう形で安定的に商品を販売するための体制構築つくるのか、またどこが担ってやっていくことがいいと考えているのか。もし、その辺の具体的な構想、思いがあればお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。大きな課題の中で安定的な販売、販路を確立するということがなかなか難しいというふうなことがございます。

1点目には、やはり6次産業といいますか、生産・加工・販売の中で加工品を製造するに当たっても、やっぱり農産物ですとかそういった特産品の量的なものも含めて、なかなかその量が生み出されないというふうな1つの大きな課題がございます。その中で、阿見町では販路をどういうふうにしていくかということ、今まではマルシェですとか予科練平和記念館ですとか、そういったスポット的な部分でいろいろ来た人に商品のPRをしてきたというのが実態でございます。

どこをターゲットにしていくかというふうなことでございますけれども、商品、6次産業化に係る部分については、ある程度、将来的に道の駅ができればそういった部分も含めていくでしょうし、実績として、例えばレンコンですとかヤーコンを活用して町のほうでつくった、JAと茨大のサークルでつくった……。常陸秋そばを活用した「あみ麺三昧」というふうな商品がございます。そういった部分については、農協さんが主体となって販路を拡大できればいいのかなというふうに思いますし、物それぞれによって考え方は違ってくるというふうに思っ

おります。ですから、そういった部分の課題をこれからどういうふうにしていくかということを考えていかなければならないというふうなことだと思います。

それともう1点は、農産物に関しては非常に、レンコンですとか常陸秋そば、そういった部分について阿見町の産地化を目指していきたいというふうな。それ以外にもブロッコリーですとか、そういったいろんな部分があります。そういった部分については、いろいろ、何ですか、イオンですとか、そういった安定的な供給をしていただける販路もございますので、地道にそういった販路をやっぱり探し当てながら進めていかなければならないというふうに思います。

ですから、今これはこういうふうにしていくんだというふうなところがなかなか明確に議員のほうに説明はできないんですけども、そういう安定的な販路を導き出していくように、町としても考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

次に、ちょっと道の駅についてお伺いしたいと思います。答弁に関しては、昨日海野議員のほうで町長は答弁しておりますので、それをもとにお聞きしたいと思います。

まず、この道の駅に関して詳しい経緯・説明を受けたのは、町長、これいつごろになりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 詳しい経緯につきましては、町長就任後です。町当局から確認をしたということです。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ちょっと道の駅の推進室のほうへ、ちょっとお聞きしたいと思います。今まで道の駅、かなり時間をかけて審議をしてまいりました。それに関して、端的にどういう形でどういうことをやって、この道の駅を推進してきたのか。その概略をちょっとここで再度お話していただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

道の駅に関しましては、まず平成22年にですね、役場内で検討が始まっております。で、平成23年になりますと、道路交通調査とか準備検討委員会。24年度には整備推進会議を設置しております。その整備推進会議におきまして、基本構想を策定いたしました。26年度には基本計画を策定。27年度に基本設計を実施いたしました。28年度はですね、運営検討委員会を設置いたしました。29年度、昨年ですけれども用地買収、文化財発掘調査、実施設計、伐開工事を行

っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。そういう22年度から始まって29年度まで。私も資料は持っておりますが。全協においても、たしか16回この間説明があったと思います。多くの毎年毎年予算が組み上げられて、議論を重ねて、この道の駅の推進をしてきたことがあると思います。この予算に関しては、道の駅が組み込まれた予算、また一般会計にも組み込まれてきたと思いますけども、道の駅についての反対討論、また反対意見はこの中であったでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

全協等ではですね、いろいろな質問がありました。ただですね、予算につきましてはですね、それにつきましては、予算が通っているという状況です。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 用地の取得、それと指定管理者の条例、それに関しては反対はありましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい。道の駅関連の議案ですけども、28年にですね、阿見町の公の施設に係る指定管理者の手続条例ですね、これにつきましては行っております。このときは反対ありません。また、29年にですね、用地の取得について上程しておりますけども、これも反対はありませんでした。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。町長は答弁の中で、場所についてもちょっと述べております。場所がほかにもいいところがあるじゃないかっていうような町長の答弁であります。町長はどこか思い当たる場所がありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 私、8年前に道の駅公約にして戦いました。あの当時は圏央道が計画中でありまして、やるのであれば圏央道に沿ったところ、それからアウトレットに近いところというふうなことで、そこの辺がいいんじゃないかということで私は訴えたと思います。しかし、今現状ではですね、御存じのように霞ヶ浦導水事業が和解をしまして、今度は霞ヶ浦がクロージアップをされるというところでございますので、その辺も含めてですね、もう一度みんなで話し合ったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

その場所については、皆さんでいろんなお決めになったということは重々承知ですが、多くの意見が寄せられているのは、あその場所でいいんだらうかということは私は大分聞いております。議会で議決したことということは尊重しなければなりませんけれども、片や私は町民の声をですね、拾っていこうという思いがありまして、いろんなところを歩いてみたら、やはり多くの意見があそこでいいのかという話は出ておりました。そういったことで、今回公約に掲げさせていただいたわけでありまして。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 当然審議会、委員会の中でも場所の選定に関しては、また議員からの質問でも、これはいろいろと意見は、また質問が出たところであると思います。自分も道の駅をつくるに当たっては、1番初めに、ちょっと知人がそういうコンサルから、東京の業者知っているもので、1回青写真を全てさっと書かせることがあります。これ前町長に渡したことがあるんですが、確かにそこは想定としてはアウトレットのすぐ近くが一番いいだろうといったところで作った思いがあります。

さて、そういう中で委員会の中では、あその追原に決定しました。多くの方からの疑問の声、確かにこれはあると思います。ただ、多くの方の疑問の声のところを聞いてみますと、この多くの町民の皆さんっていうのは、審議会の内容、いろんな議案が検討されたということ、私はまず知らないで一人ひとりの思いの中で、そういう意見が出てきたのではないかと。こう思うんですね。私も歩いて聞いてみますと、道の駅20億円、場所はあそこでいいのっていう人はいます。じゃあ、そういう人たちは何を思い言ったのかなといったところをちょっといろいろ考えてみました。

これは、後でまたお話しますが。この中で、答弁書の中で、特産品が生み出されてから道の駅に取り組んだほうが望ましいのではないかと町長の答弁がありますが、これは今でもそう思われますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 今でも思っております。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 実は特産品、売れるものってのは市場に出してみないとわからないところがあります。現実には、その寿命も非常に長いものもあれば、短いものもある。これは商品によっていろんな商品開発をして、これは売れるだろうとこっちの思い込みで出しても売れないものもあります。でも、思わぬものがばか売れする場合も、これはあります。要はマーケットがきちんとあって、そこに出してみないと市場調査、ニーズっていうものがどういうものなのか、どう変化していくのかって、これ実際わからないんですね。

全部先が読めて、商品開発して、つくるものが全部100%ヒットすれば、こんな効率のいいものはないんですが、わからない。わからないところが、これ現実商品を流通に乗っていくことの難しさはあるんですが、これに関しては間違いなく、こういうものが流通させる、その出口が、また消費者と結ぶところが具体的にある中で特産品を、また、その地域のいろんな工夫した商品売り込むということが、これは大事になってきます。じゃないとわかりません。ですから、これは多分町長の認識の違いだと思います。これは、よく研究して見ていただきたいなと思います。

また、この中で、委員会で規模・グレード、これをもっと町長、見直したほうがいいってありますが、委員会ではその辺は議論されましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい。今回のですね、基本設計から実施設計に当たって、まず指定管理予定者が決まっておりましたので、そちらの意見を取り入れております。その中でですね、なるべくですね、指定管理予定者のですね、意見を取り入れて、その中で予算一応上限20億というふうに言われてますので、その中で一番よい設計にしようという形で進んでまいりました。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 専門の業者が言って、いろいろと検討はされてきたということを今話されました。で、最後にこれちょっと運営体制の問題で出しております。JA・商工会・地元生産者が主体となった運営方法もあるのではないかと。このように町長は答弁しておられますが、これは本当に採算も含めてできると思われませんか。実際に道の駅の指定管理、それを募集するときに、このJA・地元商工会、そういうところの参加はあったのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。どなたですか。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい。指定管理予定者を応募したときは、7社の会社が応募してまいりました。その中でですね、JAさん、また商工会さんには募集がなかったということです。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） そのときに、その人たちが募集してきても問題はなかったんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 商工会さん、JAさん、事前にですね、その意志も一

応確認しながら募集できますよという話はさせていただきました。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） そうしますとJ A・商工会、また地元生産者が主体となってということになりますと、これはあるのではないかと、これは町長の思いということによろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 私の聞いたところによるとですね、7つの中には地元の産直センターも入っていたというふうに思っています。ですから、認識不足ではないと思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。地元の産直センターも入った中で、町がファーマーズ・フォレストを選んだ理由は何ですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい。いろんな提案をしていただきましたんですけども、ファーマーズさんはですね、道の駅の運営だけでなくですね、地域経済の活性化というところが非常にですね、よかったと。道の駅の運営だけじゃなくてですね、町全体、あと農業・商工業の発展を考えたプランを出してもらったという形を評価されたと思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 私も松本社長の話は何度か聞き、認識はそのようにしております。非常に優秀なアイデアの持ったいい会社であるなど思っておりました。

さて、町長にこれお尋ねしたいと思いますが、昨年11月末に放映されたカンブリア宮殿、ファーマーズ・フォレスト。東日本で「今一番行きたい道の駅！」という、これをテレビ放映しました。これは見られたでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 見てます。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 見た感想はどうだったでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 企画力もあって、発想力もあって、勢いもあって、なかなかいい会社だと思いました。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） そうしますと、ファーマーズ・フォレストがやったとき、いろいろ

グリーンツーリズムの話なんかも出てますが、地域の資源の開発、要は地域の総合商社的な形でいろいろと取り入れて行ってまいります。ファーマーズ・フォレストがやれば多分、町長公約の名産品であるとか、またいろんなものを開発して売る、また観光。いろんな阿見町の資源を発掘して、それを外にアピールしてお客さん来てもらうってことも、多分十二分にできたと思う企業だと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） はい。可能性はあると思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） さて、町長就任後ファーマーズ・フォレストのほうは行って、凍結・中止で謝罪をして理解を得てるということが載っていますが、どのようなやりとりがあったのか。また松本社長から何か質問はありましたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） まずは私1番大事な、重要な問題だと思ってましたので、就任早々にアポをとって、すぐに行くというようなことで言っておりましたけれども、4月の17日に先方さんのお話で行くようになりました。松本社長にも、そのときをお会いしまして、私3つ視点を持っていきました。

まずは凍結ということでございますので、凍結について今までもずっとやりとりしてきたものですから、その中で御苦勞されたことについて。それから、凍結についての謝罪をしました。

それから、覚書の一文中の中に賠償金云々というのがちょっと入っていましたので、ちょっと言いづらいところでありましたけれども、ここは確認するしかないということで、その話をしました。

そして、大変虫がいい話ですけれども、阿見町が今観光資源の発掘だとか、弱点ですね、特産品の開発だとか、こんなことがちょっとなかなかままならない、こういう状況で虫のいい話ですけれども、これからアドバイザーとしてやってもらえないかというような、この3点についてお話をしました。

ところがやはり大変思いが社長にはあつたらしく、いろんな話が出ましたけれども、まだ賠償金について実費ということになりましたので、大変よかったと思って帰ってきてはおりますけれども、まだ解決をしていませんので、交渉の内容については、ここでは御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 交渉の内容は、そこで理解はいたしました。ただ、松本社長から何か、この話を持っていったときに質問はなかったですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 質問ということはなかったですけども、思いは話されておりました。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。ここに行き立って、この判断をした、その理由とか根拠は求められませんでしたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先ほど答弁したとおり、その4つの問題についてはお話をさせていただきました。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） これだけ議会としても道の駅に関して議決をするときは反対者が出ない。で、長い間時間をかけて丁寧にやってきました。民主主義のルールっていうのは、やりますと非常にこれは手間暇かかって時間がかかる。でも、その中職員の皆さんもよく一生懸命取り組んでやってこられたと思います。ただし、その結論を出してファーマーズ・フォレストに行く前に、なぜ議会に説明がなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 議会に説明という頭はありませんでした。それより先方に先に、謝りに行くのが先だと私は思っていました。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 私も歩いてますと道の駅は聞かれます。で、もうファーマーズ・フォレストとはやらないと。凍結になって、1回ちゃらになったという話をしました。そうしますと、議会に説明はないのかって話も出てきます。今まで、これだけ時間をかけてやってきたものを何の説明もなしに、こういう結論を性急に出したっていうことに関しては、非常に私は遺憾だと思います。それに対して、町長は何かありますか。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 川畑議員に申し上げたいんですけども、これ皆さんにも申し上げたいんです。私は、今回の町長選挙でこれを争点にして戦ったんです。その争点で戦った結果が出たわけで、その結果に沿って公約どおり進んでいくというのは当然のことだと私は思っています。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 町長、選挙において、特に首長選において勝った、選ばれた。それを自分の公約・政策が全て信任されたと捉えているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 千葉繁君。

○町長（千葉繁君） まさしく争点に掲げて戦ったわけですから、この道の駅の問題について

は、それが私は正しい判断だと、私は思っています。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 実は前町長の、天田前町長のときも、初めのころ私はかなりこういうことで議論しました。1つは、つまり民意として示されていることは、これは首長さんでは何かって言うと、誰が住民の代表としてふさわしいかということで選んでます。ですから、政策全てを信任しているかどうか、それは別問題なんですね。

これは、ちょっとおもしろい「社会的選択理論への招待」、この多数決、民主主義を通しての多数決、またその採決の内容をどう分析してどういう評価するかって、そういう論文の本であります。今回、私も今の国政を見ても、あらゆる部分で民意を反映していると言いながら、みんなと思いの違う方向へ政治が向かっていることもまま、多々ある、そういうふうに感じております。今回ちょっとこれ、いろいろと勉強を私はさせてもらいました。

で、その中で1つはオストロゴルスキーのパラドックスというのがあります。どういうことかということ、候補者が2人、3人いたとします。その中で、財政ではAさんを、外交ではBを、環境ではCさんを選ぶ。また、福祉においてはAさんを。いろんな公約のメニューはあると思うんですね。で、その中でどちらがいいかという組み合わせで、これは首長を選んでいきます。そうすると、この町長選で勝ったから自分の公約が全て民意を得て住民が支持してくれてるってというのは、ちょっと大きな私は勘違いだと思います。

いいですか。2018年の2月の人口が4万7,494人で、このときの有権者が3万9,296。で、投票率が51.73。で、千葉町長が1万1,231票とりました。得票率で55.85。絶対得票率にすると28.89%になります。これを4万7,494の人口比にすると23.65です。その人たちの町長、首長の選び方というのは、これに関してはAさんだ、これに関してはBさんだ。その組み合わせの中で、実際は候補者を選んでいきます。

個々の問題に関しては、全てこの1万1,231人の人が、この千葉さんの公約全てを信任したとは、これはとても言いがたい。それは、対抗馬の天田さんにしても同じだと思います。ある部分では天田さん、ある部分にしては千葉さんという、こういう選び方をして候補者は自分たちの代表者を選んでまいります。ですから、こういうことを考えてみましても、そのときの有権者の選び方はどういうふうを選ぶか。さっき道の駅の話をしました。将来的に財政が厳しくなる……。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員に申し上げます。今、道の駅の質問をしているんですよね。

○12番（川畑秀慈君） そうです、そうです。

○議長（吉田憲市君） 選挙戦の質問ではありませんね。選挙戦の質問してるんですか。

○12番（川畑秀慈君） いや、公約に関してずっと進めるっていうんで、これ道の駅の公約

に関して、全ての人が道の駅の凍結を望んでいるかということ、そうではないということ。で、実際に人口比にすると23.65、有権者の得票率にしても全ての人が絶対的に信任したとしても28.89、要は数字にして客観的に見たときに……。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員に申し上げます。質問は簡潔に目的を持って質問してください。

○12番（川畑秀慈君） はい、してます。これは、だから信任を得たから議会で説明もせずに、そのまんま全てやるということに関しては、余りにも民主主義の手續として乱暴なんじゃないか。こう思いますけど、どうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 答えますか。千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 議会に説明しなかったということは、ちょっと反省すべきかもしれませんね。しかし、先ほど来話してるその争点の問題、これは町長選挙を戦ってるわけで、やっぱり民主主義の原点というの選挙だと私は思っています。やはり川畑さんとは意見が違うかもしれませんが、そういった中でお二人出て、それで私の公約、それで公約の中の争点を明確に掲げて戦ったわけですね。それはもう誰もが知ってることですよ。その結果が出たわけですから、私はそれは当然やっていくということは当たり前のことだと思ってます。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） それが当たり前と言われますが、全ての人がその道の駅を争点に道の駅だけで選んだと思われていますか。

○議長（吉田憲市君） 千葉繁君。

○町長（千葉繁君） いや、そうではない方もいらっしゃるかもしれません。しかし、私は明確にその争点にしたわけですから、それに沿ってやっていくということは当然のことだと思いますけど。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） この選挙で勝った人が首長になります。で、この道の駅に関してもそうなんですけど、やはりこれは説明責任をきちんとやるべきだったと思います、間違いなく。要は、多数決の原理の難しいところといったところは、いろいろこれから学んでいくとわかんと思うんですが、やはり1つの方向性に持っていくときにはいろんな意見の人がありますし、実際にきちんとみんなが正しい情報を知った上でこれを争点にしたときにはどうなるか。これはまた未知数でもあります。ぜひ、これは町長自身も丁寧な説明をして、これからはやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 丁寧な説明はいたします。しかし、やっぱりこの争点で掲げたものにつ

いては、やっぱりそれをやっていくというのは当たり前のことでありますし、それから私はね、中止ではないですから。凍結・見直しということなので、これから検証委員会を立ち上げて、その中で場所の問題、建設費の問題、それから運営の問題、時期の問題って、こういうことをやっていくということですので、それはその中で検証してもらうということになります。ですから、中止ということではありませんので、その点はちゃんと自覚していただきたいと思えます。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 今までやってきたことに関して、中止ということで結論としては非常に残念であるこの計画だったと思います。

〔「見直しの」と呼ぶ者あり〕

○12番（川畑秀慈君） また同じ……。だから見直しでも何でもいいんですが、今までの計画は一旦ちゃらにしましたね。そういうことですね。

○議長（吉田憲市君） 千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 川畑議員に申し上げますけど、これは中止じゃありませんので。凍結・見直し。もしかしたらあの場所でやるかもしれませんので、それはちょっと認識してもらわなくちゃいけませんね。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 今やるかもしれないって話も出てまいりました。今までの議論、詰めてきた議論からすると、町長選の間のおきも二転三転したのではないかと思います。千葉町長がマニフェストをつくる、今回のこの道の駅の件に関してもそうなんですが、事前にこれだけの議論、計画があった中で進めてきたっていうこと、まず知ってましたか。

○議長（吉田憲市君） 千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 計画については知ってましたので、争点に掲げるべきだというふうに思いました。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 要は全協で16回。また、いろんな形で審議会で議論されてきた内容も知ってたかどうか。

○議長（吉田憲市君） 答弁しますか。千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 理解をしています。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 千葉町長の今回マニフェストに関しても、ずっと討論、議論してまいりましたが、どうも客観的な物の見方からはちょっと違う、思いであるとか町民の声とか

ていったところが非常に大きくクローズアップされてきたように私は思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君に申し上げます。発言時間があと1分55秒です。

○12番（川畑秀慈君） はい、わかりました。

これ1つ、佐藤優さんの「知性とは何か」という本で、一節あります。要は、新しい知識や見識、倫理性、他者との関係性など等身大に見詰める努力をしながら世界を理解していくという作業を拒み、自分に都合がいい物語の殻にこもるところに反知性主義の特徴がある。合理性、客観的、実証的な討論を大事にしていっていただきたい。こうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 質問かな。反問権ですか。質問ですか。町長。

反問権じゃない。回答であれば、千葉繁君、回答してください。

○町長（千葉繁君） 書籍等のいろんなことはあるんでしょうけれども、私は今回の道の駅については、検証委員会でもう一度検証するということですから、その辺のところは御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ちょっと時間もなくなったんで、最後2ページ目をちょっと飛ばします。

町長選のときに公開討論を行わなかったのはなぜでしょうか。さっき、いや、出ましたけれども。

○議長（吉田憲市君） さっき答弁してますね、それ。

○12番（川畑秀慈君） やらなかったその3日間以外、その3日間、なぜとらなかったのか。用事があったにはしても、なぜ討論をしたかったのに、無理くりあけてでもとれなかったのか。何か用事があったんですか。3日間、向こうから指定されましたね。指定されたときにそれをこじあけてでも公開討論ができなかったってのは、なぜできなかった。また、時間の日にちの設定をずらしたりとかして、調整はできなかったんですか。

○議長（吉田憲市君） 川畑秀慈君に申し上げます。発言時間が終わりました。

これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。いや、もう終わりました。

次に、14番紙井和美君の一般質問を行います。

14番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔14番紙井和美君登壇〕

○14番（紙井和美君） 千葉町政がスタートして、まもなく3カ月を迎えます。すばらしいまちづくりのため、どのようなかじ取りをされるのか大変期待をしているところでございます。町長と議員は、お互いの車の両輪として進み、時に切磋琢磨しながら町民の幸せのために、最高の阿見町を構築するという目的に向かって進んでいければというふうに願っております。

それでは命に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、障害者の自立支援と家族への支援についてであります。

障害を持つ人が穏やかに、そして生き生きと人間らしく暮らせる社会の構築は、人が人として尊厳を持って生きていく社会であるということです。人は生きていく中で、どのようなことに遭遇するかもわかりません。障害を持って生まれてくること、その確率は低いかもしれませんが、事故や病気あるいは高齢などで障害を持つこともあるでしょう。そうすると、ある意味誰もが何らかの障害を持っているというふうと考えられます。いつ我が身に降りかかるかわかりません。

したがって、障害のあるなしにかかわらず人である以上誰もが平等に、そして支え合って生きていくこと、そしてどのような環境になろうとも障害者も健常者も若いも若きも、ともに支え合って共生していく優しいまちを構築することは、高齢化社会に突入している今、何よりも重要な課題ではないかと考えております。障害を持つ人が地域の中で自立し生活できることは、誰もが望む温かな共生社会の1つであります。

そこで町長に伺います。

1、町長の障害者に対する思いと障害者が阿見町で自立していくための施設はどのように考えているのか。

2、保護者が働きながら障害を持つ家族を見る場合、仕事を終えるのが5時を過ぎると、それ以降の時間は預かってもらえるところはないため、一旦仕事を抜けて迎えに行き、また職場に戻るようになります。仕事を持つ家族への支援策として、施設が終わった後、町内に5時から7時ごろまで預かってもらえるところが必要であるというふうと考えております。

3つ目、町長公約の中にある障害者が自立できる授産施設の創設について。

以上、3点についてを御質問いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井和美議員の質問にお答えいたします。

障害者の自立支援と家族支援についてということでございます。

1点目の、障害者に対する思いと障害者が阿見町で自立していくための施策についてであります。

私の父は、福祉に関して力を注いでおりました。その影響もあり、子供のころから父と障害者就労施設などに訪問しておりました。また、大人になってからは阿見町障害者福祉協議会の皆さんと、議員になる以前から交流する機会がありました。このような経験から、障害者福祉

については関心を持ち続けてまいりました。障害のある方もない方も共生できる地域社会を実現していくことが私の思いであります。

次に、阿見町で自立していくための施策ですが、公約にも掲げた授産施設と町が障害者優先調達法に基づき成果物を購入する仕組みが連携することが必要と考えております。

2点目の、仕事を持つ家族への支援策についてであります。

町では障害を持っている方々ができる限り地域での生活を送れることを目指して、障害者総合支援法に基づき介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等の福祉サービスの支援に努めてまいりました。障害を持つ方を一時的に預けることができるサービスとしては、短期入所及び日中一時支援事業があります。これらの事業は、障害のある方の介護を行っている家族等が病気やその他さまざまな理由により介護できないとき、一時的に障害者支援施設等に預かっていただくサービスであります。

町内では短期入所の県指定を受けている事業所は1事業所であり、日中一時支援事業を町と委託契約を結んでいる事業所は5事業所となっております。障害のある方を夕方から夜間にかけて預かる日中一事業所は、現在のところ町内にないのが現状です。町としましても、課題の1つと認識しておりますので、今後も引き続き検討してまいります。

3点目の、障害者が自立できる授産施設の創設については、川畑議員の一般質問で答弁したとおりでございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） どうも、御答弁ありがとうございました。

私も阿見町の障害者福祉協議会に長年加入しておりますけれども、町長が以前交流していたということは存じ上げませんでしたので、これから大いに期待するところでございます。

さて、先ほど答弁の中にありました障害者優先調達法のことなんですけれども、これは皆様も十分御承知のとおり、障害者の就労機会を増やし自立を促進するため、国と独立行政法人などに対して、障害者が就労施設などでつくった製品の購入や、また清掃の業務など、委託を優先的に行うように義務づけた法律であります。同法では、国に対して障害者施設からの商品購入を優先的に行うとともに、毎年度調達目標とその結果を公表するように定められているのは、御承知のとおりでございます。

また、入札を行う際の民間事業者の参加条件として、障害者の法定雇用率や障害者施設との取引状況を考慮することを盛り込みました。福祉施設などで就労している障害者は仕事が少なく、非常に工賃も厳しいという現状でございます。この法律が成立したことで、雇用環境が大きく変わるということを期待しているところでございます。

そこで、以下の2点について再度質問をさせていただきます。

1点目は、庁内で現在実行している取り組みが幾つかあると思います。この障害者優先調達法のことですけれども、それはどのようなものがあるのでしょうか。それがまず1点。

2点目が、また、成果物を購入するだけでなく仕事を発注できるよう事業所に促したり、施設利用者ができるであろう内容の仕事を発注するなどの、施設と連携するのが必要であると思いますというふうに答弁にありました。そのシステムづくりをすることができないか。

その2点について、もう一度お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

まず1点目の物品調達法に基づく取り組み方針ですけれども、障害者就労施設からの物品等の調達方針、これを毎年町のほうで定めております。それに基づきまして、まずは予算編成時におきまして全職員に対してこの趣旨を徹底しまして、それと障害者就労施設での受注可能な物品、これは事前に把握をしておりますので、その情報提供を行うことによりまして、円滑に障害者就労施設へ発注ができるように働きかけを行っております。

その結果、平成29年度におきましては、主な内容でございますけれども、業務的にはクリーニング業務、それから清掃業務、それから花壇等の植栽の管理、それから草刈り業務、こういったものを発注をしているということでございます。

それから、2点目の施設等との連携というシステムづくりという点でございますけれども、これにつきましては、就労支援Bをやっている事業所が町内で4事業所ございます。で、実際に私どものほうで昨年の11月になりますが、4事業所を訪問させていただきました。訪問の趣旨としましては、障害者優先調達法に基づきまして障害者就労施設の受注機会の確保、それから物品等の調達を推進するために、平成30年度以降ですね、さらに受注機会の拡大を図ってきたいということで、まず現状を知らないといけないということで、私どものほうで訪問をさせて、いろいろ話を聞かせていただきました。

そのときの主な内容をちょっと御紹介させていただきますと、就労支援B型ということなので、作業能力に応じて皆さん作業内容を配分していたり、それから中には工賃だけではなくて生活面も含めて支援をしているところも非常に大きい部分があるのだと、そういうところも知っていただきたいなという話もありました。

それから、利用者にとっては、その場所がですね、居場所であって、また生活の面でも場所でもあるという話もお伺いしました。相談に乗ってもらっている場であり、また就労の訓練の場でもあると。それから、作業が多くなると負担になってね、来なくなってしまう、そういったケースもあったりするそうです。で、基本的に自分に合ったゆっくりとした形で練習ができて、ステップアップしよう、という方も見受けられる。それから就労の訓練の場として

利用されてると。こういうような実情でありました。

で、実際に作業をされている現場も拝見をさせていただきました。その中で町への要望というのもお伺いをしてきました。それ、幾つかちょっと御紹介させていただきますと、町から企業への働きかけがあるといい。なかなかやっぱり企業からの受注がないと、お仕事やりたくてもできないという状況もありますので、そういうパイプ役になっていただければという話いただいております。それから、あとは事業所によりましては現在の受注作業でいっぱい、これ以上なかなか受けることが難しいというところもございます。

それと、町では就労Bのほかに生活する場、就労の訓練の場であるとともに、先ほどもありましたけども、生活の場でもあるという御意見もありました。で、町ではそういう生活の場がないと、そういう場を設けてほしいという御意見もありました。あとは手芸品を利用者の方がつくったんだけど、なかなか販売できる機会がないので、そういう販売できる機会があればつくった方に還元できるんだけどなど、というようなお話もお伺いしてきたところでございます。

システムづくりといいましても、やはりこういったことで現場の状況、それから現場のニーズ、そういったものを把握しながら、こういったようにきめ細かに作業B型の事業所と引き続き連携を密にしてやっていくということが、システム……。システムとまではいかないかもしれませんが、そういった取り組みが必要であるというふうに考えておりますので、今後もそういったところを継続して実施していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。後で申し上げようと思ったんですけども、やはり企業から受注、仕事をとってくるというのは非常にやはり難しい部分であると思っておりますので、町がその辺のパイプをやっていただくと非常にありがたいかなということは思っております。そういったことで、これからもそれを継続していただきたいなというふうに考えております。

それと、仕事を持つ家族というということで、障害を持つ人を一時的に預けることができるサービスとしての短期入所と日中一時支援の事業なんですけれども、町内の短期入所の県指定のところは翔裕園さんがあると思います。

2点ほどお伺いしたいんですが、その翔裕園さんの現在の利用状況、それはどのようになっているのか。そして、あともう1点は、日中一時支援事業者は5カ所というふうにありますけれども、その事業所名を教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。ショートステイの事業所、特別養護老人ホーム阿見翔裕園のほう指定を受けております。現在の状況でございますけれども、ショートステイにつきましては30年の12月31日まで休止中ということで、現在休止の届けが出ているという状況でございますので、現時点では町内でショートステイをお受けできる場所はないという状況でございます。

それから日中一時支援の事業所5カ所でございますけれども、事業所名で申し上げますと、1つは社会福祉法人阿見町社会福祉協議会、それから2つ目としまして特別養護老人ホーム阿見こなんさん、それから3つ目として同じく特別養護老人ホーム阿見翔裕園さん、4つ目として脳を育てる運動療育センター阿見教室さん、最後5つ目、キッズルーム・ばんびーに阿見館さん。以上の5事業所ということです。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。キッズルーム・ばんびーに、脳を育てるところ、これ新たにまた入ってこられたかと思うんですけど、障害児ですかね。で、大人、障害者も見ていただいけるところというのは、その残りのところというふうになると思うんですけども、以前お願いしたときに阿見こなんさんも参入してきてくださるということのお話がありましたので、確かめてお伺いをいたしました。

そうしたところ、まだ今のところ利用の要請がないので、詳しい利用状況等、まだ正式には決めていないということでありました。そうすると、利用したいという人が今後出てきた場合にはどうしたらいいのでしょうかということをお聞きしたときに、そのときにその方のニーズに合ったような形で相談に応じる気持ちでありますということです。5時以降見ていただけるかどうかはわかりませけれども、人がそこに常駐していた場合、それも可能かなということをお話をされました。これは、でも担当者の方がいらっしゃらなかったもので、詳しいことはまた後日お話をしてこようかと思っていますけれども。そういったことで1つ1つ事業所の中でクリアしていきながら、そういったことができるところがないかということを探していきたいと思います。

また、町のほうでは、例えば社会福祉協議会さん5時までなんですけれども、そういったことで5時以降まで預かるのには難しいさまざまな課題があるかと思えます。人的な部分であるとか、いろんな部分で難しいところがあるのかもしれないけれども、これ町の中からもう一度、例えば阿見こなんさんもそうですけれども、社会福祉協議会のほうにお互いの要望を出し合いながら課題をクリアしながら、相談に行ってもらえることは可能でしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

御質問のように、御家族の方の就労の支援としての預かりを求めるニーズということがあるということに対しては、対応していく必要があるというふうに考えてございます。その場合に、基本的に5時から7時までということでございますので、大人も子供も含めてというふうに考えますと、18歳未満の児童のケースと18歳以上のケース、2つに分けて検討する必要があるのかなというふうに考えております。

18歳未満に関しては放課後等デイサービス事業者による延長の支援が可能かどうか、そして18歳以上に関しましては、生活介護事業所による延長の支援が可能か。あるいは一時支援事業所における、そういう延長支援が可能かどうかということ、やはりですね、事業を実施している事業者と意見交換とか、そういった議員おっしゃるようなところを設けていく必要があるのかなと。で、そこでニーズですとか、事業者のほうの実情をしっかりと把握した上で実施可能な対応について検討していく必要はあるんじゃないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。事業所のほうも、本当に手が足りない状況の中やるということで、こういうのやりますよということは、わざわざ向こうからはなかなか言いづらいところもあると思うんですね。そういったことから連携をしながら、しっかりと話し合っってよりいい方向に進めていっていただきたいなというふうに思っています。

それと、障害者の家族というのは常に親亡き後のことを考えているわけですがけれども、地域生活支援拠点、これにつきましては、さまざまな民間業者が町に相談には来ておりますけれども、なかなかいろんな部分から現実的には実行が難しい状況になっています。で、必ずしも実現してもらいたい町内への創設でございます。

先ほど千葉町長は福祉に力を入れているという話をされましたけど、その公約を本当に信じて、障害者団体の人々が大きな大きな期待を持って、本当に思い入れの強い1票を投じてくれています。そのようにお聞きをしております。この期待にぜひ応えて、責任を果たすということがやはり大きな恩返しであるというふうに考えています。ぜひとも御尽力くださるようお願いをしたいというふうに願っています。

そこで、先ほど町長は今までお父様とともにいろんな障害者の就労施設など訪問したというお話をされましたけれども、そこで訪問したときに、どのように感じ、どのような感想を持ったか、ひとつお聞かせいただきたいんですけど、よろしいですか。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時20分といたします。

午後 1時58分休憩

午後 2時20分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁者、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先ほどの紙井議員の質問にお答えしたいと思います。

子供のころから私は福祉事務所に連れていかれることが多かったような気がします。小さいころはちょっと怖かったというイメージがありました。その中で、たびたび通うようになって、少しずつ友達関係というか、そういった思いで餅つき大会をやったり、クリスマス会をやったりというようなことで、なれ親しんだと。で、その思いがずっとありまして、大人になってから、あすなろだと思います。同級生がお二人いたもんですから、何回か顔を出すようになりまして、そのときに、うちの親父がよく言ってた、自立をさせるということ、障害者で補助金ばっかりっていうことではなくて自立をさせることが大事だってことがずっと頭の中でありまして、うちの親父は旅行なんか行くと、いつでも何か障害者にこんな仕事できないか、こんな仕事できないかっていうようなことで、そんなのを見つけてたような気がします。

その中で、私がずっと思っていたのは、公の立場になったときには、そういった公のいろんなものでお願いします。企業であれば、私がそういうことをやると、障害者を食物にしているみたいな形で言われたりするんで、公の立場に立った場合には、いろんなことができるんじゃないかという思いで、で、あすなろに通うようになってから、自立と共生が大事ではないかと。こういうふうな思いがありまして、将来はこんな形のことをやってみたいという構想があります。これは今日はちょっと申し上げるところ、担当課で今、検討しているところなので、具体的にはちょっと避けたいと思いますけれども、自立をさせて、そこで少しずつ継続した仕事をやれる。で、その中でちゃんとしたお小遣いというか給料をいただいて、それを積み上げていく。将来はそれが運営が乗っかれば、その近くに寮をつくって、そこへ生涯そこへ住めるような形をしていく、そういった形ができれば、今日のお話の中のいろんな預かりとか含めて、できるんじゃないかと、そういう思いがございます。

そういったことで今回、昨日、海野議員の質問の中に、御提案にもありましたけれども、企業を巻き込んで連携をしてということも考えなければいけないなという思いもあります。そういった面で、方向もちょっと広がりましたので、ちょっとこれ難しい公約なんですけれども、必死になってやりたいというふうに思ってます。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 正直な気持ちを話していただいて、非常にありがたく思っています。

障害者福祉に関しましては、全国レベルで見ても、なかなか遅々として進まない。思いが強くても、課題が大きくてなかなか進まないということがありますがけれども、突破口を開ければ、一気に大きく開けていくもんじゃないかなというふうに考えています。そうした小さいころからのそういった思いを、今、実現して大きくしていただきたい。そして、本物のみんなが行きたいと思えるような、みんなが共生して暮らしていけるような、そういった授産施設をぜひともつくっていただきたいと念願して、この質問は終わらせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） それでは2項目めの、子育て環境の充実についてを質問させていただきます。

誰もが安心して子育てができる環境づくりの整備は、少子化対策の重要な課題であります。阿見町で子供を産み育てていきたいと転入してきていただけるような魅力のある町を構築するために、以下の点について御質問をさせていただきます。

1点目は、町長公約であります病児保育施設の整備についてであります。病児保育事業は、急な発熱など病気にかかったとき、また回復期に、医療機関への入院を必要とせず、保護者の就労などで保育を必要とする乳幼児及び児童を一時的に預かりをするという、そういった制度でございます。これについては、平成27年9月及び昨日にも海野議員が、また今までも何人かの議員が質問をされています。

働く保護者にとって、子供が元気なときは当たり前のように慌ただしく1日が過ぎていきますけれども、病気になったときには、元気で保育所に通っていることが、ある意味奇跡のような本当にありがたいことだったんだということを実感するものであります。病気にかかったときには、ただの鼻風邪であってもそばにいるしかなく、近所に見てくれる人がいない場合、大事な仕事を休むかどうか苦渋の選択を迫られます。そのようなときの病児保育は、急場を乗り越えるために本当にありがたい事業であります。答弁にもありました医療機関に打診したときのさまざまな問題があるようでございます。

大阪の和泉市の記事がありました。市が小児科クリニックに併設して運営しているという内容であります。これは2016年の8月なんですけれども、大阪和泉市の中で、市がなかじまクリニック小児科というところを借りて、併設をして、運営も同クリニックが行っているという、官民一体となってやっているものなんですけれども、対象は6カ月から小学校3年生までで、感染症などに対応する隔離室も設けていると。開所時間は平日の午前8時から午後6時まで。事前予約が必要で、午後7時以降はネットで受け付けるというふうになっています。料金は1日2,500円。また、所得に応じて市の補助が受けられます。非課税世帯は自己負担が1,000円、生活保護世帯は無料になっています。

また、県内の鹿嶋市、ここにおきましては、対象児童、市内在住の生後6カ月から小学校3年生までの児童。保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育所事業所、小学校に通っているということ。原則として7日間。1日2,000円で昼食おやつ代を含んでいる。月曜日から金曜日の8時半から5時半まで。土曜日は8時半からお昼までということで、日曜日は、その鹿浦小児科医院の休診日でありますので、その日は休みになっているという、こういった内容で進められています。これを利用するときの手順なんかも詳しく書かれていまして、本当に急に慌てている保護者にとっては非常にありがたい内容のものだというふうに思っています。

そういったことから、今後、病児保育に関しましては本当に運営をしていく上でもいろんな課題があると思いますけども、昨日、東京医大の大きな病院を利用してということも少しお聞きしたように思いましたけれども、そういった小規模の医院を併設しながら連携してやっていくという考えはあるんでしょうか。再度御質問させていただきます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。いいですか、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 子育て環境充実についての質問にお答えいたします。

1点目の、町長公約の病児保育施設の設定はどのようなものかについてであります。

病児保育事業は、病気のため集団での保育が困難であるが、保護者の就労等により保育の必要のある児童について、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業であります。

病児対応型、病後児対応型、体調不良時対応型、訪問型の4種類があり、病児対応型は、当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていない児童。病後児対応型は、病気の回復期であり状態が落ちついたが集団の保育が困難な児童。体調不良型は登園後に体調不要となった在園児が対象となります。訪問型は、保護者の自宅において病児の保育を行うものであります。

町内には、病後児対応型を実施している施設が3カ所、体調不良時が1カ所ありますが、私の公約において、新たに病児対応型の設置を目指しているものであります。

実施主体としては、病院内託児施設のある医療機関において実施するのが最良と考えておりますが、昨日、海野議員にもお答えしたとおり、現状ではさまざまな問題があるようですので、状況を確認しつつ、引き続き働きかけるとともに、実施するための方策研究、検討をまいります。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美議員に申し上げます。

○14番（紙井和美君） 済いません。

○議長（吉田憲市君） 2番のね、子育て環境の2番、3番が残ってるようなんですが。じゃあ、再度、質問してください。紙井議員。

○14番（紙井和美君） 大変に失礼しました。1個ずつやろうとしてしまいました。

子育て環境の病後児保育の後、またランドセルの無料配布と新入生入学祝い品の創設について、これが2番目。

3番目が、スクールカウンセラー配置の拡充について。

以上3点について伺いますが、今、病児保育の答弁はいただきましたので、2番、3番の答弁をよろしく願いいたします。申しわけありません。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長、よろしいですか。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 2点目の、ランドセルの無料配布と新入生入学祝い品事業の創設についてお答えいたします。

新入生入学祝い品事業は、ランドセルの無料配布の代替事業として、来年4月に入学予定の児童及び保護者を祝福し、当該児童の健全な育成を図ることを目的としています。

お祝い品は1世帯当たり1万1,000円分の買い物ができる阿見町プレミアム付き商品券を予定しており、小学校入学準備に必要な学用品や体操服の購入等、御家族で有効に利用していただきたいと考えております。

該当する御家庭のお届け時期は、簡易書留で12月中に発送したいと考えております。また、プレミアム付き商品券は使用期限が決まっているため、基準日である平成30年10月1日以降に阿見町に転入された新入学予定児童の御家族には、4月の御入学までに1万円分の図書券を発送したいと考えています。

なお、平成32年4月には、4月に実施予定のランドセル無料配布について、久保谷充議員の一般質問に対する答弁のとおりです。

3点目の、スクールカウンセラー配置の拡充についてですが、暴力行為、いじめ、不登校等の問題行動の未然防止、早期発見、解決のために、専門的な知識を有するスクールカウンセラーの配置を拡充し、教育相談体制の充実を図りたいと考えております。

現在、県の事業で2名のスクールカウンセラーが派遣されておりますが、町長公約のとおり、町独自でスクールカウンセラーを1名任用し、配置の拡充を図ってまいります。

また、小学校の学校統廃合に伴う児童生徒、保護者の不安解消にもつながるものと考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 大変失礼しました。病児保育の先ほど申し上げた再質問でやるべきところをお話したんですけども、そういった小規模な医療機関について連携してやっていくという考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

基本的には、病児保育を実施できる場所があれば、積極的に働きかけを行っていきたいと思っております。ただ、実施できるのは病院、診療所、それから保育所等ということで、専用スペースがあるところ。小規模の診療所等でも可能なんですけども、ただその場合に、専用のスペース、保育室、それから児童の静養または隔離の機能を持つ観察室、または安静室を有すること、そういうところが必要になるというのと、あと1つ、ちょっと小規模の診療所とでは難しいのかなと思われるところが、条件の中に病児保育専用の調理室、これを設けなくちゃいけないというのがあります。ただし、例えば大きい病院ですとか、本体施設の調理室と兼用しても構わないというところなので、大きな病院等はそういう調理室等もありますので、病院に限らず、そういった施設ですとか、保育所等にですね、そういうところは可能なんですけども、そういうところがない小規模な診療所等については、専用の調理室なんかも必要になってくるということを考えて、なかなかやってみてもいいよということにはちょっと難しいのかなとは思いますが、実際にやってみたいというか、やっていただけるというところがある場合には積極的に御相談に乗って、早期の実現ということで、あらゆる方法を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。病児保育は、本当に働く方の心から願っている内容でございますので、いろんな課題をクリアしながら、しっかりと進めていただきたいというふうに願っています。

それでは、2番目のランドセルの無料配布について、また再質問させていただきます。

町長公約の中にランドセルの無料配布があります。新入学生の児童と保護者に、健全な育成を祝ってランドセルを贈られていくというものです。今回は発注の問題などで来年度は難しいため商品券で対応すると。で、平成32年から配布するというものであります。

県内でも10カ所の自治体の実施をしております。私も個人的にはお祝いの気持ちをあらわすにはとてもいいことだなと思う気持ちもあります。

そこで、全員協議会の中で発表された折に、私のほうからも、住民のニーズは調べていたのでしょうかというふうにお聞きしましたところ、それは調べていないと。何人かの声を聞いたことから発したところであるということをお聞きしましたので、私も実際どうかなというふうに思っていて、私独自で少し調べてまいりました。

時間がないので80人しか調べられませんでしたけれども、ランドセルという言葉だけで、本

当にさまざまな意見がわっと広がりました。調査したのは、20代から30代の30人、あと40代から50代の26人、60代以上の24人。この中で賛成者というのはどれぐらいいるのかなと思ったんですけども、20代から30代が30人中5人なんですね。40代から50代は26人中11人、60代以上は24人中7人というふうに、意外にも数は少なかったなっていうふうに思ったんですけども。

その賛成の理由としましては、二、三十代の意見の中では、買うのに悩まなくていいということ。あとは買ってくれる祖父母の方がいない。また、みんなと同じだと差別感がなくていい。私はランドセルにこだわりがないから、もらえるものであれば、ほんとにうれしくいただきますということでありました。

あと、四、五十代と60代以上の方々は、自分たちが買っていた時代よりも、かなり今は高額になっている。だからランドセル買うだけでも本当に大変な思いをするので、支給されるとありがたい。ただ、値段的にどれぐらいのものか、もちがいいのかどうかということはお話しはされていまして。あと、孫に買ってあげたいけれども、好みが合うかどうかわからないで不安な気持ちもあるので、支給されるとありがたいというような意見がありました。

また一方で反対の意見として、ランドセルを買うのは、今、ラン活などと言って、早くからおじいちゃん、おばあちゃんや、家族や本人と一緒に選んでいると。その中でも、まず個性を出したい。筆箱、下敷き、上履き入れみたいな感じで、個性を出していきたいという声もありました。おじいちゃん、おばあちゃんから贈られたランドセルで毎年写真を送っているんだ。引っ越したら買い替えるしかないんじゃないかとか、あと、ランドセル自体を廃止して、そもそも普通の自由なかばんにしたいという意見も、これは結構ありました。ランドセルであれば、逆に体操服や上履き、みんながどうしてもそろえるようなものを無料にしてもらいたい。それを配布してもらいたい。また、こういう意見もありましたね。そういう予算があれば、電子黒板とかICTのほうに使っていただきたいと。そのほうに回していただきたいと。

このランドセルという言葉自体だけで、物すごくほんとに話が広がって、アンケートをとるのにすごい一人ひとり時間がかかりました。逆に言えば、いろんな声が聞けてよかったのかなというふうに感じています。

要するに、新入学のときに欲しいものっていうのは、ほんとにみんな違いまして、体操服を欲しいと言う人もあれば、体操服は人にもらうから要らないと言う人もいたり、本当に一律でいろいろ選べるお祝い品が喜ばれるんじゃないかという結果に、一応はなりました。そうなるのと、何がいいのかは、よく調査した上で決めていくのがいいのかなっていうふうな思いもあります。

ランドセルの無料配布は全国でも茨城県が特化していて、ほんとに珍しいようであります。来年度は商品券。商品券いいなって、何人もの人が言ってましたね。好きなものが購入できる

からいいなって言っていました。

ランドセルとなると、予算は、昨日の答弁の中では、4万円で、それを400個というふうに答弁がありましたので、そうすると1,600万円の計上ということになります。これを10年間続けると1億6,000万ということで、こういったことってというのは、一度スタートすれば、なかなかすぐにまた来年はやりません、再来年はやりますというふうにはできませんので、変更することはなかなか難しい。

本当に多くの人々が喜ぶものを、じっくりと調査した上で考えることも必要かなと思うんですね。で、まだ32年度からというお話もありましたので、まことランドセルがいいということであれば、例えば利根町なんかは30色の中から選ぶとか、いろんな多種多様の内容がありますので、まことそれがいいということであれば異論はございませんけれども、町長、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 先日の全協でも申し上げたとおり、まず私が担当課にお願いしたのはですね、まず6年間保証つきのもの。それから色が4色程度。それから400個ぐらいを絶対納期を守ってもらえることというようなことで、最初お願いをしました。

今、アンケートの話が出ましたけれども、町長公約で出さしてもらったものですから、ランドセルの無償配布、無料配布、これはやってきたいと思います。その中で、アンケートをとったりすることも重要かなと思いますので考えさせていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 本当に公約は実現するためにあるので、公約というふうになるんですけども、その中で、いろいろ調査していく中で、より一層いいものにシフトしていくというのは、これは間違ったことではないかなというふうに思いますので、公約を実現するだけではなくて、やはりしっかりとみんなで協議しながらやっていく。そうすると説明責任持てるのかなっていうふうに考えていますので、その辺、あとまた少し、来年は商品券ですので、少し時間がありますから、話し合いをしていければなというふうに考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、3番目のスクールカウンセラーのことで、また再度お聞きしたいと思うんですけども、スクールカウンセラーの拡充についてということで、子供のいじめ問題や不登校、また思春期特有の体調不良、教職員の心の病、これも年々増えてきているというふうに聞いています。現代社会は多くの課題を抱えながら、時代の変化に沿って学校運営を進めていっております。そのような中で、臨床心理士という専門家によるカウンセリングを受ける機会があるということは、問題が起こってもまだ芽が小さいうちに摘み取ることができて、大きなリスクを回避で

きる有効な手段ではないかなというふうに考えています。

そのためにスクールカウンセラーの配置については、私も今まで何度か質問をしてきました。そして、今現在は県から送られてきていますけれども、派遣されてきていますけれども、町独自で実現させるということは、これは大変に評価すべき点であるというふうに思っています。しかもスクールソーシャルワーカーも新規でスタートするというので、この両方が一緒になったときには、本当に安心の学校生活に大きく貢献するというふうに思っています。

皆様十分御承知のことかと思えますけれども、スクールカウンセラーは臨床心理士という専門家による、悩みのある児童生徒への内面のカウンセリング、いわば心の治療ということになります。もう1つのスクールソーシャルワーカーというのは、社会福祉士また精神保健福祉士などの資格を持って活動している経験者が、悩んでいる児童生徒の置かれたさまざまな環境に対して、福祉的観点から環境を整備していくという。だから、内面と環境と両方合致して初めて1つのことができるという素晴らしい内容のものではないかなと。この2本立てで取り組むことは非常に重要であると考えています。

そこで、スクールカウンセラーは学校配置かと思えますけれども、スクールソーシャルワーカーはどこに配置されているのか。また、当町の活用方法、今現在と、あと今後どのようにやっていくのかという2点について、再度お尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） ただいまの紙井和美議員の質問について答弁させていただきたいと思えます。

先ほど教育長の答弁にありましたように、スクールカウンセラーは児童生徒、それから保護者の対応ということで、問題行動やいじめ、不登校等の児童生徒の早期発見及び早期解決を図るためにカウンセリングを実施しておりますけれども、ソーシャルワーカーについては、学校現場の対応だけでは困難である不登校、虐待等の問題に関して、社会福祉等の専門性を有するソーシャルワーカーを配置し、関係機関とのネットワークを活用したり、児童生徒が置かれている環境に働きかけたりしながら、問題を抱える児童生徒の支援を行っております。

町の子ども家庭課や関係諸機関、児童相談所、警察等と連携しながら、町としてフル活用している状況であります。実際にはですね、スクールカウンセラーは県から2名、それから町長の公約にありました1名を追加ということでお願いしているところではありますが、ソーシャルワーカーに関しては、町として1名配置していただいております。ただ、週に2回、4時間程度でありますので、なかなか全部の問題に対応できるというわけにはいかないの、予約制をとりながら、今、対応していただいている状況です。

以上です。

- 議長（吉田憲市君） 紙井和美君。
- 14番（紙井和美君） ソーシャルワーカーの配置場所。
- 指導室長（東治樹君） 済いませんです。町のほうに配置しておりますので……。
- 議長（吉田憲市君） 指導室長東治樹君，あの……。
- 指導室長（東治樹君） 済いません。
- 議長（吉田憲市君） どうぞ。今の答弁しましたよね。指導室長東治樹君。
- 指導室長（東治樹君） 町の教育相談センターのほうに配置しておりますので，そちらと連携しながら対応しております。
- 議長（吉田憲市君） 紙井和美君。
- 14番（紙井和美君） やすらぎの園ですか。
- 指導室長（東治樹君） はい。
- 14番（紙井和美君） なるほどね。じゃあ，ソーシャルワーカーの方に相談を受けたい場合は，やすらぎの園のほうに出向いて行って話を聞く。あるいはソーシャルワーカーの方が必要に応じて各学校に回ってくる。そういうことでよろしいですか。
- 議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。
- 指導室長（東治樹君） 町の教育相談センターの係員と，町の教育委員会とも連携をしておりますので，そこで連絡調整しながら対応をしておるところであります。
- 議長（吉田憲市君） 紙井和美君。
- 14番（紙井和美君） ありがとうございます。これは立て分けて充実して相談すると非常に効果的なものでありますので，ソーシャルワーカーは福祉的な環境整備ですし，本当にその先，ちょっと心に傷を負ったり，病に進みそうなところには臨床心理士のスクールカウンセラーということで，その交通整理，配置をきちんとやっていただければと思うんですけども，それは担任の先生及び校長先生でよろしいんですか。
- 議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。
- 指導室長（東治樹君） 先ほども申しましたとおり，いろいろなケースがございますので，学校と教育相談センター，それから委員会等で連携しながら，ケース・バイ・ケースとして対応をしております。スクールカウンセラーの配置，スクールソーシャルワーカーの配置，教育相談センターでの配置ということで御理解いただければと思います。
- 議長（吉田憲市君） 紙井和美君。
- 14番（紙井和美君） ありがとうございます。スクールカウンセラーは100万5,000円の予算で，スクールソーシャルワーカーは117万円の予算をとってスタートしているわけですけども，国のほうでも当初30年度の予算で31年度で目標を掲げていたところ，1年前倒しで30

年からスタートするというので、2億5,000万円増えて48億円を計上して配置をされたって
いうことで、2万6,000校に配置されたスクールカウンセラーが、30年度には2万7,500校へと
拡大をされているところなんですね。そういった中で、阿見町もまた状態に応じて、必要に応
じて少しずつ増やしていけると非常にありがたいのかなというふうに思っています。

そういったことで、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用には、
十分と連動しながらやっていただきたいと思えますけれども、今までスクールカウンセラーの
方で、相談を受けて、それがクリアできた、あるいはこういうふうな効果的なものがあつた
という事例はありますでしょうか。ありましたら教えていただきたいと思うんです。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） 昨年度のスクールカウンセラーの相談件数なんですが、児童生徒が
175件、保護者が102件であります。これ以外に、教職員対象のカウンセリングの手法や発達障
害についての研修を行っていただきました、さらにですね、小学校には県の事業であります緊
急スクールカウンセラー派遣というものもありまして、それも昨年度、阿見町で二、三回行っ
ていただきました。

児童生徒や保護者の相談に関しまして、いじめや不登校の案件もありますので、そのスク
ールカウンセラーが対応していただいたおかげで不登校が解消になった、またはいじめがそれ以
上なくなったというような事例も当町でも起きておりますので、今後も有効活用を考えており
ます。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 我が町には、ほんとにやすらぎの園っていう、ほんとにいいところ
があります。よく不登校またいじめのことで相談を受けた場合に、そこを紹介して、無事にま
た学校に復帰しているという例がたくさんありまして、本当に有効的ないい事業だなというふ
うに思っています。ぜひともこれからもスクールカウンセラーの方、またソーシャルワーカー
の方に御尽力いただいて、子供たちが快適に生活できるように努力していただければというふ
うに思っています。

それでは引き続き、3項目めに移らせていただきます。

○議長（吉田憲市君） はい。

○14番（紙井和美君） 幼児・児童・生徒の人間教育についてということで、人として思い
やりを持って生きることの大切さを学ぶ人間教育の充実について伺います。これはいじめの
ない社会をつくるための施策、そのような考え方、どのように施策を進めようとしているのか
お尋ねをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 幼児・児童・生徒の人間教育についての御質問にお答えいたします。

いじめのない社会をつくるための施策について、就学前の幼児についてお答えします。児童生徒につきましては、教育長から答弁させていただきます。

子供たちは、大人とのかかわりの中で、愛される喜び、安心感、信頼感を味わい、自己肯定感を育んできました。大人とのかかわりを楽しんだ子供は、徐々に友達とかかわるようになり、さまざまな経験を重ねる中で、よいことや悪いことがわかってきたり、友達の気持ちに共感したり、相手の立場に立って行動しようとしたりできるようになります。また、決まりを守る大切さを知り、自ら決まりをつくったり、守ったりできるようになっていきます。

保育所では、相手の気持ちをわかろうとしたり、遊びや生活をよりよくしようとする姿を丁寧に捉え、認め、励ますことで、子供の道徳心や規範意識の芽生えにつなげております。また、自然に触れる体験を通し、生命の不思議さやとうとさに気づき、いたわりの気持ちが芽生えていきます。命のあるものをいたわり大切にすることを育んでいけるよう、子供たちとかかわっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 人として思いやりを持って生きることの大切さを学ぶ人間教育の充実についてお答えします。

いじめのない社会をつくるための施策についてですが、いじめは決して許されないことであり、誰にでも起こり得るという共通認識のもと、早急に対応することが重要と考えております。また、いじめの問題には、学校、地域住民、家庭はもとより、社会が一丸となって取り組むことが必要です。

小中学校におきましては、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、学校の教育活動全体を通し、豊かな心の育成を推進し、いじめ防止に取り組んでまいります。特に今年度から教科となる道徳の時間においては、いじめに関する内容の充実を図るとともに、児童生徒が問題を自分自身のこととして捉え、考え、議論していく、質的な転換も進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） それでは、子ども家庭課の答弁の中の、命あるものをいたわり大切にすることを育んでいけるよう子供たちとかかわっているという御答弁がありましたけれども、これは具体的に例を挙げるとどのような形で実行されているのか、お尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。

基本的には、生活とか遊びの中からいろんなことを子供たちが感じ取っていると思います。で、自然に触れる体験を通して生命の不思議さや尊さに気づいて、いたわりの気持ちを大切にするとすることで、例えばいろいろ外に出て動物と触れ合ったり、あとは生き物を飼ったりですね、幼児期の自然とのかかわり、そういう生命の尊重、そういったものは保育所の生活の中において身近な自然と触れ合う体験を重ねる。それから、そういった中で自然への気づき、それから植物も含めて動植物に対する親しみを深める中、そういった中で生まれてくるものではないかなということで、外に出て、あるいはちょっとお散歩にいったときに、咲いてる花を見たり、小動物を見たり、そういったところから生命の尊重というか、いたわりの気持ちとか、そういったものも生まれてくるのかなということで考えております。保育所の中ではそういった自然との触れ合いとか、そういったものを大切にしながら保育を行っているということでございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） 日常生活の中で、自然とそういった愛情ある気持ちを育てていくということに取り組んでいるということによろしいですね。

教育委員会のほうでは、道徳の時間にいじめに関する内容の充実を図るということで、道徳の時間に新たな取り組みを今までしていたこと、また、今後やっていくことがあれば少し詳しく教えていただきたいんですけども。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） 道徳の時間に関して、いじめについて考えるということは、いじめを未然に防いだり、仮に発生したときに子供たちが自分たちで解決できる力をつけるための授業ということであります。道徳の教科書には内容項目が22項目ありまして、その中でも、善悪の判断、希望と勇気、友情・信頼、相互理解、寛容、公正公平、社会正義、国際理解、生命の尊さなど、いじめの防止につながる内容になっております。

そういうような道徳が今年度、小学校で始まったわけでありまして、ここにあります『生きる力』という教科書を使って、町内のほうで道徳の授業を進めております。

中学校でも、新学習指導要領の規定で、今年度からやっていいということになっておりますので、今そのカリキュラムを進めながら実践しているところであります。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。阿見町の6次総合計画の後期の中に、いじめに対してというアンケート調査、これは平成28年度のアンケート調査ですけれども、いじめはどんな理由があってもいけないことだと答えた児童生徒の割合ということで、これ96.3%なんですね。これを平成34年、あと4年なんですけれども、には100%に持っていくというふ

うにあります。そういったことから早急に、4年はあつという間なんですけど、早急に子供たちは大きくなっていきますので、そういった100%の人が、いじめは絶対にどんなことがあってもだめだという思いを持っていていただかなければならないというふうに思っているんですね。

全国では、全国いじめ問題子供サミットっていうのがありまして、その中で各学校の事例を発表しているところがあります。おもしろいなと思ったんですけど、これはあるところの、いじめ防止のための小学校の取り組みなんですけれどもね、仲よし宣言といって、縦割りで1年生から6年生までが、いじめっていうのは実はどういうものなのかっていうことを、掘り下げて掘り下げて、全員で考えていくっていう。これはパネルを使ったり、言葉を使ったり、例えばどういう言葉を使うといじめにつながらないかというのは、ふわふわ言葉を使うっていう。ふわふわ言葉っていうのは、褒める、認めるとか、いいよねって、あなたそのままでいいよねとか、頑張ろうとか、こんなやり方もあるんだよねとか。あと、共感する気持ちは、なるほどそういう考えもあるのかとか。あと、感謝する。助かるわ、あなたおかげですねとか。あと素直に謝って、済みませんでした、私が悪かった、これが素直に言えること。これ、一見当たり前のようなことなんですけれども、改めて言われたときに、心の中で思ってたけど、言葉には出してなかったなということに気づくかなというふうに思うんですね。

で、それによって子供たちがどう考えたかという、自信がついて、私も結構できるというふうに思った。あとは不安がなくなって安心した。こんな私でもいいんだという気持ちになったとか、あと、やる気とか勇気が、よしやってみるかって湧いてくるとか、ほっとできる、人のために何か役立っているなというふうに感じている、笑顔になってわくわくできるっていう、これは大阪の小学校なんですけれども、そういったふわふわ言葉のことなんかを、バッジにつけているとか、日常茶飯事、周りにいじめに至らない内容のことをシャワーのようにかけていく中で、いじめが激減したっていう。これは1つの小学校の例ですけれども、たくさんいろんな例が文科省のホームページに掲載していましたけれども、そういったことで、こういった取り組み、本で勉強するのにプラスしながら、子供たちが楽しい状況で覚えていけるような内容でできればなというふうに思っています。

あと、いじめ防止対策推進法っていうのが、平成25年6月に成立したんですけれども、いじめの定義って書いてあるんですね。いじめ防止対策推進法第2条ということで、いじめとは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校にいる、難しい言葉でこれ書いてあるんですけど、要するに、児童と一定の人間関係がある子供たちが、心理的または物理的な影響を受ける、これはインターネットも関係すると。そういう行為になったときに、心身の苦痛を感じている。これがいじめになるっていう。だから、これぐらいのことがいじめになるとは誰も思っ

てないというようなイメージが、ここで改めて発見されるような状況です。

例えば、お笑いの世界でぼけと突っ込みがあって、それ1つの周りを楽しませる楽しい状況に見えるんですけども、突っ込まれたほうは、やはりずっと傷は残っていて、でも傷を残していることはみんなに知られないように笑顔で対処しているので、それは誰もいじめとっていない。でも、ある日突然その子が自殺をするって。こういう例は幾つもありましたね。

そういったことで、日ごろ自分がやっていることは、これはいじめにつながっていくんだということを知っていることも大事かなっていうふうに思います。

このいじめ防止対策推進法について、御存じだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） 今、手元に資料がないので申しわけないんですけども、いじめ防止基本方針を各学校でもつくっておきまして、4月の職員会議の折に全職員に配付して周知徹底を図っているところであります。

各学校でもいじめに関しては取り組んでおりまして、大体学期に1回ぐらいの割合で児童生徒のアンケートをとりながら、見えない場面も含めたいじめに関する認知、それから解消に努めているところであります。

参考までに、昨年度の阿見町のいじめの認知件数ですけども、小学校が118件、中学校が17件であります。学年別では小学校高学年が多く、いじめの対応については、冷やかしかからかい、嫌なことを言われるがほとんどで、仲間外れや無視をされる、または携帯電話等での誹謗中傷なども見られるような状況があります。

○議長（吉田憲市君） 紙井和美君。

○14番（紙井和美君） そういったことから、何気ないそういったしぐさがいじめにつながるということもよく周知をしていくことが必要であるし、また、家族の方が発見をする、いじめのサイン発見シートというのは、これ文科省でありますけれども、これをよく活用しながら。これ保存版になっているのでね、子供がこういう状況であれば、必ずいじめに遭っている、あるいはいじめをしているってサインが幾つかあるんですね。これをチェックしながら、子供との話し合い、また先生との話し合いを進めていくことが大事かなと思っています。

そういったことから、先ほどのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの話にも戻りますけれども、そことしっかりと連携をとりながら、今後、本当にいじめというのは大人になっても知らず知らずやっていることがあって、後で考えて恐ろしいと思うことがあろうかと思っています。そういったことが、大人になってもなってしまうので、子供のうちから、そういったことは絶対にだめだという認識を持って大きくなってもらいたいなというふうに思っています。

いずれにしても、快適な学校生活で、健全育成の子供たちのすばらしい未来を育むために、我々はしっかりと色々な施策を取り組んで頑張っていけないといけないなと思っていますので、今後とも町長、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、14番紙井和美君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。議会の再開は3時20分といたします。

午後 3時09分休憩

午後 3時20分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

次に、13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願ひます。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） 千葉新町長の今後の手腕を御期待申し上げ、質問させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従ひまして、1項目め、保育士などの処遇改善について一般質問をさせていただきます。

国の待機児童解消加速化プランに基づき、阿見町は平成25年にさくら保育園、27年には小規模保育園「虹いろキッズ」や家庭的保育所保育ママの「まるこのおうち」、28年には「ニチイキッズあみ保育室」、そして今年度は「阿見きらり保育園」を開設させるなど、施設設備が進み、受け入れ児童数の受け皿の拡大が進みました。これは大変評価しております。

しかし、依然として待機児童が存在しています。女性の社会進出が進んだことに加え、経済的理由などにより両親共働きの世帯やひとり親世帯が増えるなど、保育ニーズが増えている中、保育士不足により、一部の保育施設では利用定員まで児童を受け入れることができない、そういう状況になっているなど、保育士の不足が、待機児童が解消されない大きな原因となっております。

保育士不足の主な原因としまして、責任の重さや事故への不安、就業時間が長く厳しい、そして休暇が少ない、とりにくいといった労働環境の側面や、何よりも賃金が希望と合わないといった報酬の側面があると考えられております。

国は幼児教育無償化の対象範囲を既に幼稚園や許認可保育所、認定こども園の利用する3歳から5歳児の全世帯と、0歳から2歳児の住民税非課税世帯を無償化すると決めておりますが、保育の必要要件を満たす場合には、一定の上限額を設けて、幼稚園の預かり保育や許認可など

も無償化の対象に、31年10月開始という政策を打ち出していることから、さらに保育需要が増えることが予想されます。待機児童解消は、子育て対策で最も緊急な課題であると思います。

一方、昨年、政府が閣僚決定した新しい経済政策パッケージでは、保育所とともに共働き家庭などの小学生を放課後に預かる放課後児童クラブ、学童とも言いますけれども、待機児童解消策が盛り込まれました。具体的には受け皿を確保する放課後子ども総合プランの目標達成時期を今年度末にする方針に加え、さらに状況を踏まえ、その後のあり方について検討することが明記されたのです。

学童保育は、女性の就業率向上などから利用希望者が増加傾向にあります。児童福祉法の改正で、平成28年に学童保育の対象年齢が6年生までとなった影響などにより、当町も今年から、あさひ小学校敷地内専用施設が設置され、阿見町も全学区で全学年受け入れられるようになりました。しかし、あさひ小学校区は現在、登録の児童の人数が増加し、入所を停止している状況であります。また、登録児童の人数が増えるに当たり、支援員の確保に苦勞しているとお聞きしております。また、厚生労働省が平成27年、新制度の中で、1つのクラスを構成する児童数の基準をおおむね40人以下としています。そのとおりにやれているのかということです。児童の放課後の生活と安全を守る取り組み、これは急務であります。そこでお伺いいたします。

1点目、待機児童の原因について、保育士が不足して、保育スペースがあっても受け入れられない保育施設があるというのが、現状どのように考えているのか。

2点目、私立保育施設に勤務する保育士の新たな処遇改善のため、給与への加算1万5,000円が検討されているところではありますが、十分とはいえないと思います。公立保育施設にフルタイムで勤務する臨時保育士への現状はどのように認識し、時間給や、勤続年数に応じて処遇改善を図っていく考えはないでしょうか。

3点目、放課後児童支援員の町外流出を防ぐために、処遇改善をどのように考えるのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 難波千香子議員の質問にお答えいたします。保育士などの処遇改善についてでございます。

1点目の、待機児童の現状をどのように考えているかについてであります。

町の待機児童数ですが、平成29年4月1日の43名に対し、本年4月1日は41名でありました。内訳としましては、0歳児が3名、1歳児25名、2歳児9名、3歳児が4名、4歳児、5歳児には待機はありませんでした。原因の1つとして、保育士の不足により各施設の利用定員まで

受け入れができない状況が上げられます。利用定員を満たすためには、公立で7人、私立で21人、保育士が必要となります。

保育士不足は近隣の自治体も深刻であり、私立保育施設の保育士への処遇改善助成金など、保育士の引きとめ、新規確保に懸命であります。町でも同様であり、本定例会に処遇改善助成金を提案させていただいております。特に1歳児については、育児休業が終了する年齢であることから保育の需要が多く、待機児童が多い状況であります。

このような状況を少しでも解消するため、今年度は保育士の確保とあわせて家庭的保育事業者を育成し、家庭的保育事業所の開設を検討しております。

2点目の、公立保育所の臨時保育士の処遇改善についてであります。

臨時保育士の時給につきましては、今年度から増額したところであります。今後も処遇改善について引き続き検討してまいりたいと考えております。

3点目の、放課後児童支援員の町外流出を防ぐために、処遇改善をどのように考えるかについてであります。

町では、放課後児童健全育成事業を株式会社アンフィニに業務委託し、全7小学校、18クラスで実施しております。各小学校にはリーダー的位置づけの主任支援員を初めとし、クラスごとのおおむね3人から5人程度の支援員がローテーションにより保育業務を行っております。主任支援員は月1回の主任会議や研修等への参加、町へアンフィニとの連絡調整など、保育以外の業務を行っているため、今年度から基本的に勤務体制を常勤とし、給与を時給制から月給制に変更しております。しかしながら、家庭等の事情により常勤での勤務が難しい主任支援員に対しては、ほかの支援員よりも多くの時給の増額を行い、処遇を改善しております。また、主任支援員以外の支援員についても時給の増額を行っており、3月末の支援員数61名に対し、4月末の支援員数は66名を確保しております。今後も優秀な支援員を確保するとともに、町外流出防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。それでは、何題か質問させていただきます。

まずもって、待機児童が41名ということで昨年と同じくらい、またいるわけでございますけれども、そして、空き教室もあるということで、公立で7人、私立で21人が保育士が足りないということで利用定員を満たさないということで、その年齢別、そして保育所名をお教えください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。2人でしますか。子ども家

庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

公立保育所で7名、それから私立保育所で21名の保育士が、認可定員枠までについて比較しますと不足しているというような状況でありまして、それで私立につきましては、個別にどこが幾つということ、ちょっと申し上げるということ、ちょっと控えさせていただきたいと思っております。公立につきましては、中郷保育所で1名、それから南平台で4名、二区で2名というようなことでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。ありがとうございます。

それですね、あとですね、この利用定員の、保育士の配置があれば、弾力的に、5、4歳児は30人に1人の保育士、そしてまた3歳児は20人に1人、そして2歳、1歳児は6人に1人、また0歳児は3人に1人の保育士の配置が義務づけられておりますけれども、そういった利用定員を120%まで、施設においては受け入れることができるようになってきているという、そういう定員枠の拡大をお願いできる状況なんですか。それをまず1点お聞きして。定員枠をやっている施設はございますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えさせていただきます。

定員枠につきましては国のほうのほうですね、面積と、それから1人当たりの児童に対する面積と、それから施設の面積、それによりまして利用定員というのが決まっております。それに基づいて定員を設定しておりますので、基本的にもともとそういった設置したときの定員というのはそのまま使っているというか、そのままにしているというような状況ですけれども、場合によってはですね、弾力的に定員を低年齢児のほうに動かすというか、そちらを多くするというようなことは、ちょっとそれは県のほうとか協議しないと何ともいえないんですけれども、可能な部分もあろうかと思っております。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ぜひ相談していただいて、1人でも2人でも、これだけ多くの方がいらっしゃいますので、よろしくお願ひしたいところでございます。そして、今回、私立保育施設に勤務する正職員として、110名でしたでしょうか、補助の、そういった助成金を出すということでもありますけれども、非正規の私立の保育の比率というのは半分ぐらいということの認識でよろしかったでしょうか、お教えください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

非正規の比率、保育士の非正規の比率ということでしょうか。公立につきましては、正規が35名です。正規の保育士35名に対し、非正規の、保育を行っている保育士は26名ということになっております。非正規全体でいけば、保育士以外にも看護師であるとか調理員さんとか、そういう方もいますので、全体で考えますと正規の職員と非正規は半々ぐらいで公立のほうはなっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。そうしましたら、今回、先ほどの答弁で……。今回少し答弁書が変わったものですから、少し処遇改善をしたということの答弁ですけども、その辺のところを詳しく御説明願えますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

公立の保育士、臨時職員、臨時保育士の時給につきましては、先ほど今年度から増額をしたということですが、まずフルタイム勤務の職員につきましては50円アップしまして、1,030円から、1時間当たりですね、1,080円。月額にいたしますと約7,800円。それ以外の短時間勤務の保育士につきましては、980円から20円アップしまして、1時間当たり1,000円。月額にすると約1,600円から2,600円を引き上げたというところがございます。短時間勤務の職員につきましては、勤務している時間がいろいろまちまちでございますので、ちょっとそこら辺は幅があるということです。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そうしましたら、時給ではどういった……。今、言いました。わかりました。

それで、時給がそういうことであるということで、それで勤続年数とか、そういったことは保育士さんのほうからも要望は出ているんですけど、そういったことはあんまり考えたことはございませんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 公立の臨時職員の方の処遇の改善につきましては、いろいろ勤務年数に応じましての引き上げとか、もういろんなパターンで検討はしております。あとは近隣の市町村の状況等も踏まえ、今年度につきましては時給にして、フルタイムで50円、それ以外の方に関して20円アップというようなところを行ったところがございますけども、引き続き近隣市町村の状況なんかも踏まえながら、この臨時職員の処遇改善については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 失礼ですけど、近隣の市町村等、どんな状況だったんでしょうか、教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

現在、把握している段階ですので、3月末でちょっと把握した段階ですので、現時点でちょっと変わっているとあれなんですけども、例えばフルタイムの職員につきましては、月給で支給しているという市町村もございます。例えば土浦市さんですとか、隣の牛久市さんあたりは、フルタイム勤務の方に対しては月給制をとっておりまして、土浦市さんでは16万2,500円から月額18万1,000円。それから牛久市さんでは月額20万円というところでございます。

あと、それ以外のところは大体時給で支給している市町村が多いんですけれども、例えば、土浦市さんですと、短時間勤務の方ですと970円ですとか、つくば市さんですと、つくば市さんは日給で8,590円、短時間勤務のところでは1,014円、牛久市さんの短時間勤務で1,000円から1,100円とか、美浦村さんは日給で8,000円から8,800円とか、稲敷市さんでは時給で1,160円とか、そういったところで近隣の県南地区の状況は把握をしているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） やはりこれだけ保育士が来れないということは、大変な取り合いということでしょうかね。今回も私立を上げていただいたと。よそでも、牛久でもつくばでも、石岡はもっとすごいということでもありますので、こういった中でやはり阿見町もしっかりと獲得していくということが必要に迫られておりますので、今後しっかりと、今回上げたばかりですので、あと、公立のことにしましては非常にこういった皆さんと話をぜひしていただいて。やはり細かなことかもしれませんが、そこにまた今年は20円、そして幾らか上げていただいたということで、それに安堵することなく、今回集まらない場合はさらに施策を考えて、ぜひさらなる獲得というか、処遇改善をお願い申し上げておきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

それではですね、次に支援員さんということではいきたいと思っております。支援員さんの中に有資格者と無資格者ということであるんですけれども、その違い、また定員数、また配置数、それをお教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

放課後児童クラブのですね、有資格者というところなんですけれども、放課後児童支援員という方とかですね、これは県のほうの放課後児童支援員の研修を受けて資格を得た方、こういった

方であるとか、それからあと、阿見の場合は、有資格者、無資格者の違いをですね、この資格を持っている方が一番よろしいんですけども、それではなくて、保育士の免許であるとか教員の免許、こういったものをお持ちの方も有資格者としてございます。今ですね、有資格者は19名おります。そういった資格は持ってない方ですね、こちらは今41名ということでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それで、かなりアップも違うわけですけども。そうしましたら、無資格者でも県の認定資格研修という、そういったもの受けますと有資格者になれるということでもありますけれども、どういった状況で、阿見町は枠があって、また希望者はどういった状況なんでしょうか。足りない場合は県のほうにぜひ御要望なりしていただきたいと思うんですけども、よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

済いません、ただいま有資格者19名と申しましたけれども、済いません、有資格者の中で、またちょっとリーダーとしている方がおりますので、そちらが4名おりますので、有資格者が23名ですね。それと無資格者が41名ということになっております。

それからですね、放課後児童支援員の研修でございますけれども、県のほうで今、希望を取りまとめているところでございます。昨年度はですね、阿見町のほうの割り当てが4名程度しかなかったんですけども、なかなか県内で希望する自治体が多くて、なかなか受けられないというような状況なんですけれども、今年はですね、阿見町で、ちょっと今、正確な数字ないんですけども、15名程度、受けられる枠があります。それですので、それに合わせてですね、今年度、支援員の研修に行っていたら、有資格者のほうを増やしていきたいというふうに考えています。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） よろしくお願ひしたいと思います。御答弁のほうですけども、主任支援員に対して多くの、またほかの支援員に対しては多くの時給の増額を行って処遇改善を行ったということでもありますけれども、その詳細を教えてくださいませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

先ほど少し答弁のほうで、町長答弁のほうでさせていただいておりましたけれども、リーダー的な存在の方、こちらをですね、今年度から月額、月給制ということで、13万5,000円というふうな形に変えております。これまでは皆さん時給でしたが、リーダー的な役割をされる方を月給で13万5,000円と。で、こちらの方は常勤になりまして、1日6時間勤務ということで

お願いしております、常勤の方は、1時から7時まででございます。で、大体子供たちが来るのは2時以降に、学校が終わってからですので、2時以降になるかと思えます。

で、一応常勤の方はそういった形で、処遇のほうを月給制で変えているんですけども、やはりリーダーを各クラスでやっていただきたいという願いをした方の中には、なかなか1日6時間常勤というのが難しいというような方もいらっしゃいます。そういう方は、月給13万5,000円ではなくて、それは時給ですね、こちらを1,000円というような形で、ほかの方よりも高いような時給でリーダーとしての役割を果たしていただいているというような形に変えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そうしましたら、1,000円ということで、ちょっとまたあれなんですけど、実際、支援者の方は、リーダーのほかに臨時といらっしゃいますけれども、その方の時給というのは、お給料になったっていうので、それは出てこないんでしょうかね。どのくらい、1,000円に対して、時給に換算すると幾らぐらいになりますでしょうか。無資格者と支援の方は、1,000円欠けるという感じでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、お答えいたします。

先ほどの方は、有資格者であってリーダーというような方が、本来は月給でお願いしたいというふうに考えております、常勤にしてですね。それは13万5,000円の月給。ただし、常勤が無理だということで、それでは、では時給で1,000円ということでお願いしますというのが、まず有資格者のリーダーということになります。

同じ有資格者でも、リーダーでない方というのは、時給として、今まで上限が930円だったんですけども、その上限を今年度から950円に上げたというのが1つです。それと、資格のない方、無資格者については、これまでは上限が900円だったものを、平成30年で920円にしたと。上限と言っておりますのは、無資格者については880円から920円の間で1年間過ごす、経験を積むごとに10円ずつ上がっていくと。それから、有資格者のほうは、910円からスタートして950円まで1年ごとに10円上がっていくというような形で、30年度においては、先ほどの月給の13万5,000円と、それからリーダーの1,000円、それから有資格者、無資格者のそれぞれの上限額を20円ずつアップしたというような処遇改善を行っております。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 努力の跡が見られて、一旦は感謝するものでございますけれども、やはり阿見から隣の土浦に相当数の支援員さんが流れているということも聞き及んでおります

ので、今後このまま、今、支援員さんも足りないという状況かと思っておりますので、その辺もまた加味しながら。やはり道隔ててすぐ隣が土浦でございますので、現に私の友達も2人ほど、しっかり土浦なんですよね、調べて。やはりお勤めとなると10円でも20円でもというのが心情かと思っておりますので、そういったところも、この状況を見ながら、ぜひまた検討の余地はあるかなと思っておりますので、また継続的に処遇改善はお願い申し上げたいと思っております。

そしてですね、あとは、各クラブの児童の定員数と登録数をお教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 現在7つの小学校で行っております。小学校ごとでございますと、阿見小学校、定員120名に対しまして登録は154名。実際の平均の利用人数でいきますと84名になります。それから第一小学校、定員120名に対して登録が178名、利用者数の平均が100人。阿見第二小学校が定員35名に対しまして登録数が84人、利用者の平均が48人。本郷小学校が定員120人に対して登録数が113人、利用者の平均が59人。あさひ小学校、定員160人に対して登録が270人、利用者の平均が149人。君原小学校、定員が30人に対して申込者数が22人、平均の利用者数が11人。舟島小学校、定員120人に対しまして登録のほうは82人、利用者の平均が42人ということでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。大分あさひ小は最後にできた児童館でございますけれども、私もこの間、行かしていただいたんですけれども、ほんとにすばらしい木の香りのする児童館、放課後児童クラブということで、大変感慨深いものがあって、喜んでいる次第でもありますけれども、ここは4部屋で160人ということで、それに対して40人ずつで、なぜか柱があるんですよね。で、私が訪問した日ですよ。その日は208名ということでありました。

それで、申し込み者の、今の御答弁ですと、ちょっと平均ということなので変動はあるのかなと思うのですがけれども、149名という平均がありましたけれども、今回、委託業者のほうから、もう定員はこれ以上は入れることはできないと。安全を図らなければいけない。けがはいかがなんですかと言ったら、もうけがは日常茶飯事と言ったところに、男の子が目と足にばんそうこうを張って、廊下でだだだだだだと、それはすごい状況ですね。2階建てなので、もうほんとに危ないという状況でございました。

このまままだまだ増え続けるのではないかなと。もう登録は打ち切りましたけれども、そういった、つくっていただいて2カ月で、もう予想をはるかに超えてしまっているということは、大変遺憾に思う次第でございます。

そして、支援員さんも、もうやり切れないと。ほかの同じ時給、報酬をいただいて、その配

分が余りにもひどいと、そこにいる人が。それをちゃんと加味してそれもやってほしいという。それはなかなか難しいと思ったんですけど、そういうお話も支援員さん、その日は阿見小学校からも、手が足りないので支援員さんが来ていただいておりますけれども、やはりその実態をぜひ見に行き、来てほしいというんですね、この実態を。このままにしておかれることを余儀せぬということで、声を上げて、アンフィニの責任者からも、大変お話、役場の現場に来ていただきたいということを切に話されておりました。それからですね、あと、このままいきますと、とても残念なことが起こるんじゃないかなという危惧もするわけでございます。支援員さんもちよっと大変な状況に陥っておりますので、その辺もよく配慮していただきたいと思っております。

あとは増築、そしてまたあるいは、あさひ小学校の空き教室も利用できないかと思ひまして、聞きに行きました。もうシャットアウトですね。学校は一切、空き教室がありませんと。おかしいなと思ひましたね。6年生は5クラスあって2つしか使っていないのに、どうして空き教室がないのだろうか。そして、たしか1年生から5年までは5クラス教室あって4教室しか使っていない。でも一切ありませんと。えって、もう皆さんと啞然としたわけですから。

そういう教育委員会と福祉課の壁を、またそこで改めて、この行き場のない子供たちはかわいそうだねという、そういう思いで支援員さんとお話をしたわけでございますけれども、そういった状況を今後どのように、何らかの手を打っていただかないと大変ではないかなと思ひます。また、夏休みになれば、多少なりとも登録も増えると思うんですね。だから、その現場をやっぱり真摯に受けとめて、やはり2階建て、柱、傷だらけ、その辺のところを加味して。1階ではないという。隣に空き地があるので、そこにぜひ支援員さんはつくってほしいというぐらいの思いで切にお願いされました。その辺の、今、お答えはできないと思うんですけれども、何かその辺のところを今後考えるところがあれば御答弁願いたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

現状につきましては、担当のほうでも、4月以降開園してから現場のほう行っておりますが、私のほうでも実際にちょっと足を運んで現状をよく確認をしてですね、まずは子供たちが安心して、その放課後児童クラブに参加できるように、これが第一ということでございますので、考えていきたいなというふうに考えておりますが。それからまた今後の子供たちがどれくらい増えるかというところもあるでしょうし、いろいろ課題等はあると思うんですけど、まずは状況をよく確認した上で、いろいろな方策は考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そしてですね、あと、阿見町におきましては、子ども総合プランということで、学童保育と子ども教室が別々に委託されております。そして、子ども教室は、終わりましたら、その半数から3分の1は学童保育のほうに当然流れてくるという。で、この子ども教室の子供たちは、体育館だったり、学校の教室を使ってくると。同じ子供であって、見る方が違うと。それは当然なんですけれども、まずもって密の連携がとれていない。いろんな問題のある子もいる。また、何人かで見なければならぬ子供もいる。そういった中で、子供についてそれぞれが共有意識を持ちたい。まずそういう連携がないということで、そういったところも、ぜひ年に1度とか、そういうことではなくって、やっぱそういう配慮もとれるといいのかなと。その辺は連携はいかがなっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

放課後児童クラブと、それから放課後子ども教室、委託しているところが別々でございますけれども、それは子供たちが移る場合にですね、それで連絡調整はとっておりますので、その部分では問題ないかなと思っております。で、両方合わせた連絡の会議なんかも行っておりますし、一人ひとりについて、例えばお迎え、いろんなケースがありますけれども、それは連携を図って、引き渡しはできているということでございますので、御安心いただきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そういうこともありましたので、さらにちょっとやっていただきたいという要望だと思うんですよね。その辺また重ねてお願いしたいと思っております。

あと、学童保育と子ども教室というのは、一応阿見町におきましては、3年前にいろいろ子ども家庭課と名前を変えた経緯がありますけれども、所管もこの2つは福祉関係。それで学校の子供をそこで終わるといふ、管轄外になるわけですね。それで、できますれば、こういった阿見町のようなケースっていうのは、個人的にまれではないかなと思うんです。同じ学校で授業を受けて、そこで次は福祉課と。子供の連携もやっている……。なかなかできない状況と伺っています。そういった生涯学習課の所管でもいいのではないかなと、そういう支援員さん、またあと、その委託業者。それは3年前も同じことでしたけれども、そういうことがまた今回もしっかり出てきましたけれども、そういった近隣市町村の、もしわかりましたら、どういった状況なのか教えていただけますでしょうか。近県っていうか、県南地域ですね、県南ではいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、県南の15市町村の状況をちょっと調べたところですね、まず放課後児童クラブにつきましても、福祉部局で実施しているところが15市町村中5市町村、つくば市、かすみがうら市、河内町、利根町そして阿見町と。それと、残りの10の自治体につきましてもは教育委員会部局ということでございます。

それから、放課後子ども教室につきましてもは、福祉部局で実施しているのがつくば市と阿見町の2自治体。ほかの13自治体につきましてもは教育委員会部局で実施しております。

阿見町と同様に放課後子ども教室と放課後児童クラブを福祉部門でやっていると、つくば市と阿見町ということになります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） やはりこういった、今どうのではないのですけれども、こういった中でそういう要望もございますので、できれば管轄を、そういうことを考えるべきではないかなと思う次第でございます。教育委員会の中で、生涯学習の中で、しっかりそのままというふうに……。委託のほうでも珍しいケースだと。珍しいというか、できれば教育委員会に変えていただきたい。先生ともお話をスムーズにしたい、そういう御要望が続いております。

それで、決定的というか、教師が、学校がありまして、敷地からお子さんを、いろんなお子さんがいらっしゃるので、嫌がるお子さんも連れてきますけれども、で、敷居をまたいだら福祉課で学童に置いてく、大変な状況で。で、もう先生は、ぱっと、お忙しいと思うんですけれども、行ってしまうと。そういうことが何度かあると。

やはりいろんなお子さんを全て学童は見ておりますので、当然、お子さんの伸び伸びと健全な状況で、学校でいろんな思いしてきているけれども、学童では、ほんと弾んで楽しんでるっていう。それを指導員さんがどんな思いで、けがのないようにしているかっていう。その辺の先生との情報交換、もっともっとスムーズにやりたい。やはりそれには、そういった教育委員会、そういうことを今後、いろんなことを考えて、そういう意見もありますので、ぜひテーブルの上に今後のせていただければありがたいかなと。

今回は処遇改善ということで、支援員さんのほうからそういう御要望、また委託業者からもございました。もちろん子ども教室のほうの委託業者からも、当然、前のさかのぼってそういうときもありましたので、ぜひその辺をご教示いただきたいなと思います。

以上で質問は終了させていただきます。

○議長（吉田憲市君） 1問目が終了したということですよ。

○13番（難波千香子君） じゃあ、御答弁、どなたからもらったらよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） いやいや、違う。1問目が終了したということですよ。

○13番（難波千香子君）　そうです。これは提案ということで、次の質問に移らせていただきます。

○議長（吉田憲市君）　難波千香子君。

○13番（難波千香子君）　それでは、2点目に移らせていただきます。

旧実穀小、旧吉原小学校跡地の再利用について御質問いたします。

実穀小学校が137年、吉原小学校が138年の歴史に、時代の流れとともに児童数が減少し、町の学校適正規模、適正配置基本計画によりまして、本年3月31日をもって、惜しまれつつ閉校となりました。この地域に暮らす皆さんの思いが詰まった学び舎を、地域の皆さんの意見やニーズを尊重することを原則としつつ、町民全体の利益にかなうものとして、廃校利用のさまざまな事例をもとに、着実に、かつ早期解決をお願いしたいと思います。

廃校校舎並びにその敷地の維持管理には、相当の管理費が必要であると思います。年間どれだけの支出になるのか。対策が遅れば遅れるほど支出が続くことは明白であります。財政事情が厳しい状況下で、新たな価値を掘り起こし、その実現に定めるために、当然の一定の財源も必要になるわけであります。この検討作業には、同僚議員も昨年質問されておられましたが、全庁的に知恵を出し合い取り組むべき事業かと思われまます。

既に活用については、地元住民の皆さんからのアンケートから要望がまとめられたということですが、町としてどのように進めるのか、町民からの問い合わせが相次いでおりますので、以下3点についてお伺いいたします。

まず1点目、現在の進捗状況について。

2点目、地元の意向を初め、JA、商工会等、町内幅広い意向調査をしていく考えはないか。具体的にはどのように講じていく考えであるか。

3点目、全国では少子化による児童生徒数の減少により、毎年500校前後の廃校が発生し、そのうち7割がさまざまな用途に活用されているといえます。文部科学省では、平成22年9月に、未来につなごう、みんなの廃校プロジェクトを立ち上げ、地方公共団体からの情報を発信して、登録ですね、して、民間事業者等からの活動提案などとマッチングさせ、廃校の利活用に取り組んでおります。プロジェクトに登録し、推進していく考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君）　ここで暫時休憩といたします。会議の再開は4時20分といたします。

午後　4時09分休憩

午後　4時20分再開

○議長（吉田憲市君）　休憩前に引き続き会議を開催いたします。

ここで、執行部から報告がございます。子ども家庭課長山崎洋明君。

○子ども家庭課長兼児童館長（山崎洋明君） はい、済いません、ちょっとお時間をいただきまして、先ほど私のですね、放課後児童支援員の数について、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。有資格者でリーダーの方、月額13万5,000円の方、この方の人数をちょっと先ほど言い忘れておりまして、この方が2名おります。続いて、リーダーの中で月給でできない方、この方、時給1,000円の方ですけども、この方が4人いらっしゃいます。で、有資格者ですね、時給950円が上限の方が19人、それから無資格者が時給920円が上限が41人で、合計66人で4月末現在の人数でございます。申しわけありませんでした。訂正させていただきます。

○議長（吉田憲市君） ここで、本日の会議時間は、阿見町会議規則の第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長をいたします。

答弁者、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 旧実穀小、旧吉原小学校跡地の再利用についての質問にお答えします。

1点目の、現在の進捗状況についてであります。これまでの進捗状況については、平成29年第3回定例会における海野議員の一般質問にお答えをしたとおりになりますので、その後の進捗状況について申し上げます。

廃校となった旧実穀小学校及び旧吉原小学校の跡地再利用については、それぞれの地元で検討委員会を組織して地域としての意見をまとめてまいりました。検討委員会では、地域住民に対するアンケートや、神栖市、行方市での先行事例の視察などを実施して検討を重ね、今年2月に要望書として意見をまとめて町に提出していただきました。

これを受けまして、町は庁内で跡地再利用に必要な事項を検討するため、関係部署を集めた学校跡地利用検討委員会を設置しております。今後はこの委員会において施設の複合的な活用など、町全体での視点を持って再利用の検討を進めてまいります。

2点目の、地元の意向調査を初め、J A、商工会等、町内幅広い意向調査をしていく考えはないか。具体的にどのように講じていく考えであるか及び3点目の、文部科学省みんなの廃校プロジェクトに登録するなど、民間事業者等からの活動提案などを推進していく考えはないかについてであります。

町内幅広い意向調査や民間事業者等からの活動提案の推進につきましては、地元からの要望書を踏まえ、行政需要を明らかにした上で実施を検討してまいります。

また、みんなの廃校プロジェクトの活用などの具体的な実施方法については、近隣の自治体においても取り組み事例があることから、調査研究を継続してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変ありがとうございました。それでは、廃校後の設置管理費の年間維持費はどのくらいになっているのでしょうか。もしわかればお教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） お答えいたします。ちょっと手元に資料がないものですから、今ちょっとお調べいたします。お待ちください。済いません。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ではですね、答弁書のほうで、アンケートや神栖市、行方市のほうに先行事例の視察などをしてきたということで、その御感想、また視察をされて参考にされて、その中からまた課題、感想等をお聞きしたいなと思います。私も商工会で20人ほどで両方は行ってまいりました。またしっかり検証したいなとは思っておりますけれども、感想をお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

視察につきましては、ある程度、この2校のですね、将来考えられるようなパターンを検討しまして、2カ所に絞ったわけでございます。神栖の波崎東というところはですね、市民協働のそういった拠点施設ということで活用されてるわけなんですけど、そこで感じましたのは、改修時にですね、相当費用がかかるっていうようなことが、いろいろ神栖市の職員の方から教わってまいりました。まず学校は特定の児童がいたものですからいいんですけども、そういった不特定多数の方が入る施設となりますと、排煙装置ですね、消防法ですとか、建築基準法等が、そういった規制が加わりまして、窓とかそういったものの排煙施設、それを全て取り替えるというようなこととなる形ですと、その波崎東ふれあいセンターにつきましては、1億近くかけてですね、結果的には全部はできなかつた。約3分の1ぐらいについても1億近くかかったということで、その辺を視察してまいりました。

やはり要望としましては、そういった施設が望ましいということで要望はいただいているわけなんですけども、2つの地区からですね。ただ、その改修費に相当な費用がかかるっていうことで、ちょっとその財源の捻出に、ちょっと今、財政的に苦慮してるようなところでございます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 地域みんなで運営委員会を開いてやっているっていうのはすばらしいなと思いました。地元の人でみんなで運営してるという状況ですよ。すばらしいと思いました。

そしてですね、あと、そのことと、またあと民間活力もということで、私、提案申し上げた

んですけれども、そういったこと、龍ヶ崎とか幾つか使っておりますので、それでちょうど1年ぐらいで、ちょうど17社、5月31日に締め切ったそうです。それで、御存じかとは思いますが、けれども、県のほうからそういったお知らせが来てるので、しっかりやっていると。どれにしようか迷うぐらいだと、今そういう悲鳴を上げているそうです。

あと、よそでは、廃校リニューアル50選、そういった、ちょうど町長が今回のグリーンツーリズムということで、本当に参考になる、ぜひぜひここはですね、行っていただきたいと思うんですけど、宮城県の志津川町のさんさん館。ツーリズムをしながら宿泊施設という、そういったので、とても、ちょっとメディアにも取り上げられたりというところだということなんです。阿見らしさを前面に出して、両方の面で推し進めていただければ。両方というのは、地元の方と、あとそういった複合的なことも両面だと思うんですけど、その辺は、最後をお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

実穀小学校、それから吉原小学校の各検討委員会の要望がですね、まずはですね、地域の交流拠点施設が第一に希望するっていうような形でございます、両校ともですね、地区公民館が設置されていないというような、そういったことからですね、地区公民館、社会教育施設よりもさらにですね、規制が緩い、より市民協働施設的なものを要望されているっていうようなことでございます。

その後にはですね、やはり今、難波議員がおっしゃいましたように、民間施設を導入することによりまして、より地域が、この施設が活性化するんじゃないかというようなことで、その辺の要望もされております。

ただし、吉原地区等にあれば、絞られまして、地域の主産業である農業ですとか、子育て支援、そういったものにぜひ導入をお願いしたいと。導入に当たりましては、実穀、吉原両校ともですね、その過程っていいですか選定過程におきましては、地域に十分説明、それから意見集約を丁寧に行った中で、地域が理解され活用できるような、そういった施設をお願いしたいというような、そういった強い要望がありますので、その辺もですね、当然、念頭に入れながら、これからですね、この地域の方々といろいろ話し合って、予算の範囲でですね、そういった施設を誘致並びに設置していければと考えております。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 最後に、委員会を新たに結成したという答弁書があったんですけれども、そのメンバーを教えてくださいませんか。答弁書のほうで、関係部署を集めて学校跡地検討委員会という、その、はい、お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 庁内の検討委員会っていうようなことでのメンバーでよろしいんでしょうか。庁内、この役所内。部長職とですね、それから関係課長で組織してございます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 最後に、神栖市に行ったときに、ぜひ若い方も発想力がすごいとねとおっしゃってましたので、これはまたいろいろ変わってくるのでしょうか、この検討チームというのは。若い、発想が全然違うとおっしゃって……。濟いません、誰が年ってわけじゃないんですよ。若いって、20代、30代の、やっぱり……。そういうことも、はい。そういう、やっぱりどうでしょう。

○議長（吉田憲市君） 公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 職員の検討委員会で、我々ではなく、もう少し若い方たちっていうようなことでしょうか。

○13番（難波千香子君） 若い方も。

○町長公室長（篠崎慎一君） 「も」。濟いません、「も」ですね。この学校跡地利用検討委員会は、ある程度道筋をですね、つけてまして、実際にそういった施設となりますと、具体的には関係部署にお願いすることになりますので、そうなりますと、その中にはですね、20代とか30代と若い方がいるかと思えます。ぜひ期待されていいかと思えます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 女性とかね、やっぱそういう意味合いで申し上げましたので、誤解のないように、よろしくお願いいたします。

以上で質問は終わらせていただきます。次に伺います。

○議長（吉田憲市君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 先ほど御質問ございました、旧実穀小学校と旧吉原小学校の今年度の予算ですけども、電気料と上水道料、それと電話料を予算化しておりまして、両校合わせて115万円程度、予算として上げてます。

以上です。

○13番（難波千香子君） 両方で、2校で。

○教育次長（朝日良一君） 2校で115万円。

○議長（吉田憲市君） よろしいですか。

○13番（難波千香子君） はい。

○議長（吉田憲市君） では、3問目に移ってください。

難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは3問目、人と動物の共生社会について御質問させていただきます。

阿見町では人と動物の共生社会の実現に向けて、平成25年、県内初となる動物愛護条例と動物愛護協議会を設置し、県や獣医師会からも表彰を受けております。また、犬猫の殺処分ゼロを目指して、民間団体の活動費を支援するほか、野良猫の不妊、去勢手術を推進するなど、積極的な動物愛護政策に取り組んでいただいていることは評価しているものでございます。継続的に一般質問させていただいておりますが、今回、取り組みの中から課題が上がってきたものについて御質問させていただきます。

1点目、道路上の動物死骸処理について。路上などで死んでいる動物をよく見かけられますが、その動物死体の処理は町の事業であるということで、方法と動物の種類、対象の道路をお伺いいたします。

2点目、動物の死体処理をごみ処理処分から専用焼却炉での個別焼却に、近隣の自治体例を参考に、実施していく考えはないでしょうか。廃棄物として処理するというのは、これは動物愛護の精神では問題があるかと思えます。犬でも猫でも、動物は死んでも動物として扱うというのが動物愛護精神ではないでしょうか。動物が死んだら物扱いとしてごみと一緒に焼却してしまうのは問題ではないでしょうか。第一に衛生上大きな問題となるのではないかと考えます。早期に処分方法の見直しが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、犬猫殺処分ゼロの取り組みの成果と、今後の課題はどうか。

4点目、地域猫活動についての周知についての町の取り組みはどうか。また、講演会等を開催し、地域住民の理解と協力を図り、野良猫由来の環境問題の減少を考えて推進していくべきではないでしょうか。

4点についてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 人と動物の共生社会についての質問にお答えいたします。

1点目の、道路上の動物死骸処理について、当町の方法と動物の種類と対象の道路についてであります。

町の処理方法としては、道路上の動物の死骸があるとの連絡を町民等から受けた場合、平日の日中においてはシルバー人材センターに委託している不法投棄パトロールの巡回にあわせて回収を行い、霞クリーンセンターにて焼却しております。費用的には、不法投棄パトロールの巡回にあわせての回収であること、霞クリーンセンターにて焼却であることから、不法投棄回収委託業務の中で対応しているところでございます。

一方、夜間、休日においては、民間のペット霊園事業者に委託しており、当該事業者が回収

を行い、ペット霊園の専用焼却炉にて火葬後、合葬としております。費用的には、平成29年度は1体回収につき1万2,420円を民間事業者委託料として支払っております。

動物の種類については、件数で申しますと、平成29年度の実績では、犬が6件、猫が127件のほか、ウサギ、ハクビシン等が191件、合計324件となっております。

対象の道路については、町道、県道、国道という公道としております。

2点目の、動物の死体処理をごみ処理処分扱いから専用焼却炉での個別焼却に、近隣の自治体の例を参考に実施していく考えはないかについてであります。

参考に近隣の自治体である土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、美浦村に聞き取り調査を実施したところ、自治体独自で専用焼却炉を保有しているところはありませんでしたが、町の休日、夜間の回収方法と同様に、回収を民間事業者に委託している場合は、当該事業者が回収を行い、専用焼却炉にて火葬後、合葬しているとのことであります。

廃棄物処理法によると、動物の死体は廃棄物であると定義されておりますが、動物愛護文化の高まりにより、廃棄物扱いから供養物としての対応へと求められ始めていることは理解しております。しかしながら、専用焼却炉での個別焼却となると、新たな民間事業者への委託費が発生すること。また車にひかれてしまった動物死骸の回収という事後対策よりも、車にひかれてしまう動物を減らすほうが大事であると考えていることから、この件につきましては今後、前向きに検討してまいりたいと考えております。

3点目の、犬猫殺処分ゼロの取り組みの成果と今後の課題はどうかについてであります。

平成28年度に、茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例の制定を受け、町でも、町動物愛護協議会が主体となり、獣医師県動物愛護推進委員、動物愛護団体、町民ボランティアと協働のもと、犬猫殺処分ゼロを目指して活動しております。

取り組みといたしましては、保護した犬や猫の譲渡会を行い、新たな飼い主を探しております。また、保護した犬や猫を町から預かりボランティアにお願いした場合には、その餌代等の補助を行っております。現状といたしましては、町から県動物指導センターに引き取られた犬や猫は、平成27年度が9件、平成28年度が5件、平成29年度が0件となっており、引き取られた犬や猫は減少しております。

今後も、町動物の愛護及び管理に関する基本理念に基づき、県動物指導センター、町動物愛護協議会及びボランティア団体と連携し、犬猫殺処分ゼロを目指す活動に取り組んでまいります。

4点目の、地域猫活動に関する周知について、講演等を開催し、地域住民への理解と協力を図り、野良猫由来の環境問題の減少を考えて推進していくべきではないかについてであります。

地域猫とは、飼い主のいない、その地域に住みつ়猫を、地域住民がルールにのっとり世話

をしている猫のことであります。この活動は、そういった猫に対し、糞尿被害やさまざまな野良猫被害を未然に防ぐために行っているものであります。

町では、その活動に対して、平成28年度から、町内動物病院の獣医師と不妊去勢の手術の委託契約を行い、雌猫の不妊手術について1件1万4,000円、雄猫の去勢手術は1件1万円の委託料を支給しております。今後、地域猫活動につきましては、町広報紙、ホームページ等での周知や講演会等の開催も念頭に置きながら、町動物愛護協議会と地域住民及び町民ボランティアの皆さんと連携を図り、野良犬が減少することより、人と動物と共生することのできる地域環境づくりを推進してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） まず1点目、このごみと一緒に焼かないということで、前向きな御答弁、大変にありがとうございました。そして、委託先としてNPOとか、いろいろなところがございますけれども、町長の公約にも、NPO等の町民活動を積極的に支援していくということがございますけれども、こういったことも含めて、委託とか今後の考えられることがありましたら、御答弁お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

道路上のですね、動物のですね、死体処理につきましては、町長答弁のほうにありましており、平日につきましては、シルバー人材センターのほうに委託しておりまして、シルバー人材センターの職員が回収して、それを霞クリーンセンターのほうで焼却処理、処分してるといような状況でございます、現状はですね。

それについては、一般ごみ処理扱いということで、廃掃法上はなっているわけでございますけれども、動物愛護の観点から問題提起が今後されていくんじゃないかということでありまして、そういう意味でですね、NPOっていう、今、お話も出ましたけれども、今、委託しているシルバー人材センターの業務を少し拡充してですね、まず、平日の動物の死体処理について、1つ考えといたしましては、回収してきていただいた動物の死体をですね、まずクリーンセンターのほうで、1週間だったら1週間保管するような形にして、それからですね、町に1つペット霊園が島津のほうにございますので、そういったところに職員がですね、持ってって、処分していただくというようなことで、少しでもコストをですね、抑えてやっていくというような部分で、ちょっと今、検討しているところでございますので、その上でですね、また動物愛護協議会の中でNPO法人の団体も入っておりますので、そういったところで適切に連携を組んでやっていく部分は、そういったものを検討しながらですね、進めていきたいというふうに

考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでですね、あと、町動物愛護協会や獣医師、またいろんな課題解決の要望とかもお聞きになっていらっしゃるかと思うんですけども、いろんな活動をしていただいています。そういった点については、何か今後、もっともっと殺処分ゼロ、あと、そういった意味で、何か今の団体、獣医師、またボランティアの方、今後の取り組みに対して、要望に対して、いろんな課題があるんですけども、今後の御決意をぜひお話してください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

動物愛護協議会ですけども、先月ですね、5月の29日になりますが、動物愛護協議会の飯村会長さんはじめですね、あと、ほか2人の協議会の会員さん、獣医師さんですけども、町長のほうにお見えになってですね、お話、要望的な話ですけども、いただきました。その中ではですね、まず、先ほどもありましたけど、吉原小学校の旧校舎のですね、跡地利用ということで、今、保護した犬や猫の保管場所っていいですか、そういったところがないということで、そういったものをちょっと考えていただけないかというのが1つ要望としてございました。

それから、先ほどあった、回収された動物死体の処理の方法ですね、適正な処理方法について考えていただきたいというような部分と、それから、小学校低学年をですね、対象とした動物愛護事業、ふれあい教室というのが五、六年前にやられてたということなんですけど、そういったものをですね、また復活してやっていただけないかということですね。やっぱり小さいうちからそういう小動物に対して、命の大切さとか、そういったものをやっぱり教えていくという部分では、そういう事業も大切じゃないかということでありましたので、そういった部分の要望。それから、今、動物愛護事業に関する補助、いろいろ町のほうとしてもやっているんですけども、なかなかそれだけでは難しいというようなことで、その予算の増額的な要望、そういったものもいただいております。

そういった部分については、またいろいろと町のほうとしても検討する余地もあるし、動物愛護協議会の中で、さらに検討していく部分もありますので、そういった協議会の中ですら、いろいろまたそういった部分について、いろいろ議論いただきながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 動物ふれあい教室ということになると、教育長の、菅谷教育長は

たしか校長のときから教育長にかけてやった経緯があるかと思うんですけれども、今後やはり教育委員会のほうで、学校の先生もお忙しいとは思いますが、そういった中で小さいうちという、教育長も重々御存じかと思えますので、その辺の今後やれるのかどうか。ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、今までの経緯もぜひお話し願いたいと思うんです。非常に大切だと思います、この事業は。よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 学校での命の教育ということになると思うんですが、小動物と触れ合って命の大切さを教えることも1つの方法だと思います。

それから、それ以外にも命の教育はやっておりまして、東京女子医大の、日本で5本の指に入るような先生の、命に対する、自分のオペとか、患者に対する思いとか、そういう授業もやっていますので、1つの方法としてということで、原理主義的に阿見町は全部やりなさいということは言えませんし、学校で教育目標を掲げて、それに沿った形の施策の1つとして、これはうちでは取り入れようと学校長が判断すれば、それはやっていただければいいことで、ウサギを抱いてね、その温かさだとかね、あるいは心臓の鼓動だとか、命の大切さを教えることは大事だと思うのですが、ただ、今、給食もそうなんです、アレルギーのお子さんとか、いろいろな問題を学校現場は抱えているので、一概に、はいわかりましたという返事は、私は今、できません。

それから、命の大切さ、先ほどのいじめの問題もそうなんです、小学校入る前のね、茨城県で就学前教育に力を入れてますけども、小学校入る前に、家庭で、しっかりとそれを教えていただくことが、その後につながってくるのかな。そういう意味で、今、県で力を入れてることを、阿見町でもぜひ各家庭で、で、法律の改正第10条だけど、第一義的な責任者は保護者であると、これは私、P連とかいろんな会合でね、お願いしてるんですけども、そういう認識を持っていかないと、全部学校入ってから、家庭教育学級もそうです。1年生の保護者、親では遅いんです。母子手帳いただいて、あなたパパですよ。あなた今日からママなんですよと。そこでもうしっかり親の教育をして、そういう施策のほうが、根底から積み上げていくことでは大事なのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。いろんなお話、ありがとうございました。含蓄があるお話です。情緒教育、いじめの防止、いろんな観点から、これは掘り下げていく問題かなと思います。その一助になればということで、そういった方向もまた加味していただければなと思います。

そして、こんなふうに、ちょっと広がるんですけど、マハトマ・ガンジーの言葉に、国の偉大さは、道徳的発展はその国における動物の扱い方でわかるという、そういった言葉もあるんですけど、やはり自治体で個人においても同じだと思うんですけど、やはり首長、町長から、人と動物の共生社会について、やはり今後オリンピック、いろいろ、いろんな行事ありますけれども、最後に、どのようにまた、行政として取り組んでいかれるのか、ぜひお話を伺いたいと思います。急に振りましたね。お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 動物愛護協会の皆さんといろいろなお話をしました。その中で、いろいろな御希望のことも、要望もございまして、私、感じることは、飼い主のマナーということが大事なのかなというふうに思います。単にかわいがられるだけじゃなくて、習性だとか生態をちゃんと知るとか、それから命あるものですから、最後まで面倒見るだとか、こういったことが大事なのかなというふうに思いました。町としてそういったマナーの啓蒙活動、こういったことも取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは、次の質問に、よろしいでしょうか。以上で、終わらせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） では、最後の質問でございます。人材育成基金の創設について質問させていただきます。

地方へ移住する若者をどう呼び込むか、就労環境に関する情報を積極的に発信することに知恵を絞る必要があります。若者の地方移住の促進策について、政府の有力者会議、このほど報告書がまとまりまして、地方創生施策の基本方針に反映させる予定です。大きな柱がUターンなど、大都市圏から地方へ移住するための施策の強化です。大学進学や就職などを機に東京圏内に移り住むケースが多いわけでありまして、内閣官房長の調査によると、東京に住む人の4割は、今後地方への移住を予定、検討したいと考えており、10代、20代でその割合が大きという統計があります。

そこで、3点御質問させていただきます。

1点目、大学等の卒業後、町内への若者の定着を促進するためには、地域一体となって人材確保に取り組むべきと考えるが、現状をどのように認識し、対策を講じていくのか。

2点目、県内高校から大学に進学した者のうち、約8割が県外大学に進学し、県内の大学に進学したものの6割が県外に就職してしまうという。人材育成基金を創設し、奨学金を支給するとの町長の公約をどのような内容で、どのように推進していく考えであるのでしょうか。

3点目、ふるさと納税を通じ、人材育成事業として寄付を募り、基金の運営に活用していくお考えはないか。ふるさと納税はどのような視点に立って推進していく考えであるのかお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 人材育成基金の創設についての質問にお答えいたします。2点目の、人材育成基金創設し、奨学金を支給につきましては、教育長か答弁させていただきます。

1点目の、大学等の卒業後、町内への若者の定着を促進するための取り組みの現状と対策についてであります。

定住が実現しているかどうか、これを評価するために注目する成果指標の1つとして、国勢調査による人口総数が上げられます。町の平成22年と平成27年の国勢調査の結果のうち、20歳から24歳までの年齢層における5年経過後の人口を比較すると、605人の減少が見られ、若年層の定着が課題となっております。

国全体の傾向として、次世代が少ない人口構成が進展している状況にあり、こうした人口減少を克服、地方創生という構造的な課題に取り組むため、平成27年10月に、阿見町人と自然が織りなす輝くまち総合戦略を定め、さまざまな定住促進施策を推進しております。若者の定住に向けた施策展開としましては、三世帯同居・近居促進奨励金や、町内企業の従業員を対象とした移住促進奨励金などを実施してきました。人材育成基金による奨学金の支給もその1つとなります。

今後も若い世代のニーズを捉え、U I Jターンの支援、創業・就農支援等の定住促進施策の充実を図り、若者に選ばれるまちづくりを推進してまいります。

3点目の、ふるさと納税を通じた人材育成事業についてであります。

ふるさと納税で御寄附いただく際に、目的基金を設置し、寄附者に用途を選んでいただくことで、寄附金を寄附目的に沿った事業の財源として活用することができます。その選択肢として、阿見人材育成基金を位置づけることを検討したいと考えております。また、ふるさと納税の推進の視点につきましては、ふるさと納税制度は、町の特色をPRし、さまざまな政策を実現するための有効な手段であると考えておりますので、町内農業者の皆さん、商工業者の皆様、町内工業団地の皆様の御協力を得ながら、町の地域資源を最大限に活用した、魅力的な制度構築に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 人材育成基金を創設し、奨学金を支給するため、どのような内容で、

どのように推進していく考えであるかについてお答えします。

川畑議員へお答えしたとおり、奨学金の支給については、人材育成基金設置の方法及び貸し付け型と補助金型のどちらが実用的かについて調査検討しているところであり、できるだけ早い段階で、奨学金制度の道筋を確定させられるよう取り組んでまいります。

○議長（吉田憲市君） 13番難波千香子君に申し上げます。発言残時間が3分となりましたので、簡潔明瞭をお願いします。

難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 人材育成基金ですけれども、このふるさと納税の寄附目的の中にも位置づけるという、そういったことでありますけれども、同僚議員もおっしゃってますけれども、いろんな、今度、事業、お祭り、お年寄りの見守り、空き家見守り、いろいろ特徴がありますけれども、阿見町といたしまして、今後の制度構築に取り組むということでもありますけれども、これはどういった道筋で今後、町長の公約でもありますけれども、その辺を教えてくださいませんか。なかなか見えてこないんですけれど。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

これまではですね、道の駅を契機にですね、そういった返礼品としての特産品を開発しているというようなことでしたが、その辺が方向転換しまして、まずは町長が今、答弁で申し上げましたように、農業それから商工業の皆様方にですね、協力を仰ぎながらですね、そういったものを返礼品となる特産品を、まず開発していきたいというふうに考えています。あわせて、町としてのしっかりとしたですね、事業ですね、あわせてPRしていければと考えております。

やっど、ふるさと納税につきましてもルールが徹底されてきてまして、しっかりと総務省、国がレフリーになっていただいていますので、その辺はですね、中で、阿見町も負けないように頑張っていければと考えています。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変に期待しているものであります。町民もいろんな意味で御協力できる方も多いのではないかなと思いますので、ぜひまたよろしく願い申し上げます。

最後に1点、教育長のほうからありました、この人材育成基金の創設でございますけれども、選定には大変苦慮されるかと思えます、非常に。また、人数を何人にするのか、またどうするのかを、まだ。それでなおかつ早急にという御答弁でしたので、いかほど大変なのかなと想像、思うわけでございますけれども、本当にこれは喉から手が出るほど大切な1つの基金になると思いますので、どっちにしてもいいものができて、また喜ばれるものにしていただければなど、

大変期待するものでございます。

先ほど、1名を2名にしたという。もし阿見町でこれもそうなった場合はいかがでしょうか。きつい御質問です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。

先ほどの教育長の答弁でもございましたけれども、まだ現時点では、人材育成基金の設置の方法とか奨学金の内容等について、まだまだこれから調査研究していくものでございますので、ここで具体的なことはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。済いません。

○議長（吉田憲市君） 難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。またしっかりと、輝ける阿見、そういったものをぜひ構築して行っていただきたい。また御協力もしていまいりたいと思っております。長時間大変にありがとうございました。以上で終了させていただきます。

○議長（吉田憲市君） これで13番難波千香子君の質問を終わります。

次に、15番柴原成一君の一般質問を行います。

15番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔15番柴原成一君登壇〕

○15番（柴原成一君） 千葉町長は、2月の町長選挙において、阿見町道の駅の凍結、再検討を掲げて当選いたしました。天田町政のもと、8年の年月をかけて阿見町道の駅の研究準備を行い、用地買収も平成29年3月28日に可決いたしました。議決を無視した公約だと思うので、以下の質問をいたします。

道の駅については、8年の年月をかけて準備してきたことを知っていたか。

29年3月28日の、道の駅用地取得の議決を知っていたか。

ファーマーズ・フォレストとの指定管理契約は知っていたか。

4つ目、このように進めてきた道の駅を凍結、再検討する理由は何か。

阿見町の未来には道の駅が必要だとは思わないか。

6つ目、道の駅をあの場所で取りやめた場合、売り主の特別控除は適用になるか。

以上、よろしく願います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 道の駅についての質問にお答えいたします。

1点目の、8年の年月をかけて準備してきたことを知っていたかについてであります。

前町長が就任して間もなく道の駅の検討を始め、今に至っていることは承知しておりました。

2点目の、平成29年3月28日、道の駅用地取得の議決についてであります。承知しておりました。

3点目の、ファーマーズ・フォレストとの指定管理契約は知っていたかについてであります。指定管理予定者として、平成29年3月23日に、町と覚書を締結したことは知っておりました。

4点目の、道の駅の凍結、再検討する理由につきましては、昨日の海野議員の質問でお答えをしたとおりでございます。

5点目の、阿見町の未来には道の駅が必要だとは思わないかについてであります。

道の駅は、8年前の町長選挙の公約でもあり、地域振興や農業、商工業など、阿見町の経済発展のため必要だと考えております。

6点目の、道の駅をあの場所で取りやめた場合、売り主の特別控除は適用になるかについてであります。

道の駅につきましては、凍結し、再検討でございますので、現時点で取りやめるという結論には至っておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 再質問いたします。平成22年から今まで、道の駅にかけた全ての経費は幾らでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

その前にですね、全ての経費ということなんですけども、ここで申し上げる数値はですね、委託費、用地費、補償費、工事費、あとですね、委員会ですね、報酬、費用弁償等の金額ということになります。

それですね、22年度から29年度での合計は、3億9,222万5,573円となります。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 前町長が就任して間もなく、道の駅の検討を始め、今に至っていることを承知しておりましたとの答弁ですが、平成23年の阿見町道の駅準備検討委員会や、平成24年の阿見町道の駅整備推進会議は公開されていたと思うんですが、千葉町長は傍聴したことはありますか。また、平成25年に作成した阿見町道の駅基本構想に目を、これですね、目を通してありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 推進協議会，検討委員会，それから推進会議については知っておりましたけれども，傍聴はしておりません。それから，今の道の駅の基本構想，これは私，知りませんでしたので，見ておりません。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） ぜひ見ていただきたいと思うんですが，これはかなり時間をかけた，いい，全て網羅したすばらしい本だと思っています。

次の質問です。29年3月28日に道の駅用地取得の議決を承知しておりましたとの答弁ですが，この議決についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 議決については議会でお決めになることですから，私を知るよしもありませんけれども，そのことについて私は大変疑問を持っていました。本当にこれでいいんだろうかという思いがございました。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 疑問をどの時点で持ったのかわかりませんが，今までに3億2,000万円かけているんです。だから，最初から町長が道の駅を考えていたということであれば，当初から口を挟み，意見を述べ，3億2,000万の工事を変更できたんじゃないかと思うんですが，その点いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 私はその当時，議員でもありませんし，一般町民でありましたから，思いは持ってましたけれども，そこへ届けるところがございませんでした。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 届けるところって，一町民で，公募もしているし，あとは知り合いの議員もいるでしょうし，意見を述べる機会があったんじゃないかと思いますが，しょうがないですね，これはそれで。

次に，質問します。ファーマーズ・フォレストと覚書を締結したことは承知しておりましたとの答弁ですが，指定管理者を公募しましたが，何者応募いたしましたでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 7者と聞いております。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） それで，再質問で用意していたんですけれども，その公募の中には商工会や農協からの応募はありましたかという質問を考えていたんですが，先ほどの答弁で，どなたかの答弁に応募はないという返事があったんで，これはやめておきますけれども。

続きまして、次の質問です。昨日の海野隆議員の答弁で、運営体制の問題として、JAや商工会、地元生産者が主体となった運営方法もあるのではないかと考えておりますが、私はこれは無理だと思ってます。魅力ある民間業者こそが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 柴原議員の考えもあるかと思いますが、私は地元の業者の中で、地元の出身のJA、商工会、こういったところが中心になってやってくべきではないかという思いがあります。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） そういう町長の思いはわかります。しかし、そういう方に意欲がなければどうしようもないのではないか、そういうふうに思います。とりあえずそれはおいときます。

続いて、道の駅を凍結、再検討の理由として4点上げられていますね。場所の問題、時期の問題、建設費の問題、運営体制の問題。で、最初の場所の問題ですけど、これは、あの場所よりももっと交通量が多いところ、たくさんあります。例えば私のスタッフ、ブレーンにも言われます。何で荒川沖木田余線じゃないんだ。4車線で交通量一番多いじゃないかと。で、私は答えたのが、町全体を見渡したときに、町の将来を考えたときには、あそこでいいですよというような説明をしました。苦しい言いわけなんですけど、荒川沖木田余線では、すごい交通量、調査してんだかどうかわかりませんが、というような意見もね、私のスタッフから出ております。何で地元じゃないんだよ。それもおいときます。

まあ、何です、一番の問題は、さっきから、もう一回言いますが、突然の再検討で一番戸惑っているのは職員の方ではないかと思えます。8年間一生懸命やってきて、町長がかわったらがらっと変わってしまった。先ほどの答弁で、中止ではないということが1つ一番幸い、私にとってはよかったなと思えます。今までの執行部の努力、無にならない、全然無にならない。で、再検討するには、この基本構想がもとになるというふうに私は思います。

もう一つ聞き忘れました。検証委員会を立ち上げると、2年間とありました。検証委員会の構想というのはどういうふうに考えていますか。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 今、現段階では申し上げられませんが、検証委員会を立ち上げて、9月の議会までに明確にするというようなことで申し上げているとおりであります。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） わかりました。その2年間と合計10年間の検討を重ねることになるわけですので、すばらしい道の駅ができることを祈念しまして、質問を終わります。ありがと

うございました。

○議長（吉田憲市君） じゃあ、2番の質問に……。2番の質問ありますよ。

○15番（柴原成一君） 失礼しました。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 続けて2問目の質問に移ります。

阿見町の財政調整基金の推移について質問いたします。

1つ、川田町長、天田町長の財政調整基金の推移を教えてください。

2つ目、昨年、29年の財政調整基金の残高は少ないと思いますか。

3つ目、28年の阿見町の財政調整基金残高は県内何位でしょうか。

以上、お願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町の財政調整基金の推移についての質問にお答えいたします。

1点目の、川田町政、天田町政の財政調整基金の推移についてであります。

川田町政では、就任時の平成5年度末で、約17億5,000万円、退任時の平成21年度末で、約10億9,000万円、約6億6,000万円の減となっております。

天田町政では、就任時の平成21年度末で、約10億9,000万円、退任時の平成29年度末で、約27億1,000万円、約16億2,000万円の増となっております。

2点目の、昨年の財政調整基金の残高は少ないと思うかについて、3点目の、28年阿見町財政調整基金残高は県内何位かについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

平成28年度の県内順位ですが、市町村の規模が違うため、財政調整基金残高が標準財政規模に占める割合でお答えをいたします。平成28年度の阿見町の割合は29%で、県内市町村総計20.6%を上回っており、県内順位は11番目となっております。

財政調整基金の残高については、標準財政規模に占める割合で県内上位に位置しておりますが、今後の既存の公共施設の修繕や建て替え、その他の行政需要を考慮すると、現在の基金残高でも十分とはいえないと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 阿見町は、他の市町村から、かなり恵まれて、うらやましがられております。なぜかと。東部工業団地、雪印メグミルクから、かなりのものが県とのタイアップの中ではりついております。これは税収はだんだんよくなっていくというふうに私は思っています。そんな中で、今後、東部工業団地が終わり、吉原の、今、県の区画整理をやっているところが終わり、その後、一体今度は阿見町の未来をどういうふうに考えているのか、何かビジ

ョンがありましたら、お願いいたします。

○議長（吉田憲市君） わかりますか。

○15番（柴原成一君） じゃあ、もう一回言います。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） ですから、財政調整基金を増やすために、それと税収を上げるために、今の工業団地とか終わった後、吉原の区画整理が終わった後の、町の税収を上げるビジョンを何か考えておりますかという質問です。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 全部が終わった後の税収増ということになると、大変難しいことでありましようけれども、私が公約に掲げています、若い世代の人に移り住んでいただく、それをすると町税が上がっていきます。ですから、ある程度収入を得ている人たちに集まってもらうという、そういった思いはあります。しかし、税収については、どこも減収をしているところですから、なかなかそれを上げるといふことのビジョンというのは難しいんじゃないかと思えますね。ですから、出るほうを抑えるという形のほうが明確な回答かと思えます。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

○15番（柴原成一君） ありがとうございます。それでは質問を終わりますが、9月の議会では税収について質問したいと思えます。

どうもありがとうございました。終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、15番柴原成一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。議会の再開は5時30分といたします。

午後 5時18分休憩

午後 5時30分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） それでは、こんばんは。こんばんはじゃない、こんにちは大。

まずですね、一般質問に移る前に、本年2月の阿見町長選におきまして、第8代阿見町長に就任されました千葉町長に、まず祝意を表します。

それではですね、通告書に基づきまして、一般質問のほうをさせていただきます。

町長就任後ですね、未来に責任を持てる魅力のあるまちづくりのスローガンを掲げ、その実

現に向け、広報あみ5月号にて、24の公約を示されました。しかし、広報あみは項目だけの1ページでしたので、公約の詳細について詳しく御説明をお願いしたいと思っております。

1，教育で、未来へ投資を行うまちづくりについて。①阿見人材育成基金を創設し、奨学金を支給。②スクールカウンセラーの配置拡充。③給食費無料化の拡大。④ランドセルの無料配布。

(2) 番，福祉で、お互いに支え合うまちづくりについて。①幼児保育施設の整備。②18歳までの医療費無料化。③障害者が自立できる授産施設の創設。④低所得者が入所できる介護施設の誘致。

(3) 番，産業で、地域資源を生かすまちづくりについて。①道の駅建設を凍結し再検討。②プレミアム付き商品券の復活。③グリーンツーリズムの推進。④観光資源の発掘と特産品の開発。

(4) 番，参加で、誰もが主役になるまちづくりについて。①地域予算の創設による町民参加型予算の導入。②町民討議会の開催。③NPO等の町民活動の支援。④議会のケーブルテレビ中継とネット配信。

(5) 番，安心で、危機管理ができるまちづくりについて。①県外市町村との災害時相互支援協定の締結。②警察等からの出向職員の配置。③自治体クラウド移行によるリスク回避。④救急体制の再構築。

(6) 番，財政で、財政規律を守るまちづくりについて。①基金積立額の適正確保と町債の抑制。②公平公正な入札と契約制度の見直し。③ふるさと納税への積極的な対応。④公共施設の老朽化対策と主な事業の見直し。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 栗原議員の質問にお答えいたします。

未来に責任を持てる魅力あるまちづくりのスローガンは実現できるかについてでございます。既に一般質問で回答いたしました施策につきましては、説明の重複を避けるため省略させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

まず、1つ目の約束である教育については、未来へ投資を行うまちづくりを目指して、4点ございます。

1点目の、阿見人材育成基金を創設し、奨学金を支給につきましては、川畑議員に対しお答えをしたとおりとなります。

2点目の、スクールカウンセラーの配置拡充につきましては、紙井議員に対しお答えをしたとおりとなります。

3点目は、給食費無料化の拡大についてであります。現在実施している第3子以降の学校給食費無料化の対象者を拡大し、保護者負担の軽減を図り、子育て支援を充実してまいります。

4点目の、ランドセル無料配布につきましては、久保谷充議員、紙井議員に対しお答えをしたとおりとなります。

次に、2つ目の約束である福祉については、お互いに支え合うまちづくりを目指して、4点ございます。

1点目の、病児保育施設の整備につきましては、海野議員、紙井議員に対しお答えをしたとおりとなります。

2点目は、18歳までの医療費無料化についてであります。全ての子供たちが必要とする医療を安心して受けることができるよう、子供医療費無料化を平成30年10月診療分から、対象年齢をこれまでの15歳から18歳まで拡大して実施することを検討してまいります。

3点目の、障害者が自立できる授産施設の創設、4点目の、低所得者が入所できる介護施設の誘致につきましては、川畑議員に対しお答えしたとおりとなります。

次に、3つ目の約束である産業については、地域資源を活かすまちづくりを目指して、4点ございます。

1点目の、道の駅建設を凍結し、再検討につきましては、海野議員に対しお答えしたとおりとなります。

2点目の、プレミアム付き商品券の復活につきましては、川畑議員に対しお答えしたとおりとなります。

3点目は、グリーンツーリズムの推進についてであります。グリーンツーリズムについては、これまでも農業体験や食農体験ツアー等を独自に取り組んでいる地域もありますが、担い手の育成や年間を通した受け入れ体制の構築が課題となっております。学校跡地の活用なども含めて調査研究を行いながら、これら課題の解決に向けて取り組んでまいります。

4点目の、観光資源の発掘と特産品の開発につきましては、川畑議員に対しお答えしたとおりとなります。

次に、4つ目の約束である参加については、誰もが主役になれるまちづくりを目指して、4点ございます。

1点目は、地域予算の創設による町民参加型予算の導入についてであります。町民参加型予算は、自治体の財政が厳しさを増す状況の中で、予算編成プロセスへの町民参加を通して、自治意識の向上、積極的なまちづくりの参加、地域課題の解決を支援する効果的な取り組みとし

て近年注目をされており、その導入に向けた調査研究を行ってまいります。

2点目は、町民討議会の開催についてであります。町民参加による町民を主役としたまちづくりを推進するため、いつでも町民の声に真摯に耳を傾け、小さな声も拾い上げられる体制の構築と町民のまちづくりへの参画を促すことを目的とした町民討議会の開催を検討してまいります。

3点目は、NPO等の町民活動への支援についてであります。町民参加による協働のまちづくりを進めるためには、地域予算や町民討議会のような町民が主役となる環境の場を整備するほかに、町民自身が積極的かつ自発的に行う活動を広げていくことも重要であることから、こうした市民活動を積極的に支援してまいります。

4点目は、議会のケーブルテレビ中継とネット配信についてであります。議会の定例会等の様子をケーブルテレビやインターネットによって外部に配信し、審議内容を顔が見える形で町民の皆様にご覧いただき、町政への関心と理解を高めるための一助としてその導入を、議会との調整を行い検討してまいります。

次に、5つ目の約束である安心については、危機管理ができるまちづくりを目指して、4点ございます。

1点目は、県外市町村との災害時相互支援協定の締結についてであります。東日本大震災など、大規模災害時には、被災した自治体単独では、被災者の救援、復旧活動が困難な状況が想定されます。このような状況下においては県内の市町村も同時に被災している可能性が高いため、一定の距離にあり、かつ主要幹線道路の復旧で相互支援が可能となる県外自治体との、災害時相互支援協定が有効な手段と考えられます。

実績としましては、昨年の11月に千葉県酒々井町と協定を締結しており、今後も県外他市町村との協定締結を加速してまいります。

2点目は、警察等からの出向職員の配置についてであります。防犯力を高めるさまざまな活動に警察官のノウハウを取り入れ、犯罪のないまちづくりを推進するため、行政と警察のパイプ役となる警察等からの出向職員の配置を検討してまいります。

3点目は、自治体クラウド移行によるリスク回避についてであります。大規模災害時においても必要な行政機能を維持継続し、復旧活動や被災者支援を円滑に行えるよう、基幹業務システムのデータを安全な外部データセンターで保有、管理する自治体クラウドへの移行に取り組んでまいります。

4点目は、救急体制の再構築についてであります。さらなる救急医療体制の充実に向け、稲敷広域消防本部、東京医科大学茨城医療センターとの連携強化を図り、稲敷広域消防本部加入以降の町内の救急活動状況を関係機関とともに検証し、救急体制の再構築に取り組んでまいり

ます。

最後に、6つ目の約束である財政については、財政規律を守るまちづくりを目指して、4点ございます。

1点目は、基金積立額の適正確保と町債の抑制についてであります。災害時や経済事情の急激な変動、公共施設の老朽化対策にも対処できるよう、基金の中期的な目標額を設定し、積み立てのプロセスを確立します。詳細については、将来世代に過度の負担を残すことのないよう、発行額の抑制を図り、財政の健全性を保ってまいります。

2点目は、公平公正な入札と契約制度の見直しについてであります。入札制度の公平性をより一層高めるため、電子入札システムの導入などに継続して取り組んでいくとともに、地域の特性を踏まえまして、入札方式を計画的に見直し、町内業者を育成する観点から入札参加機会の拡大を図ってまいります。

3点目の、ふるさと納税への積極的な対応につきましては、難波議員に対しお答えしたとおりとなります。

4点目は、公共施設の老朽化対策と大型事業の見直しについてであります。町の公共施設の多くが改修や建て替えの時期を迎えつつあり、限られた財源の中で対策を進めていくためには、緊急度、優先度を明確にしながらか計画的に事業を実施することが不可欠であるとともに、後年度への影響が大きい大型事業については適正規模への見直しを進め、財政負担の軽減と年度間負担の標準化を図ってまいります。

以上、24の政策公約について御説明いたしました。

このうち、教育、福祉、産業の各政策のうち、早期に着手し、または事業化のめどをつける必要のあるものにつきましては今回の補正予算に計上しております。それ以外の政策公約につきましては、時間がかかるものや検討しなくてはならないものがありますが、それらを整理しながら、政策の具現化に向け、この4年間で取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。それでは、答弁書に基づきまして、再質問をさせていただきます。まず、（3）番の、産業で地域資源を活かすまちづくりについての①番、道の駅建設を凍結し、再検討についてお伺いいたします。

まず、海野議員、それから川畑議員、柴原議員もですね、同じように、道の駅につきましては質問させていただいていますので、今までの中で明らかになったことがありますけれども、まず会談内容について再確認をさせていただきたいと思っております。

まずですね、海野議員に伝えた答弁書の中の、3点目の、町長就任以降の道の駅契約に関する

る動向についての中の部分なんですけれども、伝えてる内容は凍結、再検討。つまり松本社長に伝えたのは……。会談、会談ですね。会談で伝えたのは、凍結、再検討。それは、例えば凍結、再検討するから待ってくださいよってということなのか、もう白紙撤回をするんだということなのか、これはどっちでしたっけ。そのどちらか。つまり、凍結、再検討という形で向こうは捉えているのか、白紙撤回ということで捉えられているのか。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 白紙撤回とは一度も言ったことはありません。公約どおり、凍結、再検討ということで謝罪に行ってきました。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） で、これについて、相手方は理解を得たということで、これは納得したということによろしいんですかね。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 納得したと思って帰ってきました。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 続いて、御答弁の中にもですね、なかなか言いにくいデリケートな問題なんだけど、ここで話さないといけないということで、賠償問題についてもお話をされたということだったと思うんですけども、実質経費については町で払わなければいけないだろうということで、じゃ、相手方がですね、当然これからの交渉になるので、デリケートな答弁にはなると思うんですけども、その辺の金額なんていうのは、もう提示はあったんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 実際の会談ではございませんでした。で、今、調整を図ってますが、担当の方がですね、今、違うところで開設に向けてお忙しいってということで、まだその辺の具体的な数字はいただいておりませんが、最初に町長がお答えしましたように、9月の議会にはそういった金額をですね、提示できればというようなことで今、進めているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。今年の第1回の定例会のときにですね、今年度、私は5月に沖縄に行つてまいりますということでですね、議場でお話ししたと思うんですけど、5月の21、22、23で沖縄のうるま市に行つてまいりました。そこはファーマーズさんが第3番目に開設を手がけているところで、社長も来られていたので、こんなところも飛び回つてきてるんだなっていうふうに思いました。それっていうことはですね、このファーマーズさんの回答は、今、待ってるということだったんですけど、大体いつごろ、予想としては出るの

かなってというの、それはまだわからないですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） できれば9月の議会にですね、補正として上げられるような形で考えているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。続いて、地権者との部分でですね、その次のところなんですけど、その他、地権者や国、県などの関係機関につきましては、通知、職員が協議、全員が理解を得ており、おおむね完了しておりますということの部分なんですけれども、先ほどの柴原議員からもありましたけれども、地権者についてはですね、今回、譲渡所得控除が受けられるか、受けられないかってのも大きな問題だと思うんですね。これについてはですね、まだ中止でなく、まだ継続しているのという御答弁があったんですけど、実際これはですね、特別控除というのは、昨年、買収は今年度3月に買収されるんですけど。そうすると、30年のときに、それぞれの地権者のところに5,000万控除の部分が見えるような形でいくのか、それは例えば、実際に建物建ってないので、継続性としては5,000万控除が見えるのか、それとも一般の部分で、一般の譲渡がかかってしまうのか。その辺はこの答弁書になかったんですけど、それはどういうふうに考えればよろしいんですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 確定申告時にですね、そういった特別控除ということで、町のほうでそういった証明書を出しまして、そこで処理していただくということになります。実際に、年度ではございませんので、税法上は年ですので、29年、30年にまたがっておりますので、29年度は今年の2月、3月で処理された方もいますし、30年にお支払いした方につきましては、来年の確定申告時についてというような形になって、そこで処理するということになります。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 当初売買のときをお願いしていた特別控除は受けられるということで、今、進んでということですよ。はい、ありがとうございます。

続きましてですね、（4）番、参加で誰もが主役になれるまちづくりについて、巻きながら、皆さんの御期待に沿えるようにですね、巻きながら質問させていただきます。

まずですね、地域予算の創設による町民参加型予算の導入とかですね、町民討議会の開催。なかなか耳なれない文言が入りまして、たまたま6月の2日、3日でですね、神戸に、地方財政学会がありましたので、そのとき出席したときに、先生にちょっとこのことを聞いてみました。先行研究もちょっと少ないんだということだったんですけど、注目はされてるよということでした。

これもパッケージになっているので、例えば町民参加型をやる場合には、討議会をベースにやっていないとだめだし、それを動員かける場合は、NPOの部分をもっとかけなければ、どんどん動員がかからないんだと。だから、3つをパッケージで推進しないと、この地域予算、町民参加型予算の浸透はできないんだっていうふうに先生のほうから言われました。

まさしくですね、今回、第4の部分でですね、公約として出されているのが、その3つの事柄がワンパッケージになっているっていうことで、1番、地域予算の創設による町民予算の同一になっているというわけです。

そこでですね、ここで規模なんですね。例えば、これはもともとブラジルだとかアルゼンチンだとか、向こうから始まってきたもので、もともとは100万人いた地域の方が、いろんな形で、やっぱりエリアも広いし人口も多いので、なかなか参加できないというところで、どうやって予算を回していったって、町民の方により参加をしてもらったっていうのが、この成功事例なんですよ。ただ、日本に入ってきてからですね、先生が言われたように、先行研究がないんだ、少ないんだっていうのは、なかなか100万人を超える自治体があるのは多くはない。1,740ある中ですね、なかなか少ないんだということなので、進みが、新しいところなんだけど少ないんだと。

そのときに、地域予算の規模っていうのを、どういうふうに考えられてるのか。どのぐらい考えられているのかということですね。それはいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 市民参加型予算については、私は大分研究してきましたので、今の言っているとおり、ブラジルのポルトアレグレで始まった。そこは貧困層が少しでも自分たちの思いをとということで、そういった予算ができたということなんですね。

日本に来た場合にどうなるかって。日本はもう成熟してますから、そんな中で、どんな形していくかということで、今、私、一番ポイントにしてる、この政治の部分でですね、投票率がずっと下がっているというようなことなんですよ。いかにして皆さんに、町民の皆さん、住民の皆さん、有権者の皆さんに投票に行ってもらおうかということになると、政治に対してだとか、まちづくりに対してだとかって、そういうことを機運醸成をしなくちゃいけない。そういった一助になるというふうに思っています。

その中で、先ほど言った町民討議会についてはですね、無作為抽出で、これは総合計画でも、これまで阿見町では実績があるんですね。そういったベースがあるので、これはそんなに難しくないと。それを定期的に行うことによって、今、阿見町としてどんな形がまちづくりとしていいのか。それからどんなことを望むのかだとか、そういうものをみんなに話し合ってもらって、そういった機運醸成をする。

それから、ちょっとこの辺では余りやらない会議なんですけど、ほとんど東京行くと、ワークショップ型で、自分でメモして張りつけてっていう、自分の意見をどんどん繰り入れてもらうような形になっています。ということは、小さな声をも拾うというような形の会議の仕方があるんです。それにみんなでいろんな意見を交換をしながらやっていく。で、最終的には町民討議会はグループ分けをするんですけども、その中でいろんなお題を与えて議論していただいて、最終的に集約していくということを何回か積み重ねていって、その出席する人を増やしていくということになれば、討議というものがですね、地域に伝わっていくということが、この後地域会議という形になっていくんですけども、それが今の阿見町では、行政区が単位としていろんなものできてきているので、それ可能ではないかと。

その中で、ふれあい地区館活動等で、小学校が1単位になっている、そういった集まりがありますので、行政区単位で本当はやりたいんですけど、ちょっとなかなか難しいだろうと。それから、今の事態、実穀小学校、吉原小学校が閉校になってしまったと。その小学校を起点とした地域活動をするにはどうしたらいいだろうと。そういったことの一助にもなるのではないかと。その中で、例えば実穀であれば、上小池、下小池あたりから委員を出していただいて、地区から委員を出していただいて、その委員が地元のいろんな声を聞いてくる。それを集約して会議を開く。で、その会議の中で、ここの陥没したとこ直さなくちゃいけないよ。ここはバス停が壊れてるよ。そういったものをみんなで集約して、じゃあこの部分、予算要求しましょうというようなことで。

で、なかなか予算という形でなかなか難しいので、習志野市あたりは職員が張りつけになって、いろんな疑問について教えていくとか、そういう形で予算をつけていく。結局、予算というのは議会を通さなくちゃいけないので、最終的には議員の皆さんに議決をしていただくということになります。

私は、その地域会議というのが本当に小さな声を拾う場所になるのであれば、私は議員さん方もそこに行くような形になっていくのではないかと思います。ですから、これは大変有意義な事業ではないかと、やり得るのではないかとというふうに思っている。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。町長、そのときに、予算規模、地域の予算に渡す部分ってというのは、ざっくりどのくらいをイメージされていますかね。

○議長（吉田憲市君） 千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 自分の気持ちの中ではありますけれども、それが先行してしまいますので、今からいろんなことを検討しなくちゃいけません。その中に、今の財政事情、財政課、そ

れからいろんな部分で、部署で話し合っ、ある程度このぐらい、このぐらいついていうことを、きつと決めなくちゃいけないと思うんです。今、その時期ではないと思いますので、それは御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。今ですね、議会のほうでもですね、議決権、議決をするということで御答弁ありました。先生がですね、結構、これをやっていく上で課題となっている部分については、二元代表制である議会との関連性であるとか、執行部さんのほうの予算編成権だとかですね、そういうものに対して、どんどんどんどん住民の方が多くなってくると、そういうとこまで心配しなきゃならないというような課題があるんだよつていう形で言われましたけれども、実際、町長の部分では、議会のほうの議決があるということで心得ているよつていうことで、安心いたしました。

それではですね、討議会なんですけども、これもですね、やっぱりなかなか日本としては、PTAのほうの集まりもなかなか活発にならないような状況の中で、いきなり討議会が始まると、なかなか出席率が上がらない。その中で、今、町長が言われたように、熟議つていうところの会議体をもつてきて、本当に上からちつちやな子までが自分の書いてあるものを張りながら、意見をどんどん出し合つていくつていう、この熟議つていう会議体があるんですけども、それで大体醸成をしながら、町民討議会のほうに移行するんだというのが多分ベストだろうとつていうふうに言われてましたので、もしそういう形でやられればですね、熟議つていうことでも考慮をいただきたいと思つております。

それから、先ほど御案内したとおつり、これをやるためにはNPOの支援も大切だよつと。そこでですね、例えばどのような支援策つていうのをイメージされていますかね。

○議長（吉田憲市君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） なかなか阿見町でもボランティアセンター等含めて、ボランティアをやりたいという人たちはきつといると思うんです。潜在的にもいると思うんです。それがどこへ声かけたらいいか、実際どうしたらいいかつていうのはなかなか難しいというところもあつて。それから、NPOの設立、なかなか難しいです。ですから、そういうNPOの設立、それから更新だとかつていうものを、ちゃんとやつてあげられるような、飛騨高山あたりは、NPOを支援するNPOつていうのがあつたり、そういう形のやつでNPOをどんどんつくつていつて、行政ができない部分をフォローしてもらつていうような形は、私はこれから将来像としてはいいのではないかと思つてます。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。では、ケーブルテレビ、④番ですね、ケーブ

ルテレビと中継ネット配信について、これはですね、時期的にはどれぐらいの感じでできたらいいなって形でお考えなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

町長のほうの答弁にもありましたように、今、議会事務局長を通じ、議長のほうから全員協議会などで、この政策についての提案を議会のほうにさせていただいていると思うんですが、そういう中で、いろいろ御協議いただいた中で、しかるべき時期に来ましたら、そういうシステム導入等を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。では、続きまして、（5）番、安心で、危機管理ができるまちづくりについてお伺いをいたします。

①番のですね、県外市町村との災害時相互支援協定の締結ということで、酒々井町のほうの締結がまず1個ありましたよってことで御案内がありました。そこでですね、協定先の自治体数ですね、どのくらいの数で締結したいなというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

昨年11月にですね、御承知のとおり、酒々井町と応援協定結びましたけれども、これは阿見町にアウトレットがあるということで、酒々井町も同様のアウトレットがあるということで、そのアウトレットつながりで、まず最初に酒々井町と協定を結んだという経過がございます。

今後はですね、そのほかにアウトレット御殿場、それから佐野、そういったところにアウトレットはございますので、御殿場市、佐野市、そういったところとですね、順次できればですね、支援協定を結んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。私も今、安心しましたのはですね、ある一定以上の距離があるところがいいだろうという形の中で、なかなか狭い範囲をイメージしていたんですけども、2年前にですね、NHKで市川市がふるさと納税でかなり爆発的に寄附金額が得られたということで、市川市役所にも伺ったんですけど、そのときにですね、この災害時協定先が持っている特産品を、ふるさと納税の自分のところの特産品として扱うことができるっていうことを聞いたんです。ですから、例えば、そこは、市川は、清水市と協定を結んでいて、箱型、業務型のトイレトペーパーを出してるんです、ふるさと納税で。そこを市川が、自分のところと同じように出せる。で、今、部長の答弁のように、範囲を狭めずに、アウトレットつながりでいけるっていうことになると、御殿場までと、どんどんどんどん広がっていくわけ

ですよ。すごくいいことなんです。で、幅を狭めずに、そういう協定にすると、その副産物もあるということの中でですね、推進をしていただきたいと思っております。

続きまして、2番目、警察等からの出向職員の配置なんですけれども、これをですね、配置先とか職位ですね、どんなイメージを持たれているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 警察ですから、やはり今、反社会的な、そういった団体、それから、交通安全、防犯、こういったところの部署です。今、阿見町では危機管理監がいますので、その防災のほうはいいだろうと。あとは警察関係をちゃんと設置すれば充実するのではないかということなんです。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 職位とすると、危機管理監と同レベルということによろしいんですかね。はい、ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 3番目、自治体クラウド移行によるリスク回避でございます。現在ですね、茨城県についてはですね、総務省の平成29年度4月14日に出しております、自治体クラウドのさらなる展開についてということで、指針が示されております。ここですね、各都道府県、市町村レベルのクラウドの導入状況表というのがあります。で、茨城県はですね、全国でも3番目、3番目にクラウド化導入している市町村が高いと。その中でですね、86.4%が県内44市町村の中で導入をしていて3番目に高いんだよと。一番高いのは佐賀県になってます。佐賀県は95%、2位が岐阜県、88.1%ということで、3番目にクラウドの導入をしているということなんです。

ここですね、今も御案内したとおり、総務省は、単独のクラウドはもうわかった。実際に沖縄なんか7.3%しかやってないんですけども、今、早く、自治体のクラウド、単独クラウドではなくて、自治体クラウドの展開を進めろという形で指針が出ています。

じゃあ、茨城県は3番目なんですけども、実際は共同で使う自治体クラウドは10%台なんですよね。で、ほとんどは単独になってます。阿見町も昨年度ですね、茨城県が契約主になって、単独クラウドに移行していると思います。このときにですね、ほとんど機能としては同じだろうというふうになっているんですけども、その自治体クラウドに移行することによってですね、費用のほうの削減が大きく見込めると思うんですけど、この辺の見込みはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 自治体クラウドにつきましては、今そういった委託している

ころがですね、茨城計算センターというところが、当町はしております、既にそこがですね、クラウド的な運用はしております。ただ、総務省がいろいろ決め事がございまして、それに総務省の承認を得るために、今、茨計の利用している市町村、11市町村ございますが、そこで勉強会を立ち上げてまして、今、既に3回を実施しております、そういった中で、そういった総務省が承認するような自治体クラウドに向けて、今進めているところでございます。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それではですね、皆さん、（6）番目、最後になりました。（6）番、財政で、財政規律を守るまちづくりについて伺います。

まずですね、この財政力云々の中ではですね、関連としては、柴原議員も先ほど、財調のことをされてましたけども、私は阿見町自体は健全性がずっと保っていききたいと。保っていききたいということは、今実際に保たれているというふうに思っております。実際にですね、今回新たな……。先ほどの柴原議員のときの答弁とするとですね、財政調整基金の部分でも変動があるので、28年度の市町村の部分で割り返したみたよというふうな御答弁だったんですけど、本来、自治体決算カードなんかでよく使われている財政力指数については、阿見町は今、どんな状況でいますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

一応ですね、平成29年度の財政力指数3カ年平均で0.909ですね、となっております。あとはどういう……。推移かなんかで。現状として、平成29年度で0.909という数値になっております。それで、県内で……。

○議長（吉田憲市君） 財政課長黒岩孝君。

○財政課長（黒岩孝君） 平成28年度で7番目ということです。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それではですね、ずっと健全性は保たれているし、それを保っていききたいと、市町村の中でも保っていききたいという御答弁でした。で、基金については中期的な目標を設定して頑張るよっていうことだったんですけど、ざっくりどのくらいの基金の中期的目標額とするとお考えですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 基金の目標額ですね。基金の目標額につきましては、はっきり申し上げまして、それぞれの自治体の財政規模、それから行政需要など、事情が異なりますので、標準的な財政調整基金の保有額というのは示されていないというのが実情です。その中で、先ほ

ど柴原議員の質問でお答えしましたが、1つの考え方として、標準財政規模に占める財政調整基金の割合というのを1つの目安にすることができるということで、で、その中で、県内、平成28年度の茨城県全市町村の標準財政規模に占める財政調整基金の割合、これが20.6%となっているということで、これを単純に割り返すと、約19億というのが県平均レベルの財政調整基金の保有額ということになるかと思えます。

ただ、やはりこれがそのままなのかっていうことになりますと、やはり柴原議員の質問にも答弁してありますけども、やはり今後の町の公共施設総合管理計画の中にも示してありますけども、やはり今後の公共施設の長寿命化、さらには建て替え等に、相当なやはり財政出動が見込まれるということ。さらには今後、社会保障制度、社会保障費の増加、さらにはもっと多様化する行政需要、そういったものを考慮していくと、私ども財政担当として考えるのであれば、今の財政基金残高であっても十分ではないのかなという認識は持っております。

ですから、今後につきましても、さらなる行政改革を進めるなどして、既存の事業の見直し等をして、先ほど町長も言いましたけども、歳出のほうをいかに抑えていくか、そういったことを念頭に置きながら、財源を確保しながら、持続可能な健全な財政運用を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 私はですね、部長、課長、あとは課長になられた方もですね、この阿見町の財布を握ってらっしゃる総務部はですね、全幅の信頼を置いておりまして、本当に心強いと思っております。で、たまたまその20.6%ということで、県では11番目だよ、市町村総計としては20.6なんだけど、阿見町は29で11番目だよ。さっき先ほど私が質問しました財政力指数としては7番目。この乖離があるというのは、物差しは違うんですけども、たまたま28年度を単月で見ると、このやり方でいったので、たまたま28年度、多く支出されてるから、財調の部分がちょっと減ったので、11番目まで下がったっていう認識でいいんですかね。そうでもないですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

これ、それぞれの市町村の財政需要、それから大規模な普通建設事業等が行われれば、それに対する財源充当ということで、財政調整基金の残高はそれなりに変動してくるということなので、これは単年度ベースでの比較ということで御理解いただければと思います。ですから、例えばほかの市町村で大きな事業をやって財政調整基金を減らしてるとか、そういったことによっても平均は動いてきますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

それから、先ほど財政力指数について御質問いただきまして、私、平成29年度0.909という

ふうにお答えいたしましたけども、これもあくまで見込みで、平成28年度の決算統計のベースでお答えいたしますと、0.90ということをお願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それではですね、財政についてもう1個質問させていただきたいのは、29年度の、先ほどの柴原さんのところで、29年度の財調の残高が27億ちょっとだよということでした。29年度は取り崩しがなかったと思うんですけど、すると28年度も同じ27億、同じ数字だと。取り崩しがないなら0ですよ、同じですよ。そうすると、9月決算までは何ともいえないんですけども、これが上がるか下がるかっていうと、どんな感じで思っていたほうがよろしいのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） ちょっと資料がいっぱいありまして、済いません。まず、現状でお答えいたしますと、まず29年度は取り崩し、繰り入れがありませんでしたので、結果的に28年度末現在高と一緒に、27億1,660万円ということです。で、今年度6月補正後の……。まず当初予算ですね、当初予算の繰入額が6億7,320万1,000円。で、今回6月補正で繰り入れた額が2億272万9,000円。これは予算書を見ていただければわかります。で、今回、6月補正後の繰入額で申し上げますと、8億7,593万円となっております。で、6月予算編成後の残高としましては、27億1,600万から8億7,000万引きますので、18億4,057万3,000円というふうになっております。

これについては、あくまで予算ベースと決算ベースの違いがございます。ですので、まず、当初予算で予算をつくる際には、まず歳入である程度、予算を厳しく見る必要があるということ。あとは、前年度の繰越金が確定していないということ。で、歳出予算には不用額が内在しているということで、財政調整で繰り入れる財政基金の繰入額がどうしても当初予算では大きくなってしまう傾向にあると。ただ、それが9月以降、決算が確定すると、歳入面では町税収入の上振れ、それから前年度繰越金が確定してくると。で、歳出面では、不用額の発生による余剰金が出てくるというようなことで、最終的には財政調整基金の繰入額というのは圧縮されていくという、そういう年間の予算の流れというものがああります。

で、今回6月補正後の中長期財政計画のシミュレーションで見ますと、先ほど御説明しましたように、6月補正後の……。済いません、29年度末の繰り越しについては……。

じゃあ、ちょっと話を続けますけども、今年度、平成30年度の話になってしまいましたけども、これについては最終的には1億5,000万ぐらいの繰り入れまで圧縮されるのではないかと、いうふうに見ております。

29年度の決算につきましては、現在、出納閉鎖しまして、決算のほう確定作業をしております

すので、ちょっとまだ具体的に金額が出ておりませんが、多少なりとも繰越金が出てくるということで、それについては9月の決算まで、ちょっと確定の金額はお待ちいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それでは、皆さん、お待ち遠さまでした。最後の質問になりました。3番目のですね、ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税については、先ほど御案内がありましたとおり、難波議員のほうに御案内がありました。そこでですね、まず、今まですごくふるさと納税についてはですね、いろんなハードルがあってできなかったんですけども、それを今回、頑張ってみようという形で進まれるという格好になっています。

それでですね、どうしてもこれはやっぱり、今、実際にふるさと納税するのは、全区市町村は、やってるわけです。やり方が違うというだけなので、実際はやってるんですけども、今回はそれをもっと充実させようという形でやられるということです。そこでですね、やっぱり成功しているところって、ふるさと納税サイトをやっぱり利用するんですよね、してるんですよね。で、一番今、寄附額の動かし方が……、寄附額というんじゃないですね、返礼品の掲載が一番多いと言われているふるさとチョイスの首都圏セミナーがですね、今月の22日ですかね、ありますので、それ、もし担当の方がいらっしゃればですね、聞くことも、すごく有用ではないかというふうに思っております。

で、今回、ずっとできない、できないという中で、頑張ろうということで、気持ちも大事なんですけど、サイトですね、サイトの運営自体、利用自体はお考えなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） サイトにつきましては、当然、実質運営はサイトのほうでお願いすることで、サイトをお願いするかと思います。で、何というんですかね、阿見町がまだそういうことで載ってないということで、大変多くのサイトから営業をいただいている状況です。当町に合ったポータルサイトをですね、これからですね、いろいろ協議しながら絞り込んでいければと考えております。

○議長（吉田憲市君） 栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。今回ですね、千葉町長の公約24全て、一般質問でさせていただき、御答弁をいただきました。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、6番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（吉田憲市君） 次に日程第2，休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により，6月8日から6月18日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め，さよう決定をいたします。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これで散会します。大変御苦労さまでした。

午後 6時25分散会

第 4 号

[6 月 19 日]

平成30年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成30年6月19日（第4日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

13番	難波千香子君
-----	--------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君
町民生活部長	大塚芳夫君

保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
国体推進室長	建石智久君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	齋藤明君
交通防災課長	白石幸也君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
国保年金課長	小林俊英君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	柴山義一君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成30年6月19日 午前10時開議

- 日程第1 議案第57号 阿見町税条例等の一部改正について
議案第58号 阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第59号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第60号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第61号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第62号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第63号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第64号 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第65号 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第66号 平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第67号 平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第68号 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第69号 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第70号 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
修正案第1号 議案第64号平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議
- 日程第3 議案第71号 竹来中学校校舎設備改修工事請負契約について
- 日程第4 議案第72号 財産の取得について（消防団第9分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第5 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について
- 追加日程第1 議員の発言取り消しに対する動議

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

議事に入る前に、去る6月7日の本会議における15番柴原成一君の一般質問の発言の一部について、会議規則第64条の規定により発言取り消しの申し出がありました。

内容は、千葉繁後援会のチラシにある阿見町の財政状況についての発言において、間違った発言がありましたので、その部分について全てを取り消したいということでございます。ここで、地方自治法第117条の規定により、15番柴原成一君の退場を求めます。

〔15番柴原成一君退場〕

○議長（吉田憲市君） お諮りいたします。ただいま、15番柴原成一君からの申し出のとおり、発言取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、15番柴原成一君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

柴原成一君の入場を許します。

〔15番柴原成一君入場〕

○議長（吉田憲市君） これより議事に入ります。

議案第57号	阿見町税条例等の一部改正について
議案第58号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第59号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第60号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第61号	阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第62号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第63号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、議案第57号、阿見町税条例等の一部改正について、議案58

号，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，議案第59号，阿見町国民健康保険条例の一部改正について，議案第60号，阿見町国民健康保険税条例の一部改正について，議案第61号，阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について，議案第62号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，議案第63号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，以上7件を一括議題といたします。

本件7件については，去る6月5日の本会議において，所管常任委員会に付託をいたしました，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長佐藤幸明君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん，おはようございます。

命により，総務常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，平成30年6月8日午前9時58分に開会し，午前10時43分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で，議案説明のため，執行部より千葉町長を初め20名，議会事務局から2名の出席をいただきました。なお，傍聴者は7名でした。

初めに，議案第57号，阿見町税条例等の一部改正について，質疑，討論ともになく採決に入り，議案第57号，阿見町税条例等の一部改正については全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に，民生教育常任委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん，おはようございます。

それでは，命によりまして，民生教育常任委員会に付託されました審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，平成30年6月8日午後1時57分に開会し，午後2時53分まで慎重審議をいたしました。出席委員は全員の6名で，議案説明のため，執行部より千葉町長を初め18名，議会事務局から2名の出席をいただきました。なお，傍聴者は6名でした。

まず初めに，議案第58号，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を許しましたところ，阿見町家庭的保育事業なんです，現在の件数は何件ですかという質疑があり，それに対し，現在は1カ所1名ということでございますと

の答弁がありました。

次に、また、今現在、私やりたいよと申請があったのがどのくらいあるんでしょうかとの質疑があり、それに対して、今お話を伺ってるのが2件ございます。1件は町のほうで、家庭的保育事業の認定研修とかを実施する必要があるんですけども、そういった研修を受けているところです。今年度の下期のうちに、事業を開始していただければというふうに考えております。もう1件は、来年度あたり開始したいと考えてますとの答弁がありました。

次に、家庭的保育事業者は定員3名の施設ですが、3名というのはどういう基準で3名になっているんですかという質疑があり、3名というの国の基準でそういった形になっています。家庭的保育事業者1名とプラス補助者、子育て支援員の家庭的コースという研修を受けた補助者が1名いれば5人まで受け入れられるということで、国の基準ですという話がありました。

次に、要するに本人あるいは補助者が病気などで保育を提供できなくなった場合、連携してやっていくという件数は何件くらいですかとの質疑があり、阿見町の家庭的保育事業は、今現在1名ですけども、代替保育の連携、こちらは公立の南平台と中郷というところと連携しておりますという答弁がありました。

その他質疑なしで質疑に入り、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。議案第58号、阿見町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第59号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について質疑を許しましたが、質疑なし。討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第59号、阿見町国民健康保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第60条、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を許しましたところ、4方式から3方式、3方式にしたということについて、基本的な考え方を説明してくださいということに対し、県が定めている標準保険料、こちらは2方式ですので、現行の阿見町がとっている4方式と差が出てきます。これはあくまで資産を持っている方に負担をさせていただくという形ですけども、固定資産税を納入していますので、税に税をかけるというような形で不公平感が生まれています。資産割というのが国保だけの制度でして、社会保険とかには全くない制度です。資産割よりも所得割にしておいたほうがよいという考えのもとで3方式にしておりますという答弁がありました。

また、現状、昔ですと、農業者の方が国保の方が多。そうすると試算も、かなり土地とかも持っていますので、そちらの収益を上げながらという形で、持っている方から納めていただくという考え方は通用したかもしれませんけども、現在はどんどん年金所得のみになってしま。資産だけ持っているとやたらに固定資産税も取られて、国保でもさらに取られてしまう、

そういう不公平感が出てきてしまうというので、実際に所得、収益を上げている所得割のほうで納めていただくのが公平ではないのかとの答弁でした。

その他質疑に入り、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第60号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第61号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第61号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第62号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、選考委員会というものを附属委員会に入れるということは、今まで特別養護老人ホームをつくったときの選考委員会みたいなものは残っていないということで、時限的なものでそれで終わっちゃうということですねとの質疑があり、それに対し、この特別養護老人ホーム選考委員会は、その都度設置という形になっております。今回も、この選考が終わったら一旦解散という形になりますとの答弁でした。

そのほか質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、議案第62号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第63号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、普通はスクールカウンセラーだけでいいと思うんですけども、改めて準スクールカウンセラーも入れたというのは何か理由があるんですかの質疑に対し、スクールカウンセラーは臨床心理士の資格を有する者または精神科医ということになっています。準スクールカウンセラーは、大学院を修了した者で、心理業務または医療制度等を対象とした相談業務について1年以上経験を有する者ということになっております。準スクールカウンセラーに関しても、1年以上の経験を有するというものになっておりますので、十分そういう専門的知識があるということで御理解いただければとの答弁でした。

そのほか質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を終結。採決に入り、議案第63号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） おはようございます。

私は、この中でですね、議案第59号、阿見町国民健康保険条例の一部改正についてと議案第60号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

まず、59号ですが、19条関係でのこの支払準備基金の取り扱いです。県に対する国民健康保険事業納付金の財源不足とありますが、今議会で提出されている議案第60号の税率改定が行われれば、町の収納率の低下も予想されます。この基金は、県への納付金の不足に使うのではなく、保険税のアップを抑えることに使うことが求められます。よって、議案第59号に反対をいたします。

次に議案60号ですが、この条例の改定案は、まさに国民健康保険税の引き上げにほかなりません。4方式から3方式に算定を変えることで、均等割が4,000円アップとなります。御承知のとおり、他の健康保険税とは違い、国保には均等割があります。今回のこの均等割のアップにより、家族の多い家庭ほどその負担が増えます。全員協議会での資料でもわかるとおり、今回3方式に変わる市町村でも、上がるどころ、上がらないところ、いろいろありますが、調べたところによると、那珂市のように、全体としては上がっていても均等割だけは下げている、そういったところもあります。税率のアップ、特にこの均等割のアップに対して、議案第60号にも反対をいたします。

今回のこの国保税の問題ですけれども、町がどの目線で町民を捉えているか、これが問題になると思います。払いたくても払えない町民がいることを考えて、この2つの議案に私は反対をいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号から議案第63号までの7件については、委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がございますので、初めに議案第57号から順次採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第57号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第58号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第58号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第59号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第59号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数であります。よって、議案第59号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第60号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第60号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立多数です。よって、議案第60号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第61号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第61号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第62号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第62号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第63号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第63号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第64号	平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第65号	平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第66号	平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第67号	平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第68号	平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第69号	平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第70号	平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第65号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第66号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第67号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第68号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第69号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第70号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）を、以上を一括議題といたします。

本件7件については、去る6月5日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 先ほどに引き続き、議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち総務常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、防災情報通信設備整備事業30万の増額補正は、歳出でどこに該当するのかとの質疑があり、既に事業費は上がっており、補修の契約の中に設置費用30万円、それが起債に認められ、今回増額して起債の限度額に加えたとの答弁。

議会活動費、福井国体の視察の費用だと思うが、予算は幾らとの質疑があり、議員18名分の旅費、宿泊費などで118万5,000円。有料道路通行料2万7,000円。議会事務局費の特別旅費として、随行2名分の9万5,000円を計上との答弁。

過去に、議員が視察とかに行くのに町で全額負担という事例があるのかとの質疑に、東日本大震災の被災地宮城県、長野県で開催された全国消防操法大会の2件ですとの答弁。

全員で行きましょうという経緯になったといういきさつを教えてくださいとの質疑に、来年、本大会ということで当町でセーリングが開かれ、職員だけではなく、町長にも、町民の代表である議員にも見ていただき、議員の立場から国体について発信して、これから1年少しあるわけですが、盛り上げていただければと思うとの答弁。

全員で行くということに関しては賛成ですけれども、一人ひとり予算づけをすることに関してはどうも納得いかないとの質疑に、茨城国体の機運を高めていただくためにぜひ必要だという感覚でしたものですから、議会にお願いしたと。プロセスにつきましては、議会の中で御検討いただきたいとの答弁です。

続きまして、ミネルバ21負担金、今回これが出てきた背景をとの質疑があり、ミネルバ21代表世話人ということで茨城町の町長が代表をされております。規約の中で会員相互の研さんと親睦を図り、郷土の発展に寄与することを目的とするということです。構成委員の条件は、昭和20年以降生まれの茨城県内の有志首長ということでございます。構成状況は、26市6町2村ということで、ほとんどの首長が参加しているとの答弁です。

今まで声がかからなかったのかとの質疑に、参加しない意向だったとの答弁。

文書広報費やケーブルテレビの32万4,000円という予算。金額的にこれくらいでできるものなのかという質疑に、ケーブルテレビ側でまとめて放映しているものをDVD化するので、金額的にはこれで10枚ということで見積もったとの答弁。

インターネット上でも見られるのかとの質疑に、現在インターネット上で公開していませんが、今後そのようにしていきたいとの答弁。

地域安全対策費について。職員給与関係経費等396万8,000円減額になっている理由との質疑に、職員関係経費の396万8,000円の原因。新年度の人事異動に絡む、職員の給与、手当等の減額補正で、個々の職員の差があり、4月の人事異動でそれを計算し直した結果との答弁。

質疑なし。討論を許しましたところ、議会活動費、旅費について反対をいたします。今まで、費用弁償、政務活動費等は全部返上してきました。今回18名公費で行くということが、なかなか町民の皆様には納得していただけない。いわてゆめ国体、自費で行きます。今回、福井についても自費で行きます。そういう面で、行くのかと言われれば当然自分に行くということになって、行きますという話はしましたが、公費丸抱えというものもなかなか納得できない、そういうことで私は反対いたします。

賛成の討論があり、議員がそれぞれ顧問、常任委員会の委員長さんは常任委員という形で、国体の実行委員会に参加している。あと1年後になる国体に関して、議員としてもいろんな立場で動くことが十分に考えられるんじゃないかと思う。役場の職員は役場の職員の立場として、いろいろ参加して見聞を広めていく、議員は議員としてやるべきじゃないかとの意見がありました。

そのほか討論なく、討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち総務常任委員会所管事項については、委員会の賛成多数により、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち民生教育常任委員会所管事項についてを報告いたします。

質疑を許しましたところ、学校整備事業の内容について質疑があり、これは阿見中学校の屋上防水工事の設計業務です。もう1点は、竹来中学校の屋上防水及び外壁修繕工事の設計業務を計上しているものとしての答弁がありました。

続きまして、C R Cの現状と、今年どんなことをやるのかということについて質疑があり、これに対し、現在は事業者である東京霞ヶ浦プラチナプロジェクトが中心となっております。4月9日付で事業計画書は提出されましたが、それについて、指摘事項や懸案事項等をまとめて6月22日までに提出するように事業者に求めています。事業計画書がちゃんと出てくるか、

現在見守っているところであります。この事業計画書が実行可能な事業計画書が提出されるか否かにつきましては、本来の段階である生涯活躍のまち形成事業、こちらのほうで県との協議ができないという状態がありますので、なるべく早くということをお願いしているところです。

この計画書が出される場合については、さらなる次の段階として、補正命令と検討ということで、町長より地域再生計画法に基づく報告を求めるという形になっております。基本的には、年度内に生涯活躍まち形成事業計画を最終的にまとめるところまで進めたいということの答弁でした。

次に、保育士の補助金の流れについて質疑があり、申請自体は個人からの申請になるんですけども、忙しい職業であるため、施設を通して申請をしていただく形になっております。また、本人宛てに交付決定通知を行うわけですけども、施設を通してやらせていただく形を想定しております。交付決定をして、3カ月ごとにその勤務状況を施設にヒアリングをして、勤務状況を確認しまして、確認できた方について額の決定通知書を3カ月ごとに出すと。今度は本人から請求書をいただいて本人の口座に振り込むと、そのような流れになると考えておりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第65号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第65号、平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第68号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第69号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第69号、平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審議の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成30年6月11日午前9時59分に開会し、午前10時39分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長を初め8名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は4名でした。

まず初めに、議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち産業建設常任委員会所管事項に対して質疑を許しましたところ、プレミアム付き商品券事業の1,095万円の1,000万円がプレミアム部分、95万円が事業費で、それ以外には今後かかることがないのかと質疑があり、執行部からは、プレミアム付き商品券事業補助金として1,095万円ほど補正予算を計上しましたが、内容としましては、事務費は100%の250万円で、その他プレミアム相当額の84.5%ということで845万となっておりますとの答弁がありました。

次に、荒川本郷地区まちづくり事業の委託料、不動産鑑定委託料、これはどこの場所かという目的であるのかと質疑があり、執行部からは、開発費の不動産鑑定委託料ですが、これは都市再生機構から譲渡を受けた土地で、前にAからKブロックの11ブロックで販売していくと議会で話してある。その中のCブロック、Hブロックで民間の土地活用の動きがあって、今後公募することが想定されますので、この中の町有地の不動産鑑定費を補正すると答弁がありました。

次に、道路橋梁維持補修工事の工事請負費について場所と内容について質疑があり、執行部からは、阿見第二小学校の交差点で点滅式の信号機が設置されているが、故障になったときの対応ができない状況で、故障する前に撤去し、それに対する安全対策を施しなさいというのが警察のほうからあり、信号を撤去し、交差点内の舗装のカラー化、スクールゾーン、交差点あり等の路面標示、それと回転灯等を設置するとの工事になりますとの答弁がありました。

次に、町内事業所等従業者移住促進奨励金、何名予定しているのかについての質疑があり、執行部からは、町内の認定事業所に勤務する従業員が町内に移転した場合に支給する奨励金となっており、今回の補正予算の内容としては、住宅取得による転入が50万円の4世帯で200万円、賃貸による転入の二人以上の世帯で30万円の4世帯で120万円、賃貸による転入で単身世帯が20万円の14世帯で280万円と見込んでいますとの答弁がありました。

次に、地籍調査事業の入札の仕方と期間についての質疑があり、執行部からは、入札については指名競争入札で、期間については年度いっぱいですとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち産業建設常任委員会所管事項に

つきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第66号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、下水道接続工事費補助金は何世帯予定しているのかについての質疑があり、執行部からは、配管工事にかかる費用のうち4万円補助する世帯が21世帯と、最高限度額31万円を補助する世帯が条件が厳しいので5件を予定しているとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、平成30年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第67号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、小池地区の更新計画策定委託料の減額についての質疑があり、執行部からは、平成29年度に機能診断をしましたが、平成31年度に君島大形地区とあわせて最適整備構想を策定したほうが委託費の削減ができるとの答弁がありました。

次に、農集の現在の接続状況についての質疑があり、執行部からは小池地区が接続率94.6%、福田地区60%、実穀上長地区62.9%、君島大形地区93.8%ですとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、平成30年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第70号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、今年度整備していくのはどの地域ですかについての質疑があり、執行部からは、竹来地区、下島津地区、君島大形地区、西郷地区、岡崎地区、追原地区等を整備していくとの答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告を終わりました。

これより討論に入ります。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 私は、ただいま議題となっております議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議を提出いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいま、17番倉持松雄君ほか2名から、議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案の動議が提出されました。

動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要であります。賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

それでは、ここで修正案を配付してください。

〔修正案配付〕

○議長（吉田憲市君） お手元に配付書類行きましたでしょうか。

ここで、暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分といたします。

議会運営委員会委員長に申し上げます。議会運営委員会を開催していただいでよろしいでしょうか。

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） はい。

○議長（吉田憲市君） では、暫時休憩といたします。

午前10時50分休憩

午前11時15分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

修正案第1号 議案第64号平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議

○議長（吉田憲市君） ここで、提出者から動議提出の説明を求めます。

17番倉持松雄君、登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） それでは、修正案について説明いたします。

本案は、一般会計補正予算（第1号）から、歳入歳出ともにそれぞれ130万7,000円を減額するものであります。修正案の3ページをごらんください。

歳入では、繰入金の補正額2億272万9,000円を2億142万2,000円に、全体160億9,820万7,000円を160億9,690万円に改め、歳出においては、議会費の補正額1,126万円を995万3,000円に改めるものです。

この内容としては、5ページをごらんください。

右側の説明欄にありますように、1111議会活動費128万5,000円を7万3,000円に改めるもので、内訳としては、旅費、費用弁償118万5,000円をゼロ円に。使用料及び賃借料の有料道路通行料2万7,000円をゼロ円に。その下の議会事務局費の旅費、特別旅費9万5,000円をゼロ円に、それぞれ減額修正するものであります。

それでは、続きまして、修正案の提出理由であります。今回の執行部からの補正予算で計上された議会活動費の費用弁償等は、福井国体に議員全員が二泊三日で行くということです。宿泊先は、京都に二泊するという事です。我々議員としても町民とともに来年の茨城国体の成功を願う気持ちにかわりはございません。しかし、国体開催時に実際に働くのは町の職員やボランティアの人たちでありますので、一人でも多くの町職員を福井に派遣して国体を見てきてもらうべきだと思います。我々議員が公費を使って行くことは、大いに違和感がございます。議員が行くときは自費で行くべきであります。

本案は議会活動費の減額だけですが、執行部におかれましては職員の旅費の増額補正を早急に行い、役場職員を一人でも多く福井に行かせてもらいたい、そのようにお願いをいたします。

2019年に本県で開催されるいきいき茨城ゆめ国体の成功、そして当町で開催されますセーリング競技の成功を祈念して、提案理由といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑に入ります。質疑を許します。

久保谷実議員。

○16番（久保谷実君） 今の理由の中に、議員は余り動かないんだから職員が行ったほうがいいと、そのような文言があったと思うんですけど、議員も参与にもなっている、そしてこの、なぜ我々がポロシャツを着てるのかと、そう考えるならば、議員はポロシャツ着なくて職員だけ着ればいいと。そうじゃなくて町一丸となってやると、そうなれば、当然、議員も行って私は当たり前だと思う。

それともう一点、行く人の思いだと思うんだよね。委員会の視察であれ何の視察であれ、遊びに行ってると思えば遊びだし、視察に行ってると思えば視察になると思うんだよね。そこは議員が一人ひとりがきちんと国体のセーリングを成功させるために行くんだという思いを持っていけば、それは全然私は問題がないんじゃないかなと、そう思います。

それともう一点、京都で二泊という話がありましたけども、43条に、説明員に対しても私たちは質疑ができるということがありますんで、なぜこのような日程になって、なぜ京都に二泊するんだか、ちょっとそちらの人に説明してほしいです。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まず、動議提出者倉持松雄君。答弁をお願いします。

○17番（倉持松雄君） 福井に行ってもらって、機運を高めてもらうのは大変結構でございます。しかし、議員は生活費をもらっているわけではないんです、報酬をもらっています。議員活動できる報酬。ですから、その報酬をもらった金を使って行けば十分行けます。ここできて、わざわざ補正予算の中で議員1人当たり6万5,000円もの金をかけて行くべきではないと私は思います。

行くのは結構です。その報酬の中のお金を、毎月もらっているお金を貯め込まないで、それを使っていったら非常によろしいと思います。やはり議員は町民の見本になることをしたほうがよろしいと思います。

それからですね、議員は行ったら何をするかと私前にも聞きましたけれども、PRとおもてなしを見てきてくださいという話もございました。国体が今から5年も先である。阿見にぜひ誘致をしたいと、そういうときでありましたら、これはやるのも結構でしょうけど、もう会場もできて来年やる。福井国体が終わったら、すぐこちらで選手も船も持ってきてやってみると。プレ国体、予行ですね、それをやるというこの時期になって、なんで視察に行くと。機運を高めると、そういう時期ではないと私は思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 2問目の質問に対する答弁を問います。執行部。

今、こういう経緯で計画したというですね、質問に対して、答弁を求められておりますので。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） お答えさせていただきます。

まず、なぜ京都なのかということと、それから、二泊三日というような行程の件についてということによろしいでしょうか。

まず、なぜ京都かということですが、国体の性格上ですね、開催県で宿泊の管理を行うこととなります。通常はその宿泊システムというような言い方をするんですけども、そういったところで福井県、それから福井県の近隣をですね、国体に訪れる役員の皆様、もしくは選手の皆様、そういった関係者の方のために先行でまず確保をしてしまいます。そういったことがございまして、私どもの視察等々で伺う際にはですね、通常はその宿泊システムの一部に乗る形になるんですけども、今回の福井県の場合はですね、その辺の視察のものは受け入れられないというような、そういうやり方をとられまして、そういったことで約1カ月前でないと福井県の周辺のホテルが空かない、予約がとれないという状況がございます。

そういったことで、JTB、もしくは近畿日本ツーリストさん等々に御依頼をいたしまして、何とかその最寄り県の中で宿泊が確保ができるところがないだろうかということを探した結果、

京都ということになりました。

もう1つの条件としましては、近隣にいろいろ、例えば舞鶴ですとか、あるところはあるんですけども、民宿宿ですと確保ができると。ただ、議会事務局のほうから、全員でというようなお話をいただきましたので、約20名の方が確保できる宿をとろうとしますと、やはり京都しかないということで京都を選考させていただきました。

そういった事情でですね、いろいろ宿泊をまず仮予約をしなければいけないということで、京都を今、仮予約をさせていただいてるという状況でございます。

二泊三日ということの行程の件でございますが、高浜までですね、おおむね5時間から6時間の時間を要します。そういった距離の問題と、それと競技日程の関係で、まず29日に開始式という、俗に言う開会式になるんですけども、それが3時過ぎから実施をされます。そして、開会セレモニー等々を行いまして、そのまま監督者会議ということで一連で動くわけですけども、そういった、まず冒頭のそういったセレモニー等をごらんになっていただくということをまず初日としまして、二日目には競技を朝からごらんいただくというような行程を組ませていただきました。

競技につきましては、おおむね一日に十数レース開催されることとなりますが、いかんせん自然相手の競技でございますので、それによっては競技が一時中断をされるというような状況も想定されます。まず、マリーナ等々からごらんをいただいた上で、会場のほうからですね、通常、観覧船、遊覧船というよなものを開催県で御用意していただきまして、競技風景をごらんいただくことが可能となります。そういったところにも便乗いただいてごらんになっていただくということで二日目。

三日目につきましては、当然、約半日以上の時間を要する関係もございまして、予算措置上の積算上は、夕方着を想定しまして行程は組ませていただきました。ただ、最寄りのところですね、小浜市でラグビー、それからおおい町でレスリングという別な正式競技がございます。現着をですね、9時、10時、11時というふうに、そのような行程をもし組ませていただくのであれば、そのようなところを見ていただいた上で、違う会場の競技風景、もしくはそのおもてなし、そういった会場でお出迎えをするというような、そういうふうな各自治体の特色をですね、ごらんいただけるのではいかなというような行程を想定させていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はありませんか。

久保谷実議員。

○16番（久保谷実君） 先ほど個人で行ったらどうだという話がありましたけれども、今の説明を聞いても、やっぱり議会として行くと。きちんと、ここにいる人みんな、セーリングな

んでどんな競技だかわかんないでしょ、実際。野球やバスケットやバレーだったらわかっかも
しれないけども、見るときがないんですよ、なかなか。

さっき、今言ったように、ボートが何かに乗せて見せてくれると。そういうことが私は阿見
でセーリングやる場合に大いに役に立つのではないかなと。やっぱりそういうことを見たり、
ちゃんと裏話っていうことじゃなですけども、こんなことが大変だよということは教えてもら
えるのも、やっぱりこれは議会で行くから教えてもらえんじやないかと思うんだよね。

それから、先ほどさっき室長が答弁したら、それはおかしいという意見がこっちでちょろち
よろ出ただけど、それは標準規則、標準町村議会会議規則の第43条に、私たち議員は修正が
できたときには、こっちの執行部に対しても質疑ができるということがうたってありますんで、
それに基づいて私は質疑をしたわけです。全然これおかしくないですから。当たり前のことを
当たり前のようにやっただけです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

提出者倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 今の久保谷議員の、おかしいかおかしくないか、私は京都に泊まる
と言っていて、京都に泊まるが悪いと言ったわけではございません。誰に対して説明してるの
か私はわかりませんでしたけども、公費で行くのが悪いと言っているのです。そのお金が公費
があるならば、実際に一生懸命働いてくれる町の職員をやったほうがいだろうと、そう言っ
てるんです。それだけですから、公費を使うのが悪いって言ってるんです。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はありませんか。

海野隆君。

○9番（海野隆君） 私はこの提出者3名にお伺いしたいと思います。

先ほどね、118万何がしかのお金、これの予算を取る経過がね、説明がありました。基本的
には全員で行くという議会事務局から情報があって、百十何万かの予算が計上がされたと思っ
てるんですけども、これはね、本当ははっきり言うとね、この議会で修正案出すの恥ずかしい。は
っきり言ってね。

何で恥ずかしいかっていうとね、全協でね、まず最初にね、各議員に事務局からね、行くか
行かないかをね、意思表示をね、求められているんですよ。3名の方々、事務局から、かくか
くしかじかで福井の高浜に今回視察に行くと。こういうときに、3名はそれぞれどういう回答
をね、事務局にしたんですか。まず、それをそれぞれ3人のね、提出者にお伺いしたい。

○議長（吉田憲市君） 倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 私が責任者ですから私が答えます。

〔「いえ、3人です」と呼ぶ者あり〕

○17番（倉持松雄君） いいから、いいから。私が説明します。

〔「あなた代表できない」と呼ぶ者あり〕

○17番（倉持松雄君） とんでもないです。私が代表します。

○議長（吉田憲市君） 倉持松雄君に申し上げます。修正動議は3名の議員から出ておりますので、3名それぞれに質問は可能です。

○17番（倉持松雄君） 私が代表して説明しますよ。皆さんの御納得いくように。

○議長（吉田憲市君） どうぞ、1人目としてどうぞ。

○17番（倉持松雄君） 1人目。

○議長（吉田憲市君） はい。

○17番（倉持松雄君） 電話であつたって、まさかこうゆう条件で行くとは誰も思わなかったと思いますよ。ですから、この内容が出てから私はあつと驚きましたよ。だいたい行く目的が、PRとおもてなし。どうですか、もうやるんですよ。見に行つて、あそこがおかしいっていても会場直せないですよ、もう。そういう時期に来て、そういう目的で行つても何もならない。

そしてまた、議員は報酬を毎月もらつてるでしょう。その報酬を使つて行けば、誰にも気は使うことないです。そして、国体の雰囲気を見てくることは十分可能です。公費を使つて、なんで議員が行くんだと、私はそれを言っているんです。それならば、何回も申し上げますが、実際に働いてくれる役場の若い職員をもっと大勢やつたほうがいいと、その一言です。京都に泊まっても、どこに泊まっても、そんなこと私は、泊まるというだけであつて、泊まつて悪いなんて言つてません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 続きまして、柴原成一君。

○15番（柴原成一君） この件につきまして、議会事務局から電話で連絡がありました。国体の視察を予定してはるんだけど、予算化したい。取り合えず行く行かないは別として、参加の形をとらせてもらえませんかという申し出でした。私は深く考えないで、ああ、予算化するんじゃ、そういうのもありなのかなと思つました。

ただ、これは全議員で協議をしておりません。そういう電話連絡をいただく前に、全議員で協議をするというのが正しかったと思つます。後から考えまして、これは公費で行くのはおかしいと思つた次第です。

○議長（吉田憲市君） 続きまして、川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 私も事務局から連絡がありました。二泊三日、京都に泊まつていく

ような話で、これ、みんなは返事はどうなんですかって疑問があつて聞きました。とりあえず今のところはみんな参加ですと。予算措置をしなきゃいけないんで、とりあえず行くような形をとられていたきたいような話で、まあ、それではってということでそれは承諾はしました。

当然、その後どういう形でどういう目的か提案されて、予算措置される前にきちんと話があるものかと思つたら、それは全くないまんまここまで走ってきました。一応、経緯はそういうところです。ですから、あとはこれは賛成なのか反対なのかは、きちんと討論のほうで述べさせてもらいます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

海野隆君。

○9番（海野隆君） これはね、議会前の全員協議会で議題になっているんですよ。議題になってます。案を示して。とりあえずの案ですよと。高浜に泊まるわけにいかないと。相当数宿泊ができるのは京都なので、あらかじめやっぱ京都、予算化しないと行きたくても行けなくなっちゃうので。

全協のときに事務局がしっかり説明して、それでやり取りもあるんですよ、これ、全協の議事録見ると。何でそのときにきちんと3人は、これ聞いてたんですか、聞いてないんですか、そういう認識はあったんですか。3人にお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 5月23日に聞きました。そのときに行くこと自体説明しないのかと私言いました。誰も説明しなかったですよ。これ、観光旅行と疑われるんじゃないかと私言いました。それでも誰も何とも言わない。それで、議長も一言もないで終わっちゃったでしょう。どんな議事録があるの。

○議長（吉田憲市君） 続きまして、柴原成一君。

○15番（柴原成一君） よく記憶がないんですよ、全協で。っていうのは、それほど全協できちっともむべきなものを、何かさらっと、さらっと、なんだこれと後になって思った次第です。

○議長（吉田憲市君） 続きまして、川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 私、倉持議員があそこで質問したのは覚えております。そのまま議論にもならず終わった。ですから、そうであれば、予算が計上されたときにきちんとこれは賛成か反対か自分の意見を述べればいいと、そういうふうに思っておりました。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

海野隆君。

○9番（海野隆君） とんでもない話してますよ、あなたたち。そのときにね、報告の話まで出てるんですよ、報告。視察した後、誰が報告するかっていう話まで全協で話し合いしてるんですよ。そんなの忘れちゃったなんて言われちゃったら、それまでだけどね。

しかしね、全協ってそれなりのね、これしっかりね、みんながそのテーマを決めてそれについてやり取りする場ですよ。視察の後の報告、誰が報告するかっていうところまで言及してるのに、それを忘れちゃったとか、記憶にないとかっていうんじゃないかね、本当に議員としてね、どんな質疑してるんだと、どんなことやってるんだって、こう言われちゃいますよ。この記憶がありますか。3人にお伺いしたい。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） そのとき日程表も配られましたよ。これについて説明しないのかって私言いました。説明誰もしなかったですよ。これ、観光旅行と思われるんじゃないのって言ったら、近くの議員が視察だよって小さく言って。海野議員が一人でそう思ってるのかどうかわかりませんが、観光旅行じゃないのかって、それ以外は何も話しなかったですよ、私が言ったとき。報告なんてどこで決めたんですか。

○議長（吉田憲市君） 続きまして、柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 23日に日程表が配られたのかと思います。ちょっと、さらっと行ったんで、ちょっと本当に記憶にないんです。

○議長（吉田憲市君） 続きまして、川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） その日、日程表が配られました。その後に、人権団体の抗議文があって、それも配られました。その話もありました。当然、一気に報告の話に行きまして、報告は副議長が報告をするんだねって話にまで行ったのは私も覚えております。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） 質問していいんですよ。

○議長（吉田憲市君） はい。

○7番（野口雅弘君） 町の職員は何人行く予定にしてるんですか。確認したいんですけど。

○議長（吉田憲市君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） お答えさせていただきます。

今回、福井県のほうにはですね、18名で視察を予定してございます。実施本部を4月1日付で立ち上げてございますので、7部門で実施本部を動かすつもりでございます。その7部門のかかわるそれぞれの班長となる課長さん方を中心に、18名で視察をする予定を、それとプラス

私ども推進室のほう合わせまして、伺う予定でおります。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） 実質的にね、室長のほうは毎年行ってらっしゃると思うんですけども、そういう形でやって、私らにね、町から期待されてるのは、町民への説明だと思うんです。結局、私ら町民の代表で来てるんですから、町民が個人的に行ったらどこ見てきますかっつても、見られる場所って会場だけですよね。開所式とかは見られるんですかね。見られる。それって全部船とかも。

聞いちゃまずいんでしょうから、そういういろいろな手配が、はっきり言いますと、町で行くとなれば手配してもらえると、先ほども聞いたように。そういうようなところで、どういふのがありますよと、そういう説明ってのは基本的にしてもらえるわけですよ。ただね、それを個人の費用で行くと、個人が行けばいいんだという場合はね、そしたら委員会自体のね、委員会視察自体が必要ないと、個人で行くよと、委員会で視察なんか行くんじゃないかと、個人の金で行けと言ってるようなもんなんですけど。質問します。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

提出者倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 私は何度も申し上げましたが、議員が公費を使って行くのはおかしいと言ってるんです。公費を使って、普通に毎月もらってる報酬を使って行けば、何ら問題はないんです。そして団体でだって行けるんですよ。いやいや、待ってください。

○10番（平岡博君） 今までに何回行ってらんだよ。

○議長（吉田憲市君） 私語は慎んでください。

○10番（平岡博君） 実質的に何回行ったんだよ。

○議長（吉田憲市君） 平岡議員、私語は慎んでください。

○17番（倉持松雄君） ですから、そのくらいの余裕があるのならば、私は実際に骨折ってもらう町の職員を一人でも多く派遣して、福井国体を見てきてもらったほうがいい。そして、来年の国体スムーズによくできるようにと、私はこう言ってるんです。言うことは一言です。議員は自費で行く。その分、町の職員をぜひ行っていただきたいと、こう言ってるんです。そのほか何にもございません。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一君。

〔「追加質問だよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） いや、3人に質問してますんで。

〔「3人にはしてない」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） してないですか。

野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） それでは、1つお聞きしますが、委員会で言ってるのは視察ですけども、それも中止したほうがいいということで思ってるんですか。それは3人に聞きます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まず第一に、倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） そちらの話は今してません。減額したのは130万7,000円だけのことで。そのことであります。そういう余計なことはここで話ししておりません。

○議長（吉田憲市君） 続きまして、柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 野口雅弘議員の話は、ちょっと極端ではないかと思います。視察研修ってのはやっぱり勉強のためですから、各常任委員会において視察研修っていうのは必要だと思いますので、ただ、今回の視察はまるっきり意味がないので、意味がないことはないでしょうけども……。質問の内容は、通常の視察研修は必要であるというふうに思います。

○議長（吉田憲市君） 続きまして、川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） なんか修正予算からどんどん話がずれていって不思議な感じがしますが、1点、視察云々、これは各委員会共通の目的を持って1つきちゃんと話し合った上で行くっていうことは、それはそれなりに意味はあるかと思います。

この予算自体がもしどうしても必要であれば、以前に前もって推進室のほうで年間のスケジュールまたはこの行程表の中で、このタイムで議員が視察に行くってのも絶対入ってると私は認識してます。それが入ってなくて急に出てきたっていうところが、果たして本当に必要な視察なのかどうか、なかなかおもてなしという言葉なんか出てきても、ちょっと余りにもピンとこない。

ちょっと話はずれますが、この議会の審議っていうのは、税金を、この予算をどう使ったらいいのかっていうことを審議するところですから、これに関しては130万強のこの予算、これを認めるか認めないかといったところは、きちんと賛成、反対の討論をしていただいて、私は決をとっていただいていいと思います。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

柴原成一君。

○15番（柴原成一君） 先ほどの久保谷実議員が質問したように、執行部に質問してよろしいということですね。

○議長（吉田憲市君） はい。

○15番（柴原成一君） 国体推進室にお尋ねします。

阿見で国体をやると決まってから、今まで何名の方が視察研修、何年前から視察研修に行っていますでしょうか。そして、わかれば、総勢何名で、トータルですね、累積何名が研修に伺っているかを質問いたします。

○議長（吉田憲市君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） お答えさせていただきます。

今、手元に正確な数字はございませんですが、23年当初に、まず、国体の誘致云々の決定が行われました。それを受けて、24年度から順次東京方面、要するに現地に赴くということではなくて、連盟等々とそういう関係各所にですね、いろんな形で視察研修は行われているはずでございます。

最近の動きとしましては、国体推進室が誕生してから国体推進室のスタッフ3名、6名、7名と順次増えてまいっておりますけれども、それが年次ごとに視察をさせていただいております。後ほどですね、合計でどれくらいということで御指摘ですので、後で数字のほうはお届けしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

栗原議員。

○6番（栗原宜行君） では、同じく執行部にお伺いいたします。

まず、20名ということで京都以外に宿がなかったということだったんですけれども、私、岩手国体からですね、視察のほうさせていただいて、福井についてもですね、今月入ってから宿のほうとりました。当然、私個人なので、自由度があるのであきがあるということなんですけれども、実際こういう形で、今、人が20名満額行かなくなった場合に、当然、若狭和田駅の周辺にはないと思うんですけれど、その前後については、京都じゃなくても今20人全員じゃなければとれるかと思うんですけれど、その辺の部分の感触はどうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） お答えさせていただきます。

先ほど最初の久保谷議員のときにお答えしたとおりにですね、数名であれば当然確保ができるということですので、20名という単位になりますと京都ということで選択させていただきましたので、当然、その宿泊所はあるということで認識してございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 今回、20名という形で行こうという形で予定をしてきたと。セーリン

グの場合はですね、艇の搬入と搬出、開始式と表彰式があって、四、五日かかるわけですよ。今回、予定表見ると三日間、29日から三日間って形だったんですけども、例えば18名を行くのであれば、執行部の皆さんについては3班くらいですか、に分かれてそれぞれ見ていくという格好になってると思うんですけど、議員が一日で見るところは一日で完結できる、全て見られるという形は初日だけ、開始式が重要という形なんではないでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） お答えさせていただきます。

私どもは議会事務局のほうから、総勢20名ということで、積算ということで今回補正をさせていただいております。詳細については、当然、行程を積み上げなければこの積算が出てきておりませんので、今御指摘があったようなことも、議会事務局、議会の皆様の中で御相談をいただいた上で、そのような方法がよければ、その予算枠内の中で十分動けるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なし。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、議案第64号の討論から行います。議案第64号については修正案が提出されておりますので、原案に賛成者の発言から行います。

海野隆君。

○9番（海野隆君） これ、原案に賛成ですよ。

○議長（吉田憲市君） はい、そうです。

○9番（海野隆君） 確認しないと。

私はね、先ほどの議論を聞いていても、本来この修正案はね、議会の中でね、もうちょっともんで出すべきじゃないかなと思いますが、いずれにしても私はね、議会全体として、初めて——。前回の国体ではですね、阿見町は会場になりませんでしたので、初めて今回国体を開催すると、こういうことですし、やっぱりね、議員は町民の代表なんだと。やっぱり盛り上がりに若干欠けているというような、全体として欠けているっていうこともあるので、我々もこうやってシャツを着てね、一所懸命盛り上げようとしてる。

そういう中で、実際、議員が直接会場に行って、ルールやその他ね、もてなし方、いろんなことを学んで、それで我々顧問にもなっている、あるいはある議員は理事にもなっている、そういう中で、議会としても今回の国体を成功に導くということで、ぜひともこれは議会全体と

して、議会として行くということで原案に賛成したいと思います。

○議長（吉田憲市君） 12番川畑秀慈君に申し上げます。

議会中は議長の許可を得ずに自席を動かさないでください。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案に反対者または修正案に反対者の発言を許します。

〔「これ一緒にやるのよくないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） やります。

久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 私は修正案に反対を討論をいたします。先ほどいろいろ話を聞いても、議員は決められた税金をどう使うかが一番大きな目的。全くそのとおりです。

それで、視察に行くというのは勉強に行くわけですよね。勉強に行くということは、こちらがどういう思いを持って行くのか。先ほども言いましたように、委員会でも何でも、遊びに行くんだと言えればそれは遊びですから、本人がそう思っていれば。けども、こちらがきちんと阿見のセーリングを成功させるためには我々議員は何ができるんだろうかと、そういう思いを持って行けば、当然これは視察になるわけですよ。

今ここでやってんのは、みんながそういう思いを持って、阿見のセーリングを成功させるためどうやっていけば成功するんだろうか、一人ひとりがいろんな、そういうことを思って視察に行くと、そうすれば得るものはあると思ってます。そうすれば、当然、私は百何万のお金は無駄ではないと。それで阿見のセーリングを成功させると、そういうことが大切だと思っています。だから、行かないということには反対です。

○議長（吉田憲市君） ほかに発言ございませんか。

栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 反対ですか、賛成ですか。

○議長（吉田憲市君） 原案に反対者または修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） ほかになければ、次に原案に賛成者の発言を許します。

64号の全議案です。理解できませんか。64号について、今、討論を許しております。

〔「修正案の賛成者は」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 修正案の反対者の発言を許しました。それで討論がありませんでしたので、次に移りました。

原案に賛成者の発言を許します。

永井義一君。

○8番（永井義一君） この64号の原案に賛成の発言、最初やったと思ったけども、まあいいか、やります。

私、総務常任委員会でも同じような発言をさせていただきました。その中で、私も実行委員会の常任委員としてやっているわけなんですけども、各議員、議員という立場の中で、いろんな視察する、先ほど建石室長も言ったように、現地に行って、近隣でほかの競技もやってるって話がありましたよね。私たちは競技を見に行くっていうよりも、どういう形で町が、高浜町がやってるか、またはその隣の小浜であったらどういう形でやってんのか、それをどう町民にフィードバックさせてるのかっていうところをね、やっぱり見ていく。もちろん、セーリングの競技ももちろん見るわけですけども、ですから、その裏側を見てくっていう感覚だと思うんですよ、視察に行くわけですから。

とにかく、それで私たちも、ほかの議員、顧問という形もありますけれども、実際、来年の国体になったときに、じゃあ私たちは何もしなくていいのかっていうと、そういう関係じゃあもちろんないと思います。ですから、国体までの間にいろんなこと、自分たちの支持者の人たちに話をするなり、ニュースを出したりするなり、いろんなことがあるかもしれません。ですから、私はこういったところで、総務常任委員会の中でもこの原案に対しては賛成しました。ですから、今の話で賛成討論にします。

○議長（吉田憲市君） ほかに賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） なければ、次に修正案に賛成者の発言を許します。

紙井議員。

○14番（紙井和美君） 私は、議案第64号の修正案に対して賛成の立場から、そして原案に対し反対の立場から討論を申し上げます。

議案第64号、平成30年度阿見町一般会計補正予算の中には、医療費無料化の拡大となる954万3,000円、また、保育士等処遇改善助成金1,980万を初め学校施設の整備事業やスクールカウンセラーの配置拡充など、ほかにも町に活性化させる多くの重要な案件が盛り込まれております。したがって、速やかに補正予算を通し、平成30年度の事業をスタートさせなければならないと考えております。

しかしながら、総務常任委員会でも御質問申し上げましたとおり、1点だけどうしても賛成できない案件があります。8ページの議会活動費の中の旅費118万5,000円及び議会事務局費9万5,000円についてであります。また、有料道路通行料2万7,000円、これは一見予算書を見ただけではわかりませんが、先ほど来話がありますとおり、去る9月29日に開催されます

国体の視察に二泊三日で行くという内容のものでございます。また、議員1人に対して6万5,000円、計18名分。そこに議会事務局も随行することになり、その費用9万5,000円、そして有料道路通行料2万7,000円、計130万7,000円というものでございます。

皆様御承知のとおり、茨城県の国民体育大会においては、前回行われました1974年から44年ぶりの開催でございます。ましてや、今回はここ阿見町でセーリング競技が行われるとあり、何としても成功させたいと誰もが願うところであります。したがって、成功を願い、職員や関係者がほかで行われているその場所に行って研究することは必要であると考えております。

しかしながら、議員が18名もこぞって税金を使い、参加することが果たして住民の理解得られるとは到底考えられないと思っており、県内開催地のほかの市町村の議員の方々にも確認をいたしましたところ、議員が全額公費を使って国体を見に行くなど全く理解ができないとの御意見でございました。

町長は多くの公約を掲げてこのたび当選を果たされ、また町政運営に力を注ぐお気持ちでいらっしゃるのであれば、阿見町公明党といたしましても、その予算はほかに優先順位の高い教育や福祉に使うべきであると考えております。18名の中には、実際に早くから自費で計画していた方もいらっしゃいます。今回の視察内容を見れば、自費で行くのが妥当であると考えますので、原案に反対し、この部分を省いた修正案に賛成し、私からの討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかにございませんか。

栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 私も修正案に対して賛成ということで、意見を述べさせていただきます。

皆さん御案内のとおりですね、議会、または委員会の行政視察の目的は、議会または委員会が抱える行政の諸課題の解決、または事務事業の比較と調査、政策研究のための先進的な取り組みを実施している他市町村の視察に参ります。今回の行政視察の決定方法、5月23日にペラ1枚の紙が出て、その予算、行程、視察地選定、これは本当に正しいものだったのかどうか、これは手順どおりに決定されたものなのかどうか、この喫緊性、緊急性、必要性については、考えざるを得ません。

このような130万円の高額な公費による行政視察は、到底町民の理解は得られないと思いますので、修正案に対して賛成をいたします。

○議長（吉田憲市君） ほかに。

川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 私もこの修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私、この議会活動費、この内容、多くの町民の方々と話し合いをしてまいりました。多くの方が、視察の内容、行程、旅費に関して疑問の意見を述べられました。これは当然であると思います。近隣の自治体においても、全議員が公費で参加するという自治体は私は聞いておりません。私自身も、この議会活動費130万7,000円の予算計上に大いなる疑問を持たざるを得ない。

議員が国体視察をするのは、これは自由であります。二泊三日で1人当たり6万5,000円の血税を使う意味があるかどうか、それを議会で審議する、それが大事になってくると思います。これは見方によれば、視察の名目で京都二泊の観光旅行であると言われかねないと思います。税金を使つての視察研修は、これから町の財政が逼迫してくる中、どうしたら持続可能な町にできるか、また、高齢者の問題、子供の貧困の問題等、まさに住民福祉充実のための視察研修を行うべきであると考えております。

多くの方は、こんなことに税金を使うのはやめてくれ、このように言っておられました。公明党は、大衆とともにをスローガンに掲げ政治活動を続けてまいりました。これらの声を真摯に受け止めれば、国体視察に税金を使うことを認めるべきではない、それゆえに修正案に賛成をいたします。

○9番（海野隆君） 議長、動議。

○議長（吉田憲市君） 海野隆君。

○9番（海野隆君） 川畑議員は、聞き捨てならない、その発言をいたしました。観光旅行だなんて、あなたのそれ勝手な思いでね、こういう発言は許せません。これはぜひね、何だ、懲罰委員会か、今の発言をまず訂正、取り消しを動議として提出します。

○議長（吉田憲市君） ただいま、動議の発議がございました。賛成の諸君はおりますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 動議は成立をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。議会の再開は1時ちょうどといたします。

午後 0時05分休憩

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き、会議を開催いたします。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立少数であります。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題としないことに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。議会の再開は13時15分といたします。

それでは、議運長にお願いいたします。ただいまの動議に対する議運を開催してください。

午後 1時01分休憩

午後 1時15分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開催いたします。

ただいま、議会運営委員長のほうから御報告がありました。本動議に関しては、追加日程第1として、日程第5の後に追加いたします。

議案第64号について、次の修正案に賛成者の発言を許します。

柴原議員。

○15番（柴原成一君） この130万7,000円については、財政調整基金を繰り入れてることかと思えます。町長が常々おっしゃっております、財政足りないというような中で、わざわざ財政調整基金を繰り入るというものはいかがなかとします。なおかつ、国体推進室では平成23年からずっと研究・研修を重ねてここまで来ましたので、私たち議員が行く必要はないと思ひ、修正案に賛成いたします。

○議長（吉田憲市君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

次に、議案第65号から議案第70号についての討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

まず初めに、議案第64号から採決をいたします。採決の順序は、初めに修正案を採決し、次に修正案の部分を除く原案を採決いたします。修正案が否決の場合には、原案について採決をいたします。

まず、修正案について採決をいたします。

修正案について、賛成の諸君は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 可否同数であります。地方自治法第116条第1項の規定により、議長が採決をいたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 議長が採決いたします。

議長は否といたします。よって、本案は否決することに決しました。

修正案が否決されました。これにより、採決いたします議案第64号について、原案どおり可決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第65号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第65号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第66号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第66号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第67号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第67号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第68号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第68号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第69号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第69号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第70号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第70号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第71号 竹来中学校校舎設備改修工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、議案第71号、竹来中学校校舎設備改修工事請負契約についてを議題といたします。

本件については、去る6月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第71号、竹来中学校校舎設備改修工事請負契約について、質疑を許しましたところ、竹来中学校のエアコン工事ですが、来年の夏ぐらいからエアコンは稼働する予定なんですかという質疑があり、それに対し、今年度末までに全て工事を完了いたしまして、来年の夏は素晴らしい環境での勉学に励んでいただけたらと思いますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第71号、竹来中学校校舎設備改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会での決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案者に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第71号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第72号 財産の取得について（消防団第9分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、議案第72号、財産の取得について（消防団第9分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

本件については、去る6月5日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 先ほどに引き続き、議案第72号、財産の取得について（消防団第9分団消防ポンプ自動車購入）について、質疑を許しました。

当初予算の備品購入費がポンプ購入に当たるのかの質疑に対し、1,482万8,000円、今回購入する予定の金額でございますとの答弁です。

今回の入札書取書の中で、3者が予算オーバーしてるんです。今年度の予算を知らないで、それとも全然調べないで入札したのですかとこの質疑に、入札の結果で、予算書を見て見積書をつくっているわけでないと思います。こちらの予算額をオーバーするということはありませんかという、そうではないというふうにするとの答弁です。

業者は町が幾らの予算を組んでいるのか事前に調べないのかという質疑に対して、委員長である私は、そのようなことは業者に聞いてほしいと申し上げたんですが、執行部から答弁をいただきました。入札する側じゃないと正確なところはわからないとの答弁でした。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なく、採決に入りました。議案第72号、財産の取得について（消防団第9分団消防ポンプ自動車購入）は、全委員が賛成し、原案どお

り可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案者に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第72号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

次に、日程第5、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

議員の発言取り消しに対する動議

○議長（吉田憲市君） 続きまして、追加日程第1として、直ちに本動議の件を議題といたします。

提出者から、動議提出の説明を求めます。

9 番海野隆君，登壇願います。

〔9 番海野隆君登壇〕

○9 番（海野隆君） それでは，私から動議提出の理由を申し上げます。

先ほど，12番川畑秀慈議員が討論の中で，今回の国民体育大会議会での視察，このことについて観光旅行であると，このような発言をいたしました。

このことについては，執行部も，それから議会も含めた今回の予算に関する認識と大いに異なり，川畑秀慈議員自身は今回の予算について観光旅行というふうに認識していることがよくわかりましたが，しかし，そのことを断定して議会で行うということについては，議会としてはこれはとても容認できません。したがって，この発言の取り消しについて求めたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

柴原議員。

○15 番（柴原成一君） 今，海野議員は，観光旅行であると発言したとおっしゃいました。私が聞く限りでは，観光旅行と言われかねない，そのように言われたんでないでしょうか。観光旅行であると断言はしておりません。その点，どのように海野議員は考えてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

海野隆議員。

○9 番（海野隆君） 観光旅行というふうに申したと思います。

○議長（吉田憲市君） 柴原成一議員。

○15 番（柴原成一君） 観光旅行と言われかねないと聞こえませんでしたか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

海野隆君。

○9 番（海野隆君） 観光旅行というふうに申したと思います。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

倉持松雄議員。

○17 番（倉持松雄君） 観光旅行と言われかねないと，このように聞こえました。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

〔「議事録あっぺよ」「議事録あげてもらったら」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 野口雅弘議員。

○7番（野口雅弘君） 議事録上げてもらうのが一番早いですけど、戻せないですかねその部分。実際できれば、そうしてもらえればありがたいです。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

海野議員。

○9番（海野隆君） 観光旅行というふうに言ったと思います。その後、どのような文言が付いたかどうかは別として、観光旅行と。観光旅行ではないんですよ、これ。

○議長（吉田憲市君） 佐藤幸明議員。

○18番（佐藤幸明君） 当議会は井戸端会議じゃない。議事録が録ってるわけだ。テープに録ってるわけだ、そこを確認して報告してもらったらいいいでしょう。言った言わない言ってるってしょうがねえんだ、これは。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩をいたします。議会の再開は、13時45分とします。

午後 1時34分休憩

午後 1時45分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩前の、佐藤議員の質問に対する事務局の調査報告がございました。

議長のほうから御報告申し上げます。

川畑議員の修正案賛成討論の中で、「観光旅行であると言われかねないと思います」ということがテープに入っておりました。

以上です。

ほかに質疑。

倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） そういう証拠が入っていたとすれば、謝罪をしてもらったほうがよろしいんじゃないですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの、質問じゃないね、要請ですか。動議ですか、要請ですか。

○17番（倉持松雄君） 要請。

〔「断るべきだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） それでは、海野議員、ただいまの結果に対して御意見ありますか。

○9番（海野隆君） 謝罪はしません。なぜならば、観光旅行という言葉は明確に言っているということがはっきりしたからです。観光旅行じゃないんですよ、これは。視察なんです。研修視察なんです。こういう意味から私は謝罪はしません。

しかも、観光旅行という言葉が明確に入ってたということも事実でございますので、残念な

がら倉持議員の要請には答えられないということにしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

紙井議員。

○14番（紙井和美君） 議長にお伺いしたいんですけれども、観光旅行と言われかねないのその前の文言、見方によればって言ってなかったでしたっけ。

○議長（吉田憲市君） 議長のほうから報告をいたします。

読み上げます、その部分。「これは見方によれば、視察の名目で京都二泊の観光旅行であると言われかねないと思います」という発言がありました。

紙井議員。

○14番（紙井和美君） 海野議員に申し上げますけれども、見方によればということ、ある意味という意味がありますよね。そういったことから、本人が観光旅行だと断言しているというふうに話をすり替えるのは、それはいつもの常とう手段ではないかというふうに考えますけれども、観光旅行と本人は断言しておりません。見方によれば、ある意味、観光旅行と捉えかねないというような話でしょう。それをほかにすり替えて、そのように言ったと誘導していくやり方はいかがなものかと思いますが、御答弁願います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

提出者海野隆議員。

○9番（海野隆君） これ、このやり取りを延々とするんですか。延々としてもいいですけど。

京都二泊三日の京都の観光旅行ととられかねないと。これ、おかしいじゃないですか、そもそも。観光旅行じゃないんだから。研修視察でしょう。こんなに明確なのに、どこで観光旅行って書いてあるんですか。だから、紙井議員が言ってることについては、私はうんとは言えませんが、このやり取りを延々としても意味がないんじゃないかと思いますよ。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） そろそろ終結したほうがいいと思いますけども。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

久保谷実議員。

○16番（久保谷実君） いろいろ今話を聞いてても、先ほど私言ったように、行く人の思いがどんな思いかっていうことが一番大事なんだよね。そうなれば、観光旅行という単語だな、これな。単語が入ってくると自体が俺はおかしいと思う。行く人の思いだから。私たちは視察に行つて、阿見のセーリングを成功させるんですよと、そういう思いがあれば、観光旅行という言葉出てくること自体が俺は納得できない。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

提出者海野隆君。

○9番（海野隆君） 私は今の意見に全く同感をいたします。もともとそういう気持ちが必要なければ、そういう言葉自体が出てこない。これ、あくまでも研修視察なんですから。しかも、阿見町におけるセーリングの競技を成功させるためにみんなで行ってこようというのが趣旨ですから、本人にその気持ちが必要なければ、そういった観光旅行って出てこないんですよ。私は、今、久保谷議員が言ったことに全面的に賛同します。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なければ、これをもちまして質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発言の取り消し動議については、会議規則第39条3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 次に、原案者に賛成者の発言を許します。

永井義一君。

○8番（永井義一君） 先ほどの質疑の中で、久保谷実議員がおっしゃったことと私も同じだと思うんですけども、仮に観光旅行と言われかねないという話があったと。これは総務常任委員会の中でも、紙井議員からの同じような質問があったと思うんですよ。

私は、仮に町民の方からそうもし言われたときに、いや、そんなことはない、これは観光旅行じゃなくて視察なんですよってちゃんと言うのが議員だと思うんですよ。ですから、そういったことを考えれば、私はこの今のやり取りの中で、観光旅行じゃないですかって町民の人から言われた場合には、それはもうきっぱりそれはおかしい、議員としてはそんなことはないんだよって言うのが議員っていう立場だと私は思うんですよ。

ですから、そういったこと考えてね、私は今これで賛成討論をいたします。

○議長（吉田憲市君） ほかにございませんか。

〔「反対討論してもいいですか」「もう終わったよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 賛成の討論です。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、起立により採決をいたします。

ただいまの発言修正の動議に賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 済みません、もう一回起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） 起立少数であります。よって、発言取り消しについての動議は否決されました。

閉会の宣告

○議長（吉田憲市君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここに全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、平成30年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 田 憲 市

署 名 員 紙 井 和 美

署 名 員 柴 原 成 一

参 考 资 料

平成30年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第57号 議案第64号 議案第72号</p>	<p>阿見町町税条例等の一部改正について 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 総務常任委員会所管事項 財産の取得について（消防団第9分団消防ポンプ自動車購入）</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第68号 議案第69号 議案第71号</p>	<p>阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 阿見町国民健康保険条例の一部改正について 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成30年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成30年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 平成30年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 竹来中学校校舎設備改修工事請負契約について</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第64号 議案第66号 議案第67号 議案第70号</p>	<p>平成30年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成30年度阿見町公共下水道事業会計補正予算（第1号） 平成30年度阿見町農業集落排水事業会計補正予算（第1号） 平成30年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成30年3月～平成30年6月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	4月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回臨時会会期日程等について ・その他
	5月29日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回定例会会期日程等について ・その他
議会だより 編集委員会	3月29日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第156号の発行について ・その他
	4月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第156号の発行について ・その他
	5月17日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議員出欠一覧に係る掲載内容の検討について ・その他
議会報告 運営委員会	5月7日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度までの活動と議論について ・今年度の委員会の方針について ・次回開催日程及び今後のスケジュール
	5月23日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の運営について ・その他
全員協議会	4月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年第2回臨時会における常任委員会委員等の選出方法について ・その他

全 員 協 議 会	4月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会選出の監査委員の選出について ・ 常任委員会委員の改選について ・ 議会運営委員会委員の改選について ・ 一部事務組合議会議員の選出について ・ 議会だより編集委員会委員の選出について ・ その他
	4月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第74回国民体育大会セーリング競技会の進捗状況について ・ 原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定締結について ・ あて職について ・ その他
	5月23日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町長政策公約の取組状況について ・ 行政組織機構の見直しについて ・ 阿見吉原土地区画整理事業地区（西南工区）町界町名地番整理事業について ・ 6月補正（肉付け）予算について ・ 指定廃棄物の保管強化について ・ 阿見町特別養護老人ホーム整備事業者の公募について ・ 阿見町保育士等処遇改善助成金について ・ 阿見町国民健康保険条例の一部改正について ・ 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について ・ 阿見町医療福祉費支給に関する条例の

全 員 協 議 会	5月23日	全員協議会室	<p>一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿見町国民健康保険「データヘルス計画（第2期）」及び「特定健康診査等実施計画（第3期）」の策定について ・阿見町災害時保健活動マニュアルの策定について ・阿見町プレミアム付き商品券事業について ・阿見町新入生入学祝い品事業について ・その他
-----------	-------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
稲敷地方広域市町村圏事務組合	5月25日	<p>第1回臨時会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防ポンプ自動車の取得について ・ 化学消防ポンプ自動車の取得について ・ 高規格救急自動車の取得について ・ 専決処分の承認を求めることについて（稲敷地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について） ・ 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）） ・ 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計補正予算（第2号）） ・ 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について） 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p>	<p>平岡 博 樋口達哉 石引大介</p>